

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

No.
68

2016.09

法務省法務総合研究所国際協力部報

巻頭言

- 1 法総研所長に着任して 法務総合研究所長 佐久間達哉

寄稿

- 5 法制度整備支援と「ビジネスと人権に関する国連指導原則」—すべては人々の権利のために—
日本貿易振興機構アジア経済研究所 新領域研究センター 法・制度研究グループ長 山田美和
18 東ティモール社会における調停の発展可能性 大阪大学大学院法学研究科教授 仁木恒夫

特集 【法制度整備支援に携わる通訳からのメッセージ】

- 25 はじめに 国際協力部教官 伊藤 淳
26 カンボジア民法・民事訴訟法における翻訳の問題点及び将来に対する展望
クメール語通訳 (JICA研修監理員) スワイ レン
32 カンボジア法整備支援プロジェクトの研修監理員・通訳として クメール語通訳 (JICA研修監理員) 天川芳恵
37 ネパールとネパールの人々 (下) ネパール語通訳 (JICA研修監理員) 野津治仁

外国法制・実務

- 43 [ベトナム] 2015年ベトナム民事訴訟法の概要 JICA長期派遣専門家 酒井直樹
49 [ラオス] 2015年ラオス憲法改正の要点 JICA業務調整専門家 川村 仁
69 [カンボジア] カンボジア民法の紹介～危険負担～ JICA長期派遣専門家 辻 保彦
72 [ミャンマー] ミャンマーの民事裁判における当事者主義(1) JICA長期派遣専門家 小松健太
75 [インドネシア] インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクトの思い出とその後のソフトな法整備支援
前学習院大学法学部教授・弁護士 草野芳郎
87 [ネパール] 新たな民法の制定に向けて～ネパール法整備支援の現場から(1)～ JICA長期派遣専門家 長尾貴子
91 [中国] 中国行政訴訟法の改正条文等について(1) JICA長期派遣専門家 白出博之

活動報告

【会合】

- 115 法整備支援へのいざない 国際協力部教官 松尾宣宏

【国際研修・共同研究】

- 128 第17回日韓パートナーシップ共同研究 (日本セッション) 国際協力部教官 大西宏道
133 ミャンマー法整備支援プロジェクト第7回本邦研修 国際協力部教官 野瀬憲範
139 ミャンマー現地セミナー (和解・調停) 国際協力部教官 野瀬憲範・横山栄作・東尾和幸
143 インドネシア法・司法人材育成強化共同研究 国際協力部教官 石田正範

【海外出張】

- 149 法務大臣インドネシア共和国訪問 国際協力部教官 石田正範

【部内研修】

- 154 法制度整備支援活動の対象国に係る政治、社会、文化等の情勢及び言語に係る研究会
(ビルマ (ミャンマー) 及びインドネシア) について 国際協力部教官 大西宏道
155 知的財産制度に関する部内勉強会 国際協力部教官 野瀬憲範

【来訪】

- 156 大阪大学法学部学生らによる国際協力部訪問 国際協力部教官 松尾宣宏

【講義・講演】

- 157 法務事務官 鎌田真梨子

専門官の眼

- 159 国際協力専門官 岸田俊輔

各国プロジェクトオフィスから

- 163 ベトナム長期派遣専門家 川西 一 カンボジア長期派遣専門家 辻 保彦 ラオス長期派遣専門家 須田 大
ミャンマー長期派遣専門家 小松健太 インドネシア長期派遣専門家 間明宏充

編集後記

- 166 法務事務官 鎌田真梨子

法総研所長に着任して

法務総合研究所長

佐久間 達 哉

1 はじめに

この度、国際協力部（ICD）を所管する法務総合研究所（法総研）の所長を務めることになりました。2011年から2年間、同じ法総研傘下の国際連合研修協力部が運営する国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI、アジ研）の所長を務めましたが、ICDが行っているような法整備支援の仕事に関わるのは今回が初めてです。関係者の皆様には御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、着任から1か月余でこの原稿を書いています。阪井ICD部長からブリーフを受け、いくつかの本邦研修で表敬訪問に訪れた研修員の方たちと接した程度で、未だ法整備支援について格別の経験ありません。そこで、最近感じたこと、これまで考えてきたことの中から法整備支援に関連しそうなことをいくつか取り上げて、御挨拶に代えたいと思います。

2 ボアソナードと鶴田皓

法務省大臣官房司法法制部が発行する司法法制部季報142号（2016年6月）に、中央学院大学法学部講師の高田久実氏が、「拷問制度と旧刑法典の編纂—偽証と誣告の狭間に—」と題して、明治15年（1882年）施行の旧刑法典の立案に際し、その草案を起草した“日本近代法の父”ボアソナードと日本人編纂委員であった司法省官吏の鶴田皓の偽証罪と誣告罪の法定刑の在り方を巡る応酬についての論考を寄稿されている。

ごく大雑把に応酬の経緯を紹介すると、当初、ボアソナードが誤った裁判に直結する偽証（陷害という人を罪に陥れる類型のもの）を誣告よりも重く罰すべきであるとしたのに対し、鶴田は両罪は似た罪であり、誣告の方がより計画的ですらあるなどとして、両罪を同等か、むしろ誣告を重く罰すべきであるとして対立した。途中、ボアソナードは、両罪を同等か、むしろ誣告を重く罰する方向に迷う姿勢を見せたものの、再び偽証重罰説に戻って対立した後、結局、両罪は同質でその刑を区別することは困難などとして両罪の法定刑を等しくするという鶴田の提案に応じたというのである。

高田氏の論考は、両者の意見の対立が、両者の裁判観の相違や当時未だ公式の制度として生きていた拷問に対する姿勢（直ちに廃止すべしとするボアソナードに対し、鶴田は廃止を是とする一方で、すぐには変わらない現状を前提にしていたようである。）に影響されたものであることを指摘して興味深い。同時に感心したのは、ボアソナードの相手の意見に耳を傾ける誠実さ・柔軟さと鶴田の臆せず信ずるところを述べ、相手を説得する器量である。近代法整備を急ぐ明治政府に請われてパリ大学の教職を捨て法律顧問として来

日したボアソナードが当時政府内で絶大な影響力を誇っていたのに対し、鶴田は、中国法を学び、維新後に中国律等になった刑事法の編纂に携わったとはいうものの、近代法に関しては司法省調査団の一員として渡仏した際にボアソナードの講義を受けたほかに見るべきものもないことを考えると、二人の応酬は稀有の出来事のように思われる。

我が国の法整備支援がモットーとする対象国のオーナーシップの尊重は、このような経験にも裏打ちされたものであろうか。

3 法制度の実相

外国法に関しては、成文法の字面を理解・比較するだけでも苦勞することが多いが、ましてや実際にそれがどのように運用されているかを知るのは至難の業である。1993年から3年間、米国ワシントンD.C.の日本大使館に書記官として勤務したとき、私はこれを実感した。

当時、D.C.は何年かに一度単位人口当たりの殺人事件の発生率が全米一になるような極めて治安の悪い都市であり、地元紙のワシントン・ポストがなぜD.C.の治安がかくも悪いのかをシリーズで検証した。その中にポストの記者が当直勤務に就く警察署の刑事のペアに同行取材した記事があった。切り抜きをなくしてしまい、何度も思い返す中でディテールは相当に怪しくなっているが、夜、ある通りに死体が転がっているという通報を受けて刑事たちが現場に急行し、二人で初動捜査に当たっていると、いくらしないうちに署から連絡があり、次の殺人現場に行くよう指示され、このようなことの繰り返しで、二人の刑事が一晩の内に何件もの殺人事件に対応しなければならない現実を伝えていた。これを裏付ける統計なども添えられていたように思うが、要は初動捜査もままならないほどの圧倒的なリソース不足を指摘したものであり、殺人事件があれば鑑識課員を含め大勢が出動して初動捜査に当たる日本の捜査風景を見慣れた目には一種のカルチャーショックであった。ラフ・ジャスティスといわれるような刑事司法の運営がなされていることは渡米前から側聞していたし、一般に無期以下の刑に関するえん罪についてはほとんどニュースにもならない米国社会の裁判観も滞在中に知り（私がD.C.に滞在した3年間にえん罪関連のニュースで目にした唯一のものは、無期徒刑を受刑中の男性が他の男性受刑者から性的被害を受け、HIVに感染させられた後、無実であることが判明して恩赦により釈放されたという、言わば二重の災難に遭った事例であった。）、それがなぜなのか疑問に思っていたが、その核心に触れた気がした。特に治安の悪かったD.C.の話であり、一般化には慎重でなければならないとしても、膨大な事件に対応すべき捜査側のリソースの不足は証拠の不足につながり、検挙率を低迷させるが、それにとどまらず、犯罪、特に凶悪事件の犯人を検挙・処罰すべしとの社会の欲求は、犯罪が多いことによって高まりこそすれ、低くなることはないから、結局、有罪立証のハードルを下げてえん罪の発生を増加させることになるのだろうと考えた。以来、現実に刑事司法制度を規定していく要因に興味を覚えるようになった。

内容も証拠の状況も千差万別な膨大な数の事件について、有罪立証のハードルの高低を

実証的に明らかにすることは極めて困難だが、帰国後いつ頃のことだったか、米国の死刑制度を扱う NGO、Death Penalty Information Center のホームページで、米国で死刑制度が停止中であった 1973 年以降（米国では、1972 年の連邦最高裁判決ファーマン対ジョージアで少なくとも死刑の宣告（手続）が恣意的だとして違憲とされたことにより、各州の死刑制度は事実上停止し、その後判決に沿って改正された州法が 1976 年に連邦最高裁により合憲とされたことにより再開された。）、無実であることが判決確定後に判明して州知事の恩赦等により釈放された死刑囚が 100 人以上に上ることを知った（現時点では 156 人にまで増加しており、2000 年代に入ってから、DNA 型鑑定の導入等により釈放のペースがそれまでの年約 3 人から年約 5 人に増えている。）。日本でも第二次世界大戦後の 10 年間に起きた 4 事件で死刑囚 4 人の再審無罪が確定しており、事件数の差も考慮に入れなければならないが、米国の場合は比較的新しい判決に関するものが少なからず含まれていることなどにも照らすと、米国の有罪認定の実情を示すものと考えられ、意を強くした。

結局、一国の法制度は、法律の中身はもちろん、これを運用する法曹その他の人材や法制度を支える様々なリソースが揃って初めて十全なものとなるのであり、法整備支援において、法曹の養成に力が入れているのは極めて重要なことであると思う。さらに必要なリソースの投入を可能とする経済的発展に法整備支援関係者も留意する必要があるということであろうか。

4 司法機関の汚職

法整備支援の対象国は、おしなべて汚職の問題が深刻であり、発展を阻害する要因となっている。捜査機関を含む司法部門もその例外ではなく、裁判所の汚職が最も深刻と考えられている国すらある。法の支配の実現を目指す法整備支援にとっても重要な関心事である。

日本と国連の協定により設立された刑事司法研修機関である UNAFEI では、国連腐敗防止条約の採択・発効等を踏まえ、毎年、汚職防止刑事司法研修や東南アジア諸国のためのグッドガバナンス・セミナーを開催しているが、それらを通じて、東南アジアには汚職対策の成功例としてシンガポールと香港の取組があり、この二つにならって汚職摘発と防止のための独立機関を設ける国が多いことを知った。シンガポールでは 1967 年に、香港では 1974 年にそれぞれこのような独立機関が設置されているが、いずれもそれまで慣行として賄賂の授受が行われていたような汚職まみれの社会を、積極果敢な摘発と様々な予防措置の構築、効果的な教育・啓発で比較的短期間に改善したとされ、2015 年の Transparency International の Corruption Perceptions Index においても、シンガポールが 8 位、香港が日本と並んで 18 位とクリーンな方に位置付けられている。

独立機関を設置するのは、汚職摘発の役割を期待される警察自身もまた汚職にまみれており、かつ、権力者を摘発することが期待できないからであるが、講師として香港等から招いた独立機関幹部によれば、成否を分ける最も重要な要素は政治的意思であり、政府がどれだけ本気で汚職と戦うつもりかが鍵を握るとのことであった。シンガポールも香港も格別資源・産業を持たず、交易と金融で発展を図るためには汚職を制することが不可欠で

あるとの自覚に基づく政治の強いリーダーシップがあったということであろう。

ところで、日本は相対的に汚職の少ない社会であり、特に選挙に金のかかる政治家を除く一般公務員の汚職は希なものと考えられているが、これも必ずしも所与のものではなかったようである。警察大学校長を務められた田村正博氏から伺ったところによれば、日本でも明治時代には警察官の不正が多かったそうで、1年間に警察官の約5%が懲戒免職になった県もあり、汚職をしないと家族を養えないため妻帯者は採用しないところもあったようである。警察学校の教官として招いたドイツ人から汚職を減らすためには給与を他の公務員より高くし恩給制度を設けるべきだとの提言があったが、第二次世界大戦前は実現せず、戦後の公務員給与制度改革の結果としてこれらを実現して、警察官の汚職が減ったというのであり（警察学論集 65 巻 9 号 108 頁にも紹介されている。）、我々も自分たちで思ったがるほどには倫理的に優れているわけではなさそうである。

してみると、対象国の汚職の深刻さを示すエピソードなどを聞かされる度に暗澹たる気持ちになるが、それらの国においても汚職の少ない社会や司法を実現することは我々が考えるほど絶望的なものではないのかもしれない。

5 法整備支援のキャリア

法務省では、裁判官からの転官者を含め、検事を国際協力機構（JICA）の長期専門家として法整備支援の対象国に派遣している。現在、ベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシアに合計7名を派遣しており、ミャンマーが交代期間中である。

これらの専門家は、2年前後の任期で、現地で法律アドバイザーとしてプロジェクトを実施する対象国の機関に各種助言活動を行うほか、法制度の実情調査、必要な支援の企画・立案、関係機関との連絡・調整、現地ワークショップでの講演等の業務を行っており、言葉の問題も含め、任務と生活の両面で苦勞することが多いはずであるが、極めて面白かったと振り返る者が多く、再度の派遣を希望する者も少なくない。前例も手本もない中で、自分で考え、自分の裁量で仕事を進めていく醍醐味が諸々の苦勞を補って余りあるのではないか。各自のパフォーマンスを客観的に計る指標はないが、おおむね対象国からも評価されているようであり、少なくとも本人が伸び伸びやっていることは間違いなさそうである。

このような経験は自ら考えて行動する力を鍛え、自らの職分を外から見る機会を与えて若い検事達を法曹として一回り成長させるが、他方で、検察の現場に戻ると外にいたときほど伸び伸びと力を出しきっていないのではないかと思われる例もまま見られる。これは他の機関への出向者にも見られるが、もとより職務の性質上ある程度裁量の幅が小さくなるのは致し方ないとしても、必要以上に細かな介入をしてタガをはめ、活力を殺していないか、あるいは三ヶ月章博士が、日本の法律家は日本独自の特殊な環境の下でそれぞれの「蝸壺」の中に安住して己のプロフェッションとしての責任の磨き上げが足りない指摘されたように（ICD NEWS 第3号巻頭言）、検察もまたその弊に陥っているのではないかについて、十分自省する必要があるように思う。また、長期専門家等として活躍した経験をいかすことができるキャリア・パスの在り方も考えていく必要があるだろう。

法制度整備支援と「ビジネスと人権に関する国連指導原則」 —すべては人々の権利のために—

日本貿易振興機構アジア経済研究所

新領域研究センター 法・制度研究グループ長 山田美和

(やまだ みわ)

上智大学法学部国際関係法学科卒業。Georgetown University Law Center (LL.M.) King's College London (LL. M. Law and Development) 法律事務所勤務を経て、アジア経済研究所入所。海外派遣員(バンコク)などを経て2011年より現職。編著『「人身取引」問題の学際的研究』(アジア経済研究所2016年),『ミャンマーにおける「法の支配」』『ポスト軍政のミャンマー』(工藤年博編アジア経済研究所2015年),『新興国・途上国におけるビジネスと人権—国家・企業・市民として』『アジア研ワールド・トレンド』(アジア経済研究所2014年),編著『東アジアにおける移民労働者の法制度』(アジア経済研究所2014年)など。

はじめに

「法制度整備支援に関する基本方針」(以下「基本方針」)において¹、重点実施対象国のひとつとして挙げられているミャンマーは、アジア最後のフロンティアと称され、新興市場として最も日系企業の注目を集めている国のひとつである。2015年秋に総選挙が行われ、アウンサンスーチー率いる国民民主連盟(NLD)が圧勝し、軍歴をもたない文民を大統領とする現政権が2016年3月に発足した。長い間軍政下であり人々の権利が抑圧されてきた同国については、1992年以来、「ミャンマーの人権状況に関する特別報告者」が任命され²、令状なしの拘束、裁判なしの刑の執行、言論の自由の制限、強制労働、児童労働、少数民族への迫害など数々の人権侵害が国連人権委員会、そして2006年に改組された国連人権理事会に報告されてきた。

2013年2月、ミャンマーの人権状況に関する特別報告者(当時)トーマス・キンタナ氏が、ミャンマーへの視察に先立って、日本を訪れ、外務省、経済産業省、国際協力機構(JICA)などと意見交換を行った。ミャンマーに対し大規模な支援そして投資を行おうとしている日本の政府関係者にキンタナ氏が示したのは、『ビジネスと人権に関する国連指導原則』(以下「指導原則」)であった。なぜミャンマーの人権状況に関する特別報告者が、日本の開発援助関係者との意見交換を求めたのであろうか。そして同報告者が示したものは何であろうか。

本稿では、指導原則を紹介し、同原則が開発援助なканずく法制度整備支援へ有するインプリケーションを考える。

¹ 「法制度整備支援に関する基本方針(改訂版)」平成25年5月

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/governance/hoshin_1305.html

² Commission on Human Rights resolution 1992/58. 初代報告者(1992年から1996年まで)は横田洋三先生。

1. 『ビジネスと人権に関する国連指導原則』（ラギー・フレームワーク）

(1) 指導原則の沿革

2008年国連人権理事会は、国連「保護、尊重および救済：ビジネスと人権のための枠組み」を満場一致で歓迎した。この枠組みを作り上げた国連事務総長特別代表ジョン・ラギーの名から「ラギー・フレームワーク」と呼ばれている。この枠組みを実行可能にすべく、指導原則が作成され、2011年3月国連人権理事会で日本を含む参加国の全会一致で承認された³。ビジネスと人権に関しては、国連グローバル・コンパクトやISO26000などさまざまな取組みがあるなか、指導原則の重要性は、国連の名を冠し国家代表によって承認されたガイダンスであること、各国政府、企業や業界団体、市民社会や労働者組合、国内人権機関、投資家など多様なステークホルダーからの支持を得たことにある。指導原則は、人権を保護する国家の義務、人権を尊重する企業の責任、そして救済へのアクセスの三つの柱からなる。

指導原則の成立の背景には、約30年にわたる国連における議論の攻防があった。1960年代以降第三世界諸国への先進諸国の企業の進出が始まった。その影響力が増すにつれて、途上国および社会主義国による、多国籍企業の活動を規制する国際基準を求める動きが活発になった。国連経済社会理事会の決議により、1976年に多国籍企業委員会が設置され、1977年に政府間ワーキンググループにおいて多国籍企業に関する国連行動綱領の交渉が開始された。1982年にワーキンググループから委員会に草案が提出されたが、先進国、途上国および社会主義国のそれぞれの主張や思惑の違いは埋まらず、草案は1993年の経済社会理事会の決議をもって事実上廃案となった⁴。一方、国連人権小委員会は、2003年に、企業が国際法および国内法で認められた人権を保障する義務を負い、企業の義務履行を確保するため国連が企業活動を監視する規定を盛り込んだ「人権に関する多国籍企業および他の企業の責任に関する規範」を採択した⁵。これに多くの多国籍企業が本拠地をおく先進国は反対し、草案は翌年の国連人権委員会で承認されなかった。自らにとって好ましい投資環境を求める企業と先進国と、企業に人権保障義務を求める市民社会組織との対立は膠着した。この状況を打開するために、2005年、国連人権委員会は国連事務総長に特別代表ラギー氏を任命するよう要請した。同氏によりビジネスと人権に関する国際的枠組みの形成が図られ⁶、幅広いステークホルダーとの

³ Report of the Special Representative of the Secretary-General on the issue of human rights and transnational corporations and other business enterprises, John Ruggie, Guiding Principles on Business and Human Rights: Implementing the United Nations “Protect, Respect and Remedy” Framework, A/HRS/17/31. 本稿において「ラギー・レポート」と呼称する。本稿における日本語訳は、国連広報センター訳を参考にした。
http://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/hr_council/ga_regular_session/3404/

⁴ 多国籍企業に関する国連行動綱領（United Nations Code of Conduct on Transnational Corporations）の交渉過程については、Karl P. Sauvant, The Negotiations of the United Nations Code of Conduct on Transnational Corporation, *The Journal of World Investment and Trade* 16 (2015) 11-87.

⁵ Norms on the responsibilities of transnational corporations and other business enterprises with regard to human rights, UN Doc.E/CN.4/Sub.2/2003/12/Rev.2 (2003).

⁶ 指導原則の沿革については、菅原絵美「ビジネスと人権に関する国連指導原則の形成と展開」『アジア研ワールドトレンド』No.223 (2014.5) を参照。

対話を重ね、3年後の2008年に公表されたのがラギー・フレームワークである。

(2) 指導原則の三つの柱

指導原則の問題意識は、企業活動と人権の問題の深刻化の根本原因は「ガバナンス・ギャップ」の存在にあるとする。すなわち企業などの経済的アクターがもたらす影響の範囲とインパクトの大きさと、それがもたらす負の側面を適切にコントロールできない社会側の能力にはギャップがある。それをできるだけ少なくし埋めていこうというのが指導原則であり、「この指導原則の規範的貢献は、新たに国際法上の義務を作ることではなく、国家と企業のための既存の基準と慣行が持つ影響を精巧化することにある。それは、既存の基準と慣行を、論理的に首尾一貫したそして包括的な一つのひな型にまとめること、そしてどこに現在の体制で足りないところがあるのか、またいかにしてそれを改善すべきかを明確にすることである」とされている⁷。指導原則において人権を保護する国家の義務は原則1から10、人権を尊重する企業の責任は原則11から24、そして救済へのアクセスは原則25から31に規定されており、全31原則からなる。

指導原則の柱の第一は、「しかるべき政策、規制、及び司法的裁定を通して、企業を含む第三者による人権侵害から保護するという国家の義務である」ということである。

第二は、「人権を尊重するという企業の責任」であり、これは、「企業が他者の権利を侵害することを回避するために、また企業が絡んだ人権侵害状況に対処するためにデュー・ディリジェンスを実施して行動すべきであることを意味する」とされている。企業が人権尊重の責任を果たすためには、人権尊重を盛りこんだ基本方針(トップコミットメント)を表明すること、人権に関する影響を特定・予防・軽減・説明するための人権デュー・ディリジェンスをおこなうこと、そして人権への悪影響を改善するためのプロセスを設置することが明記されている。人権デュー・ディリジェンスとは、企業活動および関係性(value chainなど)の人権に対する影響の定期的評価の実施、評価結果の組織への統合、パフォーマンスの追跡評価、そして外部へのコミュニケーション(報告)という一連を指す。

そして、第三は、「権利を侵害された者が、司法的、非司法的を問わず、実効的な救済の手段にもっと容易にアクセスできるようにする必要があるということである。」「それぞれの柱は、防止及び救済のための手段の、相互連関的で動的な体系を構成する重要な要素である。すなわち、国家は国際人権体制のまさに中核にあるが故に、国家には保護するという義務がある。人権に関して社会がビジネスに対して持つ基礎的な期待のゆえに、企業には尊重するという責任がある。そして細心の注意を払ってもすべての侵害を防止することは出来ないがゆえに、救済への途が開かれている」と明記している⁸。

⁷ ラギー・レポート、序文第14段落。

⁸ ラギー・レポート、序文第6段落

2. 人権を保護する国家の義務

政府開発援助として行われている法制度整備支援への指導原則のインプリケーションを考察するために、第一の柱である国家の義務に焦点をあてる。

原則1は、国家の国際人権法上の義務を明記し、続く原則2および3は、国家が企業に対して人権を尊重することを期待していることを明確にし、実際に企業が人権を尊重することができるように施策をおこなうことを規定している。

原則4から6は、国家自体が経済アクターとして、人権侵害をしないよう、資本関係や契約関係にある取引、政府調達などにおいて人権デュー・ディリジェンスを行うことを規定している。原則7は、紛争地においては人権侵害が起りやすいため特別の対処が必要であることが掲げられている。そして原則8から10は、ともすれば人権保護は、国家機関の一部の機関が所管となりがちであるが、そうではなく、人権保護の義務をはたすべく、国家の政策すべてにおいて一貫性を確保することを規定している。以下原則1から10を引用する。

人権を保護する国家の義務

1. 国家は、その領域及び／または管轄内で生じた、企業を含む第三者による人権侵害から保護する義務を負う。そのために、実効的な政策、立法、規制及び裁定を通じてそのような侵害を防止し、捜査し、処罰し、そして補償するために適切な措置をとる必要がある。
2. 国家は、その領域及び／または管轄内に住所を定めるすべての企業がその活動を通じて人権を尊重するという期待を、明確に表明すべきである。
3. 保護する義務を果たすために、国家は次のことを行うべきである。
 - (a) 人権を尊重し、定期的に法律の適切性を評価し、ギャップがあればそれに対処することを企業に求めることを目指すか、またはそのような効果を持つ法律を執行する。
 - (b) 会社法など、企業の設立及び事業活動を規律するその他の法律及び政策が、企業に対し人権の尊重を強制するのではなく、できるようにする。
 - (c) その事業を通じて人権をどのように尊重するかについて企業に対し実効的な指導を提供する。
 - (d) 企業の人権への影響について、企業がどのように取り組んでいるかについての情報提供を奨励し、また場合によっては、要求する。
4. 国家は、国家が所有または支配している企業、あるいは輸出信用機関及び公的投資保険または保証機関など、実質的な支援やサービスを国家機関から受けている企業による人権侵害に対して、必要な場合には人権デュー・ディリジェンスを求めることを含め、保護のための追加的処置をとるべきである。
5. 国家は、人権の享受に影響を及ぼす可能性のあるサービスを提供する企業と契

約を結ぶか、あるいはそのための法を制定している場合、国際人権法上の義務を果たすために、しかるべき監督をすべきである。

6. 国家は、国家が商取引をする相手企業による人権の尊重を促進すべきである。
7. 重大な人権侵害のリスクは紛争に影響を受けた地域において高まるため、国家は、その状況下で活動する企業がそのような侵害に関与しないことを確保するために、次のようなことを含めて、支援すべきである。
 - (a) 企業がその活動及び取引関係によって関わる人権関連リスクを特定し、防止し、そして軽減するよう、できるだけ早い段階で企業に関わっていくこと。
 - (b) ジェンダーに基づく暴力や性的暴力の双方に特別な注意を払いながら、侵害リスクの高まりを評価しこれに対処するよう、適切な支援を企業に提供すること。
 - (c) 重大な人権侵害に関与したその状況に対処するための協力を拒否する企業に対して、公的な支援やサービスへのアクセスを拒否すること。
 - (d) 重大な人権侵害に企業が関与するリスクに対処するために、国の現行の政策、法令、規則及び執行措置が有効であることを確保すること。
8. 国家は、企業慣行を規律する政府省庁、機関及び他の国家関連機関が、関連情報、研修及び支援を提供することなどを含む、各々の権限を行使する時、国家の人権義務を確実に認識し、監督することを確保すべきである。
9. 国家は、例えば投資条約または契約を通じて、他の国家または企業とビジネスに関連する政策目標を追求するとき、その人権義務を果たすために国内政策でしかるべき余地を残しておくべきである。
10. 国家は、ビジネスに関連した問題を扱う多数国間機関の加盟国として行動する際、次のことを行うべきである。
 - (a) 当該機関が人権を保護するという義務を果たす加盟国政府の実行力を抑制したり、企業が人権を尊重するのを妨げたりしないことを確保するよう求める。
 - (b) 当該機関がそれぞれの権限及び能力の範囲内で企業の人権尊重を促進し、要請がある場合には、技術的な支援、能力養成及び意識向上などを通じて、企業による人権侵害に対して保護する国家の義務を果たすよう国家を支援することを奨励する。
 - (c) ビジネスと人権の課題に取り組むなかで、共通の理解を促し、国際協力を進めるために、この指導原則を活用する。

3. 法制度整備支援への指導原則のインプリケーション

2013年5月に改訂された基本方針では、その基本的考え方において、戦略的支援の展開の必要性をうたっている。対外援助の基本方針である政府開発援助（ODA）大綱、ODA中期政策等に基づき、基本法及び経済法の関連分野において積極的な支援を行うにあたり、着目すべき観点のひとつとして、日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境整

備や環境・安全規制の導入支援が挙げられた。改定前の旧方針（平成 21 年 4 月 22 日）には見られなかった、「日本企業の海外展開に有効な」の文言は 2014 年 1 月の第 15 回法制度整備支援連絡会議で議論を呼んだ⁹。投資環境整備型の法制度整備支援を追求するということはこれまでの法制度整備支援の理念からどのように説明されるものなのか、という質問に対し、法の支配、民主主義、基本的人権を後退させるものではないとの回答があった。また、国益を前面に出すことによる相手国および第三国からの反応を心配する意見に対しては、相手国は経済成長のエンジンとして外資導入を求めており、投資環境整備は相手国はもちろんのこと第三国をも資するとの説明がなされた。

法制度整備支援と日本企業の海外展開の関係は、どのように説明されるべきものなのか。日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境整備や環境・安全規制の導入支援が、相手国における法の支配、民主主義、基本的人権を後退させるものではないことを、どのようにして確保するのか。経済成長のための貿易・投資は、対象国における人々の権利の向上にどのように資するのか。すなわち改訂された基本方針に盛り込まれた、「日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境整備や環境・安全規制の導入支援」という観点からおこなう法制度整備支援は、どのようなものでなければならないのか。

これらの問いに対する指針となり、法制度整備支援と日本企業の海外展開の関係を架橋するのが、ビジネスと人権に関し、国家および企業の役割を説いた指導原則である。冒頭に既述したトーマス・キンタナ氏の訪日の理由は、現在のミャンマーで憂慮されるのは、ミャンマー政府による人権侵害のみならず、市場を開放し経済開発を推進していくにあたり、海外からの支援や投資が与えるかもしれない、人権への負のインパクトであるからである。同氏が示した指導原則が、日本の開発援助なかんづく法制度整備支援に示唆するのは大きい。第一に、法制度整備支援の実施自体が、日本政府による指導原則の実行に直結する、つまり法制度整備支援は指導原則を具現化するものである。法制度整備支援自体が日本企業に対し人権尊重を期待するものであり、開発援助支援実施機関自体が人権尊重の義務を負い、基本方針自体が人権尊重という政策の一貫性を表すものであるということである。第二に、逆の言い方をすれば、指導原則は、基本方針のように表明される対外政策に活用できるということである。そして第三に、第二点の関連として、法制度整備支援は相手国の指導原則の実現を支援するものであるということである。

(1) 法制度整備支援は指導原則を具現化する

① 日本企業に対する人権尊重のシグナル

指導原則は、国家に対し、国家が自国企業に対して人権を尊重することを期待していることを明確にし、実際に企業が人権を尊重することができるように施策をおこなうことを規定している。指導原則 2 の解説は、「特に国家自体が企業に関わり、またはこれを支えている場合に、国家が企業に対して、国外で人権を尊重するという期待

⁹ ICD NEWS（法務省法務総合研究所国際協力部報）第 59 号所収、第 15 回法整備支援連絡会（2014 年 1 月 24 日開催）議事録。

を明確に表明することには強い政策的理由がある。その理由は、一貫して矛盾のないメッセージを伝えることにより、企業に予測可能性を保証し、国家自体の評判を守るとのことである。」と説く。

原則3の解説は、「国家は、企業が常に国家の不作為を好み、または国家の不作為から利益を得ると推定すべきではなく、企業の人権尊重を助長するため、国内的及び国際的措置、強制的及び自発的な措置といった措置を上手に組み合わせることを考えるべきである。」「同様に重要なことは、これらの法令は常に進化しつつある状況に照らして必要な対処ができるか、関連した政策とともにこれらの法令は、企業の人権尊重に資する環境を作りだしているかについて、国家が再検討することである。例えば、土地の所有や使用に関連する権原を含む、土地へのアクセスを規律するような、法令や政策の分野において明確性をより高めることが、権利保持者と企業の双方を保護するために、必要となることも多い。」「会社法や証券法など、企業の設立と継続的な事業活動を規律する法令や政策は、企業の行動に直接的に枠付けをする。しかし、それが人権に対してどのような影響を持つかということについては、ほとんど理解されていないままである。例えば、会社法や証券法において、会社及びその管理職が人権に関して何を求められているのかということと言うまでもなく、何を許されているかに関しても、明確な規定はない。この分野の法令や政策は、取締役会など既存の統治組織の役割に配慮しながら、企業が人権を尊重できるように十分な指導を提供すべきである。」「人権への影響にどのように取り組んでいるかについての企業からの情報提供は、影響を受けるステークホルダーとの非公式なエンゲージメントから公式な報告書による公表まで幅広い。国家がそのような情報提供を奨励し、また場合によっては、要求することは、企業による人権尊重を促進するために重要である。」「財務報告が触れなければならないのは、人権への影響が、場合によっては企業の経済的パフォーマンスに対し「重要」または「顕著」となることを明示することである」としている。

もっとも重要なことは、政府が自国企業に対し、人権尊重の重要性をシグナルとして明示することである。日本政府の自国企業に対する人権尊重の期待が明瞭であれば、日本企業の進出が相手国の人々の基本的人権を後退させるのではという憂慮は喚起しない。逆にそれが政策として明白に示されていない場合、他者には理解されない。基本方針で示された、「日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境整備や環境・安全規制の導入支援」の観点からなされる法制度整備支援は、企業が人権を尊重することを促進するため、国内的及び国際的措置、強制的及び自発的な措置といった措置を組み合わせる必要がある。基本法及び経済法の関連分野において、一見直接には人権は関係しないとみなされがちな会社法や証券取引法などの法制度整備支援においてこそ、指導原則が妥当するのである。

② 国家と関係する機関

国家は経済活動の法的枠組みをつくり監督する役割のみならず、自らが経済アクターでもある。国家とビジネスの関係として指導原則4は次のように明記している。

「国家は、国家が所有または支配している企業、あるいは輸出信用機関及び公的投資保険または保証機関など、実質的な支援やサービスを国家機関から受けている経済組織による人権侵害に対して、必要な場合には人権デュー・ディリジェンスを求めることを含め、保護のための追加的処置をとるべきである。」その解説では、「公式にまたは非公式に国家につながるさまざまな機関が、企業活動に支援とサービスを提供することがある。これらは、輸出信用機関、公的投資保険・保証機関、開発機関、及び開発金融機関などを含む。これら機関が受益企業の実際のもしくは潜在的な人権への負の影響をはっきりと考慮していない場合、機関は、そのような侵害を支援したということで、評判の面で、金銭的、政治的、及び潜在的には法的な意味で、自身をリスクにさらし、受入国が抱える人権問題をさらにこじらせる可能性がある」とされている。また原則6では、「国家は、少なからずその調達活動などを通じて、企業とさまざまな商取引を行っている。それは、国家にとって、個別でも国の集まりとしても、国内法・国際法上の国家の関連した義務を考慮に入れながら、契約条件などを通して企業の人権についての意識向上や人権に対する尊重を推進する絶好の機会となっている」と解説されている。

国家につながる機関に、政府開発援助を実施する国際協力機構（JICA）が含まれる。JICAは自らのオペレーションにどのようにして人権の尊重を組み込むのか。たとえば、審査（環境社会配慮）、公共調達、民間連携や途上国の民間セクター開発支援において、どのように人権リスクを特定しそれを防止し是正するのかが問われている。そして、JICAが支援やサービスを提供する受益企業の実際のもしくは潜在的な人権への負の影響をはっきりと考慮していない場合、人権侵害を支援したとして自らがリスクにさらされ、受入国の人権状況を悪化させることになる。開発援助の一環として行われる法制度整備支援活動においても、人権デュー・ディリジェンスが求められる。日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境整備や環境・安全規制の導入支援を図る場合に、そのことによって受入国の誰の何の権利が侵害されているか又は侵害される可能性があるのかを特定し、防止し、もし侵害があるなら是正することが求められる。そのプライオリティは、経済活動によってより負のインパクトを受ける又は受ける可能性のある人の権利におかれるべきであろう。それはたとえば、住民協議で自らの意見をいえない子どもの教育を受ける権利であったり、公用語による情報へのアクセスが制限されてしまう少数民族の知る権利であったり、労働者のなかでも法的地位が脆弱で言語の障壁がある外国人労働者の権利である。

人権デュー・ディリジェンスのポイントは情報開示とコミュニケーションにある。法制度整備支援のカウンターパートは相手国政府であり、それは法務長官府であったり、法務省や裁判所、支援対象法分野を管轄する特定の省庁であったりする。相手国政府が、外資導入に積極的で、日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境整備や環境・安全規制の導入支援を受け入れるとしても、この支援の影響をどれだけ考慮しているであろうか。現地の社会の人々の権利に負のインパクトを与えることはないのか、

ビジネスのもたらす歪みはないのか、もしくはすでに人々の権利の保障が十分でない状況の維持を助長するようなことにならないのか。カウンターパートである相手国政府との関係を超えて、現地社会の人々との対話が、求められている。それは政府から政府に対する政府開発援助というフレームワークによって視野をせばめてしまうことなく、その視野を広げ、多様なステークホルダーとのエンゲージメントにより、開発援助が負のインパクトを与えてしまうリスクを回避すると同時に支援活動自体の有効性を高めることができる。

③ 政策の一貫性

基本方針は、法制度整備支援関係省庁において協議の上、策定されたものであり、関係省庁として、外務省、法務省、内閣府、警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省が含まれている¹⁰。指導原則8は、企業慣行を規律する政府省庁、機関及び他の国家関連機関が、各々の権限を行使する時、国家の人権義務を確実に認識し、監督することを確保すべきであると規定している。

その解説によれば、「国家の人権義務と、企業慣行を規律するために国家が施行する法令や政策の間に、避けることができない相克はない」。「政策の垂直的な一貫性とは、国家が、国際人権法上の義務を実施するために必要な政策、法律及びプロセスを持つことを意味する。政策の水平的な一貫性とは、会社法及び証券規制法、投資、輸出信用及び保険、貿易、労働を含む、国及び地方の両レベルで企業慣行を規律する部局や機関が国家の人権義務について認識を持ち、また義務に合致した行動がとれるように、これを支援し対応力をつけさせることである」とされている。

また原則9は次のように解説されている。「二国間投資条約、自由貿易協定または投資プロジェクトのための契約のような、国家によって他の国家との間または企業との間で締結される経済合意は、国家にとって経済的機会を生み出す。しかし、これらは同時に、政府の国内政策の余地に影響を与えうる。例えば、国際的投資協定の条項が、国家が人権に関する新たな立法を全面的に施行するのを阻害するか、あるいは国家がそうすれば国際仲裁を避けえないというリスクを生む可能性がある。したがって、国家は、そのような協定のもとでも、必要な投資家保護に配慮する一方で、人権を保護するためしかるべき政策及び規制を実施できる力を確保すべきである」。

法制度整備支援関係省庁において協議、策定された基本方針自体が、人権尊重という政策の一貫性を表すものである。と同時に法制度整備支援を含む開発援助政策のみならず、投資・貿易政策などにおいても一貫した人権尊重の政策の必要性が説かれている。

¹⁰ 同方針注1。

(2) 対外政策に指導原則を活用する

対外政策に巧みに指導原則を活用している米国の例をみてみよう。米国のオバマ政権は2013年に「ビジネスと人権に対する米国政府のアプローチ 2013」を公表している¹¹。米国政府は、関係者に対して指導原則をビジネスと人権の課題に対処するための最高ではなく最低限の基準として扱うよう、そして指導原則を実行することは継続的なプロセスであることを認識するよう奨励している。ビジネスの活動および決定はこれらの国益にインパクトを与えるがゆえに、米国国務省およびその他の政府機関は外交政策目的を追求するにあたって、ビジネスと協働する機会を活用し、なかでも「責任あるビジネスを奨励し、ベストプラクティスを進展させるように、企業の関与をいざなうこと」によって、法の支配、人権、レベルプレイングフィールドを促進する」と明記されている。

その具体的な手段として、紛争鉱物取引規制であるドッド・フランク法などの国内法の規制などが挙げられている。二国間関与としては、相手国に対し、法の支配を支援し、企業の人権尊重を奨励し、レベルプレイングフィールドを奨励し、市民を守る法制度、フレームワーク構築、執行を支援するとして、指導原則など国際的枠組の情報提供そして貿易イニシアティブとして貿易投資枠組協定の労働基準条項などが挙げられている。

人権尊重は、企業が真剣に取り組まなければならない責務であり、それは、道徳的必然性としてのみならず、企業の株主、関係者そしてブランド全体にとって利益となる旨明記されている。なかでも、新興市場への直接投資のための価値の提示として、「米国企業は新興市場における投資機会を求めており、米国企業とビジネスをする者は米国企業とビジネスをすることによる黙契的な価値を見出すべきである。それは操業は自国およびホスト国法、コミュニティを尊重することである。人権および労働者の権利の尊重が企業の操業のすべてに浸透すべきである。」と説明されている。

国家そして企業が指導原則を実行することが対外政策に含まれており、それ自体が対外政策のあり方を説明することにつながっていることが如実に看取できる。自国企業の新興市場への展開を支援するにあたり、自国企業がもたらすことのできる価値をアピールしている。

2015年6月のG7エルマウ・サミット首脳宣言においては¹²、指導原則を強く支持し、その実行のための実質的な政府行動計画を策定する努力を歓迎する旨が盛り込まれた。

(3) 法制度整備支援は相手国の指導原則の実現を支援する

指導原則は、先進国のみならず、あまねく世界各国に運用されるものである。冒頭に記載したミャンマーの人権状況に関する特別報告者から、来日の翌月に同人権理事会に提出された報告書は、ミャンマー政府に対して「経済的、社会的および文化的権利に関

¹¹ U.S. Government Approach on Business and Human Rights 2013, US Department of State, Bureau of Democracy, Human Rights and Labor <http://www.humanrights.gov/wp-content/uploads/2013/06/usg-approach-on-business-and-human-rights-updatedjune2013.pdf>

¹² 外務省（仮訳）http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page4_001244.html

しては、ミャンマー政府の社会経済開発および経済成長を推進する努力を認めつつ、その開発や成長がミャンマーの人びとの人権を侵害するものであってはならず、人権を尊重し伸長するものでなければならない。「投資の流れおよび経済活動や市場の開放がミャンマーの人びとの人権の実現を確かなものにするために、今こそ開発に向けて人権を基底とするアプローチをとるべきである」と述べている。¹³

ミャンマー各地においてインフラプロジェクトや資源開発のために土地や住居に関する権利が侵害されているという報告や申立てが増加している点を指摘した上で、特別報告者はミャンマー政府に対して、政府自身が国際人権規約にある基本的人権および労働基準の実現を保障すること、そして民間企業との投資契約の形成や交渉において、指導原則を執行することを強く推奨している。「経済的、社会的および文化的権利に関してミャンマー政府は、人権に基づいたアプローチを適用し、指導原則を実行することによって人権を国家開発政策に統合するべきである。開発プロジェクトに先立つインパクト評価、影響を受ける人々および地域住民との協議、適切な賠償と補償、土地の保有に関する法的保障の付与などによって、土地および住居に関する権利を保障すべきである」と強く勧告している。

ミャンマーの人権状況に関する特別報告者の報告において、指導原則の実行が勧告されたのは今回が初めてであった。現在のミャンマーの人々の権利に対しビジネスがもたらすインパクトの大きさ、すなわち人権とビジネスの関係の重要性がハイライトされているといえよう。

2015年秋の総選挙をへて、2016年春に現政権となったミャンマーは、アジアにおいて自由、民主主義、基本的人権などの普遍的価値の共有による法の支配の定着がまさに試されている国として注目されている。企業にとっても魅力ある市場である同国に対する、国際社会からの注目度は高い。指導原則をどのように運用、実行していくのかを記した、各国政府の政策文書である政府行動計画を見てみると、たとえば、英国、オランダそしてデンマークの行動計画は¹⁴、企業の人権尊重責任を促進するための政府の施策を盛り込み、海外における自国企業による人権の尊重を強調し、そしてミャンマーにおける責任ある企業活動と投資の促進を明記している。前掲した米国のアプローチにも、責任ある投資のためのビルマに関する報告義務が規定されており、ミャンマーがいかに注目されている新興国であるかが看取できる。

特別報告者によって指導原則の実行を勧告されたミャンマー政府に対し、日本はそれ

¹³ Report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in Myanmar, Tomas Ojea Quintana, A/HRC/22/58, 2013年3月人権理事会に提出

¹⁴ (英国) https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/522805/Good_Business_Implementing_the_UN_Guiding_Principles_on_Business_and_Human_Rights_updated_May_2016.pdf

(オランダ) <https://www.government.nl/latest/news/2013/12/20/national-action-plan-for-human-rights-and-business-knowing-and-showing>

(デンマーク) http://www.ohchr.org/Documents/Issues/Business/NationalPlans/Denmark_NationalPlanBHR.pdf

をどのように支援できるのか。アジアにおける成熟国として日本は指導原則をどのように活かし、グローバルな期待にどう応えるべきか。日本政府および日本企業は、ミャンマーなどの途上国や新興国への開発支援・投資における人権課題と責任について理解とコミットメントが求められている。自由、民主主義、基本的人権という普遍的価値・理念にもとづいた開発援助こそが日本の競争力を高めるのである。法制度整備支援を含む、日本の開発援助プロジェクト、そして日本の企業のあり方そのものとともに、その見え方、見せ方が問われている。

おわりに アジェンダ 2030 に向かって

2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された、持続可能な開発のためのアジェンダ 2030は、貧困を撲滅し、持続可能な世界を実現するために、17のゴールと169のターゲットからなる「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals: SDGs）を掲げている¹⁵。「これらは、すべての人々の人権を実現」することを目指し、取組の過程で、地球上の誰一人として取り残さない（no one will be left behind）ことを誓っている。日本は、「開発協力大綱や人間の安全保障の理念の下で、国際社会と共に、今後のアジェンダの実施に最大限努力していく」方針を示している¹⁶。

持続可能な開発のために掲げられた目標の実現に、開発援助なにかんづく法制度整備支援がどのように資するのか。その観点から、法制度整備支援の見せ方も構築しなおす必要があるであろう。掲げられたアジェンダの目標達成のための基礎をなすものが制度であり、その点からはすべての法制度整備支援は、相手国の開発目標の達成に向けられているものである。なかでも、目標16にある「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する」ことは、まさに法制度整備支援の究極の目標としてめざすべきものであろう。

目標16のターゲットには、国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供すること（16.3）、あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させること（16.6）、あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保すること（16.7）、国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障すること（16.10）、持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施すること（16.b）などが挙げられている。

持続可能な開発目標に向かって法制度整備支援はどう資するのか。法制度整備支援、なかでもその支援対象としている司法の役割の社会的インパクトを評価することが求められ

¹⁵ A/RES/70/1, Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development

¹⁶ 外務省ホームページ「政府開発援助、持続可能な開発のための2030アジェンダ」http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/doukou/page23_000779.html

ている。ジェンダー間の平等、反汚職、透明性、報道の自由、言論の自由の課題などについて、相手国の市民社会はより意識が高くなっている。カウンターパートである相手国政府のみならず、民間セクターそして市民社会という複数のステークホルダーとの対話において、指導原則を共通言語ツールとして活用できる¹⁷。

指導原則の序文にはこう記されている。「この指導原則は何をするのか。また、それはどう読まれるべきなのか。指導原則を国連人権理事会が是認、支持することそのものがビジネスと人権の課題に終止符を打つことにはならない。けれども、これは終わりの始まりと言えるであろう。それは、行動するための共通のグローバルな基盤を築き、その上に、他の有望でより長期的な展開を妨げることなく、一つずつ前進を積み重ねていくということである。」

すべての人々の人権を実現することを目指す持続可能な開発目標へ向かう道において、人権を保護する国家の義務、人権を尊重する企業の責務、そして救済へのアクセスを柱とする指導原則は最も重要な指針である。そして法制度整備支援こそが、指導原則を実行し、活用し、人々の人権を実現するものであろう。

¹⁷ 新アジェンダを実現する鍵である実施は、2015年7月13～16日、アディスアベバで開催された第3回開発資金国際会議成果文書に記載されている具体的な政策と行動によって支えられるとされている（アジェンダ2030、パラグラフ40）。アディスアベバ行動目標では、公的資金と並び開発における民間資金の重要性に言及している。そして、指導原則などの国際的合意に従いながら、ダイナミックで十分に機能するビジネスセクターを促進させていくことが明記されている。A/RES/69/313, Resolution adopted by the General Assembly on 27 July 2015, Addis Ababa Action Agenda of the Third International Conference on Financing for Development (Addis Ababa Action Agenda) http://www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/RES/69/313

東ティモール社会における調停の発展可能性

大阪大学大学院法学研究科教授

仁 木 恒 夫

(にき つねお)

九州大学大学院博士課程法学研究科退学。1999年立教大学法学部助手，2000年久留米大学法学部専任講師，2004年大阪大学法学研究科助教授を経て現職。

1. はじめに

東ティモールは2002年に独立したまだ若い国である。ポルトガル植民地，インドネシア支配，独立前後の混乱を経験してきた東ティモールは，現在，各国の国際協力も得ながら様々な側面でのインフラ整備を進めている。法務省法務総合研究所でも東ティモールの法制度整備支援に取り組んでいる。筆者が関わったこの東ティモール法制度整備支援は，「立法能力の向上を目的とした調停法の立法支援」であった¹。

周知のとおり，調停は裁判外紛争処理（ADR）の一つである。裁判が強制的紛争解決であるのに対して，裁判外紛争処理は自主的紛争解決である。なかでも，調停は，第三者の関与のもとで，当事者間の合意を目指した対話を行う手続であり，自主的解決の特徴を色濃く持っている。また，近年，わが国で頻繁に参照される北米で普及定着した交渉促進型ミディエーションは，調停者の評価を排除し強制的契機を抑えたモデルである。当事者の自立性による秩序形成を推進する手続であるといえよう²。東ティモールがこうした当事者の自立性による紛争処理である調停手続を整備するにあたり，法務総合研究所の支援のあり方は「立法能力の向上」とされている。それは東ティモールの自律的能力の活性化をはかるものであり，調停の理念との親和性がうかがわれる。

しかし，当事者の自立性を尊重するという理念に異論はないものの，東ティモール社会に当事者の自主的紛争処理としての調停が実際に受け入れられるのであろうか。また仮に東ティモール社会に調停制度を受容する可能性があるとするれば，その可能性とはどのようなものなのか。法整備支援に携わるにあたって，こうしたことを把握しておく必要がある

¹ 法務省法務総合研究所国際協力部の東ティモール法整備支援については，江藤美紀音「東ティモール法整備支援・共同法制研究～自立へのささやかな挑戦」ICD NEWS 第53号（2012年）158-164頁，江藤美紀音「東ティモール現地調査・現地セミナー報告」ICD NEWS 第54号（2013年）5-12頁，辻保彦「東ティモール調停法セミナー」ICD NEWS 第56号（2013年）7-14頁，渡部吉俊「東ティモール共同法制研究」ICD NEWS 第62号（2015年）102-108頁，渡部吉俊「東ティモール共同法制研究」ICD NEWS 第65号（2015年）41-46頁，渡部吉俊「東ティモール調停法の制定に向けて」ICD NEWS 第66号（2016年）21-27頁，渡部吉俊「東ティモール共同法制研究」ICD NEWS 第67号（2016年）136-140頁参照。

² 当事者の主体性を前面に立てた交渉促進型調停に関する文献として，基本思想と実践指針を整理したレビン小林久子『調停者ハンドブック 調停の理念と技法』（信山社，1998年），近年の日米の実情を検討する入江秀晃『現代調停論 日米ADRの理念と現実』（東京大学出版会，2013年）がある。

のではないだろうか。本稿は、こうした関心から、若干の文献を手がかりに東ティモール社会における調停の発展可能性を展望した法整備支援のあり方について検討しようとするものである³。

2. 東ティモールの土地紛争と調停

東ティモールの司法資源は、質量両面で飛躍的に向上しつつあるようであるが、なお十分であるとはいいがたい。この稀少な司法資源がさらに都市部に集中しており、法律家不在の地域が広く存在するのである。他方で、東ティモールでは、伝統的な紛争処理として古くから用いられてきた「和解 (reconciliation)」が、複雑な東ティモール現代史を反映した紛争群にも適用されてきた。対話を主軸とした紛争処理は東ティモールに広く基盤をもっているのである。こうした背景から、東ティモールにおいて調停手続の包括的な制度化が期待されている。

土地紛争もまた、東ティモールの現代史を反映した、東ティモールの人々にとって重要かつ困難な問題である。東ティモールは、ポルトガル植民地時代、インドネシアの占領期、2002年の独立、2006年の危機的混乱を経験しており、土地の権利者が重複する状況が様々に生じている。すなわち、ポルトガル植民地時代の所有者と現在の占有者の間や、インドネシア占領時代の所有者と現在の占有者との間で、土地をめぐる所有権の争いが発生しているのである。しかも、現在の土地建物の占有者は特定の民族に属する人々の場合もあり、そこでは土地問題が民族問題でもあることが指摘されている⁴。

こうした複雑な歴史的経緯をもった土地問題を安定させていく方策として、土地法の新設、登記制度の整備とならんで、調停による紛争処理が指摘されている⁵。土地紛争は、UNTAET (国連東ティモール暫定行政機構) が設置した土地不動産局が、申立てを記録保管し、調停制度を監督している。この調停には、土地不動産局のスタッフとともに、Liurai (領主) や Lianain (宗教的権威)、Chefe de suco, Chefe de aldeia らコミュニティの伝統的なリーダーと一緒に携わっており、NGO が関わっている事案もあるようである。そこでは、補償問題や共有の仕方に急いで向かうのではなく、まずは当事者がそれぞれの言い分を理解できるように双方のコミュニティの歴史に傾聴するように促すことが必要であるとさ

³ 筆者は、東ティモールについては、2012年にかかわらせていただいた法整備支援を通して関心を強めてきたが、筆者の怠惰から東ティモールに対する理解は不十分なものである。本稿執筆にあたっても参照できたのはわずかであるが、東ティモール関連の文献については松野明久教授 (大阪大学) からたいへん親切にご教示をいただいた。松野先生に心より感謝申し上げます。

⁴ 島田弦「平和構築における法制度改革——東ティモールの司法制度構築を事例として」国際開発研究第20巻第2号67-69頁参照。島田は、Fitzpatrickを引用しつつ、1999年の混乱で生じた難民の多くが首都ディリに流入し空き家を「早い者勝ち」で占拠したり、Baucau 地方出身者が空き家に移住し元の所有者と暴力的な争いになっていることを、東ティモールにおける複雑な政治的危機の一部として論じている。東ティモールの土地紛争につきより詳細かつ具体的に整理している文献として Antero Benedito da Silva and Kiyoko Furusawa, *Land, State and Community reconstruction: Timor-Leste in search of a sustainable peace*, in Sinichi Takeuchi ed. *Confronting Land and Property Problems for Peace*, Routledge, 2014, 212-241 頁が有益である。

⁵ Antero Benedito da Silva and Kiyoko Furusawa, *supra* 3 at

れる。また政府は、2006年の混乱に関連し、IDP（国内避難民）が戻ってくるように対話チームをIDPキャンプや受入側コミュニティに派遣したりした。ただし、統計によると、調停がこの領域で十分に機能しているとはまだいえる状況ではないようである。

東ティモールにおいて、法の整備の必要性が意識されている土地問題も、このように複雑な東ティモールの歴史に起因する多くの紛争に対処するのに、調停という「和解」的手法が活用されているのである。

3. Nahe Biti による reconciliation

紛争や抑圧体制を経験したのち、過去の人権侵害に対応するのに、東ティモールは「受容真実和解委員会」⁶ という方法を実施した。特に1999年の国民投票後、多くの独立反対派やその家族らは難民となって西ティモールで居住している。潜在的に残存するこの対立関係を解消するために、国境を超えた「和解 (reconciliation)」が主に政治的上層部で試みられた。「真実和解委員会」はすでに同様の状況を抱える多くの国で実践されてきた方法である。東ティモールでは、国家主導者の Xanana Gusmao が特に「和解」的解決を強く支持してきたとされる。そこには、東ティモールが置かれた地政学的な地位による政治的な理由も推測されるが、この試みが伝統的な紛争処理と親和性があることもその理由の1つではないだろうか。

東ティモールで伝統的に実践されてきた「和解」的な紛争処理は Nahe Biti と呼ばれている⁷。Nahe Biti とは「墓を拓げる」という意味である。それは、人々が墓に座るように招かれる集会を指している。Nahe Biti には、広義の親族問題を処理するのに使用される大きな墓の Biti Boot と狭義の親族問題を処理するのに使用される小さな墓の Biti Kiit の二つがあるとされる。

この手続は、次のような手順で進められる⁸。Lianain が、見物人の応答を誘う歌と呪文を唱えながら踊って儀式を始める。Lianain は華やかなタイスで正装し、馬の毛の足飾りをつけ、胸飾りで身を飾る。そして Lianain は、敷物を拓げるという厳粛な行為を行う。この行為は、手続の開始を意味し、紛争当事者双方が不一致を解決しようと一緒に座ることに同意したことを示す。この手続は通常、朝に始まり、事案の深刻さや複雑さによって深夜まで続くことがある。敷物が拓げられると、藁の籠が置かれる。この籠は伝統的に歓待の象徴である。そこにはビンロウの実、ライム、キンマの葉、タバコ、ヤシ酒が入っている。紛争がうまく解決したあとで、双方当事者と Lianain が、友好の身ぶりや対立が終った印として、そして公に双方が平和的關係に結びつけられたことを示すために、ビンロウの実、キンマの葉、ライムを齧り、ヤシ酒を飲むことになる。この儀式が終わると、当事者たち

⁶ 東ティモールでのこの実践の特徴と限界については松野明久「平和構築における真実探究——紛争後の東ティモールの事例から」城山英明＝石田勇治＝遠藤乾編『紛争現場からの平和構築』（東信堂、2007年）

⁷ 以下は主に、Dionisio Babo-Soares, Nahe Biti: The Philosophy and Process of Grassroots Reconciliation (and Justice) in East Timor, *The Asian Pacific Journal of Anthropology* Vol.5, No.1, 2004, pp.15-33 による。

⁸ Chega! Report Part 9:Community Reconciliation, pp7-8

は集団に対して事案を説明する機会が与えられる。通常、彼らは紛争にまつわる出来事について自分の見方を出すように勧められる。それから、裁定者や他の参加者は当事者たちに質問してもよい。その後、手続の次の段階に移る。申立人が Lianain を説得できたら加害者の処罰か被害者の補償の制裁がなされる。そこで科される処罰は共同活動からの追放や被害者が受け入れ可能な補償の支払である。この手続の特徴は、紛争及び解決についての議論に広範なコミュニティが巻き込まれているということにある。したがって、儀式を通じての和解の公開表明は、社会の安定を再生させ維持する重要な部分なのである。

この伝統的社会的儀礼的特徴をもった Nahe Biti は、ティモール人の世界観とも密接な関係をもつことが指摘されている。ティモール人にとっては、生物が住む世俗の現生と精霊や祖先が住むコスモスとから世界は構成されている。この世界の二つの側面が不均衡になったとき、不作や疫病、災害などが生じるとされている。生活の諸現象は、昼夜、男女、生死など世俗の現生とコスモスの関係として描かれる。その中に「始まり」「起源」「過去」等を表す hum と、「終わり」「先端」「未来」を表す rohan も含まれる。この hum と rohan の間にあるべき均衡が過去の過ちによって崩れている。Nahe Biti は、hum と rohan という両極のコンテキストの中におかれている。過去の過ちがプロセスの始まりを構成し、和解はその過ちを癒すのである。そして、莫産 (Biti) は異なる椰子の葉 (Heda) から編み上げられるが、それは異なる多様な考えが合わさって莫産が構成されることを表現するに止まり、合意が達成されることまでを意味するわけではない。

こうした伝統的な和解の手法が、西ティモールの難民がコミュニティに戻るために取られたのである。難民は、自分のコミュニティと対面することが期待されており、人々の面前での出会いはその告白を聞くために開かれる。難民の告白は、政治過程の受容と破壊に関与したことの公表を含んでいる。この告白は、通常は東ティモールへの帰還者の代表者が集団のために行う。その後、人々は不満を述べるように促される。年長者は、それを聞いて評価判断をおこなう。罪人には罰金から奉仕活動までの処罰が課され、深刻な犯罪の場合には UN Civilian Police に引き渡されるのである。

深刻な抑圧や暴力を経験した間柄で、伝統的な和解の手法を活用して平穏と安定を回復させるというのは理想主義的な試みと感じさせる面がある。この手法が東ティモールで広く採用されているとしても、この手法のみで複雑な歴史的背景をもつ紛争をすべて処理することができるわけではない。そこで、東ティモールでは、深刻な犯罪は刑事事件として国家法手続により処理されることになっている。受容真実和解委員会は、主に重大犯罪を調査する一方で、略奪や放火など軽微な犯罪とされるものについてはコミュニティ和解で処理することになっている。こうした振分けを行うことによって、深刻な犯罪に関与していない西ティモール在住の難民は戻ってきても訴追されないということが伝えられ、他方で深刻な犯罪には国家司法による処理が妥当することで地元の人々の満足を確保することができるのである。

4. 公的紛争処理制度と伝統的紛争処理制度の混成的利用

東ティモールには、広く伝統的紛争処理として Nahe Biti のような手法が存在する。そして、Nahe Biti による紛争処理の背景には、東ティモールの人々に共有されている固有の世界観がみてとれた。ここに、調停制度が整備される基盤があるのではないかと推測されよう。しかしながら、東ティモールの伝統社会に根づく世界観には西洋近代的な価値にはそぐわないのがみられるという。特に女性に対する人権侵害が深刻であるとされ、伝統的紛争処理においても女性に対する抑圧が問題視されているのである⁹。それでは、伝統的紛争処理の資源を生かしながら、女性の不利益に対処する方策はどのように構想されるのであろうか。ここでは、東ティモールで開始された Legal Aid プログラムの、NGO 団体所属弁護士およびパラリーガルが家庭内暴力案件に取り組む実践を見てみる¹⁰。

東ティモールにおける女性の抱える問題が顕在化し法的救済にたどり着くのは難しい。東ティモールでは、女性が家庭内暴力を引き起こすのだと非難され、そのため女性は事件処理の間ほとんど声を出さず、裁判所の裁定が執行できない不利益を被る。そして、国家の権威に事件を持ち込むことで女性は追放される可能性がある。さらに、多くの女性は自分の権利に気づいておらず、自分の保護よりも親族の統合を上置くコミュニティに住んでおり、深刻な傷害を私的な問題と考えているのである。また、婚姻にあたり、女性はしばしば親族への依存を夫とその親族への依存と交換する。家庭内暴力が発生すると、コミュニティの優先的関心事は両者の親族を和解することであり、それによって、両者間の価値の流れが回復し祖先を鎮めようとするのである。多くのコミュニティで、和解文書に、補償の支払や同じことを繰り返さないように犯罪について詳述する。ただし、補償はしばしば被害者本人ではなく親族の手元に渡る。

近年、家庭内暴力防止法が制定され、法は家庭内暴力案件については国家当局に知らせるように Suco (村) や Legal Aid 機関に求めてきた。それにより、コミュニティ内で、家庭内暴力について議論する機会を増やし、地域の権威者に国家に報告する義務を気づかせ、被害者が Legal Aid 機関に接触することを促している。しかしまた、被害者は、訴訟などに訴えることでコミュニティから追放されたり、夫から離婚を求められたりすることもある。こうした家庭内暴力案件に、Legal Aid 弁護士やパラリーガルは、より実効性のあがる関与のあり方を見出してきた。もともと Legal Aid 機関利用者の調停利用率は高い。Legal Aid 弁護士らも、自分たちは平和的に当事者を和解させよう解決を求めているという。その弁護士らは、依頼者に裁判官へ和解文書を提出するように助言する。和解文書には、当事者が地域の権威者を招き、加害者が変わることを約束して、和解儀礼を行うというよ

⁹ Carolyn Graydon, "Local Justice Systems in Timor-Leste: Washed Up, or Watch This Space?" *Development Bulletin* No.68, 2005, pp66-77, Graydon によれば、東ティモールでは、処罰として科される収監は、農業に従事する多くの人々から見れば、仕事もせずに 1 日 3 食付で無料で宿泊ができるというのは特権と考えられたり、家庭内暴力の加害者が収監された場合、被害者や子供の援助手段を完全に奪ってしまうその苦境は収監よりもずっと酷いとされるようである (p.67)。

¹⁰ 以下は主に Tom Kirk, *Taking Local Agency Seriously: Practical Hybrids and Domestic Violence in Timor-Leste*, *International Journal on Minority and Group Rights* Vol.22, 2015, 435-458

うな条件が記されている。すると、裁判官は、それを活用して執行猶予や罰金を正当化し、加害者が親族のところへ戻っていくことができるのである。弁護士らは、事件処理過程を通して依頼者にカウンセリングを提供したり、執行猶予後には約束が守られているのか監視を行ったり、コミュニティ構成委員に対して執行猶予の意味を説明したりしている。

こうして、通常、伝統的紛争処理である親族間の和解によって扱われる家庭内暴力案件を、Legal Aid 弁護士やパラリーガルは、そこに裁判所の関与を組み込みつつ、加害者の暴力再発を抑える合意を取りつけたうえで共同生活を回復させるとともに、履行確保のための監視体制をつくるのである。女性が依存的な地位にあることに由来する家庭内暴力を、それにまつわる紛争処理でまったく考慮しないというわけにはいかない。他方で、被害者を取りまく関係を考慮すれば、伝統的紛争処理を非合理的なものとして、近代法による被害救済を貫徹させようとするのは、多くの場合に現実的ではない。Legal Aid 弁護士たちの活動は、伝統的紛争処理と公的紛争処理との「実践的混成」により、女性に対する人権侵害をできる限り抑制しつつ、親族コミュニティ間の和解を達成しようとするものなのである。

調停を制度化するにあたり、伝統的な紛争処理を基礎において普及をはかる戦略は、この制度を東ティモールの人々に根づいたものにしていくのに有効であるように思われる。ただし調停によって適正な当事者間の自律的秩序形成を指向することは不可欠である一方で¹¹、それを即座に実現しようというのは現実的ではないだろう。根づよく残る伝統的な価値意識や習慣から、一定の当事者が不当な不利益を受ける可能性がある場合には、そうした不利益を可能な限り摩擦の少ないかたちで是正していく必要がある。ここでみた調停と裁判所の実践的混成は、まさに東ティモール社会で女性が被る不利益を是正するものといえよう。しかし、調停と裁判所の実践的混成は運用上の工夫の一つにすぎず、それ以外にも調停利用上の実践的な工夫が現場において具体的に創発されているかもしれない。そうした実践的工夫を発掘し、紛争処理過程を包括的にみた中での調停の機能を考え、その制度化を検討すべきではないだろうか¹²。仮にそのような視点で考えるべきであるとするならば、公的紛争処理制度と伝統的紛争処理制度を媒介する専門機関だけでなく、さらに当事者やその周囲の関係者が制度を活用する仕方についても明らかにすることが有用である

¹¹ Kay Rala Xanana Gusmao, “On the occasion of the International Conference on Traditional Conflict Resolution & Traditional Justice in Timor-Leste,” *East Timor Law Journal*, 2012, <http://easttimorlawjournal.blogspot.jp/2012/05/on-occasion-of-international-conference.html> (2016年8月18日アクセス)も、伝統的紛争処理の構成要素の組み替えの必要性を説いている。

¹² 運用上の工夫は法的規律を避けたところで編み出されるものでもある。したがって、法の監視をはずれて不当なものになる危険性にも慎重でなければならない。実際、Tom Kirk, *supra*10 at では、Legal Aid 弁護士が、当事者たちの合意に関与して署名をするというようなことはないというインタビューで答えている。そうすることで合意は、弁護士らの強制を含んだものになり当事者の自主的解決という要素が失われてしまうことを危惧しているのである。

う¹³。そもそも、Nahe Biti は、合意の有無を超えた、当事者双方をとりまく社会関係の安定化を指向しているのであるから、調停手続を終えた当事者たちがどのような状況にあるのかは調停のあり方を考えるうえで重要な示唆を与えるのではないだろうか。

5. おわりに

法整備支援活動に理論的視角を提供する「法と開発」は、発展途上国への近代法の移植というアプローチが挫折し消滅した後、市場の確立という「経済開発」から貧困の削減という「社会開発」へと課題を移して再生している。この「社会開発」問題では、「主要開発機関は、「法の支配」を貧困者の側へと拡大し、新しく「貧困者の法的エンパワーメント」(LEP) という概念のもとで、法整備支援を」行っており、「それまで司法改革のいわば改革の対象でしかなかった「慣習法」などの「非公式法・制度」を認知し、これを開発プログラムのなかで積極的に取り入れていこうとするものとして特徴づけることができる」とされる¹⁴。東ティモールの調停法の法制化の基盤となる Nahe Biti は「法と開発」のいう「貧困者の法的エンパワーメント」に有効な資源であろう。

2012年、はじめて東ティモール法制共同研究でお会いし、日本の交渉促進型調停について簡単な紹介をさせていただいたとき、司法省国家法律諮問立法局長 Nelinho Vital 氏は「交渉促進型メディエーションというのは reconciliation と関係があるのか」と筆者に質問をされた。当時は、reconciliation が東ティモールの受容真実和解委員会の実践のことを指すのだという理解から、近年は交渉促進型メディエーション論者が真実和解委員会の手法を調停と関連させて議論している¹⁵と回答するに止まった。それが東ティモールの人々の世界観と密接に結びついた伝統的紛争処理、Nahe Biti から貫かれた関心であることは後になってから気がついたのである。もう少し早くから東ティモールの人々の世界をより広くそして深く知ることで、「貧困者の法的エンパワーメント」に少しでも役に立てる議論が、東ティモールの人々との間で可能になったのではないかと反省される。

¹³ 本論と直接の関係はないが、辰巳慎太郎「略奪婚——ティモール南テトゥン社会における暴力と和解に関する一考察——」文化人類学 72 巻 1 号 (2007 年) 44-67 頁は、東ティモールの住民投票後の騒乱のなかで起こった少女の連れ去りの事件をめぐって、広く流布した西洋近代的な人道主義や人権運動の言説と少女が属していたコミュニティ・メンバーの言説のズレを示しながら、共同体での「異常な暴力で高まった社会的な緊張をどのように鎮めるか」というプロセス、つまり和解を巡る理解を明らかにする。調停が扱う案件についても、こうした人類学的なアプローチによる東ティモール社会の人々の「実態」を丁寧に把握することが必要なのではないだろうか。

¹⁴ 安田信之「開発法学の新しい動き 貧困者のエンパワーメント (LEP) 概念を中心に」政策創造研究第 4 号 (2011 年) 9 頁。

¹⁵ Carrie J. Menkel-Meadow, “Remembrance of Things Past?: The Relationship of Past to Future in Pursuing Justice in Mediation” *Cardozo Journal of Conflict Resolution* Vol.5, 2004, pp.97-115.

はじめに

国際協力部教官

伊藤 淳

- 1 今号の特集においては、前号に続いてのネパール語通訳の野津治仁氏による「ネパールとネパールの人々（下）」と、クメール語通訳のスワイレン氏による「カンボジア民法・民事訴訟法における翻訳の問題点及び将来に対する展望」、そして、同じくクメール語通訳である天川芳恵氏による「カンボジア法整備支援プロジェクトの研修監理員・通訳として」を掲載しています。
- 2 法務総合研究所国際協力部は、2001年に発足し、現在に至るまで、ネパールやカンボジアを含む様々な国に対し、法律の起草や、法制度の運用改善、司法・法務人材育成等の法制度整備支援活動を行っています。ある国の法律を作ったり、法制度の運用改善を行うなどの当該国の根幹に関わるような活動を行う以上、活動を共にする支援対象国の司法・法務関係者との間で円滑な意思疎通を図ることは不可欠です。しかし、支援対象国の人々は、必ずしも英語や日本語を十分に解することはなく、法制度整備支援活動を行うに当たっては、必然的に、日本語と現地語を解する通訳を介して、支援対象国の担当者と意思疎通を図ることになり、通訳の存在が不可欠となります。
- 3 今回寄稿して下さった3名は、いずれも当部が、これまでのネパール及びカンボジアに対する法制度整備支援活動において、多大なるご協力をいただいていた方々です。皆さん、現地語に通じているのはもちろん、現地の法律用語や制度の知識も豊富な極めて優秀な通訳であり、当部のネパール及びカンボジアにおける活動は、3名の献身的なご協力なくしては成り立ち得ません。

皆さん、元々法律の専門家ではなく、法制度整備支援活動に関わる中で法律知識を身に付けていかれました。その過程で、大変な困難があったことは想像に難くないのですが、法律用語を解説する現地語の辞書が存在しないことや、そもそも日本語の法律用語（「抗弁」など）に相当する現地語自体が存在しないことから通訳するに当たって新しい現地語を考えなければならなかったなど大変なご苦労があったとお聞きしています。
- 4 3名の方々は、ネパール及びカンボジアという国について、各国における法制度整備支援活動の内容について、それぞれの立場で執筆されています。

その他にも、法制度整備支援活動にどのような思いで関わるようになったのか、法整備支援活動に関わったことについて今どのように思っているのか、各国や各国の人々についてどのように思っているのかなど、様々なことについて述べられています。

是非、一読され、この2国についての理解を深め、通訳に携わる方の思いを感じ取っていただきたいと思います。

以上

カンボジア民法・民事訴訟法における翻訳の問題点 及び将来に対する展望

クメール語通訳（JICA 研修監理員）・翻訳家

スワイ レン

1. はじめに

カンボジアは、東西の冷戦やベトナム戦争などの影響を受けて、1970年3月18日のロンノル将軍によるクーデター、1975年4月から1979年1月までのクメールルージュ政権による支配、その後の長期間にわたる内戦、東西冷戦終結の恩恵を受けての1991年のパリ和平協定の成立、1年間の国連カンボジア暫定統治機構（UNTAC）による統治を経て、1993年に総選挙が行われ、制定された新しい憲法の下で新生カンボジア王国として再出発した。

私はロンノル政権時代に高校を卒業し、1973年の4月に文部省の奨学金をいただいて来日し、日本語を1年間勉強した後、東京工業大学の機械工学科に入り、当大学の大学院を卒業した。勉強期間中、カンボジアでは何度も大きな政変があり、暗黒な時代だった。卒業後、日本で仕事をする事になり、某複写機メーカーで16年間勤めた。その間、ファックス、プリンターの設計及びカラー複写機の研究開発を行っていた。1997年に退職し、翻訳・通訳の会社を設立して、クメール語-日本語の翻訳・通訳を中心に行っており、現在に至っている。

来日後、初めて帰国したのは1992年であった。その時は、カンボジアのアンコールワット遺跡の状況を調査する上智大学の調査団の一員であった。陸路でベトナムのホーチミン市から入り、そのとき見たカンボジアは20年間、時計が止まったままで、すべてのインフラが破壊されたことを目の当たりにして強い衝撃を受けた。

2. 日本のカンボジアに対する法整備支援の変遷及びその中での私の位置づけ

カンボジア王国政府の支援要請を受けて、1996年から日本政府がJICA（当時特殊法人国際協力事業団、現独立行政法人国際協力機構）のスキームを通じて民事系の法律整備を行ってきた。その変遷は次のフローチャートで示す（これはあくまで大まかな変遷であり、研修監理員・通訳翻訳者から見たものである。なお、本記事は時には日本側からの視点で、時にはカンボジア側からの視点で書いたものであることも特筆しておきたい）。

カンボジアの旧法制度は主に1950年代より前にフランスの支援で整備されたものの、その後全く改正がなかった。そのため国際的に比べてかなり遅れている。日本政府は民法・民事訴訟法関連を支援し、フランスは刑法・刑事訴訟法関連を支援している。日本の法整備支援のやり方はその他の国とかなり異なっており、カンボジアの文化伝統なども考慮し、カンボジア側の意見なども取り入れて行ったものであり、いわゆるコンセンサスを重視したやり方であり、さらに、その後のアフターケアである法の解釈まで伝授するという徹

底ぶりである。そのため民法・民事訴訟法が成立するまで10年以上かかり、その支援の過程において、カンボジア側のトップがなぜそんなに時間がかかるのかという不満もあったが、最終的にカンボジア側が非常に満足しているものができた。

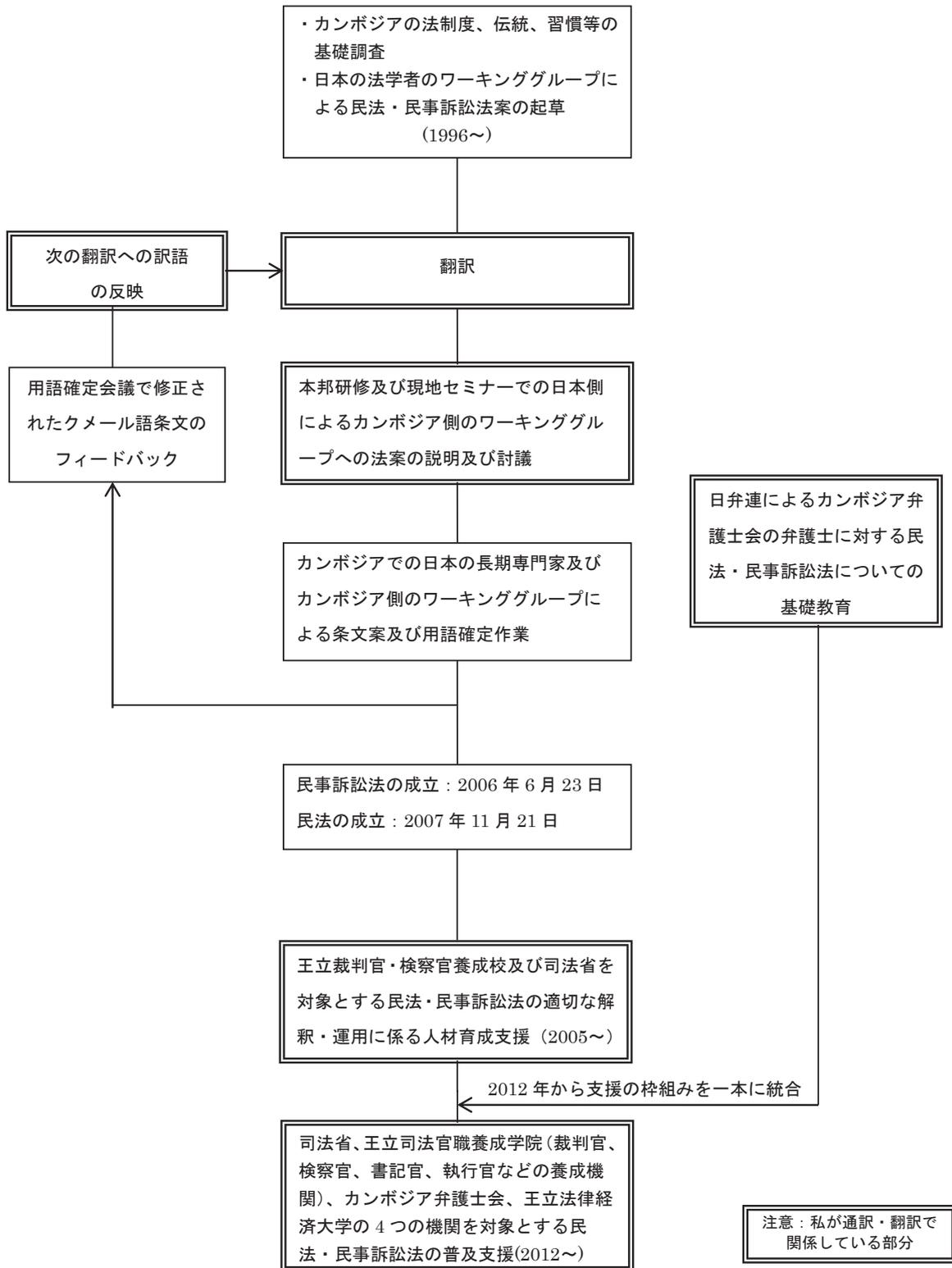


図1. 日本のカンボジアに対する法整備支援の流れ

当初、日本ではカンボジアの法制度についての情報や資料が全くと言っていいほどなかった。日本側のワーキンググループが基礎調査をしながら、それを基に民法・民事訴訟法案の起草を行っていた。その法案を章毎にカンボジアの司法省のワーキンググループに提案し、議論をして内容及び用語を確定していくという手法を取った。

私と日本のカンボジアに対する法整備支援との関係は、比較的初期頃の1998年からであり、当初は某翻訳会社を通じて、カンボジアの当時の法律の和訳やカンボジア側のワーキンググループの本邦研修の資料のクメール語訳から始まった。元々法律を勉強した経験がなく、全くの素人だった。一般の資料の翻訳の数倍の時間がかかっていた。翻訳どころか日本語文の意味さえ分からなかったことが多々あった。さらに、カンボジアでは法律の参考文献や解説本も全くなかった。インターネットも普及し始めたところで、もちろん法律関連資料はインターネットで調べても全く見つからなかった。カンボジアの本屋へ行って捜しても参考書や法律の解説書も辞書もなかった。そこで翻訳をするとき、まず日本の法律の解説書を読み、それを理解し、法律用語を英語、場合によってはさらに仏語に訳し、仏語-クメール語辞書でクメール語の法律用語を捜していた。なぜわざわざ法律用語をフランス語に訳さなければならなかったのかというと、カンボジアは1953年まで一世紀弱の間にフランスの植民地であり、当然法律制度もフランスの制度を基に整備され、辞書もたくさんあったため翻訳時、かなり役に立っていた。日本側のワーキンググループが起草した法案は条文だけではなく、カンボジア側と協議をするためにいろいろな説明や解釈も付いており、その中で条文の趣旨や関係する法律の原則などの記述もたくさんあった。もちろん当時は法律について全くの素人だったので、それらの原則を一から独学をしなければならなかった。またカンボジアの法制度はかなり古いものだったため近代的な法律で使われている用語はかなり不足していた。場合によって自分で用語を作っていかなければならなかった。翻訳された資料に基づいて、私が全く関わっていなかった初期の本邦研修で議論され、現地などで条文や用語が確定された。当然素人だったし、翻訳されたものの完成度も低かったため、本邦研修や現地セミナーなどの過程で修正された。次の章の翻訳に反映をするために翻訳会社を通じて修正された資料を取り寄せて、どのように修正され、どのような用語に確定されたのかを確認して次の翻訳を進めていた。

翻訳の仕事を作り始めてから一年程度経過した後、(財)国際協力センター(当時、JICAの本邦研修などは当財団が研修を監理し、研修監理員が当財団の所属だった)に研修監理員として登録をし、他分野の通訳の仕事をしながら、法律分野も徐々に参加するようになった。とは言え、年に2-3回程度であり、8割以上の条文や用語は現地に派遣していた長期専門家及びカンボジア側のワーキンググループとの間の議論で確定していた。そのため、研修時得ていた断片的な知識及び情報を如何につなげていくのが非常に重要であった。さらに、翻訳時は考える時間があるのに対し、研修での通訳時は即訳さなければならないため付いていくのにかなり大変だった。それがある程度理解でき、付いていけるまで数年はかかっていた。

現在、カンボジア民法・民事訴訟法の普及支援のフェーズの後半に入っており、各種書

式等の整備を支援している。その中で私は年2回程度の本邦研修及び1-2回の現地セミナーの通訳をもう一人の研修監理員である天川芳恵さんと担当をしている。このように不連続的な仕事のため、10数年間やってきた今でも、使用頻度の少ない法律用語が出てくるとき、その訳語をすぐに思い出せず自分で作ってきた語彙集を見なければならぬ場合もたまにある。

3. 日本の法律用語の豊富さ・きめ細かさ及び新クメール語の創造の難しさ

言葉というのはそれぞれの国の伝統文化、習慣によってかなり違っている。日本語の場合、熟語は漢字で構成され、複雑な意味を有する用語もコンパクトに表せる仕組みになっている。それに対してクメール語はサンスクリットまたはパーリ語が語源であり、それに基づいて造られたり、またいわゆる日本の外来語のカタカナ表記と同様に外国語の音をそのままクメール文字で表されたりする。日本の熟語と比べてクメール語はかなり長くなり、日本語の文章をクメール語に訳すると、その長さは平均的に1.5倍ぐらいになる。また日本語や英語、仏語などでは、文節を区切るために「、」が使われているが、クメール語にはそれがない。文節を区切るときスペースを使う。スペースだと認識しにくく、また行送りの時、スペースがあるか否か認識できない。それに法律文章は非常に長いものが多く、そのため訳された民法・民事訴訟法は非常にわかりにくい文章になってしまっている。その点に関してカンボジアの法律家からも多くの指摘を受けている。

また、日本の法律用語は非常にきめ細かく造られ、訴訟手続きの場面によって使い分けており、その法律効果も違ってくる。例えば「抗弁、反論、否認」であるが、広い意味で相手方の主張に対する「反論」ではあるが、使う場面が異なっており、当然その法律効果も違ってくる。それに対するクメール語の訳語については「抗弁」と「否認」はすでに確定しているが、「反論」については暫定的にしき定まっておらず、「わかりやすい訳語」がいまだに見つかっていない。

前述のように現地での用語確定会議には私が参加できる機会が少なく、カンボジア側のワーキンググループに日本語のできる人がいなかったため、確定された用語が不適切な場合もあった。具体的に「疎明」という用語については、初期のクメール語訳は「カーバンチェックトロス トロス≡大雑把な証明」であったが、現地での議論によって「カーバンチェックパクトム≡初回の証明」に修正された。本来「証明」と「疎明」の違いは「証明の回数」ではなく、「証明の合理性についての裁判官の確信のレベル」であることから考えて、訳語として「大雑把な証明」の方がまだわかりやすいと思われる。

私はプロジェクトの中で翻訳と通訳を両方やったことによって大きなメリットもあった。本来の翻訳はカンボジアの慣習や従前の用語の使い方によって訳さなければならない。例えば今までのカンボジアの賃貸借事件の判決の書き方では、賃料の支払いを命じる判決では「賃料〇〇\$を支払え」となっていたが、日本の場合は単に「〇〇\$を支払え」となっている。資料には説明がなかったため、最初カンボジアの従前の方式で「賃料〇〇\$を支払え」と訳していた。しかし、研修の通訳を行うことによって、「執行時のことを考えて、

お金の性質は関係がないため、賃料を記載する必要はない」と説明され、やっと自分のミスであると気づいた。また「別紙目録」と「添付書類」についても同様である。最初は両方とも英語の **appendix** に相当する用語を充てていたが、研修の通訳で「別紙目録」とは、訴状や判決書等と一体のものであることがわかった。このような経験から翻訳と通訳の両方を同時に担当することは大きなメリットがある。日本の法律用語は非常にきめ細かく定義されたことを実感した。思い出したのは複写機等の設計をしていたとき、性能的にも機能的にも全く関係のないところでも、トコトン追求し設計に反映をしていた。法律分野でも同様で、やっぱり皆さまがそれぞれトコトン追求し、いろいろな法律用語を造っていたことが分かった。そのこだわりの精神は日本の発展につながった一つの重要な要素かも知れない。

もう一つの課題としては現地の専門家と通訳者との間での訳語の選定の経緯の共有及び意思疎通である。「要件事実」と「主要事実」の訳語であるが、最初はなかなか「要件事実」の訳語が見つからず、両方とも「主要事実＝オンハートチャンボーン」と訳していた。私はよくクメール語のラジオフリーアジア（RFA）というアメリカのラジオ番組を聞いたり、見たりしている。そこでよく使われている刑法関係の言葉として「ティアートプソム＝構成要素」ということをよく見かける。それを参考に「要件事実」を「オンハートダエルチアアティアートプソム＝構成要素となる事実」という訳語を造り、しばらくそれを使っていた。しかし、途中から現地の専門家から、「要件事実」と「主要事実」の両方とも「主要事実＝オンハートチャンボーン」に統一するとの連絡を受けた。その後の研修で専門家と現地の通訳との話し合いの機会があり、この訳語を決めた経緯や理由を説明し、その場でお互いに納得をして、「要件事実」を「オンハートダエルチアアティアートプソム＝構成要素となる事実」にしようとしていた。しかし、その後現地でどのような議論があったのか不明であるが、「オンハートチャンボーン」に戻されていた。そういう点でも、もっと現地との意思疎通が必要かもしれない。

上述のように、現時点でもまだ確立していない部分も多々ある。

4. 今後の展望

現在、その民法・民事訴訟法をよく理解しているカンボジアの法律家が増えており、さらに、日本の大学の法学部に留学し、帰国した若い世代の人たちもかなりいる。将来必ず民法典の改正の機会があるので、その時是非ともカンボジアの法律家で全体的に見直し、文章を短くしたりして、今よりわかりやすい表現などの工夫をしていただきたい。

また、カンボジア民法・民事訴訟の起草の過程において、日本側のワーキンググループとカンボジア側のワーキンググループとの間での議論の過程を細かく記録しており、日本語ではあるが、司法省の長期専門家のオフィスに保存している。その中で、将来のカンボジアの法学者などが民法・民事訴訟法を研究するのに役に立つ情報がたくさん含まれているので、支援プロジェクト終了時、是非とも今後の学術研究資料としてカンボジア側に移管していただきたい。移管先の候補は司法省、王立司法官職養成学院、カンボジア弁護士

会，王立法律経済大学等があるが，外部からの資料へのアクセスの容易さ，組織内の書類・資料管理システムの有無，公共性などの観点で吟味し，移管先を選定していただきたい。

5. 謝辞

最後に，本プロジェクトにおいて，全くの素人から仕事をこなせるところまで指導し，育てていただいた日本のワーキンググループの先生方，法務省法務総合研究所国際協力部の教官の皆さま，現地の専門家の皆さま，日本弁護士連合会の皆さま，さらに，研修時その研修がスムーズに進行できるように色々な面で支援をしていただいた国際協力部の専門官の皆さま及び公益財団法人国際民商事法センターの皆さまに深く感謝いたします。

カンボジア法整備支援プロジェクトの研修監理員・通訳として

クメール語通訳（JICA 研修監理員）

天 川 芳 恵

カンボジア法整備支援の通訳に関わって、約 18 年の月日が経ったことに深い感慨を覚えます。

私は 1992 年 10 月に JICA の研修監理員として働き始め、1995 年にカンボジア国警察幹部職員の研修で警視庁を視察しました。その時初めて、法務総合研究所の建物を目にしました。それは霞ヶ関の中にあつてひととき目立つ、威厳を感じさせる建物でした。その時は、法整備支援研修の監理員となり、そこで通訳することになるとは思ってもみませんでした。

1997 年に初めて国別特設「カンボジア司法支援」研修の研修監理を担当させていただきました。当初の研修の目的は、日本の法制度、法務省と検察庁の役割、法曹養成システム、日弁連の組織、役割及び活動等を説明し、理解してもらうことでした。

1999 年に法制度整備支援プロジェクト・フェーズ 1 が始まり、研修は民法・民事訴訟法の草案起草の段階に入り、内容は、主に民法・民事訴訟法の逐条の検討になり、来日研修員はレギュラーメンバーとなりました。裁判官のヒー・ソピアさん（現司法省次官）、ユー・ブンレンさん（現高裁長官）、モン・モニチャリヤさん（現シハヌクビル地裁所長）、サリ・ティアラさん（現最高裁判事）、ユー・オッタラさん（現最高裁判事）、司法省幹部の故イー・ダンさん（当時次官）、故スイ・ヌーさん（当時次官）、チャン・ソティアヴィさん（現司法省次官）などがほぼ毎回参加されました。

彼らはポル・ポト政権下の困難を生きのび、その崩壊後ベトナムやロシア連邦へ留学した優秀な法律家たちです。同時期に留学した仲間でもあるためか、全員が大変仲が良く、彼らの間には常に同志のような雰囲気がありました。そして彼らに共通していたのが、重責を担っているという高い意識でした。国の将来のことを常に考えながら、講師に質問し、議論していました。条文の趣旨がカンボジア社会の実情に適合するようにと、時間を費やして慎重に講師と議論を重ねていました。講師はその都度、条文の趣旨を丁寧に説明し、質問に対しては、日本の実例や海外の実例を取り上げて、研修員が理解するまで繰り返し説明してくれました。特に故イー・ダン次官は、カンボジアの古き良き文化・習慣を大変重んじていたので、それを残すような形で文章化したいと、繰り返し講師の先生たちと検討を重ねていました。

1 日に検討できた条文が 2～3 箇条だけの日も少なくありませんでした。研修時間が過ぎても議論が続く日もありました。研修には、常に 2～3 名の講師の先生たちが対応してくださったのですが、時には 4 名の日もありました。研修員にとっても、通訳にとっても強い体力と集中力が要求される研修でした。研修の後半になると、法務省赤レンガから JICA 東京センターへの帰り道では、疲れのためか、全員口数が少なくなり、足取りも重

くなりました。

このように連日の研修は、重大な会議のようでした。しかしそんな中でも、皆が大笑いすることもありました。それはヒー・ソピアさん（当時カンダル州地裁所長）が質問する時でした。本人はいたって真面目に質問するのですが、その内容や言い方が独特で、他の研修員の笑いを誘うのです。そのおかげで場が和み、緊張がとけ、リフレッシュすることができました。

リフレッシュというと公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）、ICD 教官が企画してくれた休日の市内観光等を忘れるわけにはいきません。そのおかげで研修員は疲れを癒し、次週の研修へのエネルギーを補充し、カンボジアでは目にできない風景、四季、伝統文化に触れることができました。この思いやりを感じることで、研修員は日本そして日本人の考え方をより深く理解できたと思います。日本での研修は単に貴重な経験、新しい知識を吸収するだけではなく日本という国を知り、日本人のこころ、日本人の仕事に対する考え方、姿勢、チームワーク、連携を理解するためにも大変有益なものだったと思います。プロジェクト当初はお互いの国、生活習慣、文化、考え方等を双方がまだ十分理解してなかったからでしょうか、お互いにストレスを感じることも、少なからずあったと思います。しかし今ではカンボジア側から、日本人関係者のサポートに感謝し、称える話をよく耳にします。

私は法整備支援プロジェクトの研修監理員を引き受けるかどうか、最初は悩みました。法律関連の通訳は初めてであり、その内容はレベルも高く範囲が広いからです。それまで担当した研修は図形やグラフ、写真、現物等を使用しながら内容を伝えるものでした。しかし、法律はすべてを言葉で伝える分野で、その言葉の持つ意味を正確に伝えるためには、豊富な語彙の知識が要求されます。果たして、私はこのような知識を持っているのか、普段の生活では殆ど使っていない日本語の、そしてカンボジア特有の法律用語をこれから身に付けることができるのか、不安でいっぱいでした。

しかし引き受けると決めてからは、正確な通訳をするためにあらゆる努力をしようと決めました。一番難しかったのは、民法・民事訴訟法の草案起草の時でした。通訳するための準備をするには、まず日本語の内容を正しく理解しなければなりません。そのためには、テキストのすべての法令用語の意味を調べる必要がありました。テキストを正確に理解して、初めて適切な訳語を探すことができます。それは大変時間のかかる仕事でした。研修テキストの内容は、私にとっては全く初めての困難極まるもので何回も読み直して、初めて理解できたものもありました。

通訳として準備を万全にするため、一日も早くテキストを頂きたいのですが、民法・民事訴訟法部会の先生たちはご多忙で、テキストを頂くのは大体研修の2～3日前で、時には研修の直前、または講義の当日になることもありました。しかし事前にテキストを勉強する時間は絶対に必要ですから寝る時間も削って読み込み、準備する必要がありました。理解できない場合は、講義の休憩時間を利用して先生に質問をします。先生の貴重な休憩

時間を潰すことになりましたが、先生たちはいつも笑顔で、私が理解するまで丁寧に説明してくれました。

また研修期間中は業務調整や、体調不良になった研修員と通院する必要もありました。このような業務と通訳の準備のため、研修時間外に彼らの買い物を手伝う余裕は残念ながらありませんでした。研修監理員の仕事ではないものの、同じ国の人間として、研修後や休日を彼らと一緒に過ごせなかったことを、申し訳なく思いました。

法整備支援の通訳になる前は、普段辞書を引かない言葉、例えば「承認」や「承諾」については何となく理解する程度で、特に正確な意味を調べようとは思いませんでした。しかし、このプロジェクトに携わってからは、言葉一つ一つの違いを国語辞典（今はインターネット）で掘り下げて調べ、そして言葉の違いをどうカンボジア語に反映できるかを考えるようになりました。該当する訳語がない場合、日本語の意味を説明するような形で訳します。時には研修員に相談して、一緒にカンボジア語の訳を考えたりしました。民法・民訴法では、カンボジアにとって新しい概念が多く、説明をする形で訳することが多くありました。例えば民法の「事務管理」や、民事訴訟法 12 条の「応訴管轄」が挙げられます。

日本語からクメール語に訳す場合の、もう一つの困難な例をあげると、認定、認知、認容、認諾、受諾、承認等のような言葉があります。カンボジア語では、上記の日本語のように漢字で組み合わせ、個々の状況を区別して言葉を作り出すことはできません。そのため、これらの一連の言葉は今のところ「トトゥスコル」＝「認める」と訳す以外ありません。しかし、文脈の流れで「トトゥスコル」の持つ意味は日本語の「認定」、「認知」等に十分に該当します。無理に直訳すると和製クメール語になり、カンボジア人に違和感を与えることになり、かえってわかりにくい文章になりかねません。

しかし、どうしても厳密に個々の状況を区別して訳さなければならない言葉の場合、例えば、日本語の「陳述」「主張」「供述」「答弁」「弁論」、「抗弁」「反論」、「添付資料」「別紙」のような言葉があります。この場合は少し困難です。例えば、最近の本邦研修で取り上げられた「抗弁」と「反論」です。「抗弁」については既にクメール語にある「トーワ」に定められたので、問題はありません。「反論」についてはクメール語の「プロカイ」を提案しました。「プロカイ」は英語では「Argue」と訳されています。そして「Argue」の日本語訳を見ると「異議を唱える、反論する」となっています。しかし研修員から「トーワ」と「プロカイ」は同じ意味なのでは、との意見がでました。確かに「トーワ」には、「抗議する」「論争する」、そして「反論する」の意味も含まれています。

研修期間中に、4つの機関から参加している16人の研修員全員が納得して、訳語を決めるのは極めて困難な仕事です。民法・民訴法草案起草段階のころは、研修員の数が多い上、故イー・ダン次官の巧みな調整があつて、現在よりは時間がかからなかったような気がします。

しかし、このように用語について、研修員が皆で一緒に考え、知恵を出し合うことは法令をより良くするために大変有益だと思います。帰国後により多くの同僚と議論し、研究

し、より適切な語彙が見つかると思います。

以前、調査団の通訳として現地へ行った際、カンボジアを良く理解するある日本人が「カンボジア人は、一人ひとりである時は大変優秀だが、集まると皆バラバラになる」と言われました。確かにそのような傾向があると思われます。用語の確定作業は、カンボジアの法律用語をより良くするためです。リーダーとなる人が調整し、議論になることを望みます。現地専門家のファシリティも大変重要になると思います。

2008年7月、カンボジア政府から *sahakmetrey* という勲章を頂きました。私が勲章を頂けるとは思いませんでしたので、大変驚きました。それと同時に、いろいろな思いが込み上げてきました。これまでプロジェクトのことでは、通訳の難しさだけでなく、二カ国の人たちの間に些細な誤解も生じないように人間関係に気を配ることも多々あり、精神的にも体力的にも限界で、落ち込んだこともありました。そんな時、故イー・ダン次官に「ポル・ポト政権を生き延びた我々は、どんな困難も乗り越えられる」と励まされました。このプロジェクトに関することで涙を流したのは、勲章を頂いた時とイー・ダン次官の訃報を聞いた時でした。

最後に、このプロジェクトの成功は、カンボジアのために協力を惜しまない日本側関係者なしにはあり得なかったことを述べたいと思います。大学の先生たちを含め、関係者の方々はご自分の本業だけでも十分忙しいにも関わらず、休日まで定期会合等を開いたりしてカンボジアのために時間を費やしてくださいました。当時、条文の内容に関して法律を支援する他の外国機関と調整しなければならないことがありました。当然カンボジア側がその調整をすべきでしたが、当時の国内事情のためか、調整は行われませんでした。結局日本側関係者が定期会合で、その問題について議論し、解決策を練りました。その光景を目にして、大変感動し、そして大変申し訳なく思いました。最終的には、日本側関係者がその外国機関と話し合いをするため海外まで出向き、問題を解決してくださいました。またカンボジア弁護士会を支援するために日弁連の先生たちが寄付をしてくださったこともありました。このことを、できる限りカンボジアの人々に伝えて行きたいと思います。

私がここまでこの仕事を続けられたのは、ひとえに関係者の皆さまのご支援、ご協力あったことです。これまで感謝の意を表す機会がありませんでしたので、この場をお借りして深く心よりお礼を申し上げます。安田佳子弁護士（現本間佳子弁護士）は、私がこのプロジェクトの背景と流れをより良く理解できるようにと、民法・民訴部会の定期会合にオブザーバーとして参加するよう誘ってくださいました。時間の許す限り参加させて頂きましたが、私にとって大変貴重な機会であったことは言うまでもありません。また ICCLC は私がカンボジアの法律を学べるようにと、カンボジアの法律関係の書籍（カンボジア旧民法、婚姻法、政令等）を調達してくださいました。研修員には、調査団や現地セミナーでカンボジアへ行った際に、関連書籍（土地法草案等）を頂きました。本間弁護士と磯井

美葉弁護士は、必要資料をいち早く提供して下さいました。民法・民訴部会の先生たちは、訳語について常にカンボジア側の意見を重視し、研修員の負担を軽減するために研修場所を法務省から JICA 東京センターへ変更して下さいました。ICD 教官の皆さんは、私の質問に常に親切に答えて、わかりやすく解説して下さいました。研修にはロジスティックな側面も大変重要です。JICA、日本国際協力センター（JICE）の担当者は、研修員の希望に柔軟に対応し、あらゆる協力を惜しまないでくれました。ICD 専門官、現地 JICA 担当者・専門家・スタッフには、様々なことに支援を寄せていただきました。そしてプロジェクトのフェーズ 2 からもう一人の研修監理員となった諏訪井さんには、様々な問題を共有してもらい、支えられてきました。皆様のご協力なしには、ここまで続けることはできませんでした。心より御礼申し上げます。

法整備支援という大きなプロジェクトに研修監理員として携わることができて大変光栄に思います。また祖国の発展に、微力ながらも貢献できたことを嬉しく思います。これからもプロジェクトに参加させていただけるなら、これほど幸せなことはありません。

ネパールとネパールの人々（下）

ネパール語通訳（JICA 研修監理員）

野津 治 仁

前号ではネパールの地理と歴史を中心に概観してみた。今号では主として、そこにどのような人たちが暮らしているのかを見てみたい。もちろんネパール人とはこうなのだ、と一言で語ることはできないし、全国民がそうだ、というわけでもない。あくまでも私個人が見た、感じたネパールの人であることをあらかじめお断りしておきたい。

【多言語・多民族，カースト国家】

ネパールは、前号でも述べたように多岐多様な民族が集まっている多言語・多民族国家である。印欧語族であるインド・アーリア系の言語を話す民族、チベット・ビルマ諸語を話す民族、その他ドラビダ系等の言語を話す民族などである。ネパール政府は125の母語、130もの民族集団・カーストに区分して（どちらも「不明」および「その他」を含む）、統計を出している。この数は明らかに多すぎて不自然なのだが、ネパールではこのような民族とカースト的要素が複雑に絡み合っている。（その絡み合い具合については本稿では深くは触れない。）

全ネパール国民の80パーセント以上の人々はネパール語を理解するといわれている。母語統計の中でも最も多数（約45パーセント）を占めるのが、ネパール語を母語としている人々である。実は元来ネパール語を話す民族集団を一括りにする名称（民族名）はない。これでは文化人類学等の学問にとっては不都合なので、学者たちの間では「パルバテ・ヒンドゥー（山のヒンズー教徒）」と呼びならわされているが、文化人類学や民族学を学んだことのないネパール人には全く馴染みのない、聞いたことのない呼称である。ネパール語を母語とする人々には、この「パルバテ・ヒンドゥー」と元々の自分の民族語を話さず（あるいはあまり理解できず）ネパール語を母語としている人の数も含まれる。ネパール語はインド・アーリア系の言語で、その起源はサンスクリット語にさかのぼる。インド亜大陸でサンスクリット語が時の流れとともにいろいろな地域で独自に変化していく中で、進化してできてきた言語である。民族集団・カースト別の統計では、元々ネパール語を母語とする「パルバテ・ヒンドゥー」は、バウン（ブラーマン）、チェトリ（クシャトリヤ）やダリット（不可触民）にあたるカミ、ダマイ、サルキなどのカーストおよび職能に更に細分され、それぞれ別の区分に分けられている。

このように、同じ母語を話す民族がカーストや氏族によって別々の民族・カースト集団として扱われたり、逆に言語学的には同一の民族の方言の範疇に入ると思われるものが、それぞれ独立した母語として扱われたりしていて非常にわかりにくい。

ネパールの憲法では国の公用語として「デバナガリ文字で書かれるネパール語がネパー

ルの公用語である」(第7条1)とする一方で、「ネパールで話されるすべての母語が国語(National Language)である」(第6条)と規定されている。この憲法第6条の条文は表現自体があいまいで、いろいろな解釈もできるだろうが、そのまま読めばとんでもないことになる。例えば、ネパールにはそれほど数は多くないだろうが、外国から帰化したネパール国籍の人もある。その中には元々日本語が母語の日本人で、ネパール人になった人もいる。ネパール国籍を取ったからといって、すぐさま母語がネパール語になるわけでは当然ない。すると「日本語はネパールの国語の一つだ」という奇妙なことになる。実際、政府の統計にある125の言語の中には、アラビア語8人、スペイン語16人、ロシア語16人、フランス語34人なども含まれている(日本語は「その他」の中に含まれると思われる)。民族意識の高まりの中、長年支配階級の言語であったネパール語に対する反発が生んだ矛盾の一つである(ちなみにこれより前の憲法では、ネパール語を国語と規定して、ネパールの国内で話されるすべての言語は国民語である、としていた)。

【多言語社会の中での生き方】

ネパールでは日本のように、通訳や翻訳の文化は発達していない。日本では明治維新以降、富国強兵策の一環として、当時の先進諸国に留学生を派遣し、学び持ち帰ったものを日本語で紹介したという事実が、文化として今日までも根付いている。日本ではテレビなどの公共のものにかぎらず、多くのイベントなどでも、日本語以外の外国語には字幕であったり、通訳がついたりする。映画などは字幕版、吹き替え版の両方があるものも珍しくない。外国語の書籍や文書でも、日本人向けのものには翻訳がある。学術の世界や一部ビジネスの世界以外では、日本人向けには日本語の翻訳、通訳をつけるのが当たり前になっている。

しかし後発発展途上国であるネパールには、通訳はおろか翻訳の文化もほとんど根付いていない。実際ネパールの大学レベルになると一部の科目を除いて、多くの授業が外国語である英語で行われる。ネパール人の教授がネパール人の学生に対して社会学の授業を英語でしているのを見て、とても奇異に思いその教授になぜわざわざ英語で授業をするのか尋ねてみたことがある。すると「自分はアメリカに留学し英語で学び学位を取った。教科書も英語の教科書を使っているし、英語で授業をする方がやりやすい。それに専門用語はネパール語だとむづかしい。それで英語で授業をしているのだ」と。「専門用語がネパール語だとむづかしい」というのは大きな誤解だと筆者は思うが、それでもまだある程度は理解できるとしても、授業自体を英語で行うことに何の意味があるというのだろう。本稿で扱う内容からは少しそれるが、このような状態では「英語」ができる者だけが高等教育を受けられることになり、一部特権階級はさらに特権を得、その他の人々はずっとそのままということになる。国全体の発展などとうてい望めるはずがないだろう。

普通のネパール人を対象としたイベントやテレビ番組の中でも、ネパール人同士なのに英語で話をしている場面を目にするのは決して珍しいことではない。通訳や字幕はないので、英語が得意でない聴衆は大体のところで理解するしかない。しかもこれは英語という

外国語に限ったことでは、実はない。ネパール国民の中には多くの民族が住み、異なる言語文化を持った人々がいて、ほぼ共通語であるネパール語がほとんどわからない人や、あまり得意でない人も多い。それが日常化すると、常に他人が話していることを「大体」でしか聞かなくなるであろうことは、想像に難くない。

その際に、あらかじめその場の状況や話の流れから、相手がどのようなことを言いたいのかを推測しながら聞いていることになる。なので話の行き違い、勘違いもよく発生する。後日「そんな話は聞いていなかった」ということも少なくない。

【親切的なネパールの人】

ネパール人は日本人に対して概して親切でやさしい。それはこれまで日本政府が多大な援助をネパールにしてきたこと、同じアジアの国として第2次世界大戦後急速な発展を遂げ先進国の仲間入りをしたことへの敬意と憧れ、日本人は比較的穏やかで争いを好まないやさしい国民性があること、などの理由が考えられるだろう。

ネパール人の親切さは、例えば道を尋ねられたり、何かを質問されたりする際にもこれがあてはまる。日本では知ったかぶりは良くないこととされているので、知らないときは大抵の人なら「知らない」と答える。しかしネパールでよく遭遇するのは、知っていても知らなくても、とりあえず「あっちだ」と教えてくれる。(もちろん「知らない」と答えてくれる人もいる) もしそれが間違った答えだったと後で分かれば、日本人は「嘘をつかれた」と思う。ネパール人は「嘘つきだ」と思ってしまう。日本では「嘘をつくのは泥棒の始まり」だとして小さいころから「嘘をついてはいけない」と親や学校で教えられて育つ。しかしネパール人は「大体の感じ」で答えてしまうのであって、必ずしも「嘘をつこう」と思って答えているのではないのだろう。逆に、親切だから、大体でもなんとかこの人に教えてあげよう、という考え方が働くのだ、とも考えられる。

先日もある日本の女性から、かつてネパールの山奥を一人で歩いていて(山奥を一人で歩くこと自体問題なのだが)村で道を尋ねるとあっちだと教えられ、その通りに行ってみたものの、実はそれは目的地とは全く逆の方向で、人が一人ようやく通れるだけの断崖絶壁の道に牛がいて、なんとか通り抜けたものの一步間違えば谷底に転落し、誰にも知られることなく命を失っていたかもしれない、という恐怖体験とともにネパール人は信じられない、という話を聞いた。その道を教えたネパール人は、あまり深く考えないで発した自らの言葉が、他人の生死に関わるような事態にさえなりうる可能性まで想像していなかったはずだ。そこでこの日本女性に「不完全な親切心のための行き違いだった可能性があること」をお話すると、「この話を聞いて少し胸のつかえが軽くなりました」と言われたことがあった。

【教育の質の大切さ】

ネパールでは、国を挙げて先進国に追いつくために頑張ろう、というよりも、個々人の生活を豊かにしたいとの思いの方が一般的には強いように感じられる。そのため、産業も

インフラもほとんど未発達の新パールの国内にいるよりも、もっと豊かな国に行ってそこで稼ぐのが方法として手っ取り早いと考える人が多い。あるいはそのような先進国に移住することを望む。現に国の全人口が3,000万人に満たない中、驚くことに約500万人が国外に滞在しているといわれている。昨年新パールのとある清廉潔癖で有名な一人の大臣の発案で、外国の永住権やグリーンカードを既に取得あるいは申請している公務員はただちに退職届を提出すること、今後そのような申請をしようとするものは退職届を出してからにすること、それをしない者は免職するという内容の法案を通した。その結果約1,500人の公務員が退職届を出した、という。これは何を意味することなのか、考えるだけでもこの国が憂うべき状態の国であることがわかる。

日本では想像力や創造力を伸ばす教育が遅れていると、ひところ盛んに言われていたことがあった。新パールではその比ではない。小学校レベルから修士課程レベルまで、想像力や創造力を養う教育はほぼ皆無とっていい。筆者が通った国立トリブバン大学修士課程の新パール語・文学専攻のクラスでも、ゼミはゼロだし、議論や討論を行う場はほぼなかった。すべての授業が講義であり、ただただ試験に必要な知識を詰め込まれる。学年末に行われる全国一斉の試験でそれらを一気に吐き出す。当然そこに自分独自の考えを述べることは許されず、教えられた正しい答えを書くだけである（唯一自分の考えを展開できるのは学位論文のみ）。

因みに学年末試験は、同一科目同一レベルの試験が同じ試験問題で全国一斉に行われ、新パール全土にある200を超えるトリブバン大学傘下のキャンパス毎の特徴や独自性は全くなく、同じ時間帯に同じ試験が行われる。修士課程レベルだと一科目につき4時間、4科目4日間にわたって行われた。12ページのノートが解答用紙として受験者に配られ、設問もほとんどが筆記式のもので、授業で詰め込んだ知識をその解答ノートにとにかく速いスピードで埋めていく。中には解答ノートのお代わりをするツワモノもいるが、筆者は12ページを埋めるのが精いっぱいでお代わりをしたことはなかった。

【アバウトな国民性】

一概に「新パールでは」とか「新パールの人は」ということはもちろん言えないのではあるが、しいて一言で国民性を言い表すならば「アバウト」ではないかと筆者は思っている。その「アバウト」さはどこから来るかというと、想像力や創造力を養う教育がなされていない、ということこそが大きな要因の一つではないかと感じる。何かの計画を立てるときに、完成形に至る手順を考え、その一つ一つの手順にかかる時間や費用、またその効果などを考えていき、最終的に全体でどのくらいの時間で、どのくらいの費用をかけ、その結果どのような効果が期待できるか、ということ論理的に緻密に考えていくのが、日本で考えられる一般的な方法だろう。ところが想像力や創造力が養われていないと、そのような緻密な検討なしに作られた計画が実行された際にどのようなことになるか、ということ想像することができなくて、計画通りに物事が進まない、という結果になる。学校教育の現場で想像力や創造力を養う教育が行われない、ということはすなわち論理的思考

能力も養われないことになる。

日本で台風接近の情報が得られると、通勤電車の遅れ、混雑などを予測していつもより朝1時間、2時間早めに家を出るといった人も多いただろう。ネパールでは何か予測可能な事態があったとしても、それに対応するということはあまり聞かない。人間、楽な方への想像は比較的しやすいが、困難な方への想像はなかなかしにくいものである。それも相まっておおざっぱなマイナスの想像しか働かせないため、筆者が留学中でも、大雨の日など市街地から離れた郊外にある大学キャンパスに来る学生は半分くらい、教授陣はさらに少なかった。自分の都合は考えることができても、自分がした行動、あるいはしなかった行動が他人に、ひいては社会に対してどのような影響が及ぶかを想像することをしない、否できないのであろう。

日本でも簡単に、教育の遅れているネパールに校舎を建てよう、そのための寄付やボランティアをしよう、といった活動のことをよく耳にする。校舎を建てたところで、そこでどのような教育がなされるのか、ということまで考えないとあまり効果は期待できないというのが現実である。まずは想像力と創造力の大切さを教えることができる教師を大量に養成することこそが最も必要なのではないだろうか。

【終わりに】

始めに書いたように、本稿で述べられていることは、筆者が自分の目を通して見てきた範囲の中での「ネパール」である。当然これがネパールのすべてではない。あるいは実はもっと違ったものであるかもしれない。あくまでも筆者が見て感じたネパールの中のその一部だということをご理解いただければと思う。

「アバウト」であることは、ポジティブ・ネガティブ両面をはらんでいる。よく言えば、細かいことはあまり気にしない、ということ。同じモノを作っても日本では欠陥品として扱われるようなものでも、ネパールではちゃんと製品として流通している。そういう「アバウト」さが根底にあるので、計画を立てたり、見通しを正確に立てたりすることも苦手なように思える。最終的になんとなくそれらしいところに着地して、「細かいところに難点があるものの概ね成功した」ということになる。

そう考えると、知らないのに教えてくれたりだとか、「時間」に対する考え方も、ただ嘘つきだったり時間にルーズなのではなく「アバウト」さに由来するものなのだということが分かる。

「勤勉」「緻密」「正確」であることが「是」とされる日本。それが故に起きる過労死だとか、鉄道事故だとか、必ずしも私たちが「良いこと」と思っていたことも、実はそうではないということに気づくことがある。あるいは日本人は逆に「きっちり」しすぎているのかもしれない。「アバウト」であるということは、「他人を許すこと」にもつながる。自分にだけ優しいのではなく、他人にも優しいのだ。うまくいかないことでも「しかたない」と思えるのだ。ネパールの人々の側面の一つとして「アバウト」をキーワードにしてとらえると、

この他にもネパールのいろいろなことがきっと見えてくるはずだと思う。

世界中には様々な異なった文化・習慣を持っている人たちがいる。文化そのものに優劣はないはずだ。ネパールに限ったことではないが、文化の違う国の人とつきあっていくためには、お互いの文化を知り、尊重し認め合っていくことが大切だということは、我々も頭では重々承知しているはずである。現実的にはいろいろな軋轢や苛立ち、理解できないこと等のネガティブな局面を迎えることも多々あるだろう。しかし普段から柔軟な心を養っておき、異なった文化をむしろ楽しめるようになったらしめたものだと思う。

【参考文献】

“Nepalko Sambidhan 2072” 制憲議会事務局，2015 年

“Statistical Pocketbook Nepal 2014” ネパール政府中央統計局，2015 年

石井溥編『暮らしがわかるアジア読本 ネパール』河出書房新社，1997 年

『ネパール連邦民主共和国基礎データ』外務省，2016 年

辛島昇他編『[新版] 南アジアを知る事典』平凡社，2012 年

2015年ベトナム民事訴訟法の概要

JICA ベトナム「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」

JICA 長期派遣専門家

酒井直樹

第1 はじめに

2013年憲法の制定以来、ベトナム国会では、新憲法に適合した法体系を実現すべく、毎年のように多数の法改正又は新法制定を行っている。とりわけ、第13期第10回会議(会期：2015年10月20日～11月27日)は、刑法、刑事訴訟法、民法、民事訴訟法及び行政訴訟法という5つの基本法典の改正法が採択されるというベトナムの司法界が大きく注目される会議となった。

本稿は、このうち、民事訴訟法改正法(以下「新民訴法」といい、特に記載のない場合は同法の条文を示す。)の概要を紹介するものである。もともと、新民訴法は2016年7月1日に施行されたところであるが、裁判所でもその運用について検討が続いている状態であることから、現時点で詳細な解説を試みることは困難であると思われる。そこで、本稿では、旧民訴法からの変更点を中心に概要を報告することとし、詳細な分析は、ベトナム法を専門とする研究者、実務家の皆様の調査研究に委ねたい。

なお、新民訴法の条文については、法務総合研究所国際協力部による仮和訳が行われているが、紙幅の都合上、ここで掲載することは難しい。JICA及び国際協力部のウェブサイトに掲載しているので¹、適宜そちらを参照していただければ幸いである。

第2 新民訴法の概要

新民訴法は、2015年5月20日から開催された第13期国会第9回会議に提出され、同会議での審議を経た後、同年11月25日の第10回会議において採択された²。

全10部、42章、517条で構成されており、2004年民事訴訟法(以下「旧民訴法」又は「旧法」という。2011年3月29日法律番号65/2011/QH12により一度改正されている。)と比較すると、約100か条増えていることとなる。

全体の構成としては、根本から民事訴訟・非訟制度を変更するようなものはなく、旧民訴法での枠組みがおおむね維持されているが、第4部「簡易手続による民事事件解決」は、後に解説するように、今回の改正で新設された部分である。

¹ <http://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/index.html> (JICA)

http://www.moj.go.jp/housouken/housou_houkoku_vietnam.html (法務総合研究所国際協力部)

² ベトナム国会での法律制定過程では、2回の会期で審議、採決するのが一般的な方法であり、1回目の会期で審議し、2回目の会期で採決するという方法が採られる。

第3 新民訴法の主要な改正点

1 争訟原則の充実化

「争訟原則」は、2013年憲法において人民裁判所の審理で保障される原則として明記されたものである（103条5項）。旧民訴法でも2011年改正で論争権の保障として明記されていたが（旧民訴法23a条）、新民訴法では、2013年憲法の規定を受けてさらに充実すべく、同規定を継承しつつ（24条1項）、当事者の資料・証拠の収集・提出権、相手方当事者への通知義務、証拠等に関する意見陳述を義務として定めた（同条2項、3項）。

また、第3節「公判期日における争訟」として1つの節を設け、旧民訴法の規定を整理しつつ、当事者の意見陳述、尋問、証拠調べ等についての手続を定めた（247条以下）。公判期日においては、事実に関する主張や証拠の提出だけではなく、証拠に関する意見や法令適用に関する意見の陳述も含まれることが明記された点（247条1項）、尋問の順序について、旧民訴法222条の規定を改め、当事者、その他の参加者、裁判所、検察官とした点（249条）などが注目される。

2 事件処理において裁判所が適用すべき規範及び法の統一的な適用を目指すための権限の整理

(1) 適用すべき法令の条項に関する基準

従前から、法令に規定がないという理由で裁判を拒否する事態が生じていたことに対処するため、新民訴法では、裁判所が、適用条項がないことを理由に、民事訴訟・非訟事件の解決を拒むことはできない旨の規定が設けられ（4条2項）、適用すべき法令の規定がない場合には、慣習、類似法令、民事法の基本原則、判例、公理の順に判断基準として事件を解決すべきこととされた（43条～45条）。この場合には、検察官の出席が求められる（21条2項）。

このように、裁判所が適用すべき判断基準が新民訴法の規定上明記され、法の欠缺を理由とする裁判の拒否は実際上も起こらないはずであるということとなったが、現場の裁判官からは、基本原則とは何か、判例はどのように使えばよいか、公理であるとされる公平・平等とは具体的にどう考えればよいのか、といった意見が寄せられるであろうことは容易に予想される。これらも、ベトナム法における法の「解釈」として考えるのであれば、裁判所の法解釈権の有無及び範囲をどのように考えるのかについても、議論の整理が必要とされるであろう³。

³ 憲法上、憲法、法律及び国会常務委員会令の解釈権は国会常務委員会に与えられていること（憲法74条2項）との関係で、ベトナムの裁判所には、法解釈権が与えられていないと理解されている。もっとも、判例の選定基準では、一定の解釈を示した判決・決定であることを要件としているようにも理解されるところがあり、実際上も、解釈をせずに法を適用することは困難であるから、「適用」と称して解釈をしているのが実情であろうと思われる。ただ、ベトナム法でいうところの「解釈」(giải thích)は、文言の客観的な意味内容を説明すること以上の意味合いがあるのかも明らかではなく、学問的見地からもベトナムの法解釈については詳細な検討が求められよう。

(2) 判例制度の導入

SPC は、2015 年 10 月に「判例の選定、公布及び適用の手続に関する議決」(03/2015/NQ-HDTP) を制定し、ベトナム独自の「判例制度」をスタートさせた。同議決によれば、最高人民裁判所及び高級人民裁判所の監督審決定並びに同裁判所を始めとする下級審裁判所の判決・決定の中から、裁判所の審理において研究し、適用するためにふさわしいものを判例として選定し、公布することとされている⁴。判例の使い方については、民訴法上は前記(1)のとおりである。

なお、上記の判例制度に関連して、各裁判所の判決・決定をウェブサイトにて公開すべきものとされた(第一審につき 269 条 3 項、控訴審につき 315 条 2 項、監督審決定につき 350 条 2 項、非訟事件につき 370 条 4 項)⁵。

(3) 修正等を要する法規範文書を発見した場合の処理

裁判官は、民事訴訟事件の処理中に、関連する法規範文書で憲法、法律、国会議決、国会常務委員会令、上級国家機関の法規範文書に違反する疑いがあるものを発見した場合は、管轄裁判所の長官に報告すべきこととされ、その報告は、最高人民裁判所長官から、管轄の国家機関に対して、法規範文書の修正等として提議される(221 条 1 項)。公判に付された後である場合や、監督審・再審手続中である場合には、手続は一時停止される(同条 2 項、214 条 1 項 e 号)。提議を受け取った国家機関は、それを検討して処理することになるが、1 か月以内に返答がない場合には、裁判所は、事件処理のために、より上位の法令を適用する(221 条 3 項)。

判例制度とあいまって、法の統一的な適用を実現するために設けられた制度であると思われるが、矛盾抵触のおそれのある法規範を事後的に修正したとしても、法律行為が行われた時点など事件処理に適用される法規範までも遡及的に修正されることになるのかという問題も当然ながら提起されることが考えられる。今後、運用に着目するとともに、この制度の意義、理論的問題にも注目する必要があるであろうと思われる。

3 簡易な手続による事件処理の導入

(1) 簡易手続(裁判官単独による裁判手続)

ベトナムの裁判手続では、従前から、第一審における人民参審員の関与が必須とされており、裁判官 1 名及び参審員 2 名の合議体による審理が行われていたが、事実関係に争いが無いような事件であっても常に参審員を含む合議体の審理が求められることで、事件処理の長期化やコストの増大を招いているとの指摘がされてきた。

⁴ 2015 年 8 月時点で、6 件が「判例」として選定されており、SPC のウェブサイト、「裁判所雑誌」等で公開されている。

⁵ ウェブサイトで公開された裁判例であっても、「判例」としての選定手続を経ない限りは、事件解決の基準たる「判例」とはならない。その意味では、裁判例の公開は、裁判所の情報公開の一環として行う意味合いが強いのではないかと思われる。もっとも、公開された裁判例を読んだ外部の者が、「判例」としてふさわしいものを推薦していくということは機能として期待されているであろう。

そのため、2013年憲法制定前から、迅速かつ効率的な裁判所の事件処理を実現するために新たな裁判手続を導入する必要性が議論されてきており、2015年3月31日まで実施されていた法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2（以下「前プロジェクト」という。）でも、短期専門家を招いての現地セミナーを実施するなどして情報提供を行ってきたところである。

2013年憲法では、人民参審員の参加を原則として維持しつつ、例外として「簡易手続」による場合には裁判官単独での裁判を認め（103条1項，3項），今回の改正では、これに呼応して「簡易手続」を導入した。もっとも、「簡易手続」による処理を認める事件の基準，管轄裁判所などについて，起草段階や国会審議段階でもさまざまな意見が提示されていたようであり，訴額による区分，事件の類型による区分等さまざまな意見が提出されていたようである。最終的には，事実関係が明らかであって裁判所自らが証拠収集をする必要がなく（317条1項），当事者の呼出等にも支障がないような事件を対象と定めることとした（317条1項，2項）。簡易手続の要件については，今後，SPCにおいて具体的な指針を示すことになるであろうが，当事者間の争いの有無，証拠の明白性という定性的な基準を裁判所の判断に委ねてしまうと，被告がとりあえずは原告の主張について争う姿勢を示したりすれば簡易手続によらない手続により処理されることとなってしまうし，簡易迅速な処理を目指す制度としては，いささか安定しない制度設計となっているように思われる。また，当事者の住所が明らかであること（317条1項b号）が要件とされていることから，被告の所在が不明だが証拠上権利があることが明らかであるような事件が対象から外れてしまっており，簡易手続の適用対象としてはかなり限られてしまっているようにも思われ，将来的には今後の運用を踏まえた検討が必要であろう。

(2) 訴外和解の承認手続の導入

簡易な手続による事件処理という文脈では，訴外和解の承認手続（416条以下）についてもここで紹介しておきたい。

従前から，訴外で成立した和解について債務名義性を認めるかどうかということが議論されてきたが，2011年の旧民訴法改正時には見送られた経緯がある⁶。今回の改正では，和解に関する法律に基づいて成立した訴外和解について，裁判所の承認手続を経ることで，民事判決執行に関する法令に基づく執行を可能とするものである（419条9項）。なお，訴外和解の承認手続は，非訟事件の一種として規律されている。

⁶ ICD NEWS 第53号「ベトナムのグラスルーツ和解に関する関連法規」参照。なお，同記事で紹介されているグラスルーツ和解に関する規定は，グラスルーツ和解法（35/2013/QH13）として法律に昇格し，同法は，2014年1月1日から施行されている。

4 管轄規定の整理（2014年人民裁判所組織法への対応）

ベトナムでは、2014年に人民裁判所組織法（62/2014/QH13）が制定され、裁判所組織にも改革が行われた。具体的には、最高人民裁判所の一部門として存在していた控訴審法廷が全国3か所（ハノイ市、ダナン市、ホーチミン市）の高級人民裁判所⁷として独立し、家庭・未成年者法廷が6つ目の専門法廷として規定された⁸。新民訴法でも、それに対応する形で管轄規定が整理された。

まず、高級人民裁判所の審級管轄であるが、①法的効力を有する省級人民裁判所又は県級人民裁判所の判決又は決定に対する監督審（337条1項、354条2項）、②省級人民裁判所が第一審である事件の控訴審（人民裁判所組織法29条1項）とされた。これに呼応して、最高人民裁判所は、高級人民裁判所の判決又は決定に対する監督審を行うこととされた（337条2項）。また、高級人民裁判所は、自らの管轄地域内の裁判を監督すべきこととされた（18条）。つまりは、旧法下での最高人民裁判所（及びその控訴審法廷）が有していた権限を高級人民裁判所との間で分担し、最高人民裁判所は、全国における厳正で統一的な法適用の実現という任務に集中することとなった。

また、婚姻関係、親子関係等に関する事件は、外国要素を有するものや外国判決の承認執行事件を除き、県級人民裁判所が第一審を担当することとされており（35条1項a号、2項b号、3項）、省級人民裁判所の家庭・未成年者法廷は、県級人民裁判所の管轄以外の婚姻・家庭事件の第一審及び県級人民裁判所の第一審判決又は決定に対する控訴審を担当すべきものとされた（37条1項a号、b号、38条2項）⁹。

5 監督審に関する規律の整理

監督審に関する規律についても、若干改正されている。

まず、監督審の要件であるが、①結論が客観的事実関係と矛盾する場合、②重大な手続違反の場合、③法律の適用の過誤の場合という3類型には変更はないが（旧民訴法283条、新民訴法326条1項参照）、いずれの要件についても、当事者の権利若しくは合法的利益の侵害又は国家若しくは公共の利益の侵害（③のみ）という要件が新たに付加された（326条1項）。上記①ないし③の基本要件に該当するような場合であれば、上記の権利等も侵害されているという場合が多いのではないかと疑問はあるが、監督審の申立てについて権利侵害要件による絞りをつけることで、真に救済が必要な事件への資源集中を図ろうとしたものと考えられる。

また、監督審の申立権者は最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官、高級人民裁

⁷ 英語では「Superior Court」（＝上級裁判所）として訳されることもある。

⁸ 新人民裁判所組織法の概要については、ICD NEWS 第63号「ベトナム新裁判所法、検察院法、企業法、投資法及び民事判決執行法の概要」（<http://www.moj.go.jp/content/001150471.pdf>）を参照されたい。

⁹ 家庭・未成年者法廷については、2016年8月現在、ホーチミン市人民裁判所（省級）に設置されたものが全国唯一である。

判所長官及び高級人民検察院長官に限られ、省級人民裁判所長官は申立権を有しないこととなった(331条)。省級人民裁判所長官は、監督審の要件があると思料する判決・決定を発見した場合には、高級人民裁判所長官又は最高人民裁判所長官に対して監督審の開始を建議することとなる(327条3項)。

監督審裁判所が出す結論としては、旧民訴法下では、原審判断を維持する、原審を破棄して第一審の判断を支持する、破棄して再審理のために差し戻す、破棄して事件処理を中止するという選択肢しかなかったが(旧民訴法297条)、これらに加えて、原審判断を修正することができるようになった(新民訴法343条5項)。監督審の結論を踏まえると一定の結論に達することが明らかであるのに、破棄して再審理をさせることが煩雑であると指摘されていたところであるので、その対処として、いわば破棄自判を認めることとしたものである。

第4 おわりに

以上のとおり、新民訴法について主要な改正点を中心に概観してきたが、2004年の旧民訴法、2011年の改正を経て、裁判所の主導的地位を残しながらも、当事者の訴訟手続上の権利を充実させる方向性は一貫しており、当事者の権利、当事者の意思の尊重ということは各種セミナー等の活動における参加者の発言からも耳にするところである。同時に、現場の裁判官には、当事者よりも自らが主導しなければならないという感覚がまだまだ根強いように感じられ、新民訴法が定着していくにはまだまだ時間がかかるであろうことが想像される。今後とも、新民訴法を運用するに当たりさまざまな問題が生じるであろうことを踏まえ、更なる研究、改善が適宜行われていくことに期待したい。

なお、新民訴法は、前プロジェクトの下で最高人民裁判所から提示された個別テーマに対応する形で行われた現地セミナーや本邦研修での成果に検討を重ね、他ドナーとの活動等を踏まえて結実したものが多い。この場をお借りして、現地セミナーや本邦研修にご尽力をいただいた裁判実務改善研究会、法務省法務総合研究所国際協力部、最高裁判所、すべてのご協力いただいた関係各位にご報告申し上げるとともに、お礼を申し上げます。

解説記事というにははなはだ不十分な内容であることは自覚しているところであるが、ベトナム法を専門とする研究者、実務家の皆様、関心を有する皆様のご理解の一助となれば幸いである。

2015年ラオス憲法改正の要点

JICA 業務調整専門家

川 村 仁

1. はじめに

ラオス人民民主主義共和国（以下「ラオス」という。）の改正憲法が2015年12月に公布された。ラオスでは、1991年に初めて憲法が公布され、その後2003年に最初の改正が行われている。今回の改正は、それから12年後、第2回目の改正である。

1991年の憲法は、全10章80条から構成されていた。そして、その後の2003年の改正憲法は、11章98条であった。2015年の改正憲法は、全14章119条から構成されている。2003年の改正憲法から新たに追加された章は、第8章「地方人民議会」、第11章「国家監査」、第12章「選挙管理委員会」の3章である。

上に挙げた新しく追加された3章を除けば、それ以外の章立て、条文趣旨に根本的な変更は加えられていない。今回の改正は、改正憲法の前文にもあるように、「国家の統治制度をより効率的にすることを目指し」「国際社会と地域の経済状況に順応できるよう」にするため、そして、現在安定的にラオスを一党支配する人民革命党による統治を持続させ、より強固にすることが第一義的な理由だと考えられる。

2. 改正の主な要点

以下では、今回の憲法改正の主な要点を挙げ、その趣旨を考察してみたい。

2-1. 地方人民議会の復活

ラオスの地方人民議会は、1975年の革命後、人民革命党によって設立された。党による全国支配の正当化のためだといわれている。それが1991年の憲法公布と共に、地方人民議会は廃止された経緯を持つ。地方の自律性が行き過ぎていた当時のラオスで、人民革命党は、非効率な地方議회를廃止し、より中央集権的な統治を目指したためと考えられている。

それが改めて今回の憲法改正で25年ぶりに地方人民議会の設立が規定され、2016年の第8期国会の開催に引き続き、各県・都人民議会が開催された。地方人民議会の役割は、1) 重要な法令の承認、審議、2) その地方の基本的問題の決定、3) 自己の地方におけるすべての国家組織の活動につき監督すること、と規定されている。国民の代表機関としての国会の役割強化を進めてきた党にとって、今後地方の国民の政治参加をより奨励し、地方の経済社会開発について、戦略的単位としての県、都に権限移譲していく方針だと考えられる。

2-2. 国会の役割強化

2003年の改正憲法で14項目であった国会の権限と責務に関する規定は、2015年の改正憲法においては、21項目に増加しており、より詳細かつ明確な規定となった。

2015年の改正憲法で新たに追加された権限と責務は以下のとおりである。

- ・ 国家戦略計画，経済社会開発計画，国家予算計画と国家予算の改正の検討と承認
- ・ 国家予算，予算赤字比率，政府債務比率，公共債務比率に関する基本政策の検討と承認
- ・ 最高人民裁判所長官の提案に基づく，最高人民裁判所の裁判官議会会員の選任，異動，解任の検討と承認
- ・ 県人民議会が国家と人民の利益に対し損害を生じさせた場合に，県人民議会の廃止の検討
- ・ 憲法及び法律に矛盾する各分野の法令の廃止。ただし人民検察院と人民裁判所の訴訟に関する判決，決定を除く
- ・ 必要及び緊急の場合，国会常務委員会に決定権を与え，その後国会に報告させること

以上からも，国会に対しより確実な権限を与えようとしていることが見て取れる。

一方，2015年の改正憲法第7条では，ラオス建国戦線，ラオス退役者同盟，ラオス労働組合連盟，ラオス女性同盟，ラオス人民革命青年同盟及びその他の大衆組織は，「国会，地方議会とその議員の活動を監視する権利と役割を持った機関」であるとの規定が追加された。つまり，国会に対しより強い権限を与える一方，大衆組織に対しその国会を監視する役割を与え，チェックアンドバランス機能を持たせようとしているようである。

2-3. 国家監査機関の強化

今回の改正で，国会に直属の責任を持つ組織として，国家監査機関（オンカーン・クワッドソープ・ヘーン・ラット）が憲法に規定された。最高人民裁判所，最高人民検察院と同様，政府組織からは独立した国会直属の組織である。

近隣諸国の例にもれず，ラオスにおいても近年政府高官の賄賂，汚職や幽霊プロジェクトなどが大きな問題となってきた。2015年末にはプーペット元財務大臣が幽霊プロジェクトに関わり，不正に利益を得たとして拘束されている。今後諸外国からの投資を奨励し，経済的発展を継続していくためにも，また，一般国民の不満を抑えるためにも，政府高官の汚職や不正に対してはより厳しい措置が必要とされることは間違いなく，国家監査機関の憲法規定もその意志の表れであろう。

3. おわりに

ラオスでは2016年4月に第8期の召集国会が開催され，ブンニャン国家主席，パーニー国会議長及びトーンルン首相が任命され，今後5年間ラオスを率いていくことになる。特に2016年はASEAN経済共同体発足後ラオスが最初の議長国を務めており，ラオス国内外から新指導陣のかじ取りに注目が集まっている。

今回紹介をした2015年の改正憲法では，その前文において「法による国家統治，法に

よる経済・社会統治」という表現が加えられ、また憲法全体を通じて、「法に基づき」「憲法や法律を厳正に遵守し」といった表現が増え、法治国家建設への意志がより強調されたものとなっている。一方で第3条は2003年の改正憲法から変更なく、「国民の主権者としての権利は、ラオス人民革命党の政治制度の機能を通して行使され、保障される。」と社会主義体制、一党支配制についてはそれを堅持する意志を表明している。社会主義を標榜しつつ、持続的な経済発展により貧困国からの脱却をし、国際社会、ASEAN各国と良好な外交関係を構築していくこと等、課題は山積であり、国家運営は容易なことではあるまいが、この新しい憲法を基礎にした法統治国家建設という大きな目標についても新しいトップリーダーの手腕と関係者の努力に大いに期待をしたい。

今後は招集国会で承認された5か年法律起草・改正計画（2016-2020）に従って、多数の法律を起草・改正する予定であり、また、2017年にはJICA法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2）が起草支援をしている民法典の国会採択も予定されている。ラオスの法治国家建設に対し、我々プロジェクトとしても惜しみない協力をしたいと考えている。

以下に資料として、当プロジェクトが直接に関係する「人民裁判所」「人民検察院」に係る条文の新旧対比表と、2015年の改正憲法全文の日本語仮訳を掲載する。

2003年改正憲法と2015年改正憲法の新旧条文比較（第10章人民裁判所及び人民検察院のみ）

(条)	2003年改正憲法	(条)	2015年改正憲法
79	<p>人民裁判所は、国家の司法機関であり、以下の組織から構成される。</p> <p>最高人民裁判所 上訴裁判所 プロビンス裁判所及び市裁判所 ディストリクト裁判所 軍事裁判所</p> <p>必要があるときは、国会常務委員会の承認を得て、特別裁判所を設けることができる。</p>	90	<p>人民裁判所は、国家の司法機関であり、ラオス人民民主共和国において事件の審議、判決できる唯一の機関である。</p> <p>人民裁判所の訴訟は、第一審、上訴審、破棄審からなる。</p>
		91	<p>ラオス人民民主共和国の人民裁判所は、法律に定められた通り、以下の裁判所から構成される。最高人民裁判所、地方人民裁判所、軍事裁判所である。</p> <p>必要があるときは、国会常務委員会の承認を得て、特別裁判所を設けることができる。</p>
80	<p>最高人民裁判所は、国家の最高司法機関である。</p> <p>最高人民裁判所は、すべての人民裁判所及び軍事裁判所につき司法行政権を有し、全判決を審議する</p>	92	<p>最高人民裁判所は、ラオス人民民主共和国の最高司法機関である。</p> <p>最高人民裁判所は、すべての人民裁判所及び軍事裁判所の判決に対し監督を行う。</p>
81	<p>最高人民裁判所副長官は、国会常務委員会が任命又は解任する。</p> <p>最高裁判所裁判官、上訴裁判所の正副長官及び裁判官、プロビンス・市・ディストリクト級裁判所の正副長官及び裁判官並びに軍事裁判所の正副長官及び裁判官は、最高人民裁判所長官の提言に基づき国会常務委員会が任命する。</p>	93	<p>最高人民裁判所副長官は、国家主席により任命、異動又は解任される。</p> <p>最高裁判所裁判官、人民裁判所の所長、副所長、裁判官は、国会常務委員会により、任命、異動、解任される。</p>
82	<p>人民裁判所は、合議体で審理し、判決を下す。審理及び判決をなすに当たり、裁判官は独立し、法に従ってのみ行動しなければならない。</p>	94	<p>人民裁判所は、合議体で審理し、判決を下す。</p> <p>審理及び判決をなすに当たり、裁判官は独立し、法にのみ従って行動しなければならない。</p>
83	<p>裁判手続は、法で定めた場合を除き、公開で行わなければならない。被告人は、訴えられた事件につき、防御する権利を有する。</p>	95	<p>法廷での裁判審理は、法で定めた場合を除き、公開で行わなければならない。</p>
		96	<p>当事者は、裁判審理のすべての手続において反論する権利を有する。</p>

	<p>弁護士会は、被告人を弁護するサービスを提供することができる。</p>		<p>被疑者は、自分が訴追された事件に対し、自分自身または保護者または弁護士によって争うことができる。</p> <p>弁護士は、当事者または被疑者に対し法律的な支援を行う権利を有する。</p>
84	<p>社会的組織の代表者は、法の定めに従い、裁判手続に参加する権利を有する。</p>	97	<p>社会的組織の代表者は、法の定めに従い、裁判手続に参加する権利を有する。</p>
85	<p>すべての当事者、国、ラオス建国戦線、大衆組織、社会組織及び国民は、人民裁判所がなした法的効力を有する判決を尊重しなければならない。関係者や関係組織は、これらを厳密に執行しなければならない。</p>	98	<p>すべての党組織、国家組織、ラオス建国戦線、大衆組織、社会組織、国際機関及び国民は、人民裁判所の下した確定判決を尊重しなければならない。</p> <p>関連する個人また組織は、これを厳正に執行しなければならない。</p>
86	<p>人民検察院は、法執行の監視・監督権限を有し、以下の組織から構成される。</p> <p>最高人民検察院 上訴検察院 プロビンス検察院及び市検察院 ディストリクト検察院 軍事検察院</p> <p>検察院は、以下に掲げる権限及び責務を有する。</p> <p>1. すべての省、省と同等の機関、政府附属機関、ラオス建国戦線、大衆組織、社会組織、地方行政組織、企業、国家公務員及び国民が、正当に、かつ、統一的に法律を遵守するよう管理すること。</p> <p>2. 公訴権を行うこと。</p>	99	<p>人民検察院は、全国における法律の尊重と執行の監視・監督権限を有する組織であり、法に従い、国家と社会の権利と利益、国民の正当な利益を保護し、被疑者を裁判所に訴追する。</p>
		100	<p>ラオス人民民主共和国の人民検察院は、法に定められた通り、以下の組織から構成される。最高人民検察院、地方人民検察院、軍事検察院である。</p>
87	<p>最高人民検察院長官は、ラオス人民民主共和国国内におけるすべての検察院の業務を指揮及び監督する。</p> <p>最高人民検察院副長官は、最高人民検察院長官の提言に基づき国家主席が任命又は解任する。</p> <p>上訴、プロビンス、市、ディストリクト及び軍事検察院の長官及び副長官は、最高人民検察院長官が任命、異動又は解任する。</p>	101	<p>最高人民検察院長官は、すべての検察院の業務を指揮する。</p>
		102	<p>最高人民検察院副長官は、国家主席により任命、異動、解任される。</p> <p>人民検察院の所長及び副所長、検察職員は、最高人民検察院長官により、任命、異動、解任される。</p>
88	<p>人民検察院は、その職務を遂行するに当たり、法律及び最高人民検察院長官の指示のみに従う。</p>	103	<p>人民検察院の検察職員は、その職務を遂行するに当たり、法律及び最高人民検察院長官の命令のみに従う。</p>

ラオス人民民主共和国憲法（2015 年改正）

国会

番号 63 / 国会

ヴィエンチャン首都, 2015 年 12 月 8 日

ラオス人民民主共和国憲法

(2015 年改正)

前 文

数千年もの間、ラオス国家の祖先は、多民族からなるラオス国民として、この愛する土地に住み、発展してきた。14 世紀中葉から、我々の祖先、特にファ・グム王は、人々を指導してランサン王国を建国し、その統一と繁栄をもたらした。

18 世紀以降、ラオスの国土は、再三にわたり外圧に脅かされ、侵略されたが、ラオス国民は、団結してその祖先の勇壮で強健な伝統を守り、絶えず一貫して独立と自由を勝ち取るために戦った。

1930 年以降、前インドシナ共産党である現ラオス人民革命党の正しい主導の下、多民族からなるラオス国民は、犠牲を伴いつつ勇敢に試練に立ち向かい、遂に植民地主義や封建主義制度による支配及び抑圧という束縛を打破し、国を完全に解放し、1975 年 12 月 2 日にラオス人民民主共和国を樹立した。このようにして、ラオスという国としての完全な独立と、真の意味でのラオス人民の自由を獲得した新しい時代が開かれた。

その国家の解放からこれまで、ラオス国民は、ラオス人民革命党の指導の下、二つの戦略を実施してきた。それは、国家の保持と建設である。特に、民主的制度の復興と建設のため、時代と国家の統一を拡大する、全面的かつ原理的な変革の実施である。それによって、国民に豊かさかつ幸福をもたらし、国家は強固かつ安定し、社会には、連帯、正義、文明がもたらされ、社会主義体制の確立につながるものである。

この新しい時代において、社会は、法による国家統治、経済・社会の統治を要求するようになった。そのため、ラオス人民民主共和国最初の憲法が起草され、1991 年 8 月 15 日に公布された。その後最初の憲法に対する変更への要求に応えるため、2003 年に最初の改正が行われた。そしてこの 2015 年の改正においては、国家の統治制度をより効率的にすることを目指し、国際社会と地域の経済状況に順応できるよう、国家体制の保持と建設に方向転換が行われた。

この我が国の人民民主制度における憲法は、我が国の解放、保持、建設、及び変革を目指す中で国民が獲得した偉業を認めるものである。憲法は、政治制度、社会経済制度、国防、治安、国際関係、国民の基本的権利と義務、国家機構と組織を定めている。

この憲法は、全国民の英知の結晶であるとともに、全国民の討議を経た成果であり、ラオス国を平和・独立・民主・統一・繁栄の国にするという目的を達成するため、国家共同体が共同して邁進するという未来永劫にわたる情熱と強固な決意を反映しているものである。

第 1 章 政治体制

第 1 条

ラオス人民民主共和国は、領海及び領空を含む統一領土を有する、独立した主権国家であり、すべての民族が所有する、統一された不可分一体の国家である。

第 2 条

ラオス人民民主共和国は、人民民主共和国である。すべての権限は人民に帰属し、労働者・農民・知

識人を中核とする社会のあらゆる層の多民族からなる人民による、人民の利益のためのものである。

第3条

多民族からなる国民の主権者としての権利は、ラオス人民革命党を主軸とする政治制度の機能を通して行使され、保障される。

第4条（改正）

国民は、自己の権利及び利益を代表する機関として国会と地方議会を設立する。

国会議員と地方議会議員の選出は、一般原則・平等・直接・秘密投票により行う。

有権者は、選挙された代表者がその職に値せず、国民の信頼を失ったと判断されたときは、その代表者の免職を提案する権利を有する。

第5条（改正）

国会、地方議会、その他のすべての国家組織は、民主的中央集権制に従い、設立され、かつ機能する。

第6条（改正）

国家は、何人も侵すことのできない国民の自由権と民主権を保護する。すべての国家組織及び公務員は、国民に対し、政策、法律、規則について知らしめるため広く宣伝、普及、教育しなければならない。また同時に、国民の正当な権利及び利益を保障するため、これらを国民と共に厳正に執行しなければならない。

国民の名誉、生命、身体、精神及び財産を侵害するような権力支配的行為、脅迫的な行為は一切禁止する。

第7条（改正）

ラオス建国戦線、ラオス退役者同盟、ラオス労働組合連盟、ラオス女性同盟、ラオス人民革命青年同盟、及びその他の大衆組織は、研修教育の場で

あり、連帯心を集結させ、すべての民族グループのあらゆる層を国家の保持と建設の使命に参加させ、国民主権を発展させ、各組織の構成員の正当な権利及び利益を保護し、国会、地方議会とその議員の活動を監視する権利と役割を持った機関である。

第8条（改正）

国家は、すべての民族に連帯・平等をもたらす政策を遂行する。すべての民族は、それぞれの民族と国家の優れた慣習や文化を保護、促進する権利を有する。民族間の分断・差別行為は一切禁止する。

国家は、すべての民族の社会経済的発展を促進するためのあらゆる措置を講じる。

第9条（改正）

国家は、仏教徒その他の宗教の信者によるすべての合法的な活動を尊重・保護し、仏教徒、僧、信者その他の宗教の聖職者がラオスとその国民の利益となる活動に参加するよう奨励する。宗教間や国民の間の分断を扇動する行為は一切禁止する。

第10条（改正）

国家は、憲法及び法律によって社会を統治し加護する。すべての政党、国家組織、ラオス建国戦線、大衆組織、社会組織及び全国民は、憲法及び法律を厳正に遵守しなければならない。

第11条（改正）

国家は、全国民の参加を得てあらゆる側面で、国防治安政策を実施する。国防治安維持軍を確実かつ強固に確立・改革し、国家及び国民に対して忠誠心を高揚させ、革命による成果と国民の生命、財産、労働力を保護するためにその義務を果たし、国家の発展と保護する使命に貢献しなければならない。

第12条

ラオス人民民主共和国は、平和、独立、友好及び協力という対外政策を追求し、平和共存、相互独立、主権及び領土の尊厳、内政不干渉、平等並びに相互利益を尊重するという原則に基づいて、すべての国との協力関係を促進する。

ラオス人民民主共和国は、全世界の人々による平和、国家独立、民主主義、社会的発展を目指した努力を支持する。

第2章 社会経済体制

第13条 (改正)

ラオス人民民主共和国の国家経済は、社会主義市場経済であり、長期的に持続発展する多種多様な経済要素、多様な形態の所有権で構成され、法の下で競争、協りに平等であり、継続的、安定的に国家経済を発展させるために、地域経済また国際経済との統合化をし、国民の物質的また精神的な生活レベルの向上を図るため、持続的に社会開発と環境に関連性を持つ。

第14条

国家は、すべての国内経済部門が生産、事業及びサービスに投資し、工業化・近代化に貢献し、国家経済を成長させるように奨励する。

第15条 (改正)

国家は、ラオス人民民主共和国に対する外国投資を促進し、生産、事業及びサービス部門に資本、技術及び先進的管理を導入するような環境を整備する。

ラオス人民民主共和国における投資家の適法な財産及び資本は、国家により没収、押収又は国有化されない。

第16条

国家は、国有、集団所有又は個人所有、ラオス人民民主共和国に投資する国内投資家と海外投資家

の私的所有権のいかんを問わず、あらゆる形態の所有権を保護し、その拡大を促進する。

第17条 (改正)

国家は、法に基づき、個人、法人、及び組織の所有権（占有権、使用权、収益権、処分権）並びに相続権を保護する。

土地、鉱床、水域、空域、森林、水生動物、野生動物、その他の天然資源については、国家共同体の所有に属し、国家が法律に従い代理として全国統一的にそれを庇護する。

第18条 (改正)

経済管理は、法律による調整を行った上で経済市場原理に従って行われ、中央レベルの当局に広域の管理責務を増やし、法律に基づいて、地方の管理当局と責任分担をしつつ、中央レベルにある各部署が中央集権的に統一して管理するという原則により実施される。

第19条 (改正)

国家は、天然資源の保護を推進し、破壊された環境を回復させ、完全かつ持続的になるよう支え、また開発をする。

すべての組織と国民は、多数の生命、種の保護、保全と保護をしなければならず、また天然資源は持続的な方法で利用しなければならない。

第20条 (改正)

ラオス人民民主共和国は、他国との間における相互の独立、国家主権、平等及び相互利益を尊重するという原則に基づいて、多方向、多元的、多様な形で経済関係を利用し、外国との経済協力に関して開放政策を実施する。

第21条 (改正)

国家は、人材育成を優先することにより、社会・文化の発展、持続的環境開発と関連を持つ経済開

発を重視する。

第22条（改正）

国家は、ラオス国民が資格、知識、能力及び職業を備えた善良な市民となるよう国家教育政策を実施する。

国家及び社会は、国家の教育の質を向上させ、全国民、特に僻地に居住する者、少数民族、女性、子供、機会がない者及び障害者に対し、教育を受ける機会及び条件を広く与えるよう努める。

国家は、法律に従い、民間に対し、教育の発展への投資を促進かつ奨励する。

第23条

国家は、世界の先進文化を選択して受け入れつつ、国家と民族に特有な文化及び良き伝統を保持するよう奨励する。

国家は、文化活動、芸術活動、文学活動、創造性を促進し、文化遺産、歴史遺産、自然遺産の管理保護、遺跡及び聖地の維持保存に努める。

国家は、国民の保護・発展のために報道機関の改善と拡充に努める。

国家は、国家的利益並びにラオス国民の良き伝統及び尊厳を破壊する原因となる文化活動又は報道機関の利用を禁止する。

第24条（改正）

国家は、科学・技術、イノベーションの研究及び応用における知的創造活動の促進、知的財産の保護に努め、同時に工業化・近代化を推進するために科学者の育成、養成に努める。

第25条（改正）

国家は、国民の健康を維持、推進するため、公衆衛生の改善と拡充に努める。

国家及び社会は、病気の予防及び患者の治療体制の確立及び改善に努め、全国民、特に母子、貧困者及び僻地に居住する者が、治療を受けて健康を

維持できるよう環境を整える。

国家は、法律に従い、民間に対し、先進的最新の公衆衛生サービスへの投資を促進かつ奨励する。

国家は、違法な公衆衛生サービスについてはそれを禁止する。

第26条

国家及び社会は、スポーツ分野における能力向上、国民の体力及び健康作りのため、少数民族の伝統競技と国際的スポーツを合わせ多様なスポーツ、運動への注目、奨励、投資に努める。

第27条

国家及び社会は、労働技術の発展、労働規律の向上、国民への職業と労働の奨励、労働者の適法な権利及び利益の保護に努める。

第28条

国家及び社会は、特に国家的英雄、戦争功労者、退職公務員、身体障害者、革命で犠牲になった者の遺族、国家に功績のあった者に対し、適切な社会福祉を実施するよう努める。

第29条

国家、社会及び家族は、女性の地位向上を図り、母子の権利及び利益を保護する政策の実施に努める。

第30条（改正）

国家及び社会は、文化・歴史・自然の観光を、それが国家の経済重要分野となり、独自の観光産業に発展するよう、促進、公開、開発に努める。

国家は、ラオス人民民主共和国の法に従って、国家の文化の健全性を損なう観光活動を禁止する。

第3章 国防・治安維持

第31条（改正）

国防・治安維持は、すべての組織及びラオス国民

全員の義務及び役割であり、国防軍、治安維持隊が主となって、国民の生命と財産を保護し、人民民主体制の安定と安全を確保するため、ラオスの独立、主権、全国土を保護する。

国防治安維持は、社会・経済の発展と環境保護に密接に結合していなければならない。

第 32 条 (改正)

国防治安維持軍は、強固な成長のため自己の確立及び改善を行い、国家への忠誠を高め、厳格な規律及び近代的な計画を有す真に革命的要素を持つ人民の軍となり、高い戦闘力を備え、国家の安全、平和及び社会秩序の維持に努め、自然災害の予防、防止、解決に参加する。

国家は、物資、戦術、技術、車両及び用具を備え、国防治安維持の戦闘及び戦略に関する知識、技術、専門性、戦略技術が向上するよう、国防治安維持の基礎開発に努める。

第 33 条

国家及び社会は、国防及び社会秩序維持の責務において能力を向上させるため、国防治安維持軍を物的かつ精神的にその生活を保護するよう努める。

国防治安維持軍は、自主独立、自己解決能力を養うよう務め、その責務を遂行し、かつ、国家の発展に貢献するため、自律体制を構築するよう努めなければならない。

第 4 章 国民の基本的権利及び義務

第 34 条 (改正)

ラオス国民とは、法律の定めに従い、ラオス国籍を有する者をいう。

国家は、法律に従い国民の人権と基本的権利を承認、尊重し、保証する。

第 35 条

ラオス国民は、性別、社会的地位、学歴、宗教及

び民族にかかわらず、すべて法の下に平等である。

第 36 条 (改正)

精神障害者及び裁判所において自由剥奪刑に処された者、選挙権又は被選挙権を否定された者を除き、ラオス国民の 18 歳以上の者は選挙権を有し、21 歳以上の者は被選挙権を有する。

第 37 条

ラオス国民は、性別にかかわらず、政治、経済、文化、社会及び家族に関する問題において、同等の権利を有する。

第 38 条 (改正)

ラオス国民は、自己の成長、開発のために、教育を受け、研究、学習する権利を有する。

第 39 条

ラオス国民は、労働し、法で禁止されていない職業に従事する権利を有する。

労働者は、休息し、疾病時に医療処置を受け、就労不能、障害を受けた場合、高齢、法で定めるその他の場合には扶助を受ける権利を有する。

第 40 条

ラオス国民は、法の定めに従い、居住又は移転の自由を有する。

第 41 条 (改正)

ラオス国民は、集団又は個人の権利及び利益に関する問題に関して、所管の国家組織に対し、提案、訴え、請願を行う権利を有する。

国民による提案書、訴状、請願書は、法の定めに従い、解決のために検討されなければならない。

第 42 条 (改正)

ラオス国民の生命、身体、名誉及び住居の平穩に関する権利は、これを何人も侵してはならない。

ラオス国民は、法で定められた場合を除いて、検察院あるいは人民裁判所の令状なくして逮捕、拘束又は家宅搜索されない。

第 43 条 (改正)

ラオス国民は、法律に抵触しない宗教を信仰し、又は信仰しない自由を有する。

第 44 条

ラオス国民は、法に抵触しない限り、言論、執筆、集会、協会の設立及びデモを行う自由を有する。

第 45 条 (改正)

ラオス国民は、法に反しない限度で、科学 - テクノロジー、イノベーションの進歩に関する研究とそれの利用、芸術・文学作品を創作し、文化活動に従事する自由を有する。

第 46 条

国家は、海外に居住するラオス国民の法に正当な権利及び利益を保護する。

第 47 条 (改正)

ラオス国民は、憲法、法律を尊重、遵守し、労働規律、社会における正しい行動規則及び公共の秩序に従って行動する義務を有する。

第 48 条

ラオス国民は、法律に従い関税及び租税の納税義務を負う。

第 49 条

ラオス国民は、法律の定めに従い、国防、治安維持の義務及び兵役の義務を果たさなければならない。

第 50 条 (改正)

長期在留外国人及び無国籍者は、法律に定められ

た権利と自由を保護され、所管の国家組織に対して提案、訴え、請願を行う権利を有し、ラオス人民民主共和国の憲法及び法律を遵守する義務を負う。

国家の護持、建設の任務に、特別に偉大な功績を果たし貢献した外国人は、ラオス人民民主共和国の名誉国民の称号を授与される権利を有する。

第 51 条

ラオス人民民主共和国は、自由、正義、平和及び科学的原因を追求したために迫害されている外国人を保護する。

第 5 章 国会

第 52 条 (改正)

国会は、ラオス国、全民族の権利及び利益の代表機関であって、国家権力の最高機関であり、憲法、法律を承認する役割を持つ立法機関であり、国家の重要問題に関し決定する権限を有するとともに、国家組織の憲法、法律の尊重遵守を監督する。

第 53 条 (改正)

国会は次の権限及び責務を有する。

1. 憲法、法律の検討と承認
2. 国家戦略計画、経済社会開発計画、国家予算計画と国家予算の改正の検討と承認
3. 国家予算、予算赤字比率、政府債務比率、公共債務比率に関する基本政策の検討と承認
4. 関税、租税比率の規定、変更、取消又は例外に関する検討と承認
5. 全国家機関の憲法と法律遵守に関する監督
6. 国会議長、副議長、常務委員の選任又は解任
7. 国会常務委員会の提言に基づく国家主席及び国家副主席の選任又は解任
8. 国家主席の提言に基づく首相の選任又は解任
9. 国家主席の提言に基づく最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官、国家監査機関長官の選任又は解任

10. 国会常務委員会の提案に基づく、国会専門委員会委員長、副委員長、事務局長の選任、異動、解任の検討と承認
11. 首相の提案に基づく、副首相と閣僚の選任、異動、解任の検討と承認
12. 最高人民裁判所長官の提案に基づく、最高人民裁判所の裁判官会議会員の選任、異動、解任の検討と承認
13. 国会の組織構成、国会の専門委員会と事務局の設立、廃止、統合、分割に係る検討と承認
14. 首相の提言に基づく、政府組織の構成、省、省に相当する組織、県組織、首都組織の設置、廃止、統合、分割に係る検討と承認
15. 首相の提言に基づく、県、首都の境界線の検討と承認
16. 県人民議会が国家と人民の利益に対し損害を生じさせた場合に、県人民議会の廃止の検討
17. 国会常務委員会の提言に基づく、恩赦の検討と承認
18. 首相の提言に基づく、ラオス人民民主共和国が加盟する国際条約加盟と、国家レベルの国際契約の批准解除、破棄の検討と承認
19. 国家主席の提言に基づき、戦争又は平和に関する問題の検討と承認
20. 憲法及び法律に矛盾する各分野の法令の廃止。ただし人民検察院と人民裁判所の訴訟に関する判決、決定を除く
21. 必要及び緊急の場合、国会常務委員会に決定権を与え、その後国会に報告させること

第 54 条 (改正)

国会の一つの会期は5年間とする。

国会議員は、法の定めに従い、ラオス国民が選出する。

新国会議員の選挙は、遅くとも現国会議員の任期が満了する60日前までに終了しなければならない。

戦争その他の理由で選挙を妨げる状態にあるとき

は、国会はその任期を延長することができるが、その状態が正常に復帰した後遅くとも6か月以内に新しい国会議員を選出しなければならない。

必要な場合、国会は任期満了前に新議員の選挙を実施できるが、出席議員の3分の2以上の賛成が必要である。

第 55 条 (改正)

国会常務委員会は、国会の中心組織であり、国会の会期期間外には国会の代理として役割を遂行する。

国会常務委員会は、委員長、副委員長及び所定数の委員から構成される。

国会の議長及び副議長は、それぞれ国会常務委員会の委員長及び副委員長を兼務する。

第 56 条 (改正)

国会常務委員会は、次の権限及び責務を有する。

1. 国会の開催の準備と招集
2. 憲法と法律に係る起草提案、解釈、説明
3. 国家主席に対し、国家主席令の起草
4. 最高裁判所長官の提言に基づく、最高人民裁判所の裁判官及び人民裁判所の所長、副所長、裁判官の任命、異動及び解任
5. 国家レベルの選挙管理委員会の任命
6. 首相の提言に基づく、国際条約の批准と国家レベル国際契約への合意
7. 国民からの請願書の受領と検討

第 57 条 (改正)

国会は、年2回、通常国会を開催する。国会常務委員会は、必要と認めるときは、臨時国会を召集することができる。

全国会議員数の過半数の出席があつて国会は開催することができる。

第 58 条 (改正)

国会の決議のための定足数は、出席している国会

議員の過半数の賛成を要する。ただし憲法第54条、第66条、第68条及び第118条に定められた場合を除く。

第59条（改正）

新たな法律起草を提案する権利を有するのは、次に掲げる者である。

1. 国家主席
2. 国会常務委員会
3. 政府（内閣）
4. 最高人民検察院
5. 最高人民裁判所
6. 国家監査機関
7. ラオス建国戦線及び中央レベルにある大衆組織

第60条（改正）

国会が採択したすべての法律は、採択後30日以内に国家主席が公布しなければならない。同期間中は、国家主席は、国会に対し、法律の再審議を求めることができる。国会が従前の議決を維持したときは、国家主席は15日以内にその法律を公布しなければならない。

国家主席が交付した法律は、15日以内に官報（オフィシャルガゼット）に掲載されてのち発効する。ただし、法律に規定された特例を除く。

第61条（改正）

国家の命運及び国民の重要な利害に関わる問題は、国会又は国会常務委員会の検討を受ける。

第62条（改正）

国会は、国会常務委員会に提出される法案、国家主席令案を審議するための独自の専門委員会を設立する。これらの委員会は、同時に国会や国会常務委員会が国家組織の活動に対して行う監督権の行使を補佐する。

第63条（改正）

国会議員は、首相、閣僚、最高人民検察院長官、最高人民裁判所長官、国家監査機関長官に対し、質問し説明を求める権利を有する。

説明を求められた個人は、国会において、口頭又は書面で回答しなければならない。

第64条（改正）

国会議員は、国会又は国会常務委員会の承認なく、刑事訴追、逮捕、身柄拘束を受けることはない。現行犯か緊急の犯罪行為があったときは、関係する機関は、直ちに国会又は国会常務委員会に対してこれを直ちに報告し、審議を求めるものとする。捜査により、国会議員が国会の会議を欠席することがあってはならない。

第6章 国家主席

第65条（改正）

国家主席は、ラオス人民民主共和国の国家元首であり、国内外において、多民族からなるラオス国民の代表者である。また国家防衛治安維持会議の長、人民軍の長として、国家の独立、主権、領土、安定を保証する。

第66条（改正）

国家主席は、国会の出席議員の3分の2以上の議決により選任される。

国家主席の任期は、国会の会期と同一である。

国家主席は、二回の連続した任期を超えることはできない。

国家主席は、国家主席官邸を有する。

第67条（改正）

国家主席は、次に掲げる権限及び義務を有する。

1. 憲法及び法律を公布すること。
2. 国家主席令及び国家主席布告を發布すること。
3. 特別閣僚会議の招集と議長を務める。必要な

場合には国会常務委員会への参加。

4. 国会の承認後の副首相及び閣僚の任命、異動、解任を行うこと。
5. それぞれの機関の長官の提言に基づき、最高人民裁判所副長官、最高人民検察院副長官、国家監査機関副長官の任命、異動、解任を行うこと。
6. 首相の提言に基づき、国防軍及び治安部隊の将軍の昇格又は降格を決定すること。
7. 大臣と同格である国家主席官邸長官の任命、異動、解任を行うこと。
8. 首相の提言に基づき、外国へ赴任、又は召還するラオス人民民主共和国の特命大使、及び全権代理の任命を行うこと。ラオス人民民主共和国に駐在する外国の全権代理の信任を行うこと。
9. 国会常務委員会の提言に基づき、国家レベルの選挙管理委員会の任命、選挙実施日、候補者数、各選挙区ごとの国会議員数、県議会議員数を公示する。
10. 国会の合意に基づき、戦争あるいは停戦について宣言を行う。一般徴兵あるいは部分徴兵に合意すること。全国非常事態宣言あるいは一部地域非常事態宣言に合意する。
11. 首相の提言に基づき、国家金メダル、功績勲位、勝利勲章、国家荣誉称号、その他の形式の表彰の授与に関する決定を行うこと。
12. 内閣の提言に基づき、恩赦について合意すること。国会の承認後に大赦を宣言すること。
13. 外国人の政治亡命を認めること。
14. 国際条約、国家署名の国際協定の検討あるいは署名に合意すること。外国との間で署名した国際条約あるいは協定の批准あるいは破棄を宣言すること。

第 68 条 (改正)

国家主席は、国会に出席した議員の 3 分の 2 以上の賛成をもって選出された国家副主席を有する。国家副主席は、国家主席から委任を受けた職務を執行し、国家主席が多忙のときは国家主席を代理

する。

国家主席が執務不能になった場合には、国会が新しい国家主席を任命するまで国家副主席が代理として執務代行する。

第 7 章 政府 (内閣)¹

第 69 条 (改正)

政府 (内閣) は、全国で統一的、全分野で国家の行政管理を担う組織である。

政府 (内閣) は、国会と国家主席に対し責任を負う。

第 70 条 (改正)

政府 (内閣) は、以下に掲げる権限と責務を有する。

1. 憲法、法律、国会の議決、国会常務委員会の議決、国家主席令及び国家主席布告を実行すること。
2. 国会に対し法律案を、国会常務委員会に対し国家主席令案を、国家主席に対し国家主席布告案を提案すること。
3. 国家管理、社会経済、科学技術、天然資源、環境、国防・治安及び外交問題の管理に係る政令、議決の発出を行うこと。
4. 国家戦略計画、経済社会開発計画、及び国家年次予算を作成し、これらを国会に提案すること。
5. 省、省と同格の組織、県、首都組織の設立、合併、分割、廃止につき、また県、首都の境界線の規定について国会に提案すること。
6. 庁、局、局と同格の組織の設立と廃止につき決定すること。
7. 県人民議会の承認を受けたのち、郡、中心郡、市の設立と廃止、郡、中心郡、市の境界線の規定を決定すること。
8. 特別経済保護区の設立、廃止を行う。
9. すべての支部と地方行政組織、軍隊及び治安

¹ 政府 (内閣) の原語は「ラタバーン」で、広義の「政府」の意味と、狭義で「内閣」の意味もある。そのため翻訳にあたって「内閣」を示していると考えられる部分は、「政府 (内閣)」とした。

部隊の指導、監督を行う。

10. 国籍付与、国籍離脱、国籍剥奪、ラオス国籍の回復について決定すること。

11. 外国人に対する名誉国民の付与の決定。

12. ラオス人民民主共和国の批准する国際条約及び政府レベルの国際協定の起草、参加署名、解釈、執行を行うこと。

13. 省、政府に所属する組織、地方行政組織の決定、命令、通達が法律やそれ以外の法令に矛盾する場合に、それらの執行の停止、取消、又は破棄処分。ただし、人民検察院と人民裁判所の訴訟に係る判決、決定を除く。

14. 自身の活動について、国会、国会常務委員会、国家主席に対し、それを報告すること。

第71条（改正）

政府（内閣）は、首相、副首相、大臣及び省に相当する組織の長で構成される。

政府（内閣）の任期は国会の会期と同一とする。内閣のメンバーで同じ役職に就くものは、連続する二期を超えることはできない。

第72条（新）

首相は、政府（内閣）の長であり、政府及び地方行政組織の活動をリードし指導する代表者である。副大臣、省に相当する組織の副官、庁の長官、副長官、局長の任命、異動、解任を行う。県人民議会の承認後、県知事、首都知事の任命、解任を行う。人民軍、治安維持隊の大將の昇格又は降格についての提案、大佐の昇格又は降格を行う。

第73条（新）

副首相は、政府と地方行政組織の業務の指導において首相を補佐し、首相からの委任により特定の分野を担当する。首相の不在時には、副首相のうち誰か一人が首相代理となる。

第74条（新）

省の大臣、省と同格組織の長は国会、国会常務委員会、内閣の決議を広く通知し、実行する役割を持つ。自らの担当する分野の支部の業務の執行について、指導、管理、監督する。内閣の決定に従い、外国との協力、協定書、議定書調印を行う。

第75条（改正）

国会は、国会常務委員会又は国会議員総数の4分の1以上が、内閣のうち誰か又は内閣全体に対する不信任を提起した場合は、その不信任投票を実施することができる。

国家主席は、国会が内閣のうちの誰か又は内閣全体に対する不信任を決議した場合、国会に対し、同決議の再審議を求めるか、辞職を決定する。

第8章 地方人民議会

第76条（新）

地方人民議会は、ラオス人民全民族の権利と利益を代表する機関であり、重要な法令の承認審議、その地方の基本的問題の決定、自己の地方におけるすべての国家組織の活動につき監督を行う。

地方人民議会は、地方行政のレベルに従い設置され、県人民議会、郡人民議会、村人民議会から構成される。郡人民議会、村人民議会については、国会の決定に従い設置できる。

県人民議会の会期は、国会の会期と同様とする。

第77条（新）

地方人民議会は、以下に掲げる権限と責務を有する。

1. 県知事、都知事の提言に従い、経済社会開発計画、県レベル国家予算計画の検討と承認を行う。
2. 県レベルの重要な法令の検討と承認を行う。
3. 自分の管轄する地方におけるすべての国家組織の憲法と法律の尊重、遵守を監督する。
4. 県人民議会の常務委員会の委員長、副委員長、委員の選任と解任を行う。

5. 県人民議会の組織の検討と承認を行う。
6. 県人民議会常務委員会の提言に基づき、県知事、都知事の選任と解任を行う。
7. 県行政組織の構成に係る県知事、都知事の提言を検討、承認する。副県知事、副都知事、県の課長、課に相当する組織の長の選任、異動、解任を行う。
8. 県の課、課に相当する組織の設置、廃止、分割、統合に係る県知事、都知事の提言を検討、承認する。
9. 県人民議会常務委員会の提言に基づき、地方人民検察院の長、地方人民裁判所の長の任命と解任を検討、承認する。
10. 県知事、都知事の提言に基づき、郡、中心郡、市の設置、廃止、境界線の規定について検討、承認する。
11. 自分のレベルないしそれ以下における法律と矛盾するすべての分野の決定、命令、通達又はそれ以外の法令の取消、破棄を行う。
12. 県人民議会常務委員会に必要性の高い、また緊急の業務について決定する権限を与え、のち県人民議会に報告をさせる。

第78条(新)

県人民議会常務委員会とは、県人民議会の中心組織であり、県議会が開催されていない時期には議会に代わって役割を果たす。

県人民議会常務委員会は、委員長、副委員長、一定数の委員から構成される。

県人民議会の議長、副議長は、県人民議会常務委員会の委員長と副委員長を兼任する。

第79条(新)

地方人民議会常務委員会は、以下に掲げる権限と責務を有する。

1. 県人民議会の開催準備と招集を行う。
2. 副県知事、副都知事の任命、異動、解任の提案を行う。

3. 県裁判所長、都裁判所長の提言に基づき、地方裁判所の裁判所副所長、裁判官の任命、異動、解任について検討、承認する。

4. 自分の管轄する地域の国民からの請願につき、それを受領、検討する。

第80条(新)

県人民議会は、年に2回通常議会を開催する。必要な際に常務委員会は、臨時議会を招集することができる。

県人民議会は、全議会議員の半数以上の参加をもって成立する。

第81条(新)

県人民議会の議決については、議会に出席している議員の半数以上の賛成をもって発効する。

第82条(新)

県人民議会は、自己の権限と役割における業務遂行にあたり、県議会と常務委員会に対しての指令塔としていくつかの委員会を設立する。

第83条(新)

県人民議会議員は、県知事、都知事、課長、県の課に相当する組織の長、郡長、中心郡長、市長、地方人民検察の長、地方人民裁判所の長、関連の地域国家監査組織の代表に対し、質問し説明を求める権利を有する。

説明を求められた個人は、県人民議会において、口頭又は書面で回答しなければならない。

第84条(新)

県人民議会議員は、県人民議会又は県議会が開催されていない時には国会常務委員会の承認なく、刑事訴追、逮捕、身柄拘束を受けることはない。現行犯か緊急の犯罪行為があったときは、関連する警察官は、直ちに県人民議会又は県議会常務委員会に対してこれを直ちに報告し、審議を求める

ものとする。

捜査により、県人民議会議員が県議会の会議を欠席することがあってはならない。

第9章 地方行政

第85条（改正）

ラオス人民民主共和国は、県、郡及び村の三段階で構成される。

国会の決定に基づき、必要がある場合には、特別区が設置されることがある。

第86条（新）

地方行政組織とは、地方の行政管理を司る組織であり、自分自身の管轄する地域内で、全面的、統一的に管理する役割を持つ。

地方行政組織は、政府（内閣）と地方議会に対し責任を有する。

県には県知事、首都には都知事が置かれる。郡には郡長、中心郡²（テサバーン）には中心郡長、市（ナコーン）には市長、村には村長が置かれる。

県知事には、副県知事、都知事には副都知事が置かれる。郡長には副郡長、中心郡の長には特別郡副郡長、市長には副市長、村長には副村長が置かれる。

県知事、都知事、郡長、中心郡長、市長は、二回の連続した任期を超えて同じ役職に就くことはできない。

第87条（改正）

県知事、都知事は以下に掲げる権限及び責務を有する。

1. 憲法、法律、国会決議、県人民議会決議、県人民議会常務委員会決議とそれぞれのその他法令の執行を行う。
2. 県人民議会に対し、戦略計画、経済社会開発

² 「テサバーン」「ナコーン」については未だ定着した日本語訳がないが、ここでは仮に「中心郡」「市」と訳している。

計画、県予算計画の案を提案する。

3. 自らの元に連なるすべての分野の支部と組織の活動を、指導、管理、監督する。

4. 県人民議会常務委員会の承認後の、郡長、中心郡長、市長の任命、異動、解任を行う。

5. 郡長、中心郡長、市長の提言に基づく、副郡長、副中心郡長、副市長の任命、異動、解任を行う。

6. 郡長、中心郡長、市長の提言に基づく、村の設立、合併、分割、廃止の決定を行う。村の境界線の決定を行う。

7. 県の課長、課に相当する組織の長の提言に基づく副課長、課に相当する組織の副長の任命、異動、解任を行う。

8. 自分のレベルと同等かそれ以下のすべての分野の決定、命令、通達又はその他の法令が法律に矛盾するとき、その取消又は破棄を行う。ただし、地方人民検察院及び地方人民裁判所の訴訟に係る判決、決定を除く。

9. 政治、経済、文化社会、天然資源、環境、国防治安維持及び外交の分野の管理を行う。

10. 住民の管理を行う。国民からの提案の検討と解決を行う。

11. 県人民議会、県人民議会常務委員会、首相に対し、自らの業務の纏めと報告を行う。

第88条（新）

郡長、中心郡長、市長は、以下に掲げる権限及び責務を有する。

1. 憲法、法律、県人民議会決議また上記のその他法令の執行を行う。

2. 郡、中心郡、市の戦略計画、経済社会開発計画、予算計画の案を起案し、県知事、都知事に対し提案する。

3. 自己以下のレベルの事務所と組織の活動について、指導、管理、監督を行う。

4. 郡、中心郡、市の事務局の長又はそれ以外の行政職について、任命、異動、解任を行う。

5. 自己の郡、中心郡、市における、政治、経済、

文化社会，天然資源，環境，国防治安維持また外交の分野の管理を行う。

6. 住民の管理を行う。国民からの提案の検討と解決を行う。

7. 自己の郡，中心郡，市かそれ以下のすべての事務所又は事務所に相当する国家組織の決定，その他の通達が法律に矛盾するとき，その取消又は破棄を行う。ただし，地方人民検察院及び地方人民裁判所の訴訟に係る判決，決定を除く。

8. 県知事，都知事，県人民議会常務委員会に対し，自らの業務の纏めと報告を行う。

第 89 条 (改正)

町長は，憲法，法律，村規則の執行に責任を有し，村民を率いて，経済社会開発，天然資源保護，環境保護，治安維持，秩序維持，村民の啓発，教育を行い，連帯，調和をもたらし，「開発村」建設のための主体となる。

第 10 章 人民裁判所及び人民検察院

第 90 条 (改正)

人民裁判所は，国家の司法機関であり，ラオス人民民主共和国において事件の審議，判決できる唯一の機関である。

人民裁判所の訴訟は，第一審，上訴審，破棄審からなる。

第 91 条 (改正)

ラオス人民民主共和国の人民裁判所は，法律に定められたとおり，以下の裁判所から構成される。最高人民裁判所，地方人民裁判所，軍事裁判所である。

必要があるときは，国会常務委員会の承認を得て，特別裁判所を設けることができる。

第 92 条 (改正)

最高人民裁判所は，ラオス人民民主共和国の最高司法機関である。

最高人民裁判所は，すべての人民裁判所及び軍事裁判所の判決に対し監督を行う。

第 93 条 (改正)

最高人民裁判所副長官は，国家主席により任命，異動又は解任される。

最高裁判所裁判官，人民裁判所の所長，副所長，裁判官は，国会常務委員会により，任命，異動，解任される。

第 94 条

人民裁判所は，合議体で審理し，判決を下す。審理及び判決をなすに当たり，裁判官は独立し，法にのみ従って行動しなければならない。

第 95 条

法廷での裁判審理は，法で定めた場合を除き，公開で行わなければならない。

第 96 条 (新)

当事者は，裁判審理のすべての手続において反論する権利を有する。

被疑者は，自分が訴追された事件に対し，自分自身又は保護者又は弁護士によって争うことができる。弁護士は，当事者又は被疑者に対し法律的な支援を行う権利を有する。

第 97 条

社会的組織の代表者は，法の定めに従い，裁判手続に参加する権利を有する。

第 98 条 (改正)

すべての党組織，国家組織，ラオス建国戦線，大衆組織，社会組織，国際機関及び全国民は，人民裁判所の下した確定判決を尊重しなければならない。

関連する個人及び組織は，これを厳正に執行しなければならない。

第 99 条 (改正)

人民検察院は、全国における法律の尊重と執行の監視・監督権限を有する組織であり、法に従い、国家と社会の権利と利益、国民の正当な利益を保護し、被疑者を裁判所に訴追する。

第 100 条 (改正)

ラオス人民民主共和国の人民検察院は、法に定められたとおり、以下の組織から構成される。最高人民検察院、地方人民検察院、軍事検察院である。

第 101 条 (新)

最高人民検察院長官は、すべての検察院の業務を指揮する。

第 102 条 (改正)

最高人民検察院副長官は、国家主席により任命、異動、解任される。
人民検察院の所長及び副所長、検察職員は、最高人民検察院長官により、任命、異動、解任される。

第 103 条

人民検察院の検察職員は、その職務を遂行するに当たり、法律及び最高人民検察院長官の命令のみに従う。

第 11 章 国家監査

第 104 条 (新)

国家監査とは、国家の予算執行、財政、資産の監督、管理を行うことである。

第 105 条 (新)

国家監査は、中央監査機関と地域監査機関からなる国家監査機関³によって執行される。
中央監査機関と地域監査機関については、個別の

³ ラオス語は「オンカーン・クワッド・ソープ・ヘーン・ラット」で未だ定着した日本語がないか、ここでは「国家監査機関」と訳している。

法律に規定される。

第 106 条 (新)

国家監査機関の長官は、国会に直属の責任を有し、国家の監査業務に関し、国家主席、首相、国家常務委員会に報告を行う。

国家監査機関の長は、国家主席に対し、国家監査機関副長官の任命、異動、解任について提案を行う。

第 107 条 (新)

国家監査機関は、以下に掲げる権限及び責務を有する。

1. 経理報告書類の正確性、法律に対しての正当性、業務執行の成果につき、それら正当性を証明するために、法律に則り独立して監査業務を行う。
2. 国会に対し、自己の業務執行と国家予算執行についての監査結果を報告する。
3. 監査結果に基づき、国家予算執行、財政、国家資産につき法律違反を行ったグループに対し強制措置を発動するよう関連の財務管理組織に提案を行う。

第 12 章 選挙管理委員会

第 108 条 (新)

選挙管理委員会は、国家選挙委員会と地方選挙委員会から構成される。

国家選挙管理委員会は、国会常務委員会が設置を決定する機関であり、国家主席に対し国家主席布告を提言し、国会議員、地方議会議員、地方選挙管理委員の選挙を指揮する役割を持つ。

地方選挙管理委員会については、法律に規定される。

第 109 条 (新)

国家選挙管理委員会は、委員長、副委員長、一定数の委員から構成される。

対応する国会の召集議会の終了後、国家選挙管理

委員会の任期は満了する。

国家選挙管理委員会の権限及び責務については、法律にそれを規定する。

第 13 章 言語，文字表記，国章，国旗，国歌，国民の日，通貨及び首都

第 110 条

ラオス語とラオス文字を公用語及び公用文字とする。

第 111 条

ラオス人民民主共和国の国家紋章は，円形で，その下方部分に半分の「はめば歯車」の図柄及び「ラオス人民民主共和国」の文字が書かれた赤いリボンが描かれ，その両脇には熟した稲の三日月型をした穂を配し，「平和，独立，民主，統一，繁栄」と書かれた赤いリボンがその稲穂の中央部分同士を結び，「タートルアン」の絵がこの稲穂の先端と先端の間に描かれ，また円形の中心部には1本の道路と水田，森，水力発電用ダムが描かれる。

第 112 条

ラオス人民民主共和国の国旗は，背景が濃い青色に，赤い横線と白い月が描かれる。旗の幅は長さの3分の2とする。各側にある赤い横線のそれぞれの面積は，濃い青色部分の面積の半分とする。白い月は国旗の中央にあり，その面積は，濃い青色部分の面積の5分の4とする。

第 113 条

ラオス人民民主共和国の国歌は「サート・ラーオ」とする。

第 114 条（改正）

ラオス人民民主共和国の建国記念日は，ラオス人民民主共和国が設立された1975年12月2日とする。

第 115 条

ラオス人民民主共和国の通貨は「キープ」とする。

第 116 条

ラオス人民民主共和国の首都はビエンチャン首都とする。

第 14 章 最終規定

第 117 条（改正）

ラオス人民民主共和国憲法は国家の基本法である。すべての法律は，この憲法に適合するものでなければならない。

第 118 条

国会のみが，ラオス人民民主共和国憲法を改正することができる。憲法の改正には，国会議員総数の3分の2以上の賛成を必要とする。

第 119 条（改正）

この憲法は，憲法発布に係る国家主席令が交付された日から効力を有する。

この憲法は，2003年5月6日発効，番号25/SPXラオス人民民主共和国憲法に代わるものである。

国会議長

パニー・ヤートートゥ

（翻訳／ラオス JICA 法律人材育成強化

プロジェクト・フェーズ2 川村 仁）

カンボジア民法の紹介 ～危険負担～

JICA 長期派遣専門家

辻 保彦

日本は、1990年代後半からカンボジアにおいて民事分野の法整備支援を開始し、1999年には、民法と民事訴訟法を起草するためのJICA法整備支援プロジェクトが発足した。同プロジェクトでは、民法と民事訴訟法の2つの法律について、それぞれ学者の先生方を中心とした強力な作業部会が結成され、各作業部会において、日本の法律をベースとしつつ最先端の議論を取り入れるなどして、各法律の草案が起草された。そして、日本からカンボジアに長期派遣された現地専門家と、司法省を中心に結成されたカンボジア側起草メンバーとの間で頻繁に会合が開かれ、カンボジア語に翻訳された各草案に基づき議論が行われた。議論の中で示されたカンボジア側の意向は、現地専門家を通じて日本の作業部会の先生方に伝えられ、それに対する先生方のコメントがカンボジア側に伝えられるという形で、現地専門家を介して日本側とカンボジア側の意見交換が行われ、当初の草案に修正が加えられていった。そのようにして、民法と民事訴訟法の2つの法律について、日本の法律をベースとしながら、まだ日本の法律にも反映されていない最先端の議論が取り入れられ、またカンボジアの社会や文化に適合するように修正が加えられて法案が完成し、国会審議を経てそれぞれ成立した。

このように、カンボジア民法は日本民法をベースにして作られたため、日本民法と共通する部分が多く、たとえば同時履行の抗弁に関するカンボジア民法386条は、「双務契約の各当事者は、相手方が債務の履行を提供するまでは、自己の債務の履行を拒むことができる。ただし、相手方の債務の履行期がまだ到来していない場合はこの限りではない。」と規定されており、日本民法533条とほとんど同じ文言となっている。一方、カンボジア民法には、最先端の議論やカンボジア側の意向が反映されているため、日本民法と異なる制度や、日本民法には存在しない制度が採用されている部分もある。ここでは、日本民法との相違点に則しながら、カンボジア民法の特徴的な条文を紹介したい。文中の意見にわたる部分は、筆者の私見である。

今回は危険負担の規定についてである。危険負担とは、売買契約のように双方当事者がそれぞれ債務を負う双務契約において、一方の債務が、その債務の債務者の故意・過失なく何らかの理由で履行不能になって消滅した場合に、もう一方の債務も消滅するか、あるいは消滅せずに存続するかという問題である。たとえば、売主と買主の間で中古車の売買契約が締結されると、売主は買主に対して中古車を引き渡す債務を負い、買主は売主に対して代金を支払う債務を負う。売主は、中古車を倉庫で保管していたが、大雨による大洪水のため倉庫ごと水没してしまい、中古車は損壊して二度と乗れなくなってしまったとする。売主には、中古車の保管方法について過失はない。このような場合、売主の中古車引渡し債務は履行不能となって消滅するが、それに伴い反対債務である買主の代金支払債務

も消滅するのか、あるいは反対債務は消滅せずに存続するのか。買主の代金支払債務が消滅するとすれば、買主にとって喜ばしいことであるのに対し、消滅しないで存続するとすれば、売主にとって喜ばしいことである。つまり、大洪水という不可抗力によって生じた自動車の消滅というマイナスの結果（危険）のしわ寄せを、どちらの当事者に負担してもらうかという問題が、危険負担の問題である。反対債務も消滅するという考え方を、債務者主義と呼ぶ。ここで言う債務者主義の債務者とは、不可抗力によって消滅した債務の債務者、つまり上記の事例で言えば中古車の引渡し債務の債務者である売主のことであり、債務者主義とは、「不可抗力により消滅した債務の債務者が、危険を負担する主義」という意味である。これとは逆に、反対債務は消滅せずに存続するという考え方を、「不可抗力によって消滅した債務の債権者が、危険を負担する主義」という意味で、債権者主義と呼ぶ。

日本民法 534 条 1 項は、「特定物に関する物権の設定又は移転を双務契約の目的とした場合において、その物が債務者の責めに帰することができない事由によって滅失し、又は損傷したときは、その滅失又は損傷は、債権者の負担に帰する。」と規定している。この規定は、特定物の売買契約について債権者主義を採用することを明らかにしたものという考え方が一般的である。上記事例では、買主の代金支払債務は消滅せずに存続するので、買主は中古車を手に入れないが、代金は支払わなければならない。このような日本民法の債権者主義の考え方は、利益を得る者が危険も負担すべきという理念に基づいている。つまり、日本民法 176 条は、「物権の設定及び移転は、当事者の意思表示のみによって、その効力を生ずる。」と規定していることから、日本では売買契約が成立した時点で目的物の所有権が売主から買主に移転する。売買契約成立後、履行期日までの間は、所有者である買主のために売主が目的物を保管している状態となる。買主は、目的物の所有者であるから、目的物の価格が上昇した場合には、それを第三者に転売して利益を得ることが可能である。このように、売買契約が成立した時点で、当該目的物から生ずる利益は売主から買主に移転するのであるから、当該目的物の滅失又は毀損による不利益つまり危険も、買主に移転するのが公平だという考え方である。

しかし、日本民法の採用する債権者主義に対しては、買主は売買契約の成立によって所有権を取得するといっても、その所有権は使用权・収益権を伴わない形式的な権利であり、実質的に所有権が移転するのは引渡しするときであるから、いまだ引渡しを受けない間に目的物が滅失・毀損した場合に代金支払債務が存続するのは買主にとって不公平であるとの批判が古くからなされてきた。債権者主義の背景にある、利益を得る者が危険を負担すべきという考え方に対しては、目的物の価格の上昇という利益に対応するのは、目的物の価格の下落の危険であり、目的物の滅失・毀損の危険ではないとの批判がなされている。

そこで、カンボジア民法の起草に当たっては、特定物売買における危険負担について、債務者主義を採用してはどうかという提案が日本側からなされ、カンボジア側にもその考え方が受け入れられて、債務者主義が採用されることになった。つまり、カンボジア民法 416 条 1 項は、「特定物の所有権を移転することを内容とする双務契約において、その目

的物が当事者双方の過失なくして滅失または毀損した場合には、その危険は債務者が負担し、債務者は債権者に対して反対給付を請求することができない。」と規定し、特定物売買における危険負担について債務者主義を採用することを明らかにしている。そして、同条2項では、「目的物の滅失または毀損による危険は、契約に別段の定めのない場合、次のいずれかの時点から債権者に移転する。1号 債権者に対する目的物の引渡、登記の移転その他目的物に対する実質的支配が債権者に移転したと考えられる時」と規定し、危険の移転時期を明らかにしている。

昨年国会に提出された日本民法の改正案（「民法の一部を改正する法律案」）でも、特定物売買の危険負担について債権者主義を規定した民法534条は削除され、債務者主義を採用することが明らかにされており、危険負担をめぐる一つの潮流を見ることができる。

ミャンマーの民事裁判における当事者主義(1)

JICA 長期派遣専門家

小松 健太¹

1. はじめに

当プロジェクトでは、ミャンマー連邦最高裁判所からの要請を受け、2016年7月より民事紛争を解決する手段として調停制度の導入ができないか検討を始めたところである。調停制度を導入するにあたっては、正式な民事訴訟と調停制度の役割分担、手続相互の関係などを検討する必要がある、そのために民事訴訟制度そのものについて知見を深めることが必要である。

当プロジェクトでは、同年7月11日から13日にかけてキックオフ的なワークショップを実施した。そのワークショップのプログラムの一つとして、基本的な民事訴訟の枠組みについて議論を行った。民事訴訟においては、審判の対象となる私人間の権利義務は、原則として私的自治に委ねられ、この原則は、訴訟手続の中では、訴訟物に関する処分権主義及び主張・立証に関する弁論主義の形をとって現れる²。つまり、審理の内容面については、当事者主義 (Adversary system) が採られているということである。ワークショップに参加していたミャンマー連邦最高裁判所の職員によると基本的にはミャンマーの民事訴訟手続においても同じような考え方が妥当するという。ただ、彼らの理解と日本における当事者主義の理解が異なる点があることも判明した。

本稿では、ミャンマーの民事訴訟法及び証拠法などに当事者主義がどのように現れているかを日本法との比較を通して検討してみたい³。また、相違している部分につき、その理由についても考えてみたい。

2. 民事訴訟と当事者主義

(1) 日本法における当事者主義

日本法上、請求、主張、立証という3つのレベルにおいて、原則として当事者主義が採用されている。請求レベルにおいては、処分権主義が妥当する。まず、民事訴訟は、一方当事者によって訴えが提起されない限り開始されない。また、審判の対象となる権

¹ JICA ミャンマー法整備支援プロジェクトの専門家（弁護士）として2014年1月からミャンマーの首都ネピドーに駐在。連邦法務長官府（Union Attorney General's Office）及び連邦最高裁判所（Supreme Court of the Union）との間で法案の起草及び審査能力の向上、裁判官及び検察官の研修制度の改善などの活動を行っている。

² 伊藤眞「民事訴訟法（第4版）」（2011年）22頁

³ ミャンマーにおける民事紛争解決や民事訴訟手続に関する参考文献としては、西村あさひ法律事務所「ミャンマーにおける民商事関係等の紛争解決制度の実態」（2015年）、森・濱田松本法律事務所「ミャンマー連邦共和国法制度調査報告書」（2013年）第5部ミャンマーの民事訴訟法・仲裁法183頁以下、がある。

利関係を決めるのは当事者である（民事訴訟法⁴ 246 条）。このような原則は、判決以外の訴訟の終了、すなわち訴えの取下げ（同 261 条）、請求の放棄・認諾（同 267 条）や訴訟上の和解（同 267 条）にも当てはまる。

また、主張、立証のレベルでも当事者主義が妥当している。すなわち、訴訟の対象となる権利関係を確定するために必要な事実と証拠の収集は、当事者の権能と責任に委ねるとする弁論主義が採用されている⁵。弁論主義の具体的内容としては、①裁判所は、当事者の主張していない事実を判決の資料として採用してはならない、②当事者間に争いのない事実は、裁判所は、そのまま判決の基礎としなければならない、③当事者間に争いのある事実は、当事者の申し出た証拠によって認定しなければならないということが挙げられる。

(2) ミャンマー法における当事者主義

では、上記のような当事者主義が、ミャンマーの民事訴訟法⁶（以下「CPC」という。）及び証拠法⁷（以下「EA」という。）にどのように現れているか検討していこう。

まず、請求レベルであるが、訴訟は、訴状（Plaint）の裁判所への提出によって提起されることになっている（CPC26 条及び Order IV⁸ Rule 1 (1)）。訴状には、請求の趣旨（relief）の記載が必要とされている（Order VII Rule 1 (g), Rule 7⁹）。原告は、訴訟提起後、訴えの取下げをすることができ（Order XXIII Rule 1 (1)）、訴訟の当事者は、相手方の事件に関する主張（case of any other party）を認めることができるとされている（Order XII Rule 1）。また、訴訟上の和解が成立した場合には、裁判所がその和解にしたがった執行命令（Decree）¹⁰を出すことになっている（Order XXIII Rule 3）。このように、ミャンマーの法制度上、請求レベルにおいては、日本において処分権主義が妥当しているのと同様、当事者主義が採用されていると言ってよいだろう。

では、次に主張レベルについて検討する。まず、訴状には、請求原因を構成する事実の記載が必要であり（Order VII Rule 1 (e)）、これを欠くと訴状は却下される（同 Rule 11 (a)）。訴状及び答弁書（written statement）¹¹を訴答書（Pleading）というが（Order VI Rule 1）、これらの書面には、請求及び防御の根拠となる主要な事実を記載しなけれ

⁴ 日本の民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）を指す。

⁵ 民事訴訟法において明文の定めはないが、同法 159 条、179 条などの規定は民事訴訟の一般原則として弁論主義を前提にしている（前掲注 2 伊藤 292 頁）。

⁶ ビルマ法典 12 卷所収 The Code of Civil Procedure (India Act No. 5/1908)。ミャンマーでは、Civil Procedure Code の略として、一般に CPC と呼ばれるため、本文でも「CPC」を用いることとする。

⁷ ビルマ法典 12 卷所収 The Evidence Act (India Act No. 1/1872)

⁸ CPC の別添第 1 (The First Schedule) に添付されている Order を指す。以下も特に記載がある場合を除き、同様である。

⁹ ただし、一般的な救済や裁判所が通常与えているような救済については訴状への記載は必要ではないとされている（Order VII Rule 7）。

¹⁰ CPC 上、判決（Judgment）と執行命令（Decree）は区別されており、判決の役割は、事案の概要、争点、判断の内容、判断の根拠を明らかにすることにあるのに対し（Order XX Rule 4 (2)）、執行命令は、救済の方法を明らかにするもので（Order XX Rule 6 (1)）強制執行するために必要とされる。

¹¹ 被告が防御のために提出する書面をいう（Order VIII Rule 1）。

ばならない（同 Rule 2）。これらの書面は当事者から提出されるものであり、事実の主張の提出に関する責任は当事者にあるものと考えられる。裁判所は、原則として、当事者が争っているそれぞれの争点につき、事実認定、判断及び理由を判決に記載する必要がある（Order XX Rule 5）。また、当事者が争わない旨、同意した事実については、原則として、証明を要しないとされている（EA58 条）¹²。この場合、相手方の当事者は、裁判所に対し、当該自白を基礎とした判決を求めることができる（Order XII Rule 6 (1)）。このように事実に関する自白の拘束力も日本と同様に認められ、法制度上は、主張レベルにおいても当事者主義が妥当しているといえよう。

最後に証拠レベルについて検討する。まず、裁判所に顕著な事実や自白がなされた事実を除き、事実を証拠によって証明する必要がある（EA56 条及び 58 条の反対解釈¹³）。当事者は、自らが証明責任を負う事実を立証するために証拠を提出し（Order XVIII Rule 2 及び EA101 条）。第 1 回期日においてその保持する必要な書証 (Documentary Evidence) を提出する（Order XIII Rule 1 (1)）また、証人の申請も当事者の権能とされている（Order XVI Rule 1）。

以上、ミャンマーの民事裁判に関する法制度を検討してきたが、制度上、請求、主張、立証の各レベルにおいて当事者主義が妥当していることが判明した。今後、ミャンマーの民事裁判の実務において当事者主義が実際にどのように運用されているか、ミャンマーの連邦最高裁判所の職員からの聞き取りをもとに見ていきたい。

(続)

¹² ただし、裁判所の裁量により、当事者が認めた事実についても当事者に対して証明するよう求めることができる（EA58 条）。

¹³ なお、ほぼ同様の規定を有するシンガポール証拠法においても本文記載のような理解がされている (Jeffrey Pinsler SC “Evidence and the Litigation Process (4th Ed.)” (2013), 11.006)。

インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクトの思い出と その後のソフトな法整備支援

前学習院大学法学部教授・弁護士

草野 芳郎

第1 はじめに

私は、独立行政法人日本国際協力機構（英文名称 Japan International Cooperation Agency, 以下「JICA」という。）が2007年3月から2年間にわたって実施した「インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト」（以下「和解プロジェクト」という。）に短期専門家として関与し、「裁判所におけるメディエーション手続に関するインドネシア共和国最高裁判所規則2008年第1号」（以下「2008年最高裁規則」という。）の制定に関与しました。このプロジェクトを実質的に進行したのは、法務省法務総合研究所国際協力部（英文名称 International Cooperation Department, 以下「ICD」という。）であり、弁護士である角田多真紀専門家1人がジャカルタに派遣され、私はアドバイザーグループの一員として日本で後方支援するとともに、短期でジャカルタへ行き、セミナーや意見交換をやったのでした。この和解プロジェクトは、残念ながらその後継続されることなく終了し、JICAとの縁は切れたのですが、私自身は、その後も、ICDと協力して、インドネシアを訪問し、2008年最高裁規則の実施状況を観察するとともに、インドネシアとの関係を深めて行きました。その間、インドネシアの方々からJICAプロジェクトの復活の要請を何度もされましたし、また、ICDが並々ならぬ覚悟でJICAプロジェクト復活について努力している姿を見ました。その努力の甲斐あって、2015年には知財関係で「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」¹がスタートしたことは、本当に良かったと思っています。

私自身は、インドネシアに駐在したことがあるわけではなく、本職である学習院大学教授のかたわらに和解プロジェクトの一部に関与しただけであり、現実に汗を流した角田多真紀専門家やICD教官に比べると関与の程度は低く、この一文を書くことが相応しいかについては内心忸怩たるものがあります²。しかし、私には、①過去に裁判官として和解を熱心にやってきたこと、②大学の研究者として客観的に観察していたこと、③インドネシアの人と心温まる交流体験をしてきたことから、インドネシアの和解、調停事情について、和解プロジェクトの思い出とその後の私のソフトな法整備支援について語ることにもそれなりの意義はあろうかと思っています次第です。

¹ 横幕孝介「インドネシア新プロジェクトがスタート～ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト～」ICD NEWS 67号 51頁

² 角田多真紀「インドネシア法整備支援 和解・調停制度強化支援プロジェクト プロジェクト成果分析調査報告書」<http://www.moj.go.jp/content/000068870.pdf> に詳しく和解プロジェクトの内容が記載されています。

第2 和解、調停に関するインドネシア最高裁規則の変遷

1 インドネシアでは、不思議なことに現在までインドネシア人による民事訴訟法が制定されていません。第二次大戦以前のオランダ統治時代のオランダ語による改正インドネシア手続法（略称 HIR, 1848 年, 1941 年）、ジャワ、マドゥラ地域以外のための域外手続法（略称 RBG, 1927 年）のインドネシア語訳が今なお民事訴訟法として使用されている状態にあるのです。

HIR130 条と RBG154 条には、インドネシアの和解（Perdamaian, プルダマイアン、日本の和解に相当するもので、違いはありますが、似ている面が多いので、以下は和解という言葉を使用します。）について、次のように規定しています（筆者による仮訳）。

- ① 原告と被告が定められた期日に出席した場合、裁判所は裁判長を介して両当事者の間で和解が成立するように試みる。
- ② 両当事者の間で和解が成立したときは、その期日に和解合意書を作成し、両当事者はこれに従う義務を負う。和解合意書は和解判決されることにより執行力を取得する。
- ③ 和解判決に対しては上訴することはできない。

2 インドネシアの司法改革は 1990 年代初頭から問題とされていたのですが、具体的に顕著となったのは、1997 年のアジア通貨危機により経済に深刻な打撃を受け、外国等から司法改革を迫られたことでした。インドネシアでも司法改革の機運が高まり、2000 年前後にかけて、最高裁判所もとの司法権の統一、司法委員会、憲法裁判所の設置などの改革が進められました。

民事裁判の分野では ADR を導入しようということになり、調停（Mediasi, メディアシ、日本の付調停に相当するのですが、スタイルは英米型のメディエーションに類似しており、理解の便宜のために、メディエーションの訳語を用いることとします。）を使うことにより、HIR や RBG が定める和解の実現を図ろうとして、2003 年に「裁判所におけるメディエーション手続に関するインドネシア共和国最高裁判所規則 2003 年第 2 号」（以下「2003 年最高裁規則」という。）を制定、施行しました。

2003 年最高裁規則は全く普及せず、その後、日本による 2008 年最高裁規則による改正となったのですが、この点は次項以下に詳しく述べることにします。現在は、2016 年にオーストラリアの支援による「裁判所におけるメディエーション手続に関するインドネシア共和国最高裁判所規則 2016 年度第 1 号」（以下「2016 年最高裁規則」という。）により更に改正されています。

第3 日本のインドネシアに対する法整備支援（JICA によるハードな支援）

1 インドネシアは、2001 年正式に、日本に司法改革についての法整備支援を要請し、日本側はこれを受諾しました。JICA が実施主体となり、ICD が実際に担当して、インドネシアに対する法整備支援を実施することになったのです。

2 ICDの取り組み

ICDは、2002年から2006年まで5回にわたってインドネシアの法律関係者を日本に招き、日本・インドネシア司法制度比較研究セミナーを実施したのですが、2006年度研修は、過去の研修員の中で提言能力がある者や裁判所内で政策決定権限のある高官に絞って研修員に指定し、講義だけでなく、日本の裁判所の調停・和解の実務を傍聴したり、模擬調停を実施するなどした上で政策提言集を作成しました。政策提言集の中で特徴的だったのは、日本の和解制度のように、裁判官がいつでも和解できる制度の導入を強く希望していることでした。

その当時は、オーストラリアの支援により2003年最高裁規則が施行されていました。5庁のパイロットコートで試みたとのことですが、殆ど効果があがっていなかったようです。この規則は、アメリカ合衆国コロラド州で行われている方式を基本にして、オーストラリアやシンガポールの方式を参考にしたもので、18条からなるシンプルなものでした。

3 和解プロジェクトの実施

(1) 和解プロジェクトで行われた概要

最初の1年は2008年最高裁規則の完成を目標とし、残りの1年は、技術指導と広報を目的に裁判官・書記官研修の実施を柱としました。

① 現地セミナー（3回）

ジャカルタで、司法関係者を招き、日本の和解、調停を紹介するとともに、2008年最高裁規則作成の方向について議論しました。これは、日本の和解・調停の良さをインドネシア側に理解してもらうことに有益でした。

② 本邦研修（2回）

日本において約2週間にわたって合宿して研修するもので、その間、講義だけでなく、裁判所、弁護士会等の実務の見学、模擬和解、模擬調停を体験するもので、研修の目的と連帯を深めるのに有益でした。

③ 最高裁規則の完成・施行

現地の角田専門家はインドネシア側のワーキンググループと最高裁規則の改正について議論を重ね2008年最高裁規則を成立、施行させたのでした。

④ 裁判官・書記官研修の実施

ワーキンググループ以外の人に2008年最高裁規則を普及することと技術の向上が課題でした。このために、計3回裁判官と書記官の研修を実施しました。

⑤ 最高裁規則注釈書の作成と模擬メデイエーションのDVD作成

インドネシアは、国土は広く、島も多いので、研修に参加できない裁判官や書記官の数は多いので、2008年最高裁規則の円滑な実施を目的とし、注釈書を作成しました。また、メデイエーションの技術指導を目的とし、インドネシアによくあるケースをインドネシア人に出演してもらって、模擬DVDを作成しました。

(2) 本プロジェクトにおいて日本側が留意したポイント

本プロジェクト実施にあたって日本側が心がけたのは、インドネシアの司法関係者だけでなく、インドネシア国民にとって有益なものとなる法整備支援をしようということでした。そのためには、日本側とインドネシア側の双方が、①日本の和解・調停とインドネシアのメディエーションの制度上の相違、運用上の相違を理解し、②日本の和解・調停が成功している原因を分析し、③インドネシアで受け入れやすいものを選択するということが前提となると考えたのです。この点は、欧米のドナーが自国の制度を最良のものとして、被支援国にそのままを受け入れさせようとしたことと、全く違うところです。

4 日本とインドネシアの制度及び運用の具体的相違

(1) 和解の執行力について

日本では、当事者間に成立した合意が書記官作成の和解調書に記載されれば、確定判決と同一の効力があり、執行力があります（民事訴訟法 89 条）。調停も同様に調停調書に記載されれば執行力があります（民事調停法 16 条, 家事事件手続法 268 条 1 項）。インドネシアでは、和解が成立しても和解合意書だけでは執行力はなく、その後和解判決をすることによって執行力が発生します（前掲 HIR130 条と RBG154 条）。メディエーションにも和解判決が必要です。

(2) 和解と調停の違いについて

日本では、調停は訴訟手続とは異なっており、裁判を避けるために存在しています。そのために、裁判となる前に利用することが普通で、手続費用も安く、調停委員の報酬は国庫の負担で、国民に利用しやすいようになっています。インドネシアでは、メディエーションは和解の一種と観念されています。メディエーションが成立することにより和解の合意ができたことになり、その後和解判決をすることにより執行力が生じるのです。

インドネシアの裁判所では民事訴訟以外に紛争を解決する手続がなく、訴訟を提起した後にメディエーションをすることになっており、この点では、日本の付調停に似ています。

民間のメディエーターを利用した場合の費用は当事者の負担となっており、日本に比べ費用がかさむことになります。

(3) 裁判官の専門性と事務分配

日本では、小さな裁判所以外は、裁判官が担当する事件は民事と刑事で専門化しています。大きな庁では、民事、刑事の中でも更に専門化しています。このことが事件処理の効率化と裁判官の専門事件の習熟に効果を上げています。そして、事件の配点は予め定められた事務分配規定に従って機械的に行われており、裁判所長が関与することはありえない構造となっています。このことが公正を担保すると日本では信じられているのです。

インドネシアでは、裁判官は民事と刑事の双方を負担することとなっており、専門

化されていません。裁判所の事件数は刑事事件が圧倒的に多く、このことが、裁判官の意識を刑事事件処理の方に向けさせており、メディエーションに意識を集中することができない原因の一つとなっているように思われます。そして、事件の具体的配点は、事件の難易や裁判官の事件処理状況等を勘案し、裁判所長が決めることになっているのです。このことは、その時の状況に応じて柔軟に配点できるために裁判官の仕事量の実質的公平が確保できるようにも考えられるのですが、事件により金になる事件（賄賂を取る）とならない事件を分けることが可能になること、所長自らが事件処理をすることも可能であること、インドネシアでの汚職の実体を考慮すると、公正を担保するためには日本の制度の方が優れているように思われます。

インドネシアには汚職撲滅委員会という組織があり、公務員の汚職を厳しく取り締まっていますが、裁判官も逮捕されています。ショックだったのは、数年前に憲法裁判所の長官まで逮捕されるということも起きています。

5 2008年最高裁規則の改正のポイント

(1) 和解勧試の時期、回数について

日本では、和解はいついかなるときでも試みることができるとされています（民事訴訟法 89 条）。インドネシアでは、裁判官の間では一般に和解は第 1 審の第 1 回期日に限り試みることができると理解されていました。そのため、第 1 審の第 1 回期日以後は、和解は行われておらず、控訴審、上告審ではできないと解されていました。もっとも、まれではあるが当事者の希望により、第 1 審の第 1 回期日以後や、控訴審においても当事者の合意に対し、和解判決がされた例はあるとのこと。HIR や RBG の条文の上では、第 1 回期日以外に和解をしてはならないとの規定はありませんから、和解をいつ実施しても違法の問題とはならないはずですが、インドネシアの裁判官の意識では、第 1 回期日以後の和解はすべきでないとの意識が強固に支配していたものと思われます。

2008 年最高裁規則では、第 1 回期日ではメディエーションを原則的に実施し、それ以後は、受訴裁判所は和解を何度でも勧試できることが明文で定められました。これは、1 審だけでなく、控訴審、上告審、再審においても和解を可能であることを明確に示したものであり、日本の実情をインドネシア側が十分に理解し、それを取り入れたもので、画期的なものです。

(2) 実施期間の制限

日本では、裁判迅速化法により、民事事件をできるだけ 2 年以内に終了しなければならないとする規定はありますが、和解や調停の実施期間に制限を定める規定はありません。

インドネシアでは、裁判は 6 月以内に終了しなければならないとする原則規定があり（当時。現在は 5 月以内となっています。）、メディエーションにも細かい期間制限があります。そのため 2003 年最高裁規則においては、22 日間（例外的に 30 日間）と期間制限がきびしく、実施が困難であるとの意見が日本で研修を受けている裁判官

から出されていきました。2008年最高裁規則条では、この期間が40日間（14日間延長可能）と緩められましたが、制限は依然として残っています。

(3) メディエーターの資格

① 日本の調停委員は適任者であること以外に、特段の資格要件はなく、身分は非常勤の公務員となっています。また、裁判官は当然に調停を担当できます。

インドネシアではメディエーターの資格が定められており、民間人だけでなく裁判官であっても原則として最高裁の認証を受けたメディエーター養成機関の研修を終了したものでないとメディエーションを担当できないことになっています。2008年最高裁規則においても、裁判官の場合は、当該裁判所にメディエーター資格を持っている裁判官が1人もいない場合は、資格を持っていない裁判官もメディエーションができるとの例外規定はありますが、資格が必要であるとの原則は維持されています。

② 当事者は以下の選択肢の中からメディエーターを選ぶことができます。

ア 事件を担当する裁判官

2003年最高裁規則では訴訟を担当する裁判官はメディエーターになれないと規定されていましたが、2008年最高裁規則では可能になりました。また、第1回期日後の和解の場合は、訴訟を担当する裁判官であれば、訴訟のどの段階でも和解を勧誘できることになりました。これは、英米型のメディエーションから日本型への転換です。

イ 事件を担当しない同一裁判所の裁判官

ウ 弁護士又は法律学者

エ 事件についての専門的知識・経験を有する者

ウ号とともに裁判官以外のメディエーターを選ぶことを可能にする条項です。前述したように、裁判官をメディエーターに選択した場合は、費用はかかりませんが、それ以外は日当等の費用が当事者負担となるので、裁判官以外のメディエーターが利用される可能性は乏しいのです。

(4) メディエーションの原則的前置

日本では、調停前置となっているものは、人事事件（家事事件手続法257条1項）、借地、借家の賃料の増減事件（民事調停法24条の2）などに限定されていますが、インドネシアでは、例外を除いて全民事事件にメディエーションが前置されています。そして、メディエーションを経ないでなされた判決はHIR130条若しくはRBG154条違反となり無効とされています。

例外とされているものは、商事裁判所、労働紛争裁判所で処理される訴訟事件、営業競争監視委員会の決定に対する異議事件ですが、これらの事件は特別法廷の事件とされ、地方裁判所や宗教裁判所の一般の法廷の管轄外であることによります。

(5) メディエーションと裁判の関係

日本では、裁判事件が付調停となった場合、不調となっても、できるだけ調停での

資料を裁判においても有効に活用すべきだとされ、書記官が調停手続についての調書を作成しています。受訴裁判所の裁判官は、当然に調停記録を読んで、裁判事件の進行に役立てていますし、特に、専門家調停委員の意見書は重宝されています。

インドネシアでは、メディエーションは非公開とされ、書記官の立会いも許されず、メディエーションが成立しなかった場合、記録は破棄され、何も無かった状態で裁判に戻るようになっていました。

しかしながら、書記官の協力があることが、日本の和解、調停の成功原因の一つであり、インドネシアにおいても書記官研修を実施し、能力を向上させ、これを活用しないと改正最高裁規則は成功しないと日本側が力説したことが、2008年最高裁規則の施行に当たり、裁判官と書記官の合同研修が初めて実施される契機となりました。なお、メディエーションに書記官立ち会いは認められないが、メディエーション後の和解では、非公開ではないので、書記官の立会いは許されるとのインドネシア側からの説明を受けました。

(6) 即決和解の導入

日本の即決和解（民事訴訟法 275 条）をヒントとして、メディエーター資格を有するメディエーターの仲介によって成立した和解合意書がある場合は、裁判所でのメディエーション手続を省略し、直ちに和解判決ができるとの規定が新設されています。インドネシア側はこれを「One day WAKAI」と呼び、今後の発展を期待しています。

(7) 和解の技術

インドネシア最高裁では、未済事件の増加に苦しみ、かねてから和解を使って事件を処理し、判決を減らしたいとの希望を持っていました。そのために、2002年に、和解を奨励し、成果を上げた人には昇進も含めて優遇する旨の通達を出したのですが、効果はなかったそうです。

一般の裁判官の反応は、和解のやり方も分からないし、やる気がしないというものであったようです。そこで、インドネシア最高裁は、どうしたら和解の技術を一般の裁判官に習得させることができるかに関心を持ち、本和解プロジェクト以前の本邦研修においても、日本の裁判官はどのようにして和解技術を習得しているかの質問があり、ICDの講義を通じて、私の「和解技術論」の存在を知り、そのインドネシア語訳を希望するということがあったそうです。そこで、私は、外国人には理解しづらい箇所を削除した簡略版を作り、2008年8月に「WAKAI」というタイトルでインドネシア語版を出版しました³。この本は英語版からの翻訳で日本語版から見ると誤訳があるとの指摘があり、これを修正した新版を2015年3月に出版しました⁴。

(8) メディエーターに対する倫理規定と裁判官に対するインセンティブ

日本では、公務員の一般的な倫理規定以外に調停委員に対する倫理規定はないし、裁判官が和解、調停を多数成立させ、成果を上げても、このことは本来なすべき仕事

³ Yoshiro Kusano WAKAI Terbosan Baru Penyelesaian Sengketa GRAFINDO 2008

⁴ Yoshiro Kusano WAKAI Terbosan Baru Penyelesaian Sengketa Ala Jepang GRAFINDO 2015

をただけであって、最高裁判所から褒美が出たりするようなことはありません。

2008年最高裁規則では、メディエーターに対し倫理規定を置くことが定められており、また、メディエーションに成果があった裁判官には、インドネシア最高裁は褒美としてインセンティブを与えるとの規定が定められています。どのような倫理規定やインセンティブになるかは、インドネシア最高裁が別に定めることになっており詳細は不明ですが、日本とは文化が異なっていると実感したところでした。

(9) 和解プロジェクト期間内で達成できなかったもの

上級審での和解のあり方、メディエーションや和解の調書の作成方法、裁判官・書記官研修のやり方や技術指導の全国普及、広報活動などは将来の課題として残りました。この点は2009年11月に日本で実施したフォローアップ研修で、和解やメディエーションのロールプレイや調書の作成などの技術指導は行われたが、全国普及や広報活動には手がつけられない状態で、JICAのインドネシアに対する法整備支援そのものが終了しました。

第4 JICA 支援終了後のインドネシアに対する法整備支援の状況

1 ICD との共同支援

JICA プロジェクト終了後、どうなるかということがプロジェクト実施に現実に携わった専門家、ICDの担当者やインドネシア最高裁の関係者の不安であったし、JICAの資金という裏付けがないという状況で、どうするのが最善かというのが関心事でした。

というのは、オーストラリアが支援した2003年最高裁規則が殆ど普及しなかったのと同じことが2008年最高裁規則にも起こるのではないかと危惧していたのです。私は、2003年最高裁規則の制定にも関与したワーキンググループの一員にも尋ねてみたのですが、彼は、「自分も同様に危惧している。規則制定後のアフターケアが必要であるが、インドネシアの人間が最高裁に必要だと言っても最高裁は動かない。しかし、外国人に対してはいい顔をするので、貴方が毎年来てくれると最高裁も動き、普及の可能性はある。」ということでした。それで、私は、JICAによる和解プロジェクトが終了しても、毎年インドネシアを訪問し、裁判所を訪ねようと思ったのでした。

とにかく、どうするのが最善かを話し合おうということで、2010年3月にICDの予算で、インドネシア最高裁の関係者3人（最高裁判事2人、地裁判事1人）をICDへ招待し、日本の専門家（筆者を始めとする大学関係者ら）やICD教官らと協議をしました。その結果合意されたことは、①日本側から毎年1回インドネシアに訪問すること（大学関係者が自分の研究費で出張し、ICD教官等の関係者が随行しロジを担当すること）、②日本で毎年1回12月ころにインドネシア側が希望する事項について研修をし、最低1人はICD予算で招くこと（当初の計画では1人だが、12月はインドネシアの最高裁の会計の締め切り月であるので、余裕がある場合はインドネシア側予算で追加するし、日本側の締め切りは3月であるが、予算に余裕が見込まれる場合は招待人数を追加する）ということでした。

この合意に基づき、2010年8月に、大学関係者4人とICD関係者2人が、ジャカルタとメダンを訪問し、最高裁判所、地方裁判所、宗教裁判所、行政裁判所、司法研修所や大学を訪問し、日本の和解や調停の長所、特色、2008年最高裁規則の内容について講演、意見交換を実施したり、12月に予定されている日本での研修についての要望や資料を調査しました。ICDはこの調査をもとに2010年11月本邦研修を実施しました。

その後も、ICDと共同して2011年8月にはジャカルタ、デンパサールを訪問し、2012年8月にはジャカルタ、スラバヤを訪問し、同様の活動をしました。

2 日本インドネシア法律家協会の設立とソフトな支援活動

私は、インドネシア訪問を重ねるうちに、インドネシアに行ったことのある日本人と日本に来たことのあるインドネシア人が中心にならないと交流はうまく行かないと思うようになりました。そこで、ICDと共同して支援活動をしている間に、関係者の間で、日本とインドネシア両国を結ぶ法律家の会を作ろうという意見が出て、2011年8月の準備会を経て、2012年8月に日本・インドネシア法律家協会（英文名称 Japan Indonesea Lawyers Association 略称 JILA）の創立総会を開き、私が理事長、インドネシア大学のヒクマハント教授が副理事長となりました。以後は、この JILA が民間の法整備支援及び両国の法律家の友好を担うことが合意されたのです。

2013年8月は、ICDは参加せず、JILAのメンバーだけでジャカルタ、パダンを訪問しました。インドネシア大学で JILA 総会を実施し、引き続き日本のADRを主題としたセミナーを実施しました。また、司法研修所やチビノン地方裁判所で、オーストラリアン・エイドと共同して、メディエーションについてインドネシア、日本、オーストラリアを比較する国際セミナーを実施し、パダンではパダン地裁、アンダラス大学で日本の和解とインドネシアのメディエーションについての比較セミナーを実施しました。これを契機に、JILA 単独で、ソフトな法整備支援活動をするようになったのです。

私単独のものとしては、インドネシアの裁判官を、2012年から3年間、毎年2名、約2週間、学習院大学に招へいし、日本の裁判システム、和解、調停についての講義や裁判所等の見学を実施しました。2名の内訳は地方裁判所と宗教裁判所から各1名をインドネシア最高裁判所に人選してもらいました。予想外であったのは、2013年12月の招へいについて、インドネシア側が、7名のメンバーを自身の予算で追加したことであり、その中に、最高裁判事1人や司法研修所長も含まれていたことでした。このことは、インドネシア側が経済の発展とともに司法予算が潤沢になってきたことと、日本に対する関心が高まってきたことを示すものでした。

3 2008年最高裁規則後の状況

今回のプロジェクトは地方裁判所を念頭に置いたもので、ワーキンググループの裁判官も全員地方裁判所の人で、宗教裁判所の裁判官は参加していませんでした。インドネシアでの婚姻、離婚、相続等の紛争はイスラム教徒同士の場合は宗教裁判所が、その他は地方裁判所が管轄を持っているというタイプの司法多元主義であったので、宗教裁判所の反応が気にはなっていました。ところが、2008年最高裁規則施行後、宗教裁判所

の方が熱心にメディエーションを取り入れようとして努力していることを知ったのです。また、地方裁判所の裁判官は日本に行き、研修を受ける機会があるのに、宗教裁判所の裁判官に認められていないのは不公平だとの意見も耳にしました。それで、私の招へいでは宗教裁判所の裁判官を必ず加えるようにしたのです。

当初は和解、調停について始まった支援ですが、インドネシアへの訪問や日本への招へいの回を重ねるうちに、インドネシア側の関心が、日本の裁判官の養成、民事訴訟法一般に拡大し、日本を参考にして司法改革をしたいとの真剣な熱意を感じるものになりました。後述するように日本インドネシア法律家協会を結成することができたのもそれと無関係ではありません。

インドネシア側の関係者によるとメディエーションの成功率は5%以下だというあいまいな報告です。インドネシアでは統計が極めて不正確ですし、各裁判所の状況を統計として報告するということが行われていないのです。私は、統計の重要性、特に、日本では明治に裁判所が置かれて以来、しっかりした統計が取られていたことを伝えているのですが、残念ながらインドネシア側の関心が薄いのです。

そうではありますが、インドネシア側の関係者の日本の制度に対する理解も高まり、WAKAI, CHOTEI と自然に口にしますし、日本の他の法制度や裁判官養成制度、民事訴訟法の手続などに関心が広がってきているのを感じます。日本を訪問したい、日本語を勉強したいということを頻繁に聞くようになりました。

4 今後の課題と2016年最高裁規則について

現在は2008年最高裁規則は改正され、オーストラリアが支援した2016年最高裁規則が施行されています。2003年最高裁規則は、本則16条、付則2条の計18条、2008年最高裁規則は本則25条、付則2条の計27条でしたが、2008年最高裁規則は本則37条、付則2条の計39条と詳細なものとなっています。

オーストラリアが当初支援して作った最高裁規則を日本が改正し、更に再改正したというものですが、日本が改正した主なポイントはおおむね維持されています。少し、揺り戻されたものは、2003年最高裁規則が受訴裁判所の裁判官がメディエーターになれないとしたものを、2008年最高裁規則で当然になれるとしたところが、2016年規則では「同一の裁判所で受訴裁判所を構成しない裁判官及び有資格の裁判所職員がいないときは、受訴裁判所の裁判長が、受訴裁判所を構成する裁判官の中から有資格の裁判官を優先して指名し、メディエーターの職務を行わせる。」と改正されています。この点以外は、2008年最高裁規則の原則を維持しつつ、不備や疑問があったところを修正し、メディエーターの行為準則を詳細に定めたものということができます。

例えば、メディエーターの任務の手順として、第14条は次のように規定しています。
「メディエーターは、その職務を行うにあたり、次の各号の任務を行う

- a. 自己紹介し、当事者に互いに自己紹介する機会を与える；
- b. メディエーションの意義、目的、及び態様について、当事者に説明する；
- c. メディエーターは中立で意思決定を行わないという立場と役割について説明する；

- d. 当事者と、メデイエーションの進行についてのルールを決める；
- e. メデイエーターは、他方の当事者が同席せずに一方の当事者とのみ面談することができる旨を説明する（交互面接）；
- f. 当事者と一緒に、メデイエーションの予定を作成する；
- g. メデイエーション予定表に記入する；
- h. 当事者に、問題点と和解案を述べる機会を与える；
- i. 問題点をすべて列挙したうえで、優先順位に従って話し合う項目を整理する；
- j. 当事者が次の各号に掲げる事項を行えるように、当事者を促し、そのための環境を整える；
 - 1. 当事者の利害関係について掘り下げて考える；
 - 2. 当事者双方にとって最善となるような様々な解決の選択肢を考える；
 - 3. 解決に向けて協力する；
- k. 当事者による和解合意書の作成を支援する；
- l. メデイエーションの成立, 不成立, 又はメデイエーションを実施できなかった旨を、受訴裁判所に報告する；
- m. 当事者の双方又は一方が誠実ではない旨を表明し、受訴裁判所に報告する；
- n. メデイエーターの職務を行う上でのその他の任務。」

日本では、このようなことは各裁判官や調停委員のプラクティスにおけるノウハウとして共有されるべきもので、規則化されるものではありませんが、国や裁判官の意識の違いが感ぜられ、興味深いです。

2016年最高裁規則は、2008年最高裁規則の運用によって生じた問題点の解消を目的としてされたもので、内容も妥当なものと思われます。和解プロジェクトが続行されていたら、日本の支援によりもっと良いものができたのではないかと思われなくもないですが、今回の改正となった点に和解プロジェクト終了後の私達のささやかなソフトな支援の成果も血となり肉になったと信じるものです。

第5 終わりに

今年も、9月4日から11日までの日程でインドネシア訪問（ジャカルタ、ロンボク島マタラム）をしました。ジャカルタではJILA総会、ダルマプルサダ大学、北ジャカルタ地方裁判所、司法研修所、最高裁判所、JICA知財プロジェクト事務所を、マタラムでは、マタラム大学、マタラム地方裁判所を訪問し、意見交換やセミナーなどを実施しました。

私が担当したかつてのJICAプロジェクトでは、インドネシア側からの話は、日本がどれだけの資金を出してくれるかというのが多かったのですが、今回の特徴は、インドネシア側からインドネシアの費用で積極的に日本と交流を持ち、日本に行きたいので、受け入れに協力してほしいということが多かったことでした。日本との交流に価値があることを実感したからだと思います。

私達がして来たことは、現地で互いに顔が見える距離で、率直な意見交換をしていると

ということだけで、時にはマンネリかなと思うようなこともあったのですが、今回の訪問で特に感じたことは、1年に1回程度の訪問でも、回数が重なれば信頼という効果を生じ、それが累積して行くことにより大きな力になるということでした。小さな金利でも複利で運用すれば、年数が経てば大きくなるのと同じです。

今後とも JILA の活動を通じて、日本とインドネシアの法律家の交流を進めるとともに、JICA の新知財プロジェクトを影ながら支えていくソフトな支援を実行したいと思っているものです。

新たな民法の制定に向けて ～ネパール法整備支援の現場から(1)～

JICA 長期派遣専門家

長尾 貴子

この度、ネパールの法制・実務について寄稿する機会を頂いた。筆者は、JICA によるネパール民法制定支援の一助となるべく、2015年9月からJICAの長期専門家（法整備支援アドバイザー）としてネパールに派遣されているので、本稿では、ネパール民法をめぐる歴史とJICAの支援の経緯を簡単に紹介した後、ネパールの民法制定支援に関して、筆者が現地で実際に経験していることを織り交ぜながらお伝えしたいと思う。

1. ネパール民法の起こりから JICA の参画まで

(1) 新旧 Muluki Ain の成立

西暦 1853 年。フランスでナポレオン法典が成立した 1804 年からおよそ半世紀後、アメリカ海軍提督ペリーが率いる黒船 4 隻が神奈川県浦賀沖に来航、日本の近代化が始まった年である。ヒマラヤ連峰の麓ネパール王国（当時。現在はネパール連邦民主共和国。）では、この西暦 1853 年に、Muluki Ain (General Code) と呼ばれる法典が成立した¹（以下「旧 Muluki Ain」という。）。旧 Muluki Ain は、“mainly based on the Hindu religion and philosophy”²であり、カーストや性別に基づく差別、奴隷制度等を法制化したものではあったが、なおも“It was a codification of all the laws of the land: civil, matrimonial, criminal, religious and customary”³であり、本稿のトピックであるネパール民法の萌芽と言ってよいだろう。それから 100 年以上の時を経た 1963 年、進展する政治、経済及び社会状況、さらには市民平等の理念に対応するため、新 Muluki Ain が新たに制定され⁴、旧 Muluki Ain は廃止された。現在も施行中のこの新 Muluki Ain は、旧 Muluki Ain と異なり世俗的な法であるが、なおも民事及び刑事の実体法と手続法を包摂するものである⁵。

(2) 新民法制定に向けて／JICA の参画

ネパール国内では、1996 年に反政府勢力と政府の間で武力闘争が始まり、政情不安定が続いたが、2006 年 11 月に包括的和平合意が締結され、新たな国づくりに向けて動き始めた。この新たな国づくりの一環として、すでに時代の要請に答えきれなくなっていた新 Muluki Ain に替わるものとして、ネパールの伝統を尊重しつつも、民主主義、自由経済、科学技術の進展等の新たな要請に応え、市民平等をさらに推し進め、かつ国

¹ Muluki Ain の成立・公布は 1854 年であるという説もある。

² The Civil Law Reform and Improvement Task Force, *The Report (2010)*, 1.1

³ Yubaraj Sangroula, Geeta Pathak ‘*Gender and Laws Nepalese Perspective*’ (Pairavi Prakashan, 2002), 9 頁

⁴ Nepal Law Commission が公開している Muluki Ain の英訳につき、次のリンク参照。

<http://www.lawcommission.gov.np/en/documents/2015/08/muluki-ain-general-code-2020.pdf>

⁵ 註 2 に同じ。

際標準に達する民法, 民事訴訟法, 刑法, 刑事訴訟法及び量刑法の5法（以下単に「5法」という。）を制定するという方針が、所轄官庁である司法省により決定された。同方針に基づき、当時司法省次官であったマダブ・パウデル氏（現 Nepal Law Commission の Chairperson）の主導の下、2008年12月にはCivil Law Reform and Improvement Task Force（以下「民事TF」という。）及びCriminal Law Reform and Improvement Task Force が立ちあげられた。このように新たな法制度の構築に向けてネパールが動いている中、JICAはネパール司法省の要請を受け、2009年4月、民事TFが取り組む民法起草を支援するため、民法を専門とする教授陣を中心としたアドバイザーグループ（以下「AG」という。）を立ち上げ、民事TFによる民法案の起草を支援した。紆余曲折の後、2014年には民法案（2014）が立法議会に提出され、立法議会内の委員会の一つである立法委員会（議員約50名と事務局によって構成されている。）へと送付された。その後しばらく審議は停滞していたが、2015年9月についてネパール憲法が成立したことを受け、2016年8月現在、目下法案の内容が検討され、必要な修正がされているところである。なお、他の4法の法案起草についてはUnited Nations Development Programme（UNDP）が当初から支援をしており、民法案と同様、完成した法案がすでに立法議会に提出され、同じく立法委員会で検討されている。

以上が、旧 Muluki Ain 成立から本日に至るまでの、ネパールにおける民法に関する動きの大筋である。あえて様々な点を省略しているが、ご容赦頂きたい。

2. 5法制定に向けたワークプラン策定

2015年12月のある日、筆者のもとに、UNDPのK氏から電話が入った。概要、2015年9月に憲法が成立したので、いよいよ5法制定に向けて本格的に活動を開始する時期が来た、UNDPは立法委員会からリクエストを受け、同委員会と共に、5法を可決するまでに同委員会において実施すべき活動のプラン（以下「ワークプラン」という。）を策定するために協議を開始したところであるが、JICAは長年にわたり民法支援に携わってきているのであるから、UNDPと共に立法委員会に協力しないか、というものであった。振り返ってみれば、筆者、ひいてはJICAがこの後始まる5法制定に向けた一連の活動に時期に遅れず参加することが出来たのはこの電話のおかげと言ってもよい。当該K氏とは、この電話の時点では、筆者が着任直後に参加したあるカンファレンスで一度挨拶し、名刺を交換しただけの関係であったが、この時思い出して連絡をくれたことに感謝するばかりである。同時に、JICA支援の命運が、専門家の情報収集能力、人脈、時には運にかかっているということを身をもって知り、専門家の責務の重さを実感した出来事でもあった。

その後、立法委員会事務局とUNDPと共に協議を重ね、立法委員会が作成していたワークプラン素案をより具体的にブレイクダウンし、立法委員会の最終承認を得て、2016年3月から同年10月を期間とするワークプランが2016年3月上旬に完成した。ワークプラン策定のための協議を実質的に主導したのはUNDPであり、法整備支援をする者としてその良し悪しは別にして、もともと組織規模も大きく、経験豊富な現地のスタッフを多く

擁している UNDP の力をまざまざと感じさせるものであった。この UNDP の迫力に対抗するためというわけではないが、ワークプランが完成するまでの一連の協議に参加する際には、筆者のリーガル・カウンセラーとして JICA の活動に従事し、日々筆者の活動を支えてくれているネパール人弁護士ラビン・スベディ氏の他、経験豊富な JICA ネパール事務所の大豆本由紀氏とゴパル・グルン氏にも都合のつく限り参加をお願いした。既述の通り、専門家の責務は重い、それと同時に、専門家一人ではできることは少なく、ALL JICA 体制で臨まなければ事は進まないというのもまた筆者の実感である。

3. ワークプランの概要

上記2で述べた通り、5法制定に向けて立法委員会において実施する一連の活動とそのタイムラインを定めたワークプランが策定されたが、その概要は以下の通りである。

ステップ1：

各法案について、パブリックコンサルテーションでのプレゼンテーションの実施、関係者から得られた意見の分析、立法委員会による法案検討のサポート等、立法委員会の一連の活動をサポートするコンサルタントを選定する。

ステップ2：全国的パブリックコンサルテーション

立法委員会及びコンサルタントが高等裁判所所在地（合計16か所）へ赴き、当該地の裁判官、弁護士、検察官、NGO関係者等を広く招き、5法案に関する意見を募る。

ステップ3：カトマンズでのコンサルテーション（フォーカスグループディスカッション）

首都カトマンズにて、裁判官、弁護士、検察官、NGO関係者等により集中的に法案を検討してもらい、意見を得る。

ステップ4：International Expert Review

ネパール以外の国の法律専門家による法案レビューを受け、国際標準も踏まえたうえでの各法案に対する意見を得る⁶。

ステップ5：一連の活動で得られた意見を踏まえて法案最終化のうえ、本会議へ送付。

適宜の時期に：外国研修（立法委員会の議員や司法省関係者をネパール以外の国に招き、各法案について研修をする）

⁶ 民法案（2014）に対する International Expert Review は、立法委員会のリクエストを受け、AG が担当する予定である。

ワークプラン策定当初は、法案がすでに議会に提出されているにも関わらず、全国的パブリックコンサルテーションを実施するという方針（ステップ2）がやや不思議に思われた。各国の法律制定過程を知っているわけではないので比較をする立場にないのだが、大々的なパブリックコンサルテーションは、通常、法案の議会提出前に実施され、議会提出後は基本的に議会内で審議されるのが通常ではないかと思ったのである。事実、5法案に関する全国的なパブリックコンサルテーションは過去にすでに実施されている。そのためもあり、一部の政府関係者からは、この段階での全国規模のパブリックコンサルテーションはもはや不要である、5法制定に向けて動き出した2009年からすでに何年も経過している、憲法が成立したこの機を逃さず、一刻も早く法案を本会議に送付して成立させるべきであるという声も聞かれた。しかし、他方で、長らく審議が停滞していたことから、一般市民の間ではもちろん、法律家の間ですら、5法制定に向けた動きがあることが十分に認識されているかどうか不安があったため、awareness programとしての意味も込めて、再度全国的なコンサルテーションを実施する意義はあるという意見も聞かれた。この時、目の前にいるネパール側関係者の間で意見が割れる場面を目にして、外国ドナーとしての立場をわきまえながらも自国（日本）の意向や自身の専門知識等を踏まえ、存在感を発揮するという非常に難しい立場に立たされた。ネパールの実情を十分に理解していないことを自覚しつつ、慎重に意見を述べたが、果たしてネパール側関係者の目にはどう映ったのであろうか。いずれにせよ、立法委員会の意向により、全国的パブリックコンサルテーションを再度実施することが決定された。

また、民法案のコンサルタントとして、JICAの推薦の結果、立法委員会により、前出のマダブ・パウデル氏が選定された（ステップ1）。既述のとおり、同氏は民事TFによる民法案起草を牽引した方であり、民法案の起草過程や内容を熟知しており、その当時よりAGとの親睦も深い。パウデル氏が民法案のコンサルタントとして選定されたことは、JICAとして光栄、幸運であった。他の4法案についてもそれぞれ、UNDPの推薦の下、立法委員会によりコンサルタントが選定された。

以上の通り、ワークプランと陣容を整え、5法制定に向けて、立法委員会、UNDP及びJICAのジョイント・アクティビティが開始された。

次回以降、ワークプランに基づく一連の活動への参加を通じて、筆者が経験した法整備支援活動の現場をお伝えできればと思っている。

以上

参考文献（註に掲げたものの他に）

1. 独立行政法人国際協力機構 公共政策部「ネパール連邦民主共和国 民主化支援プログラム 協力準備調査報告書」（2010）

中国行政訴訟法の改正条文等について(1)

JICA 中国長期派遣専門家
弁護士 白 出 博 之

[目 次]

- 第 1 章 中国行政訴訟法の改正
 - 第 1 改正の経緯と趣旨目的等
 - 第 2 行政訴訟法の改正決定
- 第 2 章 新行訴法の主要な改正点
 - 第 1 当事者の訴訟上の権利保障を強化 ~以上まで本号掲載
 - 第 2 管轄制度の整備
 - 第 3 訴訟参加人制度の改善等
 - 第 4 証拠制度の整備
 - 第 5 訴訟手続の改善
 - 第 6 判決形式の整備
 - 第 7 行政訴訟に対する裁判監督の強化
 - 第 8 行政機関が判決を執行しない場合の責任等を明確化
- 第 3 章 新行訴法施行 1 年の回顧と展望
- 第 4 章 結語に代えて

[本 文]

- 第 1 章 中国行政訴訟法の改正
 - 第 1 改正の経緯と趣旨目的等
 - 1 改正の経緯

2014 年 11 月 1 日、第 12 期全国人民代表大会常務委員会第 11 回会議において、中華人民共和国行政訴訟法（1989 年 4 月 4 日成立、1990 年 10 月 1 日施行）の改正決定が可決され¹、2015 年 5 月 1 日から施行されている。また 2015 年 4 月 20 日に最高人民法院「中華人民共和国行政訴訟法の適用における若干の問題に関する最高人民法院の解釈」（法積〔2015〕9 号）全 27 条も新法と同時に施行され、既に 1 年以上が経過している。

以下本稿では、第 1 に本改正の趣旨目的と改正決定 61 項目とを概観し、第 2 に本改正による重要な制度に関して、立法起草担当機関たる全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会（以下単に「全人代」「法工委」という。）行政法室による条文解説等を中心に指摘し、最後に新行政訴訟法（以下「行訴法」又は「本法」という。）の施

¹ 全国人民代表大会常務委員会「中華人民共和国・行政訴訟法」改正に関する決定の原文につき全人代 HP の下記 URL を参照。

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2014-11/02/content_1884662.htm

行1年における状況等を紹介する。

2 本改正の趣旨目的

本改正の趣旨目的につき、全人代常務委員会は以下のように説明する²。

『行訴法は1989年に第7期全国人民代表大会第2回会議で可決され、1990年10月1日より施行された。[民告官]（民が官を訴える）法と称されるこの法律は、行政訴訟の手続を定めた基本規則であり、実施以来、行政紛争の解決、法による行政の推進、公民、法人、その他組織の合法的権益の保護にとって重要な役割を果たしている。また、社会主義体制下における民主化と法制化の推進に伴い、行政訴訟制度と社会経済成長の不調和、不適応といった問題も際立ってきている。行政訴訟をめぐる「立案難、審理難、執行難」という顕在化した問題に対する庶民の不満は強烈である。こうした顕在化した問題を解決し、法によるガバナンス、法による執政、法による行政の共同推進、また法治国家、法治政府、法治社会の一体化という新たなニーズに応えるためにも、行訴法の改正、改善が必要である行訴法行訴法（略）。

中国共産党第18期中央委員会三中全会の方針と各方面の意見によると、法改正において重視すべき点は次のとおりである。

第1に行政訴訟制度の権威性を擁護し、現実における際立った問題に対して、公民、法人とその他組織の訴訟上の権利を法に基づき保障することを強調する。第2に中国の行政訴訟制度の基本原則を堅持し、行政権の法による行使と、公民、法人、その他組織の司法救済ルートの間滑りの確保とのバランスを維持し、人民法院の法による裁判権の単独行使を保障する。第3に実情から出発し、段階的に進め、一步一步改善する方針を堅持する。第4に行政訴訟の現場での経験を総括し、実務で証明された有益な経験を法に昇華させる。

最高人民法院、国务院法制办公室等とのコミュニケーションと幾度にもわたる検討を経て、十分な考察とそこから得られた基本的合意のもとに、行訴法改正案（草案）を作成したものである。』

第2 行政訴訟法の改正決定

2014年11月1日になされた『中華人民共和国行政訴訟法』の改正決定は、以下の61項目である。旧法全75条から新法全103条に変化した内訳は、改正・追加・新設規定80条、削除規定3条、変更のない規定が23条である（※以下では本改正による新設規定、及び2015年4月最高人民法院行訴法司法解釈との対応を示す）。

- 1 【立法目的】 1条
- 2 【調整範囲】 2条
- 3 【人民法院による訴権保障、行政機関責任者の出廷応訴】 3条～新設[司解1条、5条]

² 中華人民共和国・行政訴訟法改正案（第1次草案）の説明につき全人代HPの下記URLを参照。
http://www.npc.gov.cn/npc/lfzt/2014/2013-12/31/content_1822189.htm
全人代決定に条文見出しは付されていないが、全人代法工委行政法室による条文解説を参考に筆者が付したものである。

- 4 【行政訴訟の事件受理範囲】 12 条～ [司解 11 条]
- 5 【中級人民法院管轄の第一審行政事件】 15 条
- 6 【一般地域管轄と行政区域を跨ぐ管轄】 18 条
- 7 【共同管轄】 21 条
- 8 【管轄の移送】 22 条
- 9 【管轄権移転】 24 条
- 10 【原告適格】 25 条
- 11 【被告の確定】 26 条～ [司解 6 条, 7 条, 8 条]
- 12 【共同訴訟】 27 条
- 13 【代表者訴訟】 28 条～新設
- 14 【第三者】 29 条
- 15 【訴訟代理人】 31 条
- 16 【当事者・訴訟代理人の権利】 32 条
- 17 【証拠の種類】 33 条
- 18 【被告の挙証責任】 34 条～ [司解 9 条 2 項]
- 19 【行政機関の証拠収集の制限】 35 条
- 20 【被告の証拠提出延期と証拠補充】 36 条, 【原告による証拠提出】 37 条, 【原告の挙証責任】 38 条～全て新設
- 21 【人民法院の当事者に対する証拠提出・補充の要求】 39 条, 【人民法院の証拠の調査取得】 40 条
- 22 【人民法院に対する証拠調査取得の申請】 41 条～新設
- 23 【証拠適用規則】 43 条～新設
- 24 【行政復議と行政訴訟のリンク】 44 条
- 25 【行政復議を経た場合の提訴期限】 45 条
- 26 【直接提訴する場合の提訴期限】 46 条～ [司解 12 条]
- 27 【行政機関が法定職責不履行の場合の提訴期限】 47 条～新設 [司解 4 条]
- 28 【提訴期限の控除・延長】 48 条
- 29 【提訴要件】 49 条～ [司解 2 条]
- 30 【提訴の方式】 50 条～新設
- 31 【立案登記】 51 条～ [司解 1 条, 3 条] 【立案されなかった場合の救済】 52 条～新設
- 32 【規範性文書の附帯審査】 53 条～新設 [司解 20 条]
- 33 第 7 章を五節に分け, 節名を追加し, 「第 1 節 一般規定」(54 条～ 66 条), 「第 2 節 第一審通常手続」(67 条～ 81 条), 「第 3 節 簡易手続」(82 条～ 84 条), 「第 4 節 第二審手続」(85 条～ 89 条), 「第 5 節 裁判監督手続」(90 条～ 93 条) とする。
- 34 【訴状の発送と答弁書の提出】 67 条
- 35 【訴訟による執行の不停止】 56 条
- 36 【公開審理原則と例外】

- 37 【回避・忌避】 55 条
- 38 【事前執行】 57 条～新設
- 39 【出廷拒否等の法的効果】 58 条
- 40 【行政訴訟妨害行為に対する人民法院の強制措置】 59 条
- 41 【調解不適用の原則と例外】 60 条
- 42 【民事紛争と行政紛争が交叉する場合の一括審理】 61 条～新設 [司解 17 条～ 19 条]
- 43 【審理の根拠】 63 条 3 項～ [司解 14 条]
- 44 【規範性文書の審査・処理建議】 64 条～ [司解 21 条], 【裁判文書の公開】 65 条～
いずれも新設
- 45 【原告の訴訟請求棄却判決】 69 条, 【取消判決・やり直しを命じる判決】 70 条, 【履
行判決】 72 条～ [司解 22 条], 【変更判決】 77 条
- 46 【給付判決】 73 条～ [司解 23 条], 【違法確認判決】 74 条, 【無効確認判決】 75 条, 【違
法又は無効確認判決の補充規定】 76 条, 【行政合意の履行及び補償判決】 78 条～ [司
解 15 条], 【行政復議決定と行政行為との一括裁判】 79 条～ [司解 9 条, 10 条], 【判
決宣告の公開】 80 条～全て新設
- 47 【関係行政機関職員と被告の処理】 66 条
- 48 【第一審審理期限】 81 条
- 49 【簡易手続の適用場面】 82 条, 【簡易手続の裁判組織形式と審理期限】 83 条, 【簡易
手続の通常手続への変更】 84 条～全て新設
- 50 【第二審の審理方式】 86 条
- 51 【第二審の審査範囲】 87 条～新設
- 52 【第二審の審理期限】 88 条
- 53 【第二審の裁判】 89 条
- 54 【当事者による再審申立】 90 条～ [司解 24 条]
- 55 【再審事由】 91 条～新設
- 56 【人民法院の職権による再審】 92 条
- 57 【抗訴と檢察建議】 93 条～ [司解 25 条]
- 58 【発効した裁判・調解書の執行】 94 条, 【強制執行の申立及び執行の管轄】 95 条, 【履
行を拒絶した行政機関に対する執行措置】 96 条
- 59 【民事訴訟法規定の適用】 101 条
- 60 本法の関連条文中の「具体的行政行為」を「行政行為」に改める（6 条, 13 条,
62 条 71 条, 97 条）。
- 61 第 46 条を第 68 条とし, 第 55 条を第 71 条とする。第 35 条, 第 9 章の章名, 第 67 条,
第 68 条, 第 69 条及び第 72 条を削除する。

本決定は 2015 年 5 月 1 日から施行する³。

以上

³ 本改正は全面改正ではなく一部改正 [修改] であるため, 法施行日に関連する旧 75 条の内容が変更
されないまま新法 103 条にスライドしている (新法施行前後の適用関係につき司解 26 条参照)。

第2章 新行訴法の主要な改正点

新行訴法については既に多くの報道がなされ、その条文解説書等も多数公刊されているところ、新法の主要な改正点、注目点として下記項目が指摘されている。これを中国行政訴訟における「立案難、審理難、再審難、執行難」問題への対応との関連で整理すると以下のようなになる。

- I 当事者の訴訟上の権利保障を強化 ～立案難への対応
 - 1) 人民法院による当事者の訴権保障 (1, 3条)
 - 2) 受理案件の範囲拡大 (2, 12条)
 - 3) 規範性文書の適法性に対する附帯審査等 (53, 64条)
 - 4) 提訴期限の延長 (46条)
 - 5) 口頭による提訴等, 当事者の訴権行使の利便化 (50条)
 - 6) 立案登記制度と人民法院の責任明確化 (51, 52条)
- II 管轄制度の整備 ～立案難への対応
 - 1) 中級人民法院が第一審となる場合 (15, 24条)
 - 2) 行政区域を跨がる行政事件の管轄法院 (18条2項)
- III 訴訟参加人制度の改善等 ～審理難への対応
 - 1) 原告適格の明確化 (25条)
 - 2) 被告適格の明確化 (26条), 被告機関責任者の出廷 (3条)
 - 3) 訴訟代表者制度を追加 (28条)
 - 4) 第三者に関する制度を具体化 (29条)
- IV 証拠制度の整備 ～審理難への対応
 - 1) 証拠種類の追加 (33条)
 - 2) 被告が期限を過ぎても立証を行わない場合の影響を明確化 (34条)
 - 3) 被告の立証に関する制度を整備 (36条)
 - 4) 原告の立証責任を明確化 (37, 38条)
 - 5) 人民法院による証拠収集に関する制度を整備 (41条)
 - 6) 証拠の適用ルールを明確化 (43条)
- V 訴訟手続の改善 ～審理難への対応
 - 1) 行政訴訟と調解 (60条)
 - 2) 民事紛争と行政紛争が交錯する場合の処理メカニズム (61条)
 - 3) 審理期限の延長 (81, 88条)
 - 4) 簡易手続を行政訴訟に追加 (82, 83条)
 - 5) 上訴事件における開廷審理原則 (86条)
- VI 判決形式の整備 ～審理難への対応
 - 1) 原告の訴訟請求棄却の判決を以て維持判決に代替 (69条)
 - 2) 取消判決事由に「明らかに不当」を追加 (70条)

- 3) 給付に関する判決を追加 (73 条)
- 4) 違法確認・無効確認判決を追加 (74 ~ 76 条)
- 5) 判決変更の範囲を拡大 (77 条)

- VII 行政訴訟に対する裁判監督の強化 (91, 93, 101 条) ~再審難への対応
- VIII 行政機関が判決を執行しない場合の責任等を明確化 (96 条) ~執行難への対応

以下、上記整理に沿って、新行訴法の主要な改正条文について全人代法工委行政法室の説明を中心に紹介する⁴。

第 1 当事者の訴訟上の権利保障を強化

1 行訴法の立法目的 (1 条)

【立法目的】

第 1 条 人民法院が行政事件を公正、迅速に審理することを保障し、行政紛争を解決し、公民、法人、その他の組織の合法的權益を保護し、行政機関の法に基づく職権行使を監督するため、憲法を根拠として本法を制定する。

本条は、行訴法の立法目的に関する規定である (一部改正)。

1 行政訴訟は、公民、法人、その他の組織が、行政機関及び行政機関職員が行った行政行為がその合法的權益侵害にあたりと判断して、人民法院に提起する訴訟である。行訴法は、行政訴訟活動及び行政訴訟に関する法的関係を規範化するための基本法であり、人民法院による行政事件審理及び行政訴訟参加人の訴訟活動において、必ず遵守すべき準則である。

2 行訴法の立法目的には次の内容が含まれる。

1) 人民法院による公正で迅速な行政事件の審理を保障

行訴法制定の第 1 の目的は、人民法院による公正、迅速な行政事件審理を保障することにある。ここに①行政事件の公正な審理とは、人民法院が事実を調査し明確にした上で、法律・法規を正しく適用し、正確な判決、決定を下すことである。この「法律・法規の正しい適用」には、行訴法に規定された訴訟制度の正しい適用だけでなく、関連実体法・行政法規の正しい適用も含む。また②迅速な行政事件の審理とは、人民法院が行政訴訟の各段階において、行訴法で規定された期間内に事件を審理し、事件の決定遅延を回避して、公民、法人、その他の組織の合法的權益が

⁴ 新行訴法の条文解説書としては文献①全人代法工委編・信春鷹主編「中華人民共和国行政訴訟法・釈義」(2014 年 12 月・法律出版社)、文献②全人代法工委編・袁傑主編「中華人民共和国行政訴訟法・解説」(2014 年 12 月・中国法制出版社)及び文献③全人代法工委行政法室審定・黄薇主編「最新中華人民共和国行政訴訟法条文釈義及び配套法律法規と司法解釈実用全書」上(2014 年 11 月・中国民主法制出版社)、文献④全人代法工委行政法室編「中華人民共和国行政訴訟法・解釈と適用」(2015 年 1 月・法律出版社)があり、さらに立法関連資料集である文献⑤全人代法工委行政法室編「行政訴訟法立法背景と観点全集」(2015 年 1 月・法律出版社)には実際に我が国の法整備支援事業による訪日研修・現地セミナーで取り扱われた具体的論点及びそれに関する日本法関連制度が紹介されており、これらの記載を照合すると、本改正において、法整備支援事業による協力内容が随所に活用されたことがわかる。以下、適宜これらを引用する。

司法ルートによる救済を速やかに得られるようにし、行政行為の適法性を速やかに確認できることである。

2) 行政紛争の解決

経済・社会の急速な発展に伴い、中国社会の利益構造は日増しに多元化、複雑化し、人民・大衆の法に基づく合法的權益保護への意識は高まり続け、行政紛争の件数増加している。行政紛争について言えば、従来の行政処罰、行政許可、行政強制に関する紛争以外に、ここ数年、都市建設、土地の収用・立退き、資源・環境、労働及び社会保障等に関する行政紛争が急増している。行政紛争の効果的解決は、人民・大衆の直接的利益に関係し、また社会の調和のとれた安定にも関係する。現在、中国における行政紛争解決メカニズムとしては、行政訴訟、行政不服審査、投書・陳情等がある。行政訴訟は司法裁判による方式であり、人民法院が訴えられた行政行為の適法性について審査を行い、適法と判断した場合は維持し、違法と判断した場合は変更、取消等を行うことにより行政紛争を解決する。

本改正で立法目的に「行政紛争の解決」を追加した趣旨は、行政訴訟を通じた行政紛争解決作用をさらに強化する点にある。法治方式により行政紛争を解決することは、公民、法人、その他の組織の法治意識を強化し、問題が発生した場合は法的手段を採用し、法に基づき合法的權益を保護する環境を構築し、「信訪不信法（投書・陳情に依存し、法を信用しない）」現象の発生を回避する上でも有用である。

3) 公民、法人、その他の組織の合法的權益を保護

行政管理において行政機関は行政名宛人に対して行政行為を実施し、行政管理目的を実現する必要がある。例えば、公民、法人、その他の組織の違法行為に対し行政処罰を科し、違法行為の制止、証拠隠滅の防止、危害発生の回避、危険拡大の制御等のため、公民、法人、その他の組織の人身の自由・財産に対して強制的行政措置を講じ、一時的に制御する等であるが、これらの行政行為は全て公民、法人、その他の組織の人身権、財産権に関わる。また行政行為は一旦行われれば直ちに確定力、拘束力及び執行力を生じて行政名宛人はそれに従わなければならない、さもないと行政機関は制裁又は法に基づき強制執行を行う。行政行為にはこのような特徴があるため、行政紛争における行政名宛人は往々にして弱い立場にあり、その合法的權益が違法行政行為により侵害されるおそれがある。

行政訴訟は、行政行為の適法性に対する人民法院の審査・監督を通じて、行政名宛人の合法的權益を保護し、侵害された權益に救済・回復を与えるものであり、まさにこれが行訴法の主要な立法目的である。

4) 行政機関による法に基づく職権行使の監督を行う

旧1条第三文が「行政機関の法に基づく職権行使の保護及び監督を行う」と定めていたのに対し、本改正では、立法目的から行政機関による職権行使の「保護」を削除し、行政機関の職権行使に対する「監督」のみを残し、これによって行政訴訟が行政行為の適法性に対する制御・監督を行い、公民、法人、その他の組織の合法

的權益を保護すべきことを強調している。その理由は、①行政訴訟の機能は、主に行政機関の職権行使に対する司法による監督であり、行政名宛人の合法的權益を行政機関の違法行政行為から保護し、行政機関の違法行政行為により侵害された当事者に法的救済を提供するためであること。②行政行為が行われれば直ちに法的効力を生じる以上、法院がこれを「保護」する必要がないこと。③旧法の「保護」という立法目的を体現していた「維持」判決が、新法では原告の訴訟請求棄却形式により代替されていること（69条）である。

※参考文献）前掲① p 1～6，② p 1～6，③ p 14～17，④ p 4～6 参照。

1-2 人民法院による当事者の訴権保障（3条），[司解1条，5条]

【人民法院による訴権保障，行政機関責任者の出廷応訴】

第3条 人民法院は，公民，法人，その他の組織が訴訟を提起する権利を保障し，受理すべき行政事件を法によって受理しなければならない。

2 行政機関及びその職員は，人民法院による行政事件の受理に干渉し，又は妨害してはならない。

3 提訴された行政機関の責任者は出廷し応訴しなければならない。出廷できない場合，相応の職員に委託して出廷させなければならない。

本条は，公民，法人その他組織の訴えを提起する権利及び行政機関責任者が出廷応訴原則に関する規定である。本条新設の理由は，主に現在行政訴訟が直面している，立案すべき事件が立案されず，受理すべき事件が受理されていないという立案難問題を解決する点にある。この問題には多くの原因，すなわち人民法院が面倒を嫌い，行政機関の機嫌を損ねることを恐れ，法に基づいて立案受理を行わない，また行政機関が被告になることを嫌がり，人民法院による立案に対して圧力をかけ，人民法院による事件受理を阻止する等がある。よって，訴訟制度面から公民，法人，その他組織の訴訟提起権の保護を強化し，人民法院による法に基づいた行政事件の受理を確保し，人民法院による行政事件受理に対する行政機関の妨害を根絶する必要がある。また，司法実務において発生している行政機関責任者が基本的に出廷・応訴せず，訴訟代理人が出廷する，さらには受任した律師のみが出廷するという，公民が[告官不見官]（官を訴えても官が現れない）問題を解決するため，本条では提訴された行政機関責任者が出廷，応訴しなければならないことが明確にされている。

1 人民法院は公民，法人，その他組織の訴訟提起権を保護すべき

1) 行政訴訟の訴訟提起権は，公民，法人，その他組織がその合法的權益の侵害行為に対し，訴訟を通じて司法ルートによる保護・救済を求める権利であり，公民の基本的権利である。実務の状況を見ると，中国で毎年発生する行政訴訟の件数は10万件余りであるが，かかる状況にある理由は，公民，法人，その他の組織の訴訟提起権が十分に保護されていない点にある。

2) 現在，行政訴訟が直面している立案難，審理難，執行難という「3つの困難」

のうち、立案難問題が最も顕著となっている。公民、法人、その他の組織と行政機関との間で紛争が発生した場合、行政機関は被告になることを嫌い、人民法院も行政事件受理を嫌う結果、訴訟によって解決すべき多数の紛争が、投書・陳情等の手段に依存することとなり、一部地方では〔信訪不信法〕（投書・陳情に頼って法を信用しない）現象が生じている。

3) 行政訴訟の入口を通過し易くするため、何よりも公民、法人、その他組織の訴訟提起権に対する保護を強化する必要がある。人民法院は権益侵害を受けた当事者のために司法的保護・救済を行う機関として、公民、法人、その他組織の訴訟提起権を保障し、受理すべき行政事件を、法に従い受理しなければならない。

2 行政機関及び職員は人民法院による行政事件受理に対し干渉妨害してはならない

実務において、一部地方政府が当地の経済発展の大局に影響を及ぼすことを理由に、人民法院による行政事件受理を妨害し、また一部政府部門は敗訴を恐れ被告になることを嫌う等、人民法院の行政事件受理に対する干渉、妨害がある。この問題を解決するため、2010年10月公布「法治政府の構築強化に関する国務院意見」は「行政による応訴業務を適切に行う。行政応訴制度を整備し、人民法院による行政審判活動に積極的に協力し、人民法院による法に基づき独立した裁判権行使を支持する。人民法院が受理した行政事件につき、行政機関は法に従って積極的に応訴しなければならない」と要求していた。

本改正では、法制度面からこの問題に対応し、行政機関及び職員は人民法院の行政事件受理に対して干渉、妨害をしてはならない旨を明記する（本条2項）。

3 行政機関の責任者は出廷し応訴しなければならない

1) 行政訴訟は「民が官を訴える」制度であるが、裁判実務においてはしばしば〔告官不見官〕（役人を訴えても役人が現われない）現象が生じている。行政機関側で出廷・応訴するのは往々にしてその職員、ひいては受託した弁護士しか出廷しない場合もあり、これに対する大衆の不満は大きい。そこで、2010年公布「法治政府の構築強化に関する国務院意見」では、「行政応訴制度を整備し……重大な行政訴訟事件につき、行政機関責任者は積極的に出廷・応訴しなければならない」と明確に定め、これに基づき、数年来、一部地方では行政機関責任者出廷応訴制度の制定・実施を開始し、非常に良好な社会的効果も現れ、2014年時点で河北省、北京市、広東省等10以上の地方で行政機関責任者出廷応訴制度が制定・実施されていた。

2) 本改正では次のような提案がなされた。すなわち、行政訴訟が「民が官を訴える」制度である以上、行政機関責任者が出廷し応訴するよう要求すべきである。行政機関責任者による出廷応訴は、行政紛争解決に有利であり、かつ行政機関責任者の法に基づく行政に対する意識強化につながり、数年来、一部地方で推進されてきた行政機関責任者による出廷応訴という優れた方法を総括し、行政機関責任者による出廷応訴に対する実行可能な規定を定めるべきである。かかる意見に基づき、

新法では各地の実務経験の総括をもとに、同制度のさらなる整備推進が行われ、本条3項が規定された。

3) 本条3項に基づき、行政訴訟事件で提訴された行政機関責任者は全て出廷応訴しなければならないが、これは1つの基本的原則であり、行政機関責任者に正当な理由があり、出廷応訴が不可能なことが明らかな場合、行政機関の相応の職員に出廷・応訴を委託すべきである。注意すべきは、①「行政機関責任者」とは、行政機関の正・副の指導者を指し、②行政機関責任者が出廷・応訴が不可能であることが明らかな場合、当該行政機関の相応の職員に出廷を委託すべきであり、律師に出廷応訴を委託するだけでは許されない。③行政機関の相応の職員に出廷応訴を委託する場合、法に基づき訴訟手続を進めるべきこと、である(本法31条、民事訴訟法第59条参照)。

4) 行政機関責任者出廷応訴制度の構築には重要な意義がある。すなわち、①行政紛争の効果的解決に役立つこと。行政機関責任者による出廷応訴は、司法審判活動を尊重することであり、当事者双方の訴訟における地位平等を示す。訴訟において、行政名宛人が行政機関責任者と直接対面し、自身の主張及び理由を陳述し、行政機関との対立感情を緩和することは、行政紛争解決に有利に働く。また、行政機関責任者が自ら出廷し、当該機関の行政行為の適法性について原告に直接明確に説明するとともに、直接原告側の主張及び理由を聴取することは、当事者双方が相手の立場に立って考え、相互に理解して紛争を解決し、法律効果と社会効果を共に実現するのに役立つ。②行政機関責任者の法治に対する意識向上、行政機関による法に依る行政の推進に役立つこと。行政機関責任者は行政機関の指導者として、法治に対する高い意識を有すべきであり、出廷応訴過程は、実質上1つの法制教育過程でもある。行政機関責任者は自ら法廷審理に参加することにより、関連法に関する知識を深め、当該機関の法執行活動に存在する問題を認識することで、法に依る行政に対する意識を高め、当該機関の法に基づく行政業務により貢献できるようになる。③民衆の法治に対する信用を強化し、社会全体の法治観念を高めるのに役立つこと。行政機関責任者による出廷・応訴は、行政機関の積極的な応訴姿勢を表明し、また行政機関が民衆及び法律、司法機関を尊重することでもあり、これにより良好な社会効果を生じ、良好な法治環境を構築し、民衆の法的確信を強め、法的手段を通じて自身の合法的権益を保護する習慣が構築される。

※参考文献) 前掲① p11 ~ 15, ② p10 ~ 15, ③ p19 ~ 22, ④ p10 ~ 13 参照。

2 受理案件の範囲拡大(2, 12条), [司解11条]

【本法の調整範囲】

第2条 公民, 法人, その他の組織は, 行政機関及び行政機関職員の行政行為がその合法的権益を侵害したと認めたときは, 本法により人民法院に訴訟を提起する権利を有する。

2 前項でいう行政行為は、法律、法規、規章の授権した組織のなした行政行為を含む。

【行政事件の事件受理範囲】

第12条 人民法院は、公民、法人、その他の組織が提起した次に掲げる訴訟を受理する。

(一) 行政拘留、許可証及び免許証の一時押収又は取消、生産営業の停止命令、違法所得の没収、違法な財物の没収、過料、警告等の行政処罰に対して不服があるとき

(二) 人身の自由の制限又は財産の封印、差押え、凍結等の行政強制措置及び行政強制執行に対して不服があるとき

(三) 行政許可の申立において、行政機関の拒否又は法廷期限内に無回答或いは行政機関の行った行政許可その他に関連する決定を不服とするとき

(四) 行政機関による土地、鉱物、水流、森林、山岳、草原、荒地、干潟、海域等の自然資源の所有権又は使用権の確認決定に対して不服があるとき

(五) 徴収、収用決定及びその補償決定に対して不服があるとき

(六) 行政機関に人身権、財産権等の合法的權益を保護する法定職責の履行を申請した際に、行政機関が履行を拒絶し又は回答しないとき

(七) 行政機関が経営自主権又は農村土地請負経営権、農村土地経営権を侵犯したと認めるとき

(八) 行政機関が行政権力を濫用し、競争を排除又は制限したと認めるとき

(九) 行政機関が違法な資金調達、費用の割当てを行い、又は違法にその他の義務履行を求めたと認めるとき

(十) 行政機関が法によって補償金、最低生活保障待遇又は社会保険待遇を支払わなかったと認めるとき

(十一) 行政機関が法による履行をせず、約定によって履行せず、又は政府特許経営協議や土地家屋収用補償協議等の合意を違法に変更・解除したとき

(十二) 行政機関がその他の人身権、財産権等の合法的權益を侵犯したと認めるとき

2 前項に定めるもののほか、人民法院は、法律・法規で訴訟提起できると規定するその他の行政事件を受理する。

新2条は本法の調整・適用範囲に関する規定であり、本改正では旧2条をもとに「具体的行政行為」から「行政行為」への変更、及び第2項の追加が行われている。

1 「行政行為」には作為、不作為及び事実行為を含む

1) 旧法では「具体的行政行為」概念が用いられたが、本改正では「行政行為」

に変更され、本法の調整・適用範囲がより包括的なものとされている。行訴法立法当時の「具体的行政行為」は、「抽象的行政行為」に対する概念で、主に提訴可能な範囲の限定が考慮されたものであり、行政機関が制定した規範性文書も対象外であった。確かに旧法では事件の受理範囲について既に明確に列記されており、受理すべき事件と受理すべきでない事件の境界が明確に定められていた。しかし、「具体的行政行為」は相対的概念であるため、非科学的で正確さに欠け、実務には行政事件受理を嫌う一部法院が「具体的行政行為」の基準を設定して本来受理すべき行政事件を受理せず、「立案難」の原因の一つであった。かかる問題に対応すべく本改正では「具体的行政行為」を「行政行為」に修正している。

2) 「行政行為」の特徴としては、まず①「行政行為」には行政機関が制定した「規範性文書」を含まないこと。この点、本改正では規章以下の規範性文書を本法の対象に組み込んではいないが、法院は附帯審査を行うのみであり、規範性文書に対しては判決を下さない点に注意すべきである。また②「行政行為」には行政の作為、不作為を含む。行政行為による公民、法人、その他組織の合法的權益侵害については、行政機関の積極的作為、行政機関の消極的不作為のいずれも該当可能である（12条1項に列記された事件受理範囲のうち、同項第3, 6, 10号等は全て行政機関の不作為による公民の合法的權益侵害に関わる）。さらに③「行政行為」には事実行為も含まれ、これによる公民の合法的權益侵害の場合も提訴可能である。④「行政行為」は行政機関による行政契約の署名、履行を含む。行政機関は行政管理・サービスの目的を実現するため、平等な主体としての資格により行政名宛人と合意を締結することができるが、行政機関が法に基づき合意を履行しない、又は約定に従って合意を履行しない場合、行政名宛人は法院に対し行政訴訟を提起できる（12条1項11号参照）。

2 行政行為には法律、法規、規章により授權を受けた組織の行為を含む(2条2項)

1) 「行政機関」には各級人民政府及びその職能部門を含む。旧25条4項では法令により授權された組織は被告となることができると規定し、行政機関と見なされていたが、本改正では規則により授權された組織が行う行政行為も、本法調整範囲に組み込まれている。立法及び行政管理の実務から見ると、中国における一部事業単位、社会团体も一定の行政管理を担っている（例えば中国証券監督管理委員会、中国保険監督管理委員会、中国銀行業監督管理委員会、中国気象局、中国障害者連合会等）。さらに政府の職能轉換が進むにつれ、上述の事業単位、社会团体以外の社会組織も次第に公共管理・サービスに関する職能を担っている。本改正では、社会組織が公共行政職能を行使する行為についても事件受理範囲に加え、これにより発生した紛争は、行政訴訟により解決すべきとの提案がなされた。社会組織の性質は異なっており、主に法執行の監督管理に関する職能、主に公共サービスに関する職能、また主に内部人員に対する管理実施等がある。社会組織のいかなる行為を行政訴訟の受理範囲に含めるかについては、主に法律、法規、規章に基づき管理権を

行使するものか、或いは内部規則に基づき管理権を行使するものかを基準とし、前者であれば行政行為に属し、行政訴訟事件の受理範囲に含めることができるが、後者であれば内部管理に属し、行政訴訟事件の受理範囲には含まれない。

2) 注意すべきは、①規章により授権された社会組織による行政管理権行使は、その他の法律により制限を受ける。行政処罰法、行政許可法、行政強制法の関係規定⁵からもわかるように、規章では社会組織に授権して行政処罰権、行政許可権及び行政強制権を行使させることができない。上記各法の立法趣旨から見ると、行政名宛人の義務追加、行政名宛人の権利制限に関する行政行為につき、規章では社会組織に授権して実施させることはできないが、授益的行政行為及びサービス行為は、規章による授権が可能である。②行政機関職員の職務履行は、行政機関の行為である。行政機関職員による職務履行以外の行為は、個人の行為に属し、その他の公民、法人、その他の組織の合法的權益を侵害した場合は、民事上の権利侵害行為に属し、本法の調整範囲に含まれない。③行政機関の内部設置機構、派出機構又は事務機構は法律による特別授権を受けない場合、自己名義により行政行為を行うことができない。それらが行った行政行為は、無効な行政行為に属し、提訴された場合はそれらの属する行政機関が被告となる。

3 合法的權益には人身権、財産権を含むがそれに限定されない

1) 本法にいう合法的權益につき、旧法では主に人身権及び財産権を指し、かつ「人民法院は、法令が訴え提起を可能と規定するその他行政事件を受理する」と定めて事件受理範囲を拡大できる余地を残しており、その後制定された法令において段階的に事件受理範囲が拡大し、行政名宛人の社会保障権、知る権利に関わる事件が段階的に受理範囲に加えられていた。よって、現在の立法・司法実務から見ると、行政名宛人が司法により保護される権利の範囲は既に一定程度拡大している。さらに改正過程では、社会保障権、知る権利、公平競争権、教育を受ける権利、労働権等を事件の受理範囲に加えることを明確にすべしとの提案もあった。

2) 本改正では、上記意見を採用して、保護される合法的權益の範囲が拡大されている。すなわち、①その他の合法的權益に関する状況を具体的に列記し、具体的な社会保障権、知る権利及び公平競争権が本法に組み込まれ、②旧法の「人民法院は法令で訴訟の提起が可能と規定されているその他の行政事件を受理する」規定を残して、今後の立法における合法的權益の範囲拡大の余地を認めている。

※参考文献) 前掲① p 6 ~ 11, ② p 6 ~ 10, ③ p 17 ~ 19, ④ p 6 ~ 10。

⁵ 行政処罰法第 17 条は、法令により授権された公共事務の管理に関する職能を有する組織は、法定の授権範囲内で行政処罰に処することができることと定める。行政許可法第 23 条は、法律令により授権された公共事務の管理に関する職能を有する組織は、法定の授権範囲内で自身の名義により行政許可を実施し、授権された組織には本法の行政機関に関する規定を適用すると定める。行政強制法第 70 条は、法律、行政法規により授権された公共事務管理に関する職能を有する組織は、法定の授権範囲内で自己義により行政強制措置を実施し、本法の行政機関に関する規定を適用する、と定める。

3 規範性文書の適法性に対する附帯審査等（53, 64 条）

【規範性文書の附帯審査】

第 53 条 公民, 法人, その他の組織は, 行政行為が依拠した国务院部門と地方人民政府及びその部門が制定した規範性文書が適法でないと認めて, 行政行為に対して訴えを提起する場合には, 当該規範性文書に対する審査も併せて請求することができる。

2 前項の規定する規範性文書には規章を含まない。

本条は規範性文書の附帯審査に関する規定である（新設）。規範性文書は行政機関による行政権行使の一形式であり、行政管理の強化、行政に関する法制整備及び行政効率の向上という面で必要なものだが、実務上幾つかの問題も存在し、公民の合法的權益を侵害し、法制の權威・統一に影響を及ぼしている面もある。例えば、規範性文書間の矛盾衝突が頻繁に発生し、一部の行政部門、地方が自らの利益獲得のため規範性文書制定を通じて權益を奪い合い、規範性文書を乱発して審査承認、証書発行、過料、費用徴収について違法に規定を制定する等、公民の權利を著しく侵害し、大衆の強い反発を招いている。

改正過程では規範性文書に対する附帯審査につき意見が分かれた。法院は規範性文書に対して審査できないとする消極説は、①憲法及び関連法律規定によると、県級以上の各級人民政府は所属部門・下級人民政府による不適切な決定・命令を取り消す権限を有する。また国务院及び各省、自治区、直轄市には行政機関が発布した決定、命令等の文書に対する審査制度の具体的規定がある。このように県級以上の人民政府が厳格に職責を履行すれば、抽象的行政行為の存在に関する問題は解決できる。②規範性文書は具体的な人に対して制定されたものではなく、個人の權利を直接侵害することではなく、行政行為を通じて初めて危害・結果が発生することから、公民は行政行為に対する救済により自身の合法的權益を保護できる、と指摘した。

他方、積極説は①規範性文書は行政行為の根拠・根源であることから、違法・不当な行政行為を是正するために抜本的措置を講じ、根源から審査是正を行う必要があり、②現行制度において規範性文書に対する監督メカニズムは存在するものの、その効果が芳しくないこと。③一部の地方・部門がみだりに文書公布、費用徴収、資金調達を行い、職権を利用して私利を図る等公民の利益を侵害する問題は深刻であり、公民の合法的權益は保障されておらず、④規範性文書に対する附帯審査の実施を認めることは、社会の進歩の表れである、と指摘した。立法機関において検討論証が重ねられた結果、規範性文書の附帯審査制度が規定されたものである。

1 どのような規定に対して審査請求提出が可能か

1) 行政機関が制定した普遍的拘束力を有する規定の範囲は非常に広く、国务院が制定した行政法規、規章及び規章以下の規範性文書が含まれる。しかし、復議審査（行政不服審査）の対象となるのは規章以下の規範性文書のみであり、行政法規

及び規章に対する復議審査は除外されている。これは、行政法規が国務院によって制定されてそのレベルが比較的高いこと、また関連法律規定によれば国務院が制定した行政法規、決定、命令は全人代常務委員会によってのみ取消権行使が可能であることを考慮したものである。他方、規章は国務院部門、省級人民政府及び省都所在地（市）の人民政府及び国務院が承認した比較的規模の大きい市の人民政府が制定するものであり、国務院法規規章届出規定によれば厳格な届出審査制度があり、届出審査を通じて問題を解決することもできる。現在発生している問題の多くは規章以下の規範性文書に関するものである。

2) こうして、本条では公民、法人、その他の組織が規章以下の規範性文書に違法性ありと認める場合に審査請求できると規定し、請求に基づいて行政法規及び規章に対する復議審査を行うことができるとは規定していない。規章以下の規範性文書とは、本条列举の国務院部門の規範性文書、地方各級人民政府とその業務部門の規範性文書、及び郷、鎮の人民政府の規定を指す。

2 公民、法人、その他の組織が違法と判断する場合、いかに審査請求を提出するか

1) 行政機関が制定した普遍的拘束力を有する規定は、不特定の人・事物に対して制定されたものであり、具体的な人・事物に具体的に適用しなければ、現実的危害は生ぜず、公民、法人、その他の組織はそれらが法律に違反したと判断する場合、その他の手段を通じて申立てをし解決可能である。

2) 本条では、審査請求ができるのは当該規範性文書に基づき行われた行政行為による影響を受けた公民、法人、その他の組織のみと規定するが、このように規定することにより行政機関が絶えず紛争に巻き込まれる事態を回避できる。また、公民、法人、その他の組織が単独で規範性文書につき審査請求をすることはできず、行政行為に対する訴訟提起と併せて行わなければならない。

※参考文献) 前掲① p138 ~ 140, ② p144 ~ 146, ③ p87 ~ 88, ④ p117 ~ 119 参照。

3-2 規範性文書の審査・処理建議

【規範性文書の審査・処理建議】

第 64 条 人民法院は、行政事件を審理するにあたり、審査を経て本法第 53 条に定める規範性文書が適法でないことを発見した場合、それを行政行為の適法性を認定する根拠とはせず、かつ制定機関に対して処理建議を提出しなければならない。

本条は規範性文書の審査・処理建議に関する規定である（新設）。

1 実務における一部行政行為による公民、法人その他の組織の合法的權益に対する侵害は、地方政府及びその部門が制定した規範性文書における越権や内容のずれ等の規定に起因する。違法な行政行為を根本から減少させるため、法院は行政行為の審査時に公民、法人その他の組織の申請に基づいて規章以外の規範性文書

に対して附帯審査を行うことができ、その結果が違法である場合は、関連機関に移送して処理を行う。これは中国の憲法・法律における人民代表大会は政府に、政府はその部門及び下級政府に対して監督を行うという基本原則に符合し、関連規範性文書の違法問題を是正する上でも有用である。

- 2 行政訴訟の実務においては、人民法院は常に関係部門が法執行の指導や行政措置実施のために制定した規範性文書に接しているが、往々にして行政機関はこれらの規範性文書を行政行為の直接の根拠としている。2004年最高人民法院「行政事件の審理における法規範の適用の問題に関する座談会紀要」では、これらの規範性文書は正式な法源ではなく、人民法院に対して法規範としての拘束力はないとする。しかし、人民法院が審査を経て提訴された行政行為が根拠とする具体的解釈及びその他の規範性文書が適法、有効かつ合理的、適切であると判断する場合、提訴された行政行為の適法性認定時にその効力を認め、かつ裁定・判決書に引用しなければならず、人民法院は裁定・判決理由の中で具体的解釈及びその他規範性文書が適法、有効、合理的又は適切か否かについて記述することができる。
- 3 改正過程では、新法53条に規範性文書に対する審査が規定されている以上、人民法院が審査を経て違法と判断する場合、取消判決又はその違法、無効確認判決をすべしとの意見が提出された。また、憲法によると、県級以上の地方各級人大常務委員会は、同級人民政府による不適当な決定・命令を取消す権限を有し、県級以上の地方各級人民政府は、所属する各業務部門及び下級人民政府による不適当な決定の変更・取消権限を有することから、人民法院が違法な規範性文書に対して直接取消判決を下すのは好ましくはないが、行政行為の適法性を認定する根拠としないことも可能との意見があった。検討の結果、新法では「行政行為の適法性を認定する根拠とはせず、かつ制定機関に対して処理建議を提出する」案が採用されたものである。
- 4 新53条で規定されている規範性文書とは、国务院の部門及び地方人民政府並びにその部門が制定した規章以外の規範性文書である。人民法院は行政事件審理において、審査を経て規章以外の規範性文書が違法であると判断する場合、行政行為の適法性認定根拠とはせず、かつ規範性文書を制定した機関に対して処理に関する建議書を提出する。人民法院は裁定・判決理由の中で規範性文書が適法であるか否かについて認定できるが、注意を要するのは、法院が規範性文書を違法と認定する場合、法に基づき行政行為に対する判決を下すことができ、事件審理を中止する必要がない点である。

※参考文献)前掲① p172 ~ 174, ② p179 ~ 180, ③ p106 ~ 107, ④ p144 ~ 145 参照。

4-1 提訴期限

【直接提訴する場合の提訴期限】

第46条 公民，法人，その他の組織が，人民法院に直接提訴する場合は，行政行為がなされたことを知り又は知り得べき日から6ヶ月以内に提起しなければならない。法律に別の定めがある場合を除く。

2 不動産を原因として提訴された事件は，行政行為がなされた日から20年を超過し，その他の事件は行政行為がなされた日から5年を超過して訴訟提起された場合には，人民法院はこれを受理しない。

本条は直接提訴する場合の一般的提訴期限に関する規定である。

1 提訴期限を3か月から6か月に変更

1) 旧39条は「公民，法人，その他の組織が直接人民法院に提訴する場合，具体的行政行為がなされたことを知った日から3か月以内に提起しなければならない。但し，法律で別途規定されている場合を除く。」と規定していた。改正過程では，行政訴訟の提訴期限が3か月以内では，提訴期限徒過により当事者が法院に救済を求める権利を失う状況が極めて容易に発生するため，提訴期限を適切な範囲で延長すべしとの提案があった。また，行政行為は国家，社会公共利益に関わり，対応する社会関係が長期にわたって不確定では，国家，社会公共利益を害するおそれありとも指摘された。各方面の意見を総合的に考慮し，立法機関は3か月の提訴期限を6か月に延長したが，これは当事者の訴権保護を実現する上で有利に働き，かつ行政効率に過度の影響を及ぼすものではない。

2) 6か月の起算点は「行政行為がなされたことを知り又は知り得べき日」であり，この規定は旧規定の「具体的行政行為がなされたことを知った日」を修正したものである。一般的状況では，行政機関による行政行為には例えば処罰決定，許可証，権利確認証，徴収決定等の相応の文書が存在しており，行政機関による送達手続の完了は，「知り」又は「知り得べき」ことに属する。特殊な状況では，常識及び関連証拠を共に考慮して具体的認定を行う必要がある。また「行政行為がなされたこと」には，行政行為を実施した主体及び行政行為内容の2つの要素を含む。

3) 6か月の一般的提訴期限に対し，本条ではさらに特別の提訴期限，すなわち「法律で別途規定されている場合を除く」と規定する。

2 最長訴訟保護期間

1) 最長訴訟保護期間とは，公民，法人，その他の組織が行政機関による行政行為の内容を知らない場合の提訴期限を指す。実務では，行政機関が行政行為を実施する際，行政名宛人及び利害関係者に対して告知しない，又はその他原因により，行政行為がなされた後に行政名宛人及び利害関係者がそれを遅れて知る状況が発生しており，これに関する事件も少なくない。かかる状況下では当事者が「知り又は知り得べき」ことが実現できず，提訴期限を起算開始できない場合，行政上の法律

関係は無期限の不安定状態となる。そこでこの問題を解決するため、最長保護期間を確定する必要があり、行われた行政行為はある時点に達した後は、当事者が知り又は知り得べきであったか否かに関係なく全ての提訴を禁じる。

2) 本条は、不動産に関する事件については行政行為がなされた日から20年を経過して提訴された場合、その他の事件は行政行為がなされた日から5年を経過して提訴された場合、人民法院は受理しないと定めるが、これは上記の考えに基づき設定された最長の提訴期限であり、民法通則137条の「訴訟の時効期間は権利が侵害されたことを知り又は知り得べきときから起算するが、権利侵害を受けた日から20年を経過した場合、人民法院は保護しない。」との規定を参考にしたものである。

※参考文献) 前掲① p121 ~ 124, ② p127 ~ 129, ③ p78 ~ 79, ④ p103 ~ 105 参照。

4-2 提訴期限

【行政機関が法定職責不履行の場合の提訴期限】

第47条 公民、法人、その他の組織は、行政機関に対してその人身権、財産権等の合法的權益を保護する法定職責の履行を申請し、行政機関が申請を受けた日から起算して2か月以内に履行しない場合、公民、法人、その他の組織は人民法院に提訴することができる。行政機関が職責を履行する期限について法律・法規に別段の規定がある場合、その規定に従う。

2 公民、法人、その他の組織は、緊急状況下において行政機関に対してその人身権、財産権等の合法的權益を保護する法定職責の履行を請求し、行政機関が履行しない場合、訴訟提起は、前項による期限の制限を受けない。

本条は行政機関が法定職責不履行の場合の提訴期限に関する規定である（新設）。

- 1 法定職責不履行とは、法定職責を担う行政機関が、行政名宛人による申請提出後に、履行を拒絶、遅延する又は完全に履行せず、行政名宛人の權益が守られない状況を招く違法状態である。法定職責不履行に関する事件が成立するには、次の三要件が必要とされる。すなわち、①行政機関が法定職責を担っていること。②行政名宛人が申請を行ったこと。③行政主体に履行能力があるにも拘わらず履行しないこと、である。履行能力があるとは行政主体が行政名宛人による申請提出時に、相応の行政行為を実施することができ、さらに不可抗力・実際に履行不能な状況が存在しないことを指す。
- 2 本条は2か月の提訴期限を定めるが、これは主に法令において行政機関による職責履行期間に関して規定されていないことを理由とするものであり、法令で行政機関による職責履行期間が別途規定されている場合、その規定に従う。
- 3 行政名宛人の合法的權益保護をより適正に行うため、現実における幾つもの特殊状況を考慮し、本条2項はさらに緊急状況において行政機関に対し、その人身権、財産権等の合法的權益保護に関する法定職責の履行を求めたが、行政機関が

履行しなかった場合、提訴期限は2か月の制限を受けないと規定する⁶。

※参考文献) 前掲① p124 ~ 125, ② p129 ~ 131, ③ p79 ~ 80, ④ p105 ~ 106 参照。

4-3 提訴期限

【提訴期限の控除・延長】

第48条 公民, 法人, その他の組織は, 不可抗力又は当事者自身によらないその他の原因によって提訴期限を過ぎた場合, 滞った時間は提訴期限に算入しない。

2 公民, 法人, その他の組織は, 前項規定以外のその他の特別な状況により提訴期限に遅れた場合には, 障害が除かれた後10日以内に期限延長を申請することができ, その許否については人民法院が決定する。

本条は提訴期限の控除・延長に関する規定である。提訴期限は不変期間であり、一般的状況では提訴期限を徒過した事件を、法院は受理しない。もっとも、実務では提訴期限徒過を招く原因が非常に多く、比較的複雑でもあり、主観的原因、客観的原因、自身又は他人による原因等が多種存在する。そこで当事者の訴権保障をより適正に行うため、提訴期限の控除及び延長に関する制度を規定する必要がある。旧40条は「公民, 法人, その他の組織は不可抗力又はその他の特殊な状況により法定期限に遅れた場合は、障害が除かれた後10日以内に期限の延長を申し立てることができ、人民法院がこれを決定する。」と規定し、関連司法解釈は「訴訟提起者自身によらない原因により提訴期限を経過した場合、遅れた時間については提訴期間に算入しない。人身の自由が制限を受けたことにより提訴できない場合、人身の自由に対する制限を受けた時間については出訴期間に算入しない。」と規定していたが、本条はこれらの内容を基礎として、各方面の意見を総合して定められた規定である。

1 提訴期限の控除

1) 本条1項は「公民, 法人, その他の組織は, 不可抗力又は当事者自身によらないその他の原因によって提訴期限を過ぎた場合, 滞った時間は提訴期限に算入しない。」と定める。すなわち、旧40条と比べると、不可抗力又はその他の自身によらない原因により出訴期間に遅れた場合、延長できるか否かについて法院は決定を下さず、直接提訴期限から控除することになる。

2) ここに不可抗力とは、行政名宛人が予見、回避、克服することができない事由を指し、例えば地震、洪水被害、台風及び結氷等の気象災害等がある。最高人民法院は「公民, 法人, その他の組織が低温、雨、雪、結氷の災害により法定の提訴期限に遅れた場合、不可抗力と見なすと認定しなければならず、低温、雨、雪、結氷の災害の開始、終了時間は、原則上、当地気象部門の判断を基準としなければな

⁶ 例えば、公民が公安機関に対して暴徒が行っている違法侵害に対する停止、消火等を求めたが、公安機関が速やかに措置を講じなかった場合、公民, 法人, その他の組織は、直ちに人民法院に提訴でき、法院はこれを受理しなければならない。

らない。」としてその内容を明確にしている。その他の自身によらない原因は、主に不可抗力以外のその他客観的原因、例えば重病により一定期間内に正確な意思表示ができない場合等である。

2 期間の延長

本条2項は「公民、法人、その他の組織は、前項規定以外のその他の特別な状況により提訴期限に遅れた場合には、障害が除かれた後10日以内に期限延長を申請することができ、その許否については人民法院が決定する。」と規定し、これにより、期間の控除を基礎として、当事者の訴権保護の度合いがさらに高められている。

※参考文献) 前掲① p125 ~ 127, ② p131 ~ 133, ③ p80 ~ 81, ④ p106 ~ 108 参照。

5 口頭による提えの提起等、当事者の訴権行使の利便化 (50条)

【提訴の方式】

第50条 訴えを提起する場合、人民法院に訴状を提出し、かつ被告の人数分の副本を提出しなければならない。

2 訴状の作成が確かに困難である場合、口頭で提訴することができ、人民法院が調書を記入し、日付を明記した受領書面を発行し、かつ相手方当事者に告知する。

本条は訴え提起の方式に関する規定である（新設規定）。

1 旧法には訴え提起の方式に関する規定はなかったが、当事者の訴権行使保障の観点から、本改正では事件審理に便宜であること及び当事者の実際の能力等にも配慮し、訴状及び口頭による提訴を認める本条を追加した（中国民事訴訟法120条参照。また訴状の形式要件について本法が規定していないため民事訴訟法121条等に従う）。

2 本条2項で口頭提訴を認める「訴状の作成が確かに困難である場合」とは、主に原告本人の文化水準又は法律知識等の欠如により、自分で訴状を作成する上で確かに困難が存在するという状況を指す。また、原告が訴訟行為能力に欠け、その法定代理人が類似の原因により、訴状を作成する上で確かに困難な場合も含まれる。

※参考文献) 前掲① p131 ~ 133, ② p137 ~ 139, ③ p84, ④ p112 ~ 113 参照。

6-1 立案登記制度と人民法院の責任明確化 (51条), [司解1条, 3条]

【立案登記】

第51条 人民法院が訴状を受け取り、本法規定の提訴要件を具備する場合、登記立案しなければならない。

2 その場において訴状が本法規定の提訴要件の具備について判定できない場合、訴状を受領し、日付を明記した受領書面を発行し、かつ7日以内に立案するかどうかを決定しなければならない。提訴要件を具備しない場合には、不立

案を裁定する。裁定書には立案しない理由を明記しなければならない。原告が裁定に不服の場合、上訴することができる。

- 3 訴状の内容に欠缺又はその他の誤りがある場合、指導・釈明をしなければならず、かつ当事者に必要な補正内容を一度告知する。指導・釈明を行わずに提訴内容が要件を具備しないことを理由に訴状を受領しないことはできない。
- 4 訴状の受取り拒否、訴状受取り後の受領書面不発行、及び当事者に対して必要な訴状の補正内容を告知しない場合には、当事者は上級人民法院に苦情を申し入れることができ、上級人民法院は是正を命じ、かつ直接責任を負う主管者及びその他直接責任者を法に基づき処分しなければならない。

本条は立案登記に関する規定である（新設）。中国共産党第18期中央委員会第4回全体会議（四中全会）において採択された「法による国家統治の全面的推進における若干の重大問題に関する決定」では、法院による事件受理に関する制度を改革し、立案審査制を立案登記制に変更し、人民法院が法に基づき受理すべき事件につき、事件があれば必ず立案し、訴えがあれば必ず処理することで当事者の訴権を保障することが提起されていたが、本条はこの趣旨を具体的に実現するものである。

中国の行政訴訟が直面する「立案難、審理難、執行難」問題の解決は本改正の重点課題であり、このうち「立案難」解決が最も重要とされる。本法は、中国の国情及び現段階における法治の発展度合いに基づき、実際の行政事件の受理範囲に適合するよう制度設計しており、これは人民法院の行政訴訟事件受理における法定根拠である。しかし司法実務では、立案資料受領後の対応が消極的であり、受理もしなければ裁定も下さない法院もある。また立案資料受領の際に受領書発行を拒否する法院もあり、これにより原告は該法院に訴権を行使したことが証明できなくなる。さらに別の法院では口頭で「戻って知らせを待つように」と回答する等のおざなりな対応もあり、これらの行為は客観的に行政訴訟における立案難状況を招いている。

立案難問題を解決し、当事者の訴権を保護するため、最高人民法院はかつてこの問題に特化した文書を公布し⁷、各級人民法院に事件の受理範囲に関する規定を全面的かつ正確に理解した上で適用し、いかなる理由であっても恣意的に事件の受理範囲を制限してはならないことを要求した。すなわち、行政訴訟に関する事件受理を制限する様々な「土政策（地方や機関、企業等が独自に制定した政策）」を断固として排除し、地方への貢献を中心とする、金融危機に対応する等の口実により、法に基づき受理すべき行政事件の受理拒否を厳しく禁じる。本法及び関連司法解釈における提訴要件、当事者適格、提訴期限に関する規定を正確に理解して厳格に執行し、法律規定以外に当事者による提訴を制限するその他の条件を別途規定してはならない。訴権と勝訴権との関係を正確に処理し、当事者の訴訟請求が明らかに成立しないことを理由に当事

⁷ 2000年『中華人民共和國行政訴訟法』の執行における若干問題に関する最高人民法院解釈（以下『2000年行訴法執行解釈』という。）参照。

者の訴権を制限・剥奪してはならない。

最高人民法院による努力は一定の成果を上げたものの、ここ数年の事件受理件数と社会に累積する行政紛争件数とを対比すると、なお大量の行政紛争が法院外に山積しており、立案難問題が順調に解決しているとは言えない。よって、制度上において立案段階の整備を進め、立案難問題を最終的に解決するための制度上の要件を打ち立てる必要がある。

1 主な改正内容

本改正では行政訴訟の立案段階について次の修正を行っている。

1) 法院は訴状を受領し本法規定の提訴要件を具える場合、登記の上立案しなければならない(本条1項)。提訴者が本法49条及び提訴期限、復議請求前置により復議を行った等の条件を具える場合、法院はその場で立案しなければならない。本法規定の提訴要件具備の審査は、初歩的、形式的であることを要する。立案後、通常は当事者に対して立案通知書を発行する。今後、法院は立案段階を登記制で処理し、訴状の形式審査を中心として、大部分の事件につき当事者による訴状提出時に、その場で立案できるようにする。厳格な法執行は法院の重要な職責であり、法律の枠外で立案後に審理可能か否か、また執行可能か否か等を考慮してはならない。

2) 本法規定の提訴要件具備をその場で判定できない場合、訴状を受領し、受領日時が明記された書面の受領書を発行し、かつ7日以内に立案について決定を行わなければならない。提訴要件を具えない場合、不立案裁定を下し、裁定書には立案しない理由を明記しなければならない。原告が裁定を不服とする場合、上訴することができる(本条2項)。ここに「受領書面」とは主に当事者が法院に訴訟を提起し、法院が訴状を受領したことを証明するものである。「7日」は法院を制限する期間であり、「立案に対する決定の引き延ばし」を防止する趣旨である。提訴要件を具えない場合、不立案裁定を下すが、当然、法院に対する苦情申立て、問い合わせの意味合いを含む一部の申訴について、法院職員の指導・釈明を通じて、申訴を行った者が異議のないことを認め、自発的に苦情申立・申訴を放棄した場合は、不受理裁定を下すことができる。

3) 訴状内容に不備又はその他の誤りがある場合、指導・釈明を行い、かつ当事者に対し補正が必要な内容について一括告知を行わなければならない(本条3項)。指導・釈明を行わず、要件を具えないことを理由に訴状を受領しないことがあってはならない。同規定の目的は、法院が訴状内容に不備又はその他の誤りがあることを理由に、当事者に対して補正を要求し続けると言う手段で、形を変えて立案を拒絶するのを防止する点にある。指導・釈明を経て、当事者が速やかに補正できる場合、法院はその場で立案しなければならない。速やかに補正できない場合、当事者に対し補正が必要な内容を詳細に告知し、一括告知の要求を果たさなければならない。

2 関連の法的責任

法院職員が厳格に法律規定に基づき立案業務を行うことを保障するため、本条4

項では特に相応する法的責任が規定されている。訴状を受領しない、訴状を受領した後を受領書を発行しない、及び当事者に対して訴状補正が必要な全ての内容につき一括告知を行わない場合、当事者は上級人民法院に苦情申立てをすることができ、上級人民法院は是正を命じ、かつ直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を法に基づき処分する⁸。

※参考文献) 前掲① p133 ~ 136, ② p139 ~ 143, ③ p84 ~ 86, ④ p113 ~ 116 参照。

6-2 立案登記制度

【立案されなかった場合の救済】

第 52 条 人民法院が立案しない、又は不立案の裁定を行わない場合、当事者は一つ上級の人民法院に対して提訴することができる。一つ上級の人民法院は提訴要件を具えると認める場合、立案、審理しなければならない、その他の下級人民法院を指定して立案、審理させることもできる。

本条は法院が立案しない場合の上級人民法院に対する訴訟提起に関する規定である(新設)。旧 42 条は「人民法院は、訴状を受領してから審査を経て、7 日以内に立案し、又は不受理の裁定をしなければならない。原告は裁定に不服のある場合、上訴することができる。」と定めていた。しかし実務において幾つかの法院は、種々の原因から立案すべき事件の立案を拒絶し、同時に不立案裁定に対する原告の上訴を防止するために裁定書を作成せず、当事者の不服申立の途を閉ざしていた。そこで本改正では、当事者の訴権を保障するため、各方面提出意見に基づき、立案手続の進め方に関する調整が行われている。

1) 本条は、一つ上級の人民法院が提訴要件を具える提訴と認める場合、立案、審理しなければならない、その他の下級人民法院を指定して立案、審理させると定める。これは、先に一つ上級の人民法院が事件を受理し、その後下級法院に移管又は指定するというやり方を変更したものであり、すなわち、一つ上級の人民法院が提訴要件を具えると認めた場合は、下級法院に立案させることができる。

2) 既に立案せず、又は不立案裁定をした法院は、一つ上級の人民法院から当該事件の審理を指定されることはできない。下級法院が、既に立案せず、又は不立案裁定をしたことが、明らかに行訴法の規定に違反する場合、当事者から言えば、当該事件について公正な立場での審理がなされると信頼することができず、公正な判決をする

⁸ 法官法 34 条によると、処分内容は、警告、過失記録、重大過失記録、降格、免職、除名である。免職処分を受けた場合、同時に給与及び等級が下がる。また最高人民法院公布の「人民法院職員処分条例」によると、受理しなければならない事件を無断で受理しなかった、又は受理すべきではない事件を違法に受理した場合、警告、過失記録又は重大過失記録の処分とし、情状がやや重い場合は、降格又は免職処分とし、情状が重大な場合、除名処分とする。同 7 条では処分期間は、(一) 警告の場合、6 か月、(二) 過失記録の場合、12 か月、(三) 重大過失記録の場合、18 か月、(四) 降格、免職の場合、24 か月」と規定されている。処分期間中に職務、等級の格上げを行ってはならず、そのうち過失記録、重大過失の記録、降格、免職処分をした場合、給与に関する等級を上げてはならず、免職処分をした場合、規定に基づき等級を下げなければならない、とされる。

ことを期待することも困難である。そこで本条は「その他の下級人民法院を指定して立案，審理させることもできる。」と規定したものである。

※参考文献) 前掲① p136 ~ 137, ② p143 ~ 144, ③ p86 ~ 87, ④ p116 ~ 117 参照。

活動報告

【会 合】

法整備支援へのいざない

国際協力部教官

松尾 宣宏

法務省法務総合研究所国際協力部（以下「当部」という。）は、2016年6月18日、同研究所国際会議室において、公開シンポジウム「法整備支援へのいざない」（以下「本シンポジウム」という。）を開催しました。本稿は、本シンポジウムの概要と、開催に至るまでの広報活動等について述べるものです。

なお、本稿中、意見にわたる部分は、本職の私見です。

序 本シンポジウムの広報における一幕

本シンポジウムの約1か月前、本職は、ある大学の法科大学院の企画に参加し、本シンポジウムの広報をさせていただきました。広報に当たり、法制度整備支援の知名度を知りたいと思い、本職は、参加した80名くらいの学生を前に、「本日より前に、『法制度整備支援』という言葉を知っていた方、挙手をお願いします。」と問いかけました。

ここは日本でも有数の伝統を誇り、司法試験にも多数の合格者を輩出する大学でしたが、多く見積もっても、手が上がったのはわずか10名弱でした。

近年、注目を集めるようになったと言われている法制度整備支援ですが、若い世代に知名度があるわけではない…頭では分かっていたつもりだったものの、このときに改めて実感させられました。そして、この出来事は、本シンポジウムの広報を、ひいては、これからの法制度整備支援の広報をどうしていけばいいのか、について考えさせられるきっかけとなりました（本シンポジウムの広報活動については後述します。）。

第1 本シンポジウム開催の経緯

本シンポジウムは、慶應義塾大学大学院法務研究科、名古屋大学法政国際教育協力研究センター（通称 CALE。以下、「CALE¹」という。）、公益財団法人国際民商事法センター（通称 ICCLC。²）等との共催による一連の連携企画「アジアのための国際協力 in 法分野 2016」（以下「本連携企画」という。）の冒頭の企画です。

本連携企画は、一連のシンポジウムを通して、主に学生を中心とする若い世代に法制度整備支援やアジア法研究について知ってもらい、次世代のこれらの分野の人材育成に資するためのもので、2009年に法務省がシンポジウムを主催したのを皮切りに、2012年から、①初夏に「入門編」となるセミナー、②夏休みの時期に名古屋大学のサマースクール（一

¹ Center for Asian Legal Exchange

² International Civil and Commercial Law Centre

部、同大学の「夏季セミナー³」との合同企画があります。)、③秋に学生の発表が主体となる「学生シンポジウム」をそれぞれ行う、という3部構成となりました。

シンポジウムの始まりこそ法務省であったものの、特に、3部構成となってからは、企画・運営は共催機関である大学となっていたところ、本年度は、冒頭の①について、当部が企画・運営をすることとなったものです。

第2 本シンポジウムの企画及び広報について

1 企画の方針について

本シンポジウムの企画に当たり、広報のために実施する以上は、広く法制度整備支援を知ってもらいたい、そして、そのためには、1人でも多くの人に本シンポジウムに来てもらいたいと考えました。

これまでのシンポジウムの企画というのは、どちらかという、既に法制度整備支援やアジア法研究の分野に関心をもつ一定の層を対象とし、内容としても各講演者の活動報告としての色彩が強かったように感じられます。

もちろん、既に関心をもつ方々に情報共有することや、法制度整備支援の活動を紹介すること自体は重要です。しかし、法制度整備支援もその取り扱う分野や規模が拡大し、それを担う人材の確保がますます重要となっている中、その人材の裾野を広げていかなければ、この分野の未来が先細ってしまいます。

ですから、もっと広報の点で真に踏み込んだ企画にするためには、むしろ、今まで法制度整備支援を知らなかった層、従来の法制度整備支援の広報では対象にしてこなかった層への周知、理解が重要であると考えました。

法制度整備支援は、様々な立場の方の協力、協働があって行われ、その担い手は、弁護士、検察官及び裁判官等の法律家を始め、国際協力機構（JICA。以下「JICA」という。）の方々、研究者、大学機関等、多くの選択肢があります。そこで、当部としては、法制度整備支援の基本的な情報を提示するとともに、次世代の法制度整備支援の担い手である若い世代の方々に対して、将来のキャリアパスを提示できるような企画にしようと考えました。

具体的な内容は後述しますが、法制度整備支援の担い手たちに関する概要のプレゼンテーションを行った後、大学教授、弁護士の先生からそれぞれ基調講演をいただき、様々な立場から法制度整備支援に関わっているの方々による、「キャリアパス」にフォーカスしたパネルディスカッションを行うという構成としました（最後に、個別の質問に答えるセッションも設けました。）。

2 本シンポジウムの広報について

本シンポジウムに一人でも多くの人に来ていただくためには、本シンポジウムの開催自体をただ単純に伝えるのではなく、そもそも法制度整備支援自体をあまり知らないと

³ 毎年夏、CALEが法制度整備支援の対象国を中心に海外に設置している「日本法教育研究センター」の外国人学生が来日して、日本法等の講座を受講するセミナーである。

思われる、広報の対象である若い世代に対して、「そもそも法制度整備支援って何?」「法制度整備支援がどうして自分に関係があるの?」という疑問に応えられるような広報をしなければならず、そのためには、ただお知らせを配って「よろしく」というだけでは到底困難で、やはり、足を使って各地に直接赴いて広報をすることが必要だと考えました。

当部専門官がフライヤー（プログラムを御紹介するものとして文末に添付しました。）を作成し、また、このフライヤーをポスターにしたものを作成するなど、充実した宣材が整った段階で、当部教官が、関西地区のさまざまな大学、法科大学院、司法修習生、弁護士の先生方の下に直接足を運び、時には、授業時間や進路説明会の時間の一角をお借りして、学生らに本シンポジウムや法制度整備支援について直接プレゼンテーションをし、時には教授等、指導者に当たる方々に法制度整備支援の意義や本シンポジウムの意義をじっくり聞いていただくなどし、本シンポジウムの広報を依頼しました。

このような、「どぶ板」（選挙運動用語っぽいですが…）的な広報活動は、当部としても未経験でした。当部の所在する関西地区では、法制度整備支援に関する定期的な講義が開講されている大学があまりなく⁴、法制度整備支援自体の知名度が低いことから、その意義を伝え、かつ、本シンポジウムへの参加の呼びかけに耳を傾けてもらうには、相当工夫しなければなりませんでしたが、本職を含めた当部の教官にとっては、貴重な経験となりました。

本シンポジウムの広報のため、このようなどぶ板的な広報のみならず、国際機関に関心がある人向けのフェイスブックページに投稿を試みたり、法務省公式ツイッターでつぶやいてみたり、当部教官の知り合いの記者を通じて新聞の地方版に告知記事を載せていただくなど、様々な方法を試みました。

その甲斐あってか、広報を始めた当初は、やや低調気味であった参加申込者数も、6月に入る頃には飛躍的に増え、申込締め切り日近くになると、むしろ会場に参加者が入りきることか、収容人数と椅子の配置を心配するまでに至りました。

そして、本シンポジウム当日には、145名もの参加者をお迎えすることができました。学部生、法科大学院生、司法修習生及び弁護士等法曹、というあらゆる層の方々からまんべんなく来ていただき、また、学生及び法科大学院生に関しては、出身大学に偏りなく⁵参加していただくことができました。

⁴ 関西大学法科大学院において、村上幸隆弁護士による「法整備支援論」が開講され、また、神戸大学大学院国際協力研究科においても、同様の講座が開講されている。

⁵ 参加者の出身大学は、少なくとも12大学に及んだ。



当日は、たくさんの方に御参加いただきました

第3 本シンポジウムの内容

本シンポジウムは、当部部長・阪井光平からの冒頭挨拶における、「Anyone can 法整備支援！」というキーワードで幕を開けました。阪井部長には、国際協力の意味や法制度整備支援に対する強い理解と、その道を歩もうという熱い情熱があれば、誰でも法制度整備支援の担い手になれるということ、本シンポジウムがその第一歩になるということを力強く語っていただきました。

1 第1部「法分野の国際協力の全体像を知る」

本シンポジウムのテーマの柱は、先に述べたとおり、「キャリアパス」であり、参加者の皆さんに、新しく法制度整備支援の担い手になっていただきたいという思いがありました。そこで、本職からは、法制度整備支援の担い手には、どのような人たちがいるのか、ということを中心にプレゼンテーションをさせていただきました。具体的には、「法務省」「JICA」「弁護士」「研究者」「大学等機関」による、法制度整備支援への関与について概説しました。

法務省とJICAについては、法制度整備支援事業において当部及びJICAが行っていること、JICA長期派遣専門家として派遣されると、現地で対象国のカウンターパートに寄り添いながら法制度整備支援活動をするなどをお話しさせていただき、JICA法制度整備支援プロジェクトについて具体的なイメージをもってもらうために、ラオスのプロジェクトオフィス紹介の動画上映もプレゼンテーションに組み込みました(なお、動画上映に関し、「音声聞き取りづらかった」との声がありましたところ、この場を借りてお詫び申し上げます。)

弁護士については、JICA長期派遣専門家としての関与、日本弁護士連合会が行う国際司法支援活動への参加、近時、専門性の高い分野での協力を求められる法制度整備支援において、知的財産法分野など、専門性の高い得意分野を活かして、研修やセミナーの講師を務めるなどの関わりについてお話しさせていただきました。

研究者については、その専門的知識を活かして、法務省及びJICAの法制度整備支援活動における、いわゆる国内アドバイザーグループ委員として御協力いただいているということや、対象国における調査研究を行うことで、現地制度の理解を促進するとい

う役割についてお話しさせていただき、大学等機関については、日本及び対象国における学生への法学教育による人材育成という役割を担っていることなどについてお話しさせていただきました。

それぞれの立場の方々に、この後のプログラムで詳しいこととお話ししていただくことから、本職のこのプレゼンテーションにおいては、それぞれの役割・アプローチについて、なるべく簡潔に御紹介するようにした次第です。

2 第2部 基調講演

(1) 「法制度整備支援への様々なアプローチ」(松尾弘教授)

第2部では、参加者の方々に、まずは法制度整備支援についての基礎知識や、法制度整備支援にかかわることは様々な意義があるということを御理解いただくために、この分野で精力的に御活躍されている、慶應義塾大学大学院法務研究科・松尾弘教授に、「法制度整備支援への様々なアプローチ」という標題で御講演をいただきました。⁶

松尾教授からは、まず、法制度整備支援が、法規定の整備だけではなく、法を運営する組織や人材育成、その適用を受ける市民側の法的能力の向上、さらには、それに関連する社会調査、法情報インフラの整備など、広い範囲の活動を指していること、立法支援や法曹人材養成支援を中心に、日本の法制度整備支援は20年以上にわたって続けられてきたこと、日本の法制度整備支援の特徴として、最初から日本法を相手国にコピーしようというものではなく、また、立法支援にとどまるものではなく、相手の国に本当に根付く法制度とは何なのだとことを考えて努力してきたものなど、日本の法制度整備支援の基本的な内容を御説明いただき、さらに、御自身が関わられたネパール、ラオス、カンボジア等の民法の起草、改正支援におけるエピソードをお話しいただきました。

松尾教授は、法制度整備支援の意義について、まずは法的なルールを作り、それを担う人材が育ち、更に法の適用を受ける市民が実際にそれを使えるようになって、はじめて法制度整備支援が現実の存在となっていくこととお話しされ、いつでもどこでも誰でも必要な法情報と納得のいく法的な救済をリーズナブルなコストであまねく受けることができる、そういう空間が社会の隅々にまで行き渡っている状態(松尾教授はこれを「法ユビキタス」と呼んでいました。)を目指すのが法制度整備支援である、とお話しされていました。

そして、松尾教授の御講演は、法制度整備支援の意義の広がりとして、日本企業が法制度整備支援の対象国に活動を展開するに当たり、対象国の法制度が整備されることによって、対象国にルールの遵守を促し、コンプライアンスを求める基準作りの意識が醸成される、という経済面での意義とともに、法制度整備支援を通じて、地球上の一つでも多くの国が良い統治を構築できるように、多くの国が相互に協力する関係、法整備協力のネットワークを構築するという安全保障面での意義のお話にも及びました。

⁶ なお、本講演のスライドは、松尾教授のホームページに掲載されているので、御関心のある方は御覧いただきたい。<http://www15.plala.or.jp/Matsuo/>



松尾教授による御講演

最後に、松尾教授は、御講演のタイトルともなっている、法制度整備支援への様々なアプローチについて、4つの点を挙げられました。

1点目は、法制度整備支援が、法の背景にある歴史や文化、社会と密接に関連することから、社会の変化と連動するという法の基本的な機能にアプローチできるという法学入門としての意義を有していること、2点目は、法制度整備支援が、法分野だけでなく、開発経済学や開発政治学との関連を視野に入れた学際的なアプローチによる研究分野としての意義を有していること、3点目は、法制度整備支援が、法的ルールを相手国の社会の歴史や現在の社会構造を踏まえて、現実に妥当しているルールとして解釈する方法を探求するという異文化社会の理解としての意義を有していること、4点目は、法制度整備支援が、様々な規準や規格や仕組みを作り出すことで、社会の仕組みをよくしていくという、実践としての意義を有していることです。

本シンポジウムにおける松尾教授の御講演は、法制度整備支援がこれまで何をしてきたか、現在、どのような局面を迎えているのか、これからどのようにあるべきかという法制度整備支援の過去、現在及び未来にわたるものであり、法制度整備支援にこれまで馴染みのなかった参加者の方にとっても、そのアウトラインを理解するに必要かつ十分な内容であったと思います。

(2) 「国際弁護士と法制度整備支援」(国谷史朗弁護士)

第2部のもう一つの講演では、いわゆる国際案件・企業法務を多く取り扱っている、大江橋法律事務所の代表である国谷史朗弁護士に、「国際弁護士と法制度整備支援」という標題で御講演をいただきました。国谷先生は、日本弁護士連合会の国際交流委員会の委員長をお務めになった御経験を有していますが、先生御自身も御講演の中で仰っていたように、法制度整備支援の分野のみに特化して活動されてきたわけではありませんでした。

法制度整備支援は、近時、法の支配の確立という原点に加え、上にも述べたとおり、日本企業の投資環境整備という側面も新たに加わっている状況下、これからの法制度

整備支援においては、国谷先生のような、国際分野を取り扱う弁護士の方々との連携も必要であり、企画段階において、そのような分野の弁護士から見た法制度整備支援についてお話しいただきたい、と考えていましたが、その内容にとどまらず、国谷先生の御講演の話題は多岐にわたり、弁護士による法制度整備支援への関与全般について広く触れる内容となっております。

国谷先生からは、まず、御自身の経歴についてお話があり、御自身が関わられていた日本弁護士連合会の国際交流委員会で法制度整備支援に関与するようになった経緯などについてお話がありました。

弁護士が法制度整備支援に関わるに当たり、国谷先生からは、以前は、法制度整備支援で対象国に派遣されても、帰国後の仕事と直結することは少なかったが、ここ数年は、対象国に日本企業が進出し、その地域に展開している法律事務所の存在が広がってきたことで、いわゆるビジネスローヤーとして活躍している層と、弁護士として法制度整備支援に関わっている弁護士の層が重なってきており、弁護士として法制度整備支援に関わり、対象国で仕事をした経験があると、弁護士としての仕事と直結する時代になってきていることから、プロボノ活動（無償の奉仕活動）としてではなく、ビジネスチャンスの1つとしての法制度整備支援という面が出てきている、ということをお話ししていただきました。

国谷先生は、弁護士の業務についてのお話の中でも、東南アジア地域にグループ会社の重要な拠点を設ける会社が日本企業でも増えている中、弁護士の業務の一つであるコンプライアンス業務を行うに当たり、コンプライアンスの基本である法令、倫理規範を対象国において実際に体得しているような人物は、体と心でコンプライアンスの意識を体得されているので、そのアドバイスがグループ会社のコンプライアンス上もこれからますます重要視されるのではないかとお話しになっていました。



国谷先生による御講演

国谷先生からは、最後に、カンボジアで御経験された印象的なエピソードについてお話がありました。

国谷先生は、カンボジアにセミナーの講師として行かれた際、カンボジアの弁護士会会長から、「今回、弁護士の皆さんに来ていただいて、私たちは非常にありがたく思っている。私の人生はもうすぐ終わるかもしれないが、カンボジアの川と大地は、皆さんのことを忘れない。永久の大地のために皆さんが働いてくださったことは、ずっとカンボジアの土に残る。」と言われたそうです。国谷先生は、その言葉を聞いて、「胸が熱くなり、カンボジアの制度を微力ながら支援できたことに理解が得られた。」と思ったそうで、最後に、参加者の皆さんに対する、「自分がカンボジアで感じた思いを、一人でも多くの皆さんに共有してほしい。」とのメッセージで、御講演を締めくくられました。

3 第3部「アジアのための国際協力へのアプローチとキャリアパス」(パネルディスカッション)

第3部では、様々な立場から法制度整備支援に関わっている方々によるパネルディスカッションを実施しました。

パネルディスカッションにおいては、それぞれの立場からの法制度整備支援への関わり方や、法制度整備支援において必要とされる要素等について、パネリストの方々にお話しいただくことで、参加者の皆さんが、自分のキャリアパスについて考えることができるきっかけになればいいと思いました。

パネリストは、当部の伊藤浩之副部長（検事としての法律実務経験後、当部の教官を経て、ラオスのJICA法制度整備支援プロジェクトに長期専門家として派遣）、摂南大学の大川謙蔵講師（ラオス民法アドバイザーグループの委員を務めるなど、研究者として法制度整備支援に関与）、名古屋経済大学の中村真咲准教授（研究者として、また、CALEのモンゴルの日本法センターの設立に関与するなど、大学関係者として法制度整備支援に関与）及びJICAの竹内麻衣子課長補佐（JICA産業開発・公共政策部ガバナンスグループ法・司法チームにおいて、JICAの法制度整備支援事業を担当）の4名で、モデレーターを当部の石田正範教官が務めました。



パネルディスカッションの様子

パネリストの方々から、それぞれ、自身が法制度整備支援に関わった経緯についてお話しいただいた後、パネルディスカッションは、法制度整備支援に関わることのやりがいや面白さについて、法制度整備支援のキャリアパスにはどのようなものがあるかについての話題となりました。

伊藤副部長からは、当部教官の立場では、「本邦研修⁷において、どのようなプログラムを構成し、どういう講義をすればよいのかを関係者と協議し、研修に来た方々に喜んでもらえること」、長期専門家の立場においては、「現地に駐在し、日々カウンターパートの皆さんと接し議論する中で、相手方から頼りにされて、いろいろなことを聞かれて一緒に考えること」などが、やりがいや楽しみとなっているとお話があり、大川講師からは、「自分たちが提供した情報によってこのように表現が改正されたなど、目の前で法律案が動いているということ」、「将来どのような形で実を結ぶかは分からないが、いずれ法案として提出され、法律になったときに、それによって国がどう動いていくのかを想像すること」などが、やりがいや楽しみとなっているとお話がありました。

中村准教授からは、法整備支援に関わることのやりがいや楽しみとして、「長期留学や研究などで、どっぷりその国に浸かることで、一緒に机を並べた仲間がどんどんその国での立場を向上させていき、当初アクセスできなかった情報に次々接することができ、その結果、新聞等のニュースだけでは分からない、現地の法と社会のダイナミックな動きが理解できること」が挙げられました。中村准教授からは、さらに、名古屋大学の日本法研究センターについて、法学研究者と日本語教育の研究者が協働してカリキュラム等を作成することで、日本語で日本法を教え、対象国の現地法との比較法研究を可能とする同センターの取組みが紹介されました。同センターは、法制度整備支援の対象国において、現地の学生に日本語で日本法を教える特任講師を派遣しており、弁護士等になって、この特任講師として法制度整備支援に関わるというキャリアパスについても紹介していただきました。

竹内課長補佐からは、JICAでのキャリアパスにおける法制度整備支援の位置づけについて、以前はあまり知られていなかったが、最近では、国際協力の視点から法に関わりたい、法制度整備支援をしたいとの理由でJICAに入ってくる人が増えたことなどのお話がありました。

また、国際協力に携わるに当たって、法制度整備支援に関わるに当たり、必要とされる語学力についてどのように考えればいいのかというモデレーターからの問いかけに対しては、パネリストごとに、実際に国際協力の現場に携わった方ならではの、実践的な回答がありました。

伊藤副部長からは、英語について、派遣の資格としてはそれほど高い点数が要求されるわけではないが、ラオスのプロジェクトオフィスで勤務した際、現地語（ラオス語）と英語を解するスタッフしかいない時期だったので、英語でコミュニケーションをとる

⁷ JICAが支援対象国から研修員を日本（本邦）に招へいして行う研修のこと。法務省が受入れ機関となり、当部において主に研修の企画・運営を行っている。

必要が大きく、また、他国のドナー⁸との会合でのコミュニケーションには英語が必要だったという御経験を踏まえて、英語の習得は頑張っておいた方がいいということ、また、現地語については、通訳を介しても自分で分からない部分について分かるようになりたいとの思いから、現地で習得するために努力したということについての話がありました。さらに、自分で現地語を学ぶだけではなく、法律という、言葉が重要な要素を占める分野において、日本語と現地語を相互に理解できる通訳、現地スタッフを育てることに取り組んだ、という話もされ、語学の重要性について強調されていました。これに加え、他のパネリストの方々からも、英語の重要性はもちろんのこと、現地語を習得することの重要性がそれぞれ語られました。

さらに、パネルディスカッションの話題は、法制度整備支援に取り組むに当たり、身につけておけばよかったと思うことにも及び、伊藤副部長からは、「求められればその場で対応する形で色々な要請に応じてきたから、これをやっていたらよかった、ということはないが…」という前置きの後、比較法という視点の大切さ、具体的には、日本法について、なぜそうなっているのかという理解を深めるとともに、他の国ではどのような法制度になっているかということにも関心をもつことが大切である、ということについて話がありました。

パネルディスカッションは、その後、会場から挙げた質問をきっかけに、パネリストの方々だけでなく、本シンポジウムに参加者としていらっしゃった法律実務家・研究者の方々にも御発言を求める形で広がっていき（なお、アンケートの中には、このように、会場全体を巻き込む形で広く参加者の意見を拾う形式に対する賛同の声が複数見られました。）、法制度整備支援の意義を情熱をもって訴える意見や、あえて苦言を呈することで、法制度整備支援に関わることの意義について問題提起を試みる意見等、それぞれの立場から、活発な意見交換がなされました。

最後に、パネリストの方々から、法制度整備支援に関心を持つ若い世代へのメッセージをいただき、パネルディスカッションは幕を閉じました。

第4 本シンポジウムを終えて

その後、サマースクールの案内や、個別の質問に答えるセッション等を経て、本シンポジウムは盛況のうちに終了しました。

アンケートの結果の中には、もちろん、傾聴すべき改善点もあり、それは今後の企画や広報活動に是非取り入れていきたいと思っておりますが、概ね、本シンポジウムの企画に好意的な御意見をいただけたこともあり、ほっと胸をなで下ろしているところです。

本職自身、本シンポジウムを行うまで、法制度整備支援をどのようにして広報していくかというテーマについて、まともに考えたことはありませんでした。

しかし、本シンポジウムの広報を通じて、法制度整備支援の広報には、真に目の前にい

⁸ 支援をする者

る相手に伝えたいという熱意と、それぞれ相手の置かれた立場や知識の程度等を慮りつつ、伝える文脈を真摯に、しかし戦略的に考え抜くということが大切であるとの思いに至り、それは、相手の置かれた立場や背景に応じて、相手の改善・発展のためのアプローチを相手に寄り添って一緒に考えていくという、日本の法制度整備支援の姿そのものなのではないかと思いました。これからも、法制度整備支援に携わる者としては、その広報の意義を日々考え抜き、実践していく所存です。

最後になりましたが、お忙しい中、御登壇を快諾いただいた講演者・パネリストの方々、法制度整備支援の意義や本シンポジウムの趣旨につき深く理解していただき、数多くの方に参加を呼びかけてくれた方々、初めての精力的な広報活動や、たくさんの参加者をお迎えするに当たり、周到な準備に御協力いただいた当部の教官や専門官の方々に対して、この場で深く御礼を申し上げますこととし、本稿を終えることとしたいと思います。ありがとうございました。

連携企画

アジアのための国際協力 in 法分野 2016

法整備支援へのいざない

参加費無料

2016. 6. 18 SAT

13:00~17:30 (開場12:30)

法務省法務総合研究所「国際会議室」

大阪市福島区福島1丁目1番60号 (大阪中之島合同庁舎2階)

第1部

法分野の国際協力の全体像を知る

13:10~13:30 松尾 宣宏 法務省法務総合研究所国際協力部教官

第2部

法制度整備支援への様々なアプローチ

13:40~14:10 松尾 弘 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

国際弁護士と法制度整備支援

14:20~15:00 国谷 史朗 弁護士法人大江橋法律事務所・弁護士

第3部

アジアのための国際協力への

アプローチとキャリアパス(パネルディスカッション)

15:20~16:40

モデレーター: 石田 正範 法務省法務総合研究所国際協力部教官

パネリスト:

伊藤 浩之 法務省法務総合研究所国際協力部副部長/元JICAラオス法整備支援長期専門家

大川 謙蔵 摂南大学法学部講師

中村 真咲 名古屋経済大学准教授

竹内 麻衣子 独立行政法人国際協力機構 (JICA) 産業開発・公共政策部ガバナンスグループ 法・司法チーム 課長補佐

少人数質問セッション ※任意参加

16:50~17:30 上記パネリスト等参加

◆主催

法務省法務総合研究所, 公益財団法人国際民商事法センター, 慶應義塾大学大学院法務研究科, 神戸大学大学院国際協力研究科, 名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センター, 早稲田大学法学学術院・比較法研究所

第1部

法分野の国際協力の 全体像を知る

松尾 宣宏 法務省法務総合研究所国際協力部教官

『法制度整備支援って何??』
『どんな人がどう関係してるの??』

まずはそこからご案内します!!

第2部

法制度整備支援への 様々なアプローチ

松尾 弘 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

法制度整備支援は、色々な人の、色々なアプローチから成り立っています。理論と実践の側面から、法制度整備支援の「これまで」「今」、そして「これから」についてお話しします!!

国際弁護士と法制度整備支援

国谷 史朗 弁護士法人大江橋法律事務所・弁護士

第3部

アジアのための国際協力への アプローチとキャリアパス (パネルディスカッション)

伊藤 浩之 法務省法務総合研究所国際協力部副部長/元JICAラオス法整備支援長期専門家
大川 謙蔵 摂南大学法学部講師
中村 真咲 名古屋経済大学准教授
竹内 麻衣子 独立行政法人国際協力機構 (JICA) 産業開発・公共政策部ガバナンスグループ 法・司法チーム 課長補佐

元長期派遣専門家、研究者、JICA職員...専門家が一度に集結して、アジアのための国際協力へのアプローチとキャリアパスについてお話しします。
皆様からの質問もお待ちしております!!

あなたも 次世代の法制度整備支援に携わってみませんか?

法務省法務総合研究所「国際会議室」

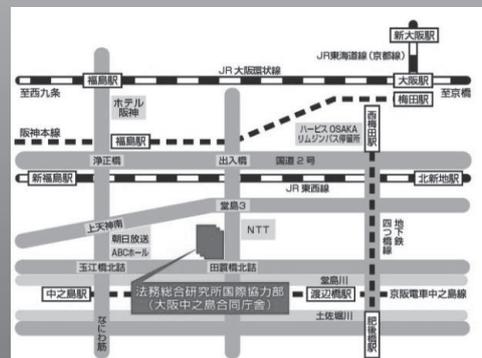
〒553-0003

大阪市福島区福島1丁目1番60号

大阪中之島合同庁舎2階

※当日は土曜日のため地下1階入り口よりお入りください。

TEL: 06-4796-2153 (代表)



【申込み方法】お名前・所属・連絡先(メールアドレス)等をご記入の上、
6月8日(水)までに下記アドレスにお申し込みください。

⇒icdmoj@moj.go.jp

※ご不明な点がございましたら、06-4796-2153までお問い合わせください。

【国際研修・共同研究】

第 17 回日韓パートナーシップ共同研究（日本セッション）

国際協力部教官

大西宏道

第 1 はじめに

国際協力部では、公益財団法人国際民商事法センター及び大韓民国大法院法院公務員教育院（以下「教育院」という。）との共催により、平成 28 年 6 月 13 日から同月 23 日までの間、第 17 回日韓パートナーシップ共同研究（日本セッション）を実施したので、その概要を報告する。

第 2 日韓パートナーシップ共同研究について

日韓パートナーシップ共同研究は、日韓の研究者が両国の民事法制の制度上及び実務上の問題点の検討及び比較研究を共同で行うことを通じて、相互に知識を深め、各制度の発展及び実務の改善に役立てるとともに、両国間のパートナーシップを醸成することを目的として、1999 年から実施しているものであり、韓国の裁判所に当たる法院職員から選ばれた韓国側研究者が我が国を訪問して調査・研究を行うことを中心とする日本セッションと、我が国の法務省、法務局及び裁判所職員から選ばれた日本側研究者が韓国を訪問して調査・研究を行うことを中心とする韓国セッションにより構成される。

第 17 回目の開催となった本年度においては、6 月に日本セッションが実施され、両国の研究者により、不動産登記制度、商業登記制度、戸籍制度及び民事執行制度をめぐる制度上及び実務上の諸問題について、活発な研究活動・意見交換が行われた。

第 3 日本セッションの概要

1 講義

(1) 「日本における民事執行制度とそれを取り巻く最近の実務上の諸問題」

最高裁判所事務総局民事局参事官の遠藤康浩氏から、民事執行制度の概要、民事執行事件の概況、不動産執行事件及び債権執行事件の流れ並びに執行官が取り扱う執行事件について、民事執行制度を取り巻く最近の実務上の諸問題を踏まえながら、講義がなされた。

(2) 「不動産登記制度 150 年の歴史」

元横浜地方法務局長で現都城市代表監査委員の新井克美氏から、地租改正事業、土地・家屋台帳の整備、登記簿の整備、登記簿と台帳の一元化、区分建物（マンション）及び登記事務のコンピュータ化を内容として、我が国の不動産登記制度の歴史について、日韓の不動産登記制度の相違を踏まえながら、講義がなされた。

2 見学

最高裁判所及び東京地方裁判所を訪問し、法廷の見学、債権者集会及び裁判の傍聴を実施した上、破産・再生部及び民事通常部書記官の業務概要等について職員から説明を受けるとともに、意見交換等を実施した。また、さいたま地方法務局を訪問し、法務局における不動産登記事務、商業登記事務及び戸籍事務の業務概要等について職員から説明を受け、事務室を見学するとともに、意見交換等を実施した。

3 実務研究及び総合発表

日本セッションでは、5名の韓国側研究員が次のテーマについて日本側パートナー研究員への質疑等を通じて、それぞれ研究を行った。これらの研究成果について、後日冊子にとりまとめられる予定である。

(1) 「賃借権に関する登記」

韓国における賃貸借契約に係る保証金の返還を受けることができなかった場合の法院による賃借権登記命令に基づく賃借権登記を題材として、我が国にそのような制度がないことに着目し、賃借人保護の在り方について、日韓の経済的事情等の相違を踏まえながら、賃貸借契約の特徴を比較しつつ、検討したもの。

(2) 「未登記土地の所有権保存登記について」

韓国においては、台帳と登記簿がいわゆる二元的に処理されており、土地台帳及び林野台帳に最初の所有者として登録されている者又はその包括承継人が所有権保存登記を申請することができる場所、それ以外の者からの所有権保存登記の申請に対する救済の在り方について、我が国における台帳と登記簿のいわゆる一元化及び表示に関する登記に係る登記官の実質的審査権に着目し、日韓の登記を取り扱う国家機関の性格の相違等を踏まえながら、韓国における運用の改善を問題提起したもの。

(3) 「母不詳」の出生届制度の考察」

韓国における婚外子として生まれた子について母が不明な場合の父により提出された出生届の取扱いについて、我が国において棄児以外に母が不明な場合の出生届は考えにくい中で、日韓の出生届における添付書類及び審査権の比較を通じて、日韓の戸籍を取り扱う国家機関の性格、国民の倫理観の相違等も踏まえながら、韓国における運用の改善を問題提起したもの。

(4) 「間仕切りのない店舗（開放型区分店舗）の競売の進行の可否」

韓国における複数の店舗が入る建物について店舗ごとに区分建物として売買した後、店舗間の間仕切りを撤去した場合において、元々の区分建物に区分所有権が認められ、執行の対象となり得るかについて、韓国における独立性の要件の緩和の傾向を検討するとともに、我が国における同種事案の有無及び考え方を参考とし、日韓の取引慣行の相違等を踏まえながら、韓国における今後の運用の在り方について提言したもの。

(5) 「商号の仮登記に関する考察」

韓国において商号の仮登記を必要とする背景である類似商号規制制度について、我が国が過去に同類の制度を廃止した経緯、現在の状況等を考察しながら、韓国における登記の内容、社会状況等も踏まえつつ、今後の制度設計について問題提起したものの。

第4 おわりに

本年度の日本セッションも、日韓両国の研究員が、制度上及び実務上の諸問題について、相手国の法制度、運用、社会情勢等の相違の観点から意見を交わしつつ、検討及び比較研究を行った。この研究が両国の民事法制そのものについて、長所短所の発見、問題の提起等につながるよう、制度、実務等の比較にとどまらず、その相違から考えられる社会的、経済的、政治的、文化的、歴史的背景や、実体法的、慣習法的、理念的な考え方の相違等について、可能な限り、追究することができた。法制度の基本が類似する日韓両国において、互いの制度及び実務等を比較することは、改めて自らの業務の根本を考えることにつながり、制度の発展及び実務の改善に資すると思われ、また、研究員同士で熱心に議論を交わすことは、互いに刺激を受け、交流を深めることにつながり、両国間のパートナーシップを醸成することに資すると思われる。

最後に、本共同研究の円滑な実施に協力いただいた日韓両国の関係者に感謝申し上げます。

第17回日韓パートナーシップ共同研究員名簿

		氏名	所属	性別	備考
日本側研究員	1	すみだ ゆうこ 住田 優子	東京法務局 城南出張所 登記官	女	不動産登記
	2	はまおか ゆきお 濱岡 夕希雄	横浜地方法務局 法人登記部門 登記相談官	男	戸籍
	3	もり まさひろ 森 正裕	千葉地方法務局 市川支局 登記官	男	不動産登記
	4	おおた ゆうすけ 太田 裕介	民事局 商事課 商業法人登記第三係長	男	商業登記
	5	かみやま つよし 神山 剛	最高裁判所 事務総局民事局第三課 調査員	男	民事執行
大韓民国側研究員	1	パク ソクホ 朴奭潁	ソウル家庭法院 法院事務官	男	不動産登記
	2	イ ジョンリョル 李宗烈	チョンジュ地方法院 法院主事	男	不動産登記
	3	チョン ヨンホ 鄭容昊	プサン家庭法院 法院主事補	男	戸籍
	4	イ ユンホ 李潤鎬	インチョン地方法院 法院主事補	男	民事執行
	5	チョン ジュシク 鄭柱植	ソウル中央地方法院 法院主事	男	商業登記

法務総合研究所

国際協力部教官 大西宏道
主任国際協力専門官 下岡純一
国際協力専門官 遠藤裕貴

大韓民国法院公務員教育院

法院書記官 李性民(イ ソンミン)
法院主事補 李相俊(イ サンジュン)

第17回日韓パートナーシップ共同研究(日本セッション) 日程表

【 指導教官:大西教官 事務担当:下岡主任専門官, 遠藤専門官 】

月 日	曜	9:30 12:30	14:00 17:00	備考
6 / 13	月	(日本側研究員入寮)	オリエンテーション 実務研究(1) 日本側研究員のみを対象とした実務研究(日本側回答の内容検討) (浦安総合センターB6・7セミナー室)	
6 / 14	火	実務研究(2) 日本側研究員のみを対象とした実務研究(日本側回答の内容検討) 9:00 ソウル(金浦空港)発→11:05 東京(羽田空港)着(KE2707) (韓国側研究員入寮) (浦安総合センターB1教室)		
6 / 15	水	実務研究(3) 日本側研究員からの回答発表及び全体協議 (法務省赤れんが棟第四教室)	12:00-13:30 法務総合研究所長主催 意見交換会 (サンクン広場)	実務研究(4) 日本側研究員からの回答発表及び全体協議 (法務省赤れんが棟第四教室)
6 / 16	木	見学(10:00-12:00) さいたま地方法務局	講義(14:30-17:00) 「日本における民事執行制度とそれを取り巻く最近の実務上の諸問題」 最高裁判所事務総局民事局参事官 遠藤 康浩 (法務省赤れんが棟第四教室)	
6 / 17	金	実務研究(5) 個別協議 (浦安総合センターB1教室)	講義(14:00-17:00) 「不動産登記制度150年の歴史」 都城市代表監査委員 新井 克美 (浦安総合センターB1教室)	
6 / 18	土			
6 / 19	日			
6 / 20	月	見学(11:00-12:00) 最高裁判所	見学(14:00-15:30) 東京地方裁判所	総合発表準備 (法務省赤れんが棟第四教室)
6 / 21	火	9:35-9:50 民事局長 表敬 (日本側研究員退寮) (法務省赤れんが棟第六教室)	総合発表(14:00-16:30) 韓国側研究員による発表 (法務省赤れんが棟第六教室)	閉講式(16:45-17:15) (法務省赤れんが棟第六教室)
6 / 22	水	国際協力部教官と韓国側研究員との意見交換 (浦安総合センターB6・7セミナー室)		資料整理・帰国準備
6 / 23	木	(韓国側研究員退寮・帰国) 12:20東京(羽田空港)発→14:40 ソウル(金浦空港)着(KE2708)		

ミャンマー法整備支援プロジェクト第7回本邦研修

国際協力部教官

野瀬 憲 範

第1 本邦研修の日程・背景・目的等

1 研修の日程

平成28年(2016年)6月13日から同月24日まで¹、ミャンマー法整備支援プロジェクト(以下「本プロジェクト」という。)第7回本邦研修(以下「今次研修」という。)が行われた。

2 背景・目的等

(1) 背景²

ミャンマーにおいては、個人の倒産を対象とする法律として1910年ヤンゴン倒産法(Yangon Insolvency Act)並びに1920年ミャンマー倒産法(Myanmar Insolvency Act)及びその下位規範である1924年ミャンマー倒産規則(Myanmar Insolvency Rules)がある。いずれも英国植民地時代に制定された法律で共通する部分が多いが、手続を管轄する裁判所が異なる。ヤンゴン倒産法上の手続については連邦最高裁判所³が管轄権を有し、ミャンマー倒産法上の手続は地方裁判所(District Court)が管轄権を有している。ミャンマー倒産法が後年に制定されているが、条文も少なく、比較的簡潔な構造をしているとのことである。

他方、会社⁴の倒産については、1914年会社法(Companies Act)及び1940年会社規則(Companies Rules)⁵で定められている裁判所による清算手続(Winding up by the Court)が適用される。支払不能(unable to pay its debt)が、裁判所による清算手続の原因の一つとなっているとのことである。なお、倒産を含む会社法に関する事件の管轄は、連邦最高裁判所のほか、2011年連邦最高裁判所通達(Notification No.123/2011)にて地方裁判所にも認められるようになっているとのことである。

ヤンゴン倒産法及びミャンマー倒産法は、主として清算型の倒産制度を定めているが、ヤンゴン倒産法には、再生型の倒産制度(composition, scheme of arrangement)の手続に関する条文も少ないが含まれているとのことである。この手続は、倒産の決定(Order of Adjudication)がなされた後に開始することが可能であり、会社法におい

¹ 移動日を含まない。別添2日程参照。

² 本稿記載の考察は、本プロジェクト長期専門家の小松健太弁護士によるものである。

³ 条文上はHigh Courtとなっているがこれは現在の連邦最高裁判所を指す。

⁴ なお、会社法に基づいて設立された会社以外の組合(partnership)、組織(association)、会社(company)で7名以上の社員がいる組織については、原則として会社法上の清算手続が適用されることになっている(会社法271(1)条)。

⁵ 会社法は、投資企業管理局(Directorate of Investment and Company Administration)、「DICA」という。)が所管しているが、同規則は連邦最高裁判所が所管している。

ても同様に再生型の倒産制度（compromise, arrangement）が不十分であるが定められており、この手続は、倒産手続中か否かを問わず、開始することが可能であるとのことである。

このとおり、ミャンマーには倒産法制度は一応存在するものの、裁判所による倒産手続は、現状ほとんど利用されておらず、また、世界銀行が毎年発行している『Doing Business』の2016年版によるとミャンマーの倒産制度は、189か国中162位と評価されている。

(2) 目的等

こうしたミャンマー倒産法の現状の改革について、連邦最高裁判所は強い関心を有しており、司法戦略計画に基づく2016年活動計画においても、同改革が盛り込まれている。

本プロジェクトにおいては、連邦最高裁判所から、倒産法について、政策立案等を含む作業に対する支援を要請されたことなどを契機とし、平成27年（2015年）8月末から、連邦最高裁判所との間で、倒産法制の改革に関する活動を実質的に開始している。すなわち、本プロジェクトでは、連邦最高裁判所との間で倒産法制度に関するワーキンググループを設けて、現行法制度の調査研究、シンガポール及びインドの倒産手続改革に関する情報の提供を行うなどして、ミャンマーにおける倒産法制度改革の支援を行っている。

今次研修においては、これまでの現地活動に加え、倒産法制度一般に関する知識の更なる拡充を目指して講義を行うなどし、ミャンマーにおける倒産法制の改善に向けた議論に参加できる人材を育成するとともに、政策の企画立案の手法等について知見の提供を行うなどして、今後、ミャンマーが効率的な倒産法制を築いていく上での礎にすべく実施することとしたものである。

第2 研修の概要

今次研修の概要は、大きく(1) 倒産法制度一般に関する知識の拡充、(2) 倒産法制度改革のプロセスの改善、(3) 倒産法制度改革の基本的枠組に関する議論の深化を目的とする研修に分けられる。以下講義等のアウトラインについて簡単に記載する。

1 倒産法制度一般に関する知識の拡充

(1) 「民事法制における倒産法の意義」

慶應義塾大学大学院法務研究科の松尾弘教授から、事例（相殺の事例、担保権が設定された事例、代物弁済された事例）などを用い、倒産時における債権者の権利の保護、権利の変容などについて、民法等の基本法と比較しながら御講義いただいた。

(2) 「倒産法基礎」

千葉大学大学院専門法務研究科の杉本和士准教授から、倒産法制度の必要性、法的整理と私的整理、倒産手続の目的と分類、破産手続、民事再生手続の基本的な流れ、手続期間の役割及び責任などについて御講義いただいた。

(3) 「再生型倒産制度」

一橋大学大学院法学研究科の水元宏典教授から、日本の倒産法制度の歴史、会社更生と民事再生の違い、民事再生についての具体的な手続などについて御講義いただいた。

(4) 管財人について

ひいらぎ総合法律事務所の多比羅誠先生から、管財人の役割、管財人の心構え、管財人による財産換価の重要性、管財人による売掛金や貸金回収の重要性、監督委員の役割（職務、調査、債権調査のチェックなど）、管財人・監督委員に求められる資質、選任を避けるべき利害関係人、選任基準、人材育成などについて、弁護士としての立場から御講義いただいた。

2 倒産法制度改革のプロセスの改善

「民事関係法令の起草について」、「倒産法制の改正経緯について」

民事局内野宗揮参事官から、日本における法律の制定過程について、民事局所管法令の立法過程について、日本の倒産法制度の立法・制定過程、倒産法制度の改正、民事再生法の制定過程における実体法との調整などについて御講義いただいた。

3 倒産制度改革の基本的枠組に関する議論の深化

「新しい倒産制度を構築するにあたり考慮すべき事項」、「倒産法制の改革の基本的な枠組み」

日本の倒産実務をリードされている園尾隆司先生（元裁判官）から、日本の倒産法制度の歴史とその評価、日本の倒産法制度の歴史から学ぶべきこと（最先端の法津を導入することにより最先端の運用が生まれるわけではない、日本の旧倒産法制度が機能しなかった原因の分析と教訓、国情にあった制裁のレベルの検討、国情にあった適切な機関の設置、裁判所の役割等）について御講義いただいた。また、ミャンマーにおける将来の倒産法制度を設計する上で、どのような事項を考慮すべきかについて、ミャンマーの実情についての意見交換を踏まえて、アドバイス等していただいた。

4 訪問

東京地方裁判所民事第20部の中山孝雄部総括判事をはじめ裁判官、書記官の皆様から、同裁判所における標準的な破産手続の流れ、民事再生事件の概要と流れ、特色、パソコンを利用した事件管理等の存り方について御説明していただくとともに、債権者集会の様子についても見学させていただいた。

5 発表

最終日、園尾先生、多比羅先生にも御参加いただき、ミャンマー側参加者を二つに分けて、グループを作り、それぞれのグループから、「新しい倒産法制度の基本的な考え方」、「管財人に求められる資質や選任方法」について発表があった。参加者については、各所属機関の了解を得ておらず、正式な見解ではないことを前提に発表してもらい、前者については、新倒産法について清算型、再生型を含めたもので、かつ、個人破産と法人破産を併せたものが望ましいとの発表があった。後者については、法務官、執行官、

弁護士などが望ましいとの発表があった（会計士が望ましいとの意見はなかった。）。

第3 おわりに

今次研修が充実したものとなったのは、関係者の皆様の御協力及び御尽力のおかげであり、改めて、園尾先生、多比羅先生、松尾先生、水元先生、杉本先生、中山部総括判事を始めとする東京地方裁判所の皆様、内野参事官、公益財団法人国際民商事法センターの皆様、その他多くの関係者の方々に、心から御礼を申し上げたい。また、本稿第1の2で記載した情報は現地で活動中の小松専門家の調査の結果であり、その活動にも敬意を表したい。

最後に、倒産法支援分野は、アジア開発銀行など国際ドナーとの役割分担が難しい分野であり、ややもするとドナー間の競争に巻き込まれる可能性があるが、ミャンマーの実情に沿った倒産法制が構築されるべく、当部としては、関係者の皆様の協力を得ながら、ミャンマーに寄り添って、プロジェクト活動をバックアップしていきたいと考えている。

ミャンマー法整備支援プロジェクト第7回本邦研修 研修員

1	キン マウン ウィン
	Mr. Khin Maung Win Chairman of Judicial and Legal Affairs Committee / Member of Commission for Assessments of Legal Affairs and Special Issues, Pyithu Hluttaw 連邦議会（下院）議員（司法・法務委員会委員長，法務・特別問題査定審議会委員）
2	ヌエ ヌエ アウン
	Ms. Nwe Nwe Aung Representative of Mon State Constituency 2 / Member of Bills Committee, Amyotha Hluttaw 連邦議会（上院）議員（モン州第2選挙区代表，法案委員会委員）
3	タン タン ティント
	Ms. Than Than Tint Deputy Director, Civil Justice Department, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 民事局 副部長
4	ター ター
	Ms. Htar Htar Deputy Director, Law and Procedure Department, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 法案起草局 副部長
5	マー ラー トゥ
	Ms. Mar Lar Htut Assistant Director, Law and Procedure Department, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 法案起草局 部長補佐
6	テイン タイツ ウー
	Mr. Thein Htike Oo Assistant Director, Law and Procedure Department, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 法案起草局 部長補佐
7	ミー ミー トウエ
	Ms. Mie Mie Htwe Assistant Director, Law and Procedure Department, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 法案起草局 部長補佐
8	キン チョー オウン
	Ms. Khin Cho Ohn Director General, Prosecution Department, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 検察局長
9	ゾー ゾー トウエ
	Mr. Zaw Zaw Htwe Director, Legislative Vetting and Advising Department, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 法案審査助言局 部長
10	キン サンダー トウン
	Ms. Khin Thandar Tun Law Officer, Legislative Vetting and Advising Department, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 法案審査助言局 部付検事
11	ティダ アウン
	Ms. Thida Aung Deputy Director, Directorate of Investment and Company Administration, Ministry of Planning and Finance 国家計画経済開発省 投資企業管理局 副部長
12	ヌエ ニー ウィン
	Ms. Nwe Ni Win Staff Officer, Directorate of Investment and Company Administration, Ministry of Planning and Finance 国家計画経済開発省 投資企業管理局 部付
13	サイ チョー チョー
	Mr. Sai Kyaw Kyaw Deputy Director, Bank Supervision Department, Central Bank 中央銀行 銀行監督局 副部長
14	アウン チョー タン
	Mr. Aung Kyaw Than Assistant Director, Financial Institutions Regulation and Anti-Money Laundering Department, Central Bank 中央銀行 金融機関規制・反マネーロンダリング局 部長補佐

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 野瀬 憲範 (NOSE Kazunori)

国際協力専門官 / Staff Officer 井倉 美那子 (INOKURA Minako)

ミャンマー第7回本邦研修日程表

日	曜	10:00	12:30	14:00	17:00	
6	日	移動日				
6	月	9:30 JICAブリーフィング	11:00	13:00 ICDオリエンテーション	15:00 16:00 国会見学	
6	13		TIC	赤れんが 共用会議室	衆議院法制局	
6	火	10:00 講義「民事関係法令の起草について」	12:45	14:00 ミャンマー側からの発表	17:00	
6	14	民事局参事官室 参事官 内野 宗揮	赤れんが 共用会議室	研修員	赤れんが 共用会議室	
6	水	10:00 講義「民事法制における倒産法の意義」	12:30	14:00 講義「民事法制における倒産法の意義」	17:00	
6	15	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授 松尾 弘	赤れんが 共用会議室	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授 松尾 弘	赤れんが 共用会議室	
6	木	10:00 講義「倒産法基礎」	12:00	12:15 13:45 所長主催 意見交換会 ・写真撮影	14:00 講義「倒産法基礎」	
6	16	千葉大学大学院専門法務研究科 准教授 杉本 和士	赤れんが 共用会議室	日比谷パレス	千葉大学大学院専門法務研究科 准教授 杉本 和士	
6	金	10:00 講義「清算型倒産制度」	12:30	14:00 講義「再生型倒産制度」	17:00	
6	17	一橋大学大学院法学研究科 教授 水元 宏典	赤れんが 共用会議室	一橋大学大学院法学研究科 教授 水元 宏典	赤れんが 共用会議室	
6	土					
6	18					
6	日					
6	19					
6	月	10:00 講義「管財人の倒産制度における役割、求められる資質及び育成方法」	12:30	14:00 講義「倒産法制の改正経緯について」	17:00	
6	20	ひいらぎ総合法律事務所 弁護士 多比羅 誠	赤れんが 第一教室	民事局参事官室 参事官 内野 宗揮	赤れんが 第一教室	
6	火	10:00 講義「新しい倒産制度を構築するにあたり考慮すべき事項」	12:30	14:00 講義「新しい倒産制度を構築するにあたり考慮すべき事項」	17:00	
6	21	西村あさひ法律事務所 弁護士 園尾 隆司	赤れんが 共用会議室	西村あさひ法律事務所 弁護士 園尾 隆司	赤れんが 共用会議室	
6	水	10:00 講義「倒産法制の改革の基本的な枠組み」	12:30	14:00 講義「倒産法制の改革の基本的な枠組み」	17:00	
6	22	西村あさひ法律事務所 弁護士 園尾 隆司	赤れんが 共用会議室	西村あさひ法律事務所 弁護士 園尾 隆司	赤れんが 共用会議室	
6	木	10:00 裁判所訪問	12:00	13:30 発表準備	17:15	
6	23		東京地裁民事20部		赤れんが 共用会議室	
6	金	10:00 発表「倒産法制の改革の基本的な枠組み」及び総括質疑 (ミャンマー側からの総合発表)	12:10	12:30 13:30 【評価会/修了式】		
6	24	ひいらぎ総合法律事務所 弁護士 多比羅 誠 西村あさひ法律事務所 弁護士 園尾 隆司	赤れんが 共用会議室	赤れんが 共用会議室		
6	土	移動日				
6	25					

ミャンマー現地セミナー（和解・調停）

国際協力部教官

野 瀬 憲 範

横 山 栄 作

東 尾 和 幸

第1 はじめに

国際協力部の教官3名は、JICA ミャンマー法整備支援プロジェクトに関し、平成28年7月11日から同月13日までの間、ミャンマー連邦共和国において行われた「和解・調停等に関する現地セミナー」に参加したので、その概要を報告する。

第2 セミナー実施の背景・目的等

1 平成28年5月2日から同月6日にかけて、ミャンマー連邦最高裁判所との間で実施された知的財産裁判制度ワークショップが開催されたが、同ワークショップに参加した当研究所赤根智子所長（当時）が、訪緬の機会を捉えて同最高裁長官を表敬した。

その際、同長官から、連邦最高裁が和解・調停制度について関心を有しており、和解・調整制度についての協力依頼がなされた¹。

2 これを受けて、ミャンマー法整備支援プロジェクトの中での支援が可能か検討する前提として、ミャンマーにおける司法制度及びその運営を調査し、さらには、連邦最高裁と協議を行って、その要望を聴取することを目的として本ワークショップが計画された。

第3 セミナーの概要

1 日本側からは、当部からの出張者3名に加え、小松健太長期専門家、JICA本部の磯井美葉国際協力専門員など、連邦最高裁側の参加者は、ティンヌエソー副局長（Deputy Director General）を始めとする幹部20名であった（別添1参照）。

2 セミナーの日程は、別添2（セミナー日程）のとおりであり、日本側から、民事訴訟の基礎知識及び和解・調停制度の基礎知識に関する講義（東尾教官）、モンゴル及びネパールにおけるJICAプロジェクトの概要説明（磯井専門員）、ミャンマー側から連邦最高裁によるミャンマーにおける和解・調停制度の現状及び課題に関する発表（連邦最高裁 Assistant Director Thint Thint Htwe）が行われ、それを土台にして、民事紛争解決に向けた将来的な取組みについての協議が行われた。

3 連邦最高裁側からは、(1)民事訴訟を行うためには、非常に時間と費用がかかっており、司法アクセスしやすくするために、時間と費用を抑えることができる和解・調停

¹ 非公式には、それまでにもJICA長期専門家等に対し、依頼があったとの由。

制度を導入したいと考えていること、(2)裁判所の中に、日本と同様の民間の調停委員を置くことは困難であり、現行法の枠組みを維持して調停員の制度を導入するのであれば、研修を受けた裁判官ないし裁判所職員を宛てることを考えていること、(3)今後、民間で行われている和解・調停制度についての調査を行うなどし、かつ、パイロットコートを設置して和解・調停制度を実施したいと考えていることなど、現状と課題、将来に向けた構想などについて発表がなされた。

第4 おわりに

- 1 現時点で連邦最高裁側が考えている制度は、和解・調停の手続を独立させず、基本的には全て訴訟の中で和解・調停を行う²というもので、かつ、民事訴訟手続の一定の時点で和解・調停を試みることができるようにする³というものである。
- 2 また、今回の協議を通して、連邦最高裁が、こうした和解・調停制度を導入するにあたって、本邦研修などで日本の制度や考え方、諸外国法制との比較などについて研修を受けたいという意向であることも判明した。
- 3 連邦最高裁の意向及びミャンマーにおける民事訴訟の現状を踏まえ、今後、和解・調停制度導入に対する研修等を積極的に実施するなどの協力・支援を実施していくかにつき検討する必要がある。
- 4 和解・調停制度を円滑に運営するためには、民事訴訟における争点整理の必要性や、弁護士の理解を得て、協力関係を構築することが重要である点⁴などについても、視点を共有していくことが重要であると思われる。

また、USAID（アメリカ合衆国国際開発庁）が、民事訴訟における事件管理について支援を行っていることから、支援対象が重複しないよう、ドナー間調整についても留意しつつ、連邦最高裁との協議等を引き続き行っていく予定である。

² したがって、和解・調停で終わらせたいと思っている当事者も、いったん訴訟の手続に従って、相手方を提訴しなければならないことになる。

³ 日本では、訴訟のどの段階においても和解を試みることが可能であるが、連邦最高裁は、当事者による主張の前後など、ある特定の時点でのみ和解・調停に付すことを考えているとのこと。

⁴ ミャンマーの弁護士の中には、弁論期日に出廷した回数に、1回あたりの単価を乗じて弁護士を受け取る弁護士も少なからずいるとのことである。こうした形態で弁護士報酬を受け取っている弁護士にとっては、和解・調停制度が導入された場合、弁論期日が減少することによって弁護士報酬が減少することが見込まれることから、どのような形で、和解・調停制度に協力させるかという点も重要である。

**Discussion for Civil Litigation and Mediation/Settlement
(11-13 JULY 2016 – Park Royal Hotel, Nay Pyi Taw)**

Participants from the Supreme Court of the Union

1. Daw Tin Nwe Soe, Deputy Director General (Training/ IT/ Research)
2. Daw Khin Khin Cho, Director, International Relation and Research Department
3. Daw Thint Thint Htwe, Assistant Director, International Relation and Research Department
4. U Myo Kyaw Aung, Staff Officer, International Relation and Research Department
5. U Kyaw Swar Lin, Staff Officer, International Relation and Research Department
6. Daw Su Nanda Hlaing, Staff Officer, International Relation and Research Department
7. U Htay Aung, Assistant Director, Information Technology and Public Relation Department
8. Daw Ei Ei Khin, Deputy Director, Law and Procedure Department
9. Daw Tint Tint Htay, Assistant Director, Law and Procedure Department
10. Daw Marlar Htut, Assistant Director, Law and Procedure Department
11. U Min Thant, Staff Officer, Law and Procedure Department
12. Daw Thi Thi Oo, Deputy Director, Training Department
13. U Moe Kyaw, Assistant Director, Training Department
14. U Kyi Min Soe, Assistant Director, Writ Department
15. Daw Aye Aye Than, Deputy Director, Civil Justice Department
16. Daw Nhin KathyWin, Assistant Director, Civil Justice Department
17. Daw Hlaing Hlaing Wai, Assistant Director, Lawyer and Inspectorate Department
18. Daw Soe Nyan, Deputy Director, Criminal Justice Department
19. U Ye Lwin, Assistant Director, Criminal Justice Department
20. Daw Phyu Phyu Thaw, Staff Officer, Criminal Justice Department



Discussion for Civil Litigation and Settlement/Mediation



Date: 11-13 July 2016

Venue: Park Royal Hotel

Program:

Day 1 (11 July)

- 9:15 Registration
- 9:30 - 9:40 Opening Remarks by SCU
- 9:40 - 9:50 Opening Remarks by MOJ of Japan
- 9:50 - 10:10 Coffee break
- 10:10 - 12:30 Session 1

“Fundamentals of Civil Litigation”

- Presentation by Mr. Higashio (MOJ of Japan)
- Q&A

12:30 - 14:00 Lunch

14:00 - 16:30 Session 2 (20 minutes Coffee break)

“Basic Knowledge on Settlement and Mediation”

- Presentation by Mr. Higashio (MOJ of Japan)
- Q&A

Day 2 (12 July)

9:30 - 10:00 Registration/Coffee Break

10:00 - 11:00 Session 3

“Current Legal Structure for Mediation and Settlement in Myanmar and current practice of them and challenges”

- Presentation by SCU
- Q&A

11:00 - 12:30 Session 4

“Introduction of JICA’s cooperation for establishing Settlement/Mediation system in Mongolia and Nepal”

- Presentation by Ms. Isoi, Senior Advisor (JICA HQs)
- Q&A

12:30 - 14:00 Lunch

14:00 - 16:30 Session 5 (20 minutes Coffee break)

“Future cooperation on improvement of civil disputes resolution”

- Discussion

Day 3 (13 July)

9:30 - 10:00 Registration/Coffee Break

10:00 - 12:20 Session 5 (continued)

“Future cooperation on improvement of civil disputes resolution”

- Discussion

12:20 - 12:30 Closing Remarks by SCU

12:30 - 12:40 Closing Remarks by MOJ of Japan

12:40 - 13:30 Lunch

インドネシア法・司法人材育成強化共同研究

国際協力部教官

石田 正 範

第1 はじめに

当部は、インドネシア共和国（以下「インドネシア」という。）における法整備支援活動として、従前から種々の共同研究等を実施し、平成19年ないし平成21年の間には、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）による同国最高裁判所を実施機関とする「インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト」に全面的に協力し、同プロジェクト終了後は同裁判所と共同研究等を実施するなどしてきたところであるが、今般、平成27年12月から、JICAによる新規プロジェクトとして、同裁判所に加え、同国法務人権省法規総局¹（以下「法規総局」という。）及び同省知的財産総局²（以下「知財総局」という。）をも実施機関とする「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）³が開始された。

当省は、本プロジェクトについても全面的に協力し、平成28年2月から検事2名をインドネシアへ長期派遣するなどもしている。

一方、本プロジェクトのインドネシア側実施機関のうち、インドネシア最高裁判所及び知財総局は、長年にわたり当省又は日本の特許庁の支援を受けるなどした経験があり、日本側関係機関との間に一定の人的関係が存するのに対し、法規総局はその経験がなく、当部と法規総局との間の人的関係もほぼ皆無の状況にあったほか、本プロジェクトについては、その開始からまだ間もないこともあり、法規総局を実施機関とする部分の具体的活動内容については、長期派遣中の検事を介するなどして法規総局と協議、検討を継続しているものの、未だ確定しておらず、今後更なる協議、検討を進めていく必要があった。

そこで、本プロジェクトの開始間もない平成28年5月21日ないし29日の間（移動日含む）⁴、法規総局幹部に日本の立法過程、関係機関の位置付け等について基本的な理解を深めてもらい、今後本プロジェクトにおいて取り組むべき課題について認識の共有を図るとともに、本プロジェクトの活動に対する法規総局側の要望を可能な限り具体的に聞き出すほか、当部と法規総局との間の人的関係の構築を図ることなどを目的として、法規総局長をはじめとする法規総局幹部6名⁵を本邦に招へいし、インドネシア法・司法人材育成

¹ 日本における内閣法制局等に相当する組織である。

² 日本における特許庁等に相当する組織である。

³ 平成32年12月までの5年間で予定。本プロジェクトの詳細については、横幕孝介 JICA 長期派遣専門家が執筆した ICD NEWS 第67号（2016年6月）51ページ「[インドネシア] インドネシア新プロジェクトがスタート～ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト～」を参照されたい。

⁴ 日程は、別添1「インドネシア法・司法人材育成強化共同研究日程表」のとおりである。

⁵ インドネシア側研究員は、別添2「インドネシア法・司法人材育成強化共同研究研究員名簿」のとおりである。

強化共同研究（以下「本共同研究」という。）を実施した。以下、その概要を報告する。

第2 本共同研究の概要

1 インドネシア側研究員による発表

インドネシア側研究員のうち、ウィドド・エカチャーヤナ総局長、プリヤント事務局長、ナスルディン第二法制調整局長及びダハナ・プトラ法制部長から、インドネシアにおける立法手続、法規総局の組織、役割等についてそれぞれ発表を受けた上、各発表者と日本側専門家及び当部教官らとの間で、各発表の内容等に関して質疑応答を実施した。

前記各発表及び質疑を通じて、インドネシアにおける各種法令間の序列、大統領令の位置付け、法規総局の具体的権能、アカデミックペーパー⁶の役割、違憲審査制の内容、法案作成時の省庁間の調整方法等について、日本側の理解を相当程度深めることができ、今後本プロジェクトの具体的活動内容を検討していくに当たって有益な情報を得ることができた。



インドネシア側研究生による発表

2 講義

(1) 「日本の立法過程」

当職から、「日本の立法過程」と題して、日本における法令の体系、中央省庁の組織概要、法律の制定過程、内閣法制局の組織・役割、違憲審査制等について講義を実施した。

(2) 「日本の司法制度の概要」

当部湯川亮教官から、「日本の司法制度の概要」と題して、日本の司法制度の特徴、裁判所の組織・位置付け、刑事裁判手続、弁護士の役割、法曹養成制度等について講義を実施した。

⁶ 法案作成過程で作成される立法事実等が記載された書面。

3 訪問

(1) 大阪高等検察庁

大阪高等検察庁検事長及び同庁次席検事を表敬訪問し、同検事長から同検察庁の組織、業務内容、日本における法務省の役割等について説明を受けた。

(2) 大阪地方検察庁

大阪地方検察庁検事正を表敬訪問し、同検事正から同庁の組織、業務内容、日本における検察庁の役割等について説明を受けた。

(3) 北浜法律事務所

北浜法律事務所を訪問し、同事務所の坂元靖昌弁護士及び下西正孝弁護士から、日本の立法過程における弁護士の役割、日系投資家から見たインドネシア法令の問題点等について説明を受けた。

(4) 大阪地方裁判所

大阪地方裁判所長を表敬訪問したほか、同裁判所で係属中の刑事裁判を傍聴し、同裁判所裁判官から、日本の刑事裁判手続、同裁判所の事件処理状況等について説明を受けた。

4 意見交換

インドネシア側研究員と、島田弦名古屋大学大学院教授、平石努弁護士、藤本治彦大阪地方検察庁堺支部副支部長ら日本側専門家及び当部教官との間で意見交換を行い、その中でウィドド・エカチャーヤナ総局長から、本プロジェクトの活動内容として、インドネシアの法令作成に関する基本法（2011年法律第12号）の改正作業への支援の要請など、いくつかの建設的かつ具体的な提案がなされた。

第3 所感

前記のとおり、本プロジェクトにおける法規総局を実施機関とする部分については、その具体的活動内容が確定しておらず、現地でのワーキンググループ等も未だ開催されていない状況にあったが、本共同研究においては、これまで日本側が明確に把握しきれていなかったインドネシアの立法過程における法規総局の役割等について、一定の理解を得ることができたほか、各講義、訪問を通じて、インドネシア側研究員に日本の立法過程、関係機関の位置付け等について知見を提供することができ、それらは、インドネシアの立法過程、法令の整合性等に関する問題点等について、法規総局側に更なる気づきのきっかけを提供する役割も果たせたものと思料する。

とりわけ、北浜法律事務所における、日系投資家から見たインドネシア法令の問題点についての説明は、インドネシア側研究員から、「これまでに外国人からそのような話を直接言われたことはなく、非常に参考になった。」旨の感想が得られるなど、強いインパクトを与えた模様であった。

また、本共同研究を通じて、当部及び法規総局の関係者間で、一定の信頼関係を築くこともでき、これらは今後本プロジェクトを円滑に進めていく上で有意義であると思われる。

最後に、非常に御多忙の中、本共同研究に御協力いただいた日本側専門家の皆様、訪問先である大阪高等検察庁、大阪地方検察庁、北浜法律事務所及び大阪地方裁判所の関係者の皆様、並びに通訳の呼子紀子氏に対し、この場を借りて改めて深く感謝申し上げたい。



記念集合写真

平成28年度インドネシア法・司法人材育成強化共同研究日程表

[教官:石田教官, 横山教官, 湯川教官, 担当専門官:伊地知統括専門官, 岸田専門官]

月日	曜日	10:00	12:30	14:00	17:00	
5	土	移動日				
21						
5	日	移動日				
22						
5	月	10:00～12:00 オリエンテーション 国際協力部教官 横山栄作 国際会議室	12:30～13:30 所長主催 意見交換会	14:00～15:30 講義「日本の立法過程について」 国際協力部教官 石田正範 国際会議室	16:00～16:30大阪地検, 16:30～17:00大阪高検 大阪地検検事正 上野友慈 大阪高検検事長 伊丹俊彦 次席検事 北川健太郎 表敬	
23						
5	火	10:00～12:30 インドネシア側発表(インドネシアにおける立法手続と現下の課題) ウイッド法規総局長 名古屋大学大学院教授 島田弦 弁護士 平石努 国際会議室 JICA本部		14:00～17:00 意見交換(インドネシアにおける立法手続と現下の課題, プロジェクト活動プランの策定に向けて) 名古屋大学大学院教授 島田弦 大阪地検検事支部副支部長 藤本治彦 弁護士平石努 国際会議室 JICA本部		
24						
5	水	10:00～12:30 意見交換(プロジェクト活動プランの策定に向けて) 名古屋大学大学院教授 島田弦 国際会議室		13:30～16:30 意見交換(プロジェクト活動プランの策定に向けて)		
25						
5	木	10:00～12:30 弁護士事務所訪問 北浜法律事務所		14:00～17:00 講義「日本の司法制度の概要」 国際協力部教官 湯川亮 国際会議室		
26						
5	金	10:00～12:00 大阪地方裁判所訪問 大阪地方裁判所		13:15～16:15 総括質疑 (全体を通じての質疑応答等) 弁護士 平石努 国際会議室		
27						
5	土	資料整理				
28						
5	日	移動日				
29						

インドネシア法・司法人材育成強化共同研究

1	ウイドド・エカチャーヤナ
	Mr. Widodo Ekatjahjana
	法務人権省法規総局長
2	プリヤント
	Mr. Priyanto
	法務人権省法規総局事務局長
3	ダハナ・プトラ
	Mr. Dhahana Putra
	法務人権省法規総局法制部長
4	ラディタ・アジ
	Mr. Radita Ajie
	法務人権省法規総局事務局協力課長
5	ナスルディン
	Mr. Nasrudin
	法務人権省法規総局第二法規調整局長
6	トゥリ・ワユニンシ
	Ms. Tri Wahyuningsih
	法務人権省法規総局事務局広報協力課長

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 石田正範 (ISHIDA Masanori) 湯川亮 (YUKAWA Ryo)

国際協力専門官 / Administrative Staff 岸田俊輔 (KISHIDA Shunsuke) 井倉美那子 (INOKURA Minako)

【海外出張】

法務大臣インドネシア共和国訪問

国際協力部教官

石田正範

第1 はじめに¹

岩城光英法務大臣（以下「岩城法務大臣」という。）は、平成28年5月3日ないし5日の間、インドネシア共和国（以下「インドネシア」という。）法務人権大臣及び同最高裁判所長官と各会談するとともに、「日本・インドネシア間の司法・法務分野における協力関係増進記念式典」へ出席することなどを目的として、インドネシアを訪問（以下「本訪問」という。）したので、その概要を報告する。

第2 本訪問の背景

当省は、これまで、インドネシアにおいて、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）によるインドネシア最高裁判所を実施機関としたプロジェクトに協力したり、当省独自で同裁判所関係者を日本に招いて共同研究を実施したりするなどして、法制度整備支援活動を進めてきたところ、平成27年12月、JICAの新規プロジェクトとして、「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）が開始された²。

本プロジェクトは、インドネシア最高裁判所、同法務人権省³法規総局及び同省知的財産総局を実施機関として、同国の投資環境改善、経済成長等を図ることなどを目的とするもので、同国及び同国に投資、進出する日本企業等の双方にとって有意義であると思料される。

当省は、我が国の特許庁と共に、本プロジェクトに全面的に協力しており、平成28年2月から、検事2名（うち1名は裁判官出身）をインドネシアにJICA長期派遣専門家として派遣しているほか、同国関係者を継続的に日本に招いて本邦研修を実施することも予定している⁴。

そこで、日本・インドネシア両国の法務・司法分野における高位者間において、緊密な関係を構築するとともに、インドネシア側の本プロジェクトへの更なる協力を促し、その成果を最大限にすることなどを目的として、今般、岩城法務大臣がインドネシアを訪問した。

¹ 本稿における役職はいずれも当時のもの。

² プロジェクト期間は、平成32年12月までの5年間を予定している。

³ インドネシア法務人権省は、日本の法務省、内閣法制局、特許庁等の権能を併せ持つ。

⁴ 平成28年7月20日ないし同月29日の間、インドネシア最高裁判所、同国法務人権省法規総局及び同省知的財産総局の関係者合計21名を対象に、本邦研修を実施した。

第3 インドネシア法務人権大臣との会談

岩城法務大臣は、平成28年5月4日、インドネシア法務人権省において、ヤソンナ・ハモナガン・ラオリー法務人権大臣（以下「ヤソンナ法務人権大臣」という。）と会談した。

この会談では、岩城法務大臣から、両国関係の重要性や、当省が本プロジェクトを重視していることなどが伝えられ、一方、ヤソンナ法務人権大臣から、これまでのインドネシアに対する日本の支援、投資や本プロジェクトに対する感謝の意が伝えられたほか、知的財産権関連法の規則制定に関する支援、人材育成などといった、本プロジェクト活動に関する要望や、インドネシア法務人権省及び当省の協力関係の更なる強化について、積極的かつ具体的な発言がなされた。



岩城法務大臣とヤソンナ法務人権大臣の会談

第4 インドネシア最高裁判所長官との会談

岩城法務大臣は、平成28年5月4日、インドネシア最高裁判所において、ハッタ・アリ同裁判所長官と会談した。

この会談では、岩城法務大臣から、両国関係の重要性や、当省が本プロジェクトを重視していることなどが伝えられ、一方、ハッタ・アリ最高裁判所長官から、本プロジェクトを含めたこれまでの日本から同裁判所への支援に対する感謝が伝えられたほか、知的財産に関する裁判官のトレーニング教材等の編纂、知的財産関連法令の整備などといった本プロジェクト活動に関する要望や、同裁判所及び当省の協力関係の更なる強化について、積極的かつ具体的な発言がなされた。



岩城法務大臣とハッタ・アリ最高裁判所長官との会談後の記念撮影

第5 JICA プロジェクトオフィス視察

岩城法務大臣は、平成28年5月4日、本プロジェクトの各長期派遣専門家らの執務場所であるJICAプロジェクトオフィスを視察訪問した。

前記オフィスでは、安藤直樹 JICA インドネシア事務所所長及び各長期派遣専門家から、本プロジェクトの現状、インドネシアの公的機関の現状、現地での苦労等について説明がなされ、一方、岩城法務大臣から、本プロジェクト関係者に対する労いの言葉がかけられた。



岩城法務大臣の JICA プロジェクトオフィス視察

第6 記念式典

平成28年5月4日、ジャカルタ市内において、「日本・インドネシア間の司法・法務分野における協力関係増進記念式典」が盛況に開催された。

この式典には、日本側は、岩城法務大臣をはじめとして、谷崎泰明駐インドネシア日本国大使、赤根智子法務省法務総合研究所所長、井倉義伸 JICA 産業開発・公共政策部長、安藤直樹 JICA インドネシア事務所所長、春日原大樹 JETRO ジャカルタ事務所所長、小畑郁名古屋大学法政国際教育協力研究センター長・同大学大学院法学研究科教授、福田知

史ジャカルタジャパンクラブ理事長（丸紅インドネシア社長）ら、インドネシア側は、ヤソナ法務人権大臣及びハッタ・アリ最高裁判所長官をはじめとして、ラムリ法務人権省知的財産総局長，シャリフディン最高裁判所副長官，スワルディ同副長官，タクディル同副長官ら，合計 80 名以上の日本・インドネシア両国の司法・法務，企業関係者らが出席した。

式典では，ヤソナ法務人権大臣及びハッタ・アリ最高裁判所長官から，改めて，日本・インドネシア両国の関係の重要性，本プロジェクトへの感謝，期待の言葉が述べられた。



記念式典にて挨拶する岩城法務大臣



ヤソナ法務人権大臣（左）とハッタ・アリ最高裁判所長官（右）との記念撮影



記念式典出席者との記念撮影

第7 おわりに

前記のとおり、本プロジェクトは平成27年12月に開始され、平成28年2月に当省から検事2名がJICA長期派遣専門家としてインドネシアへ派遣されたところ、それらから間もない時期に、岩城法務大臣がインドネシアを訪問し、本プロジェクトの実施機関の長であるインドネシア法務人権大臣及び同最高裁判所長官とそれぞれ会談し、当省が本プロジェクトを重視していることを直接伝え、両名から本プロジェクトへの具体的要望等を伺ったことや、記念式典において、日本・インドネシア両国の法務・司法、企業関係者らが一堂に会し、両国間の法務・司法分野における協力関係の重要性を再確認し、率直な意見交換等により懇親を深めることができたことは、今後本プロジェクトを円滑に進め、その成果を最大化する上で、非常に意義深いものであったと思われる。

最後となるが、本訪問に多大なご協力をいただいた在インドネシア日本大使館、JICA、ジャカルタジャパンクラブ等の関係機関の皆様方に、この場を借りて改めて御礼申し上げます。

【部内研修】

法制度整備支援活動の対象国に係る政治，社会，文化等の情勢及び言語に係る研究会（ビルマ（ミャンマー）及びインドネシア）について

国際協力部教官

大西宏道

第1 はじめに

法務省法務総合研究所国際協力部が行う法制度整備支援活動に当たっては、対象国の政治，社会，文化等の情勢を踏まえて、現地の政府関係者及び司法関係者と直接調整する必要がある上、法制度整備支援活動が進展し、法案等が作成され、最終的に正式な文書となった場合は、対象国の現地の言語が使用される。このように、法制度整備支援活動においては、法的知識はもとより、対象国の政治，社会，文化等の情勢に係る知識に加え、対象国の現地の言語に係る知識について、一定程度備えていることが有用である。

そこで、我が国の法制度整備支援活動を担う者の能力の向上を図るとともに、効果的な法制度整備支援活動の実現を図るため、当部で法制度整備支援活動に当たる法務教官等が、対象国の政治，社会，文化等の情勢と共に現地の言語を研究する機会を設けることとなった。

研究会の開催に当たっては、大阪大学大学院言語文化研究科の協力を得て、東南アジア地域の各国の政治，社会，文化等の情勢及び言語を専門とする同科言語社会専攻の教員により、同内容の基本的な事項について講義を実施してもらうこととなった。

第2 ビルマ（ミャンマー）研究会について

平成28年6月28日（火）、大阪大学大学院言語文化研究科言語社会専攻の加藤昌彦教授から、ビルマの政治，社会，文化等の情勢について、ビルマの歴史，ビルマにおける少数民族の情勢，東南アジアにおける言語分布等を踏まえながら、講義がなされるとともに、ビルマ人の考え方，生活様式等を踏まえながら、ビルマ語の講義がなされた。

第3 インドネシア研究会について

平成28年7月11日（月）、大阪大学大学院言語文化研究科言語社会専攻の菅原由美准教授から、インドネシアの政治，社会，文化等の情勢について、インドネシアの歴史及び宗教，インドネシア人の国民意識等を踏まえながら、講義がなされるとともに、インドネシア人の考え方，慣習等を踏まえながら、インドネシア語の講義がなされた。

第4 おわりに

今後も、ベトナムを対象とした研究会を実施するほか、本年度末までにかけて、複数回の研究会を実施する予定である。

知的財産制度に関する部内勉強会

国際協力部教官

野瀬 憲 範

第1 はじめに

- 1 7月7日、明治大学法科大学院教授の熊谷健一教授をお招きし、当部関係者を対象として、知的財産関係についての勉強会を行った。
- 2 ご案内のとおり、当部が協力する JICA 法整備支援プロジェクトに関し、ミャンマーにおいては、知的財産紛争解決制度についてアドバイザリーグループを立ち上げるなどして同国の知的財産紛争解決制度のスキーム作りに協力をしており、また、インドネシアにおいても、同国最高裁判所を対象として裁判官の知財研修カリキュラム・教材の作成及び人材育成・知財訴訟・仮処分等の審理手続改善を、インドネシア法務人権省法規総局を対象として知財関連法細則の改定などの協力をしている。
- 3 知的財産制度は、非常に専門的かつ国際条約も絡んで複雑で、当部関係者は必ずしも、同制度等に明るくないことから、同制度の歴史的背景や国際的な動向についてご講義いただき、今後の執務の参考とすべく本勉強会を開催したものである。

第2 概要

- 1 講義は、「我が国の知的財産制度の歴史」、「知的財産の保護に関する国際条約と国際動向の概要」、「知的財産制度の整備支援の現状と課題」の3つのテーマについて、三部構成で行われた。
- 2 第一部においては、「江戸時代の産業奨励策」、「明治初期の混乱と制度の創設」、「不平等条約の解消と外国人の権利保護」、「パリ条約への加盟と欧米の事情」、「我が国の技術発展への貢献」、「発明奨励事業と第二次世界大戦の勃発」、「企業における特許管理と提案活動」、「出願の増大と電子化」、「経済のグローバル化の影響」などについてご説明いただいた。
- 3 第二部においては、「工業所有権の保護に関するパリ条約の特徴と問題点」、「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の特徴と問題点」、「TRIPs 協定（知的財産の貿易関連の側面に関する協定）の背景と意義」、「特許協力条約（PCT）」、「特許法条約（PLT）」、「国際特許分類に関するストラスブール協定」、「マドリッド協定議定書（マドリッドプロトコール）」等の位置づけや意義についてご説明いただいた。
- 4 第三部においては、TRIPs 協定成立後の途上国に対する支援のあり方、ASEAN 諸国の課題、今後取り組むべき課題としての世界最速・最高品質の審査の実現、国際連携の推進などについてご説明いただいた。

【来 訪】

大阪大学法学部学生らによる国際協力部訪問

国際協力部教官

松 尾 宣 宏

本年6月24日午後、大阪大学法学部・藤本利一教授が、御自身が主宰するゼミの学部学生ら13名とともに、国際協力部（以下、「当部」という。）を訪問されました。

藤本教授には、当部が本年6月18日に実施した公開シンポジウム「法整備支援へのいざない」¹における、大阪大学での広報に関して多大な御協力をいただいたのですが、あいにく、当日は、同大学法学部学生の多くの方々が学内行事と重なり、「法整備支援へのいざない」に出席できなかったことから、別の機会に当部を訪問し、学生に法制度整備支援について講義をしてほしいとの御依頼をいただき、本訪問が実現しました。

藤本教授と学生の方々には、大阪地方検察庁（当部と同じ建物内にあります）の見学に引き続き、当部国際会議室にお越しいただき、そこで、当部部長のほか、教官3名でお迎えいたしました。当部部長から御挨拶をさせていただいた後、当職から、「法整備支援へのいざない」の冒頭で行ったプレゼンテーション（「法分野の国際協力の全体像を知る～法整備支援の担い手たち」）を行い、続けて、当部の湯川亮教官から、裁判官の法制度整備支援への関わりについてプレゼンテーションを行い、最後に、統括質疑応答を行いました。学生の方々からは活発な発言があったことから、当部の活動や法制度整備支援に更なる関心をもっていただけたものと思います。

このような広報は、若い世代の方々に、法制度整備支援や当部の活動に関心をもつていただくとともに、当部の教官が改めて法制度整備支援の意義について考えを深めるための絶好の機会であり、また、訪問された方々からも、「法制度整備支援に対する理解が深まった。」「仕事の内容を知ることができる貴重な機会を提供してもらいよかった。」などの感想をいただくなど、双方にとって、大変貴重な経験になったと思います。

法制度整備支援の裾野を広げるためにも、当部では、引き続き、このような講義の機会を積極的に提供していきたいと思っております。

御関心がおありの方は、当部まで遠慮なく御相談くださいませ。

御訪問をお待ちしております！

¹ 詳細については、本号における小職の拙稿をご覧ください。

【講義・講演】

2016年5月から同年7月までの期間中、法務総合研究所国際協力部の教官等が行った講義・講演は下記のとおりである。

記

1 関西大学法科大学院生に対する講義

日 時 2016年5月26日
場 所 関西大学法科大学院
対 象 関西大学法科大学院生
テーマ 法制度整備支援と国際協力部
担 当 国際協力部教官 松尾宣宏

2 東京地方裁判所における講演

日 時 2016年6月27日
場 所 東京地方裁判所
対 象 東京高裁，東京地裁，東京家裁の裁判官
テーマ 法制度整備支援と裁判官の役割
担 当 国際協力部長 阪井光平，国際協力部教官 東尾和幸，国際協力部教官 湯川亮

3 司法修習生に対する講義

日 時 2016年6月29日
場 所 大阪地方検察庁
対 象 2015年12月採用大阪配属司法修習生（第69期）
テーマ 法制度整備支援と裁判官の役割
担 当 国際協力部教官 湯川亮

4 立命館大学政策科学部生に対する講義

日 時 2016年6月30日
場 所 立命館大学
対 象 立命館大学政策科学部生
テーマ (1) 法制度整備支援と日本の裁判制度
(2) 日本の刑事司法
担 当 国際協力部教官 伊藤浩之，国際協力部教官 横山栄作，国際協力部教官 東尾和幸

5 摂南大学看護学部生に対する講義

日 時 2016年7月8日

場 所 摂南大学

対 象 摂南大学看護学部生

テーマ (1) 法制度整備支援活動

(2) 検事の役割

担 当 国際協力部教官 伊藤浩之, 国際協力部教官 横山栄作

専門官の眼

国際協力専門官

岸 田 俊 輔

～はじめに～

国際協力専門官として配置されてから1年半が経過しました。

私は、平成19年10月、大阪地方検察庁に検察事務官として採用されました。

主に捜査公判部門で勤務していく中で、被疑者や被害者を始めとする事件関係者と向き合い、使命感を持って職務に取り組む検察事務官の役割にとってもやりがいを感じていました。

検察事務官として今後の進路について考えていた矢先、人事課長から、国際協力部への異動を打診されました。引き続き検察事務官として捜査公判に従事するか、新たな分野に挑戦するかで非常に悩みましたが、国際関係の業務に携わることができるのはまたとない機会だと思いましたので、国際協力部への異動を受諾しました。

本稿では、国際協力部における専門官の業務を中心に執筆したいと思います。

～国際協力部の業務～

日本では、政府機関のほか、大学や弁護士会等が「法制度整備支援」を行っています。「法制度整備支援」とは、端的に言うと、相手国からの要請に応じ、様々な法律の草案作りや法律家の養成などを支援することです。

国際協力部では、独立行政法人国際協力機構（JICA）からの協力依頼に基づき、東南アジアを中心とする支援対象国（ベトナム、カンボジア、ミャンマー等）から研修員（政府機関職員、法律家等）を日本に招き、各国ごとに異なる内容の研修を実施しています。この研修では、日本の法分野における実務を知ってもらうため、裁判所を訪問し、あるいは、法律の理論的な理解を深めるため、研究者等による講義を実施しています。

研修の企画立案や準備は、教官（検事、裁判官出身者、法務省行政職出身者）の主たる業務です。また、必要に応じて、研修用教材の作成や研修での講義を教官が行います。

専門官は、法制度整備支援の重要な活動の一つである研修を円滑に実施するため、主に、事務的な面からのサポートを行っています。

研修実施に当たっては、法律理論や実務に詳しい大学の先生方に講師を務めていただいたり、裁判所等の日本の司法関係機関を訪問したりするため、各方面の協力が不可欠です。また、各国研修員の母国語を用いて研修を行うので、通訳人の協力も欠かせません。

そのため、専門官は、例えば、講師や通訳人との日程調整、講師派遣や訪問依頼のための正式な文書の作成などの事務を担当します。当然のことながら、講師の先生や訪問先には本来の業務があるわけですから、数か月前には予定を決めなければなりませんし、日程変更があったら速やかに連絡しなければなりません。

また、期間中の宿泊ホテルや車の手配等に関しても、専門官が中心となって行い、例えば、近距離の移動については天候を想定して、晴天であれば徒歩で、雨天であれば車でというように、あらゆる事態に対応できるようスケジュールを組む必要があります。

研修とは別に、国際協力部で勤務していると、支援対象国へ出張して、現地で開催されるセミナーに参加する機会があります。関係機関を訪問し、意見交換や施設見学を通じて現地の実情も調査します。

以下、私が担当したインドネシア研修とラオスの現地セミナーについて紹介したいと思います。

～インドネシア研修～

インドネシアでは、今般 JICA が、平成 27 年 12 月、インドネシア最高裁判所、同法務人権省法規総局及び同省知的財産総局（これらの 3 機関を、以下「実施 3 機関」という。）を実施機関とし、知的財産保護制度の強化及び知的財産法令を中心とした法的整合性を確保するための手続整備を目的とした新規プロジェクトを開始しました。

平成 28 年 7 月 20 日から同月 29 日までの間、新規プロジェクトを開始して初めての研修ということで、実施 3 機関合同での日本で研修を実施しました。

ご存じの方も多いと思いますが、インドネシアは、国民（約 2 億 5,000 万人）の約 9 割がイスラム教徒です。これは、一国のイスラム教徒人口としては世界最大です。研修員は合計 21 名だったのですが、そのうち 17 名がムスリム（イスラム教徒）でした。

ムスリムは、豚肉を一切食べません（ヒンドゥー教徒は牛肉を食べませんが、これは牛を神聖なものと考えているためです。一方、イスラム法は豚を不潔・不浄のものと考えているため、ムスリムは豚肉を食べないようです。）。また、イスラム法では、アルコールも禁忌（タブー）とされています。

そのため、研修期間中の食事には常に気を遣いました。普段の昼食をどうするかについて JICA 担当者と検討し、外食の際には、豚肉は出さず、みりんなどアルコールが含まれた調味料も使用しないよう店側にお問い合わせなどの工夫をしました。研修の公式行事として、意見交換会や懇談会があるのですが、そこでの食事についても同様の対応をしました。

また、ムスリムは、1 日に 5 回、お祈り（サラート）をしなければなりません。研修中であっても例外ではなく、午後零時過ぎ及び午後 3 時過ぎにお祈りの時間を設けました。お祈り前には身を清めるため、手足を洗う必要があります。実は、過去のインドネシア研修で、研修員が庁舎内のトイレで手足を洗い、周囲を水浸しにして大変なことになったという話を聞いていました。そこで、今回は、手足を洗った後は専門官がすぐに雑巾で水を拭き取るという対策を行いました。もちろん、お祈りのための部屋も準備しました。お祈りはメッカの方角（日本から見ると西北西）に向かって行わなければいけませんので、スマートフォンの方角アプリを駆使して「西北西」を調べ、研修員にメッカの方角を教えました。

食材の配慮やお祈り部屋の準備など、研修実施に当たっては考慮すべき点が多々ありま

すが、研修員が私たちの対応に感謝の気持ちを伝えてくれると、全ての苦勞が報われます。

このように、研修実施に当たっては、互いの信頼関係を築く上でも、相手国の文化・宗教を尊重し、十分に配慮する必要があると思います。



受講風景

～ラオス現地セミナー～

昨年7月にラオスへ、現地で開催されるセミナーに参加するため出張しました。

ラオスは、東南アジアのインドシナ半島を流れるメコン川の中流域に位置する国で、正式名をラオス人民民主共和国といいます。豊かな自然に囲まれ、国民の大部分は敬虔な仏教徒で、非常に穏やかな国民性を感じます。

ラオスの方々と接する機会は多くあったのですが、いつも笑顔で、私がラオス語で挨拶をすると喜んで日本語で挨拶を返してくれました。

現地セミナーでは、ラオスの司法機関（裁判所、検察庁、弁護士会）が一堂に会し、今後、日本の研修で何をテーマとするかなどを話し合う会議が行われました。

会議の具体的な内容は割愛しますが、専門官は、会議中、議事録係として、会議の主要事項や討議の状況をパソコンで記録します。会議中はICレコーダーで議事内容を録音し、会議終了後、聞き取れなかった内容などを再確認します。こうして作成した議事録は、今後の研修を企画立案する上での資料になります。

海外出張での楽しみの一つに、現地での食事があります。

ラオスの主食は、うるち米ではなく、「カオ・ニャオ」と呼ばれるもち米で、竹で編んだ「ディップ・カオ」というおひつに入って出されます。ディップ・カオの中からカオ・ニャオをひとつまみ取り、軽く握って固めた後、くぼみを作り、その中におかずを挟み込んで食べるというのが一般的な食べ方です。

ラオスの料理は本当においしく、朝食はホテルのバイキングで食べ、昼食と夕食はラオ

スに派遣されている長期専門家の検事と一緒に首都ビエンチャン市内のレストランなどで食べて、ラオス料理を満喫しました。



現地セミナーの様子



ラオスの主食「カオ・ニャオ」

～終わりに～

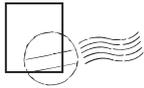
国際協力部へ異動した当初は、検察庁とは異なる業務に右往左往し、今後、果たしてどうなるのかと不安と焦りの毎日を過ごしました。

しかし、研修業務を担当させていただいたり、現地セミナーに参加させていただくなど責任ある仕事を行う中で、少しずつですが専門官の業務に慣れ、専門官としての役割を果たすことで日々の業務にやりがいを感じるようになりました。

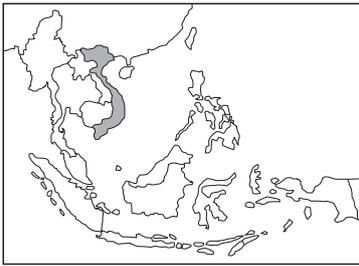
国際協力部は、法務省の中では新しい部署ですし、専門官の意見も様々な場面で反映されますので、教官も専門官も、固定観念にとらわれることなく業務に邁進しています。

専門官は、検察事務官だけでなく、法務局職員、矯正施設職員の各出身者がいます。彼らと共に仕事をする中で、異なる発想や考えに気付かされることが多々あります。国際協力部で勤務することで、検察庁では出会えなかった仲間と共に仕事ができ、有り難く感じています。

国際協力という現場で、貴重で得がたい経験をさせていただいていることに感謝し、これまで以上に業務に邁進していきたいと思えます。



各国プロジェクトオフィスから



ベトナムでは、去る5月22日、第14期国会議員及び各レベルの人民評議会（地方議会に相当）議員を選出する総選挙が行われました。全国で6900万人余りの有権者が、約9万1500か所の投票所において、国会議員500名、各レベルの人民評議会議員32万2966名を選出するというだけでなく、国会議員及び人民評議会議員はいずれも任期が5年であることから、総選挙は5年に1度の国をあげての大イベントです。もちろん、我々には選挙権はありませんが、国会議員は定数500人のところに870人が立候補しており、その中にはカウンター

パートであるベトナム弁護士連合会（VBF）の会長らも立候補しているため、我々専門家も今回の選挙には注目しています。

国民による直接選挙であるとか、最近日本でも引き下げられたように、選挙権年齢が18歳以上であるとか、日本といくつかの共通点もありますが、やはり国も変われば選挙も変わり、外国人である我々からすると新鮮に感じることも多いです。

国会議員選挙は、いわゆる中選挙区制であり、選挙区ごとに複数名の議員を選出します。しかし、その投票方法は、日本のように1名の氏名を投票用紙に記入するというのではなく、信任しない候補者を選択するらしく、例えば、3人区に5名の候補者がいる場合、投票用紙に記載された5名の候補者氏名のうち、信任しない2名の候補者の氏名の上に横線を引くのだそうです。

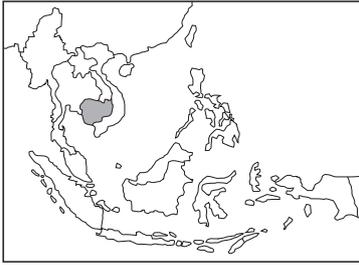
そして、やはり報道を見て最も驚くのは投票率の高さです。報道によると、投票日22時時点での統計で全国の投票率が98.77%、最も高いイエンバイ省とトゥアティエン・フエ省の2省ではいずれも99.99%であり、大都市のハノイ市とホーチミン市ですら、それぞれ98.47%、99.36%（19時時点）という高さです。私は、この投票率がにわかに信じられず、いろいろ聞いて回ったところでは、家族が代理で投票に行くとか、投票するよう家まで呼びにくるとか、投票箱が病院まで回ってくるなどという話もあり、どうやら間違いではないようです。

そのほか、投票日が近づくと、選挙を意味する「Bau cu」の語が入っているSMSが送信できないとか、あるウェブサイトが見れなくなったなどの噂も飛び交い、あらゆる意味で世間は選挙一色に染まります。制度の違いはともかくとして、投票率の低さが問題となる我が国と比べると、国民の多くが選挙に大きな関心を持っていると言うことはできそうです。

そして、肝心の選挙結果ですが、少し間をおき、6月1日に各地域の選挙管理委員会から各レベルの人民評議会議員の当選者を、国会議員については6月11日に国家選挙評議会が当選者を公表する予定であると発表されています。ハノイ市選管はすでにハノイ市選出の当選者を発表しましたが、全国すべての当選者が判明しているわけではないようで、どの候補者が当選したとか、落選したとかの噂も飛び交っており、未だ選挙熱は冷めてはいないようです。

幸い、我々専門家に対するカウンターパートによる総選挙は予定されていませんが、心の中で横線を引かれないよう、たゆまぬ努力をしなければと思う次第です。

（ベトナム長期派遣専門家 川西 一）

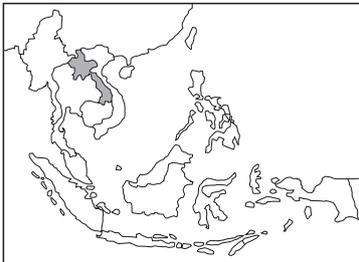


カンボジアは本当に泥棒が多く、身近でも盗難被害が多数発生しています。私の知り合いの日本人女性は、路上でショルダーバッグをひったくられた際に転倒し、肩を脱臼しました。通常、カンボジアで盗まれた物は二度と戻ってこないわけですが、最近、それが戻ってきた事例が話題になりました。

東南アジア諸国を自転車で旅していた日本人の男性が、カンボジアのプノンペンで自転車を盗まれました。彼は、自転車を取り戻すため、何日もかけて中古自転車屋などを探し歩いていたところ、かわいそうに思ったあるカンボジア人が、彼の自転車の画像をフェイスブックに

投稿して、みんなで彼の自転車を探してあげようと呼びかけました。その投稿は、多くの人にシェアされてあっという間にカンボジア中に拡散され、数日後、プノンペン郊外の下町で彼の自転車が発見されて、無事に警察に届けられ、彼に引き渡されました。この騒ぎを聞きつけたカンボジアの情報大臣が、彼と面会して記念品を贈呈し、彼は無事に自転車で陸路ベトナムに向かいました。

(カンボジア長期派遣専門家 辻 保彦)



ラオスでは、今年3月20日、5年に1度実施される国民議会選挙が行われ、定数149名のところ211名が立候補し議席が争われました。これに先立つ今年1月、ラオス人民革命党の第10回党大会では、党中央委員会書記長兼国家主席であったチュンマリー・サイニャーソン氏が引退し（同氏は党中央委員会顧問に就任）、ブンニャン・ウオーラット氏（前国家副主席）が党書記長となり、4月20日から23日にかけて行われた第8期国会において、そのブンニャン氏が新国家主席に、トンルン・シースリット氏（前副首相兼外相）が新首相に選出

されました。国家主席の交代は2006年6月8日以来の約10年振り、首相の交代は前首相のトーンシン・タムマヴォン氏が2010年12月23日に就任して以来の約5年4か月振りとなります。また、同国会では、各省大臣等も選ばれており新内閣が発足しております。

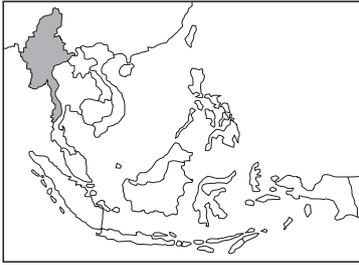
プロジェクトに関係するところでは、まず、前内閣で司法大臣を務めておられたブンクート・サンソムサク氏が首相府付きの大臣に就任され、後任にはサイシー・サンティヴオン氏が就任されました。サイシー司法大臣は、2014年～2015年の間、内務大臣を務めた経験がある方との情報を得ております。ブンクート氏には司法大臣として日本に来日し、司法関係機関、外務省、JICAとの関係緊密化にご尽力いただくとともに、日本からの支援協力に大いに信頼を置いていただいていたので、この交代を寂しく感じておりますが、引き続き、サイシー司法大臣からも同様の信頼を獲得すべく、尽力したいと思います。

最高人民裁判所長官と最高人民検察院の長官には変更がありませんでしたので、カウンターパート機関の長で変更があったのは、上記のとおり、司法大臣のみでした。

次に、カウンターパート機関以外では、民法典起草活動で大変お世話になってきました国会法務常務委員会委員長のダヴォン・ワーンヴィチット氏をご勇退され、新たにサイトーン・ケオドゥアンディ氏が同委員長に就任されました。サイトーン氏は日本への留学経験もある方で、ビエンチャン高校で教師を経験され、直近では、ビエンチャン首都の副知事を務めておられました。

このようにラオス政府の体制が新たになり、ラオスの法治国家実現の目標年となっている2020年までの重要な5年間がこの新政府によって行われることとなります。これまで長くお世話になった方の引退、緊密な関係を築き得た方の交代など、新政府発足がプロジェクトに与える影響も少なくございませんが、従前どおり、結果や成果だけに捉われず、ラオス側メンバーに寄り添いながら進める日々の地道な活動の中で培われてきたラオス側からの信頼感を基に、皆様のお力添えを得ながら、日本ならではの協力を進めていきたいと思っております。

(ラオス長期派遣専門家 須田 大)



ミャンマーでは、新しい政権が誕生して2ヶ月あまり経ちましたが、少しずつ省庁の内部も変わりつつあるようです。ミャンマーの省庁はレター、レターで何事も書類がないと進まなかったのですが、来月予定している契約実務ダイアログを連邦法務長官府（UAGO）に提案するにあたっては、メールで申請、返答もメールでなされました（もちろん実際に会ってダイアログの内容を説明する必要はあります。）。大したことはないかと思われるかも知れませんが、これまでの経緯からすると驚天動地、前代未聞の出来事でした。メールなどを利用するよう

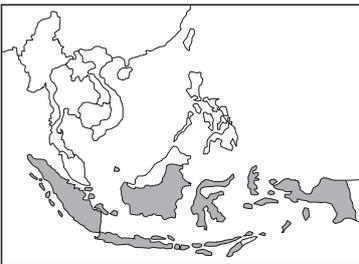
になれば、コミュニケーションも容易になり、大歓迎です。

ところでネピドーでも最近一週間は雨も降り始め、雨季の入り口にさしかかったようですが、それ以前、5月中旬は暑くて暑くて死にそうでした。クーラーも全く効かず、扇風機をつけても熱風が吹きつけ、周りのミャンマー人も今年は異常だと言っていました。

明日6月1日からようやくナショナルスタッフが1名加わります。米国の4年生大学を卒業した才女でこちらの方が緊張しております。

愛想をつかされて他の国際機関に引き抜かれぬよう、心して頑張りたいと思います。

（ミャンマー長期派遣専門家 小松 健太）



ジャカルタの渋滞は極めて酷く、渋滞を語ることなく予定を決めることはできません。

当局も、トランスジャカルタ（専用レーンと専用停留所を有するバス輸送システム）の路線拡充等、対応策を打ち出しているようなのですが、目に見える成果は上がっていません。

これまでは、朝夕のラッシュ時、都心部の主要幹線道路に「3 in 1」という規制が実施されていました。

これは、四輪車（バス、タクシーを除く。）に関し、運転手を含め乗員が3人以上でなければ、当該道路に乗り入れてはいけない、というものでした。

一見、2人以下しか乗っていない四輪車を排除できそうなのですが、この規制は、「ジョッキー」という新たな職業を生み出す元となりました。

つまり、規制地域に入る前付近の道路脇に、多くの人々が立ち並び、有料で一時的な同乗者になってくれるのです。

ジョッキーの中には、乳幼児を抱いた母親（母子で計2人になります。）も多く、途中で泣き出すことがないようにと薬で子供を眠らせていたケースもあったということで、児童労働という重大な人権侵害を惹き起こしているなどの批判が高まりました。

こうした声を受けて、20年以上も続けられていた「3 in 1」は、本年5月16日に廃止されました。当局は、来年、自動收受式ロードプライシング制度を導入するとしていますが、それまでの「つなぎ」として、7月27日から奇数・偶数ナンバー規制が試験的に始まるそうです。

あらゆる物事が予定通りにいかない当地において、これらの施策が今後どのようにしていくのか不透明といわざるを得ませんが、私の赴任期間中に渋滞問題が解決しないのは間違いなさそうです。

（インドネシア長期派遣専門家 間明 宏充）

一 編 集 後 記 一

毎年暑くなっているように感じる日本の夏ですが、この68号が発刊される頃には、少し暑さも落ち着いて、読書の秋が訪れようとしている頃かと思います。夏の疲れを癒やす涼しい秋の夜長には、是非本誌を手に取りゆっくりと読書をお楽しみください。

さて、本号の「巻頭言」は、本年6月に法務総合研究所長に就任した佐久間達哉所長に「法総研所長に着任して」を執筆いただきました。

佐久間所長の法整備支援に対する思いが、これまでのご自身のご経験を振り返りつつ著されており、その眼差しからは法整備支援が抱える問題点に対する鋭さと法整備支援に携わる者に対する温かさが伝わってまいります。

寄稿においては、日本貿易振興機構アジア経済研究所の山田美和様に「法制度整備支援と『ビジネスと人権に関する国連指導原則』—すべては人々の人権のために—」と題して執筆いただきました。同原則の成立過程や内容を紹介していただいた上、法制度整備支援が同原則の具現化に資する旨の、我々には「エール」とも思えるメッセージを頂戴いたしました。我々は、法制度整備事業を行うにあたり、同原則を座右の銘とする必要があると実感した次第です。

また、大阪大学大学院法学研究科教授仁木恒夫様からは「東ティモール社会における調停の発展可能性」を執筆いただきました。東ティモールを舞台に書かれておりますが、提起されている現地の慣習・伝統と法制度整備支援の調和という問題は、法制度整備支援対象国に普遍的に見受けられるのではないのでしょうか。

特集においては、当部の国際研修には欠かせない存在である各国通訳人の3名に執筆いただいております。法制度整備支援という特殊な分野での通訳及び翻訳をするにあたり、それぞれに試行錯誤をされたこと、通訳対象国への思い入れなど、法制度整備支援の難しさや面白さを違った視点から感じられる読み応えのある内容となっております。

外国法制・実務では、各国からの「2015年ベトナム民事訴訟法の概要」、「2015年ラオス憲法改正の要点」、「カンボジア民法の紹介～危険負担～」、「ミャンマーの民事裁判における当事者主義(1)」、「インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクトの思い出とその後のソフトな法整備支援」、「新たな民法の制定に向けて～ネパール法整備支援の現場から(1)～」を掲載しました。

各国における専門家からの法改正等の最新の情報を知ることができます。

活動報告【会合】では、「法整備支援へのいざない」を掲載しました。本シンポジウムの内容はもちろんですが、当日の会場を来場者で満杯にするまでの当部広報活動の様子や、

カラーで掲載できないことが残念なほど完成度の高いフライヤーなど、本シンポジウムの魅力が様々な角度から伝わってまいります。

活動報告【国際研修・共同研究】では、「第17回日韓パートナーシップ共同研究（日本セッション）」、「ミャンマー法整備支援プロジェクト第7回本邦研修」、「ミャンマー現地セミナー（和解・調停）」、「インドネシア法・司法人材育成強化共同研究」を、【海外出張】では、「法務大臣インドネシア共和国訪問」をそれぞれ掲載しました。

なお、今号より、当部の活動内容について更に詳しくお伝えできるように【部内研修】及び【来訪】の項目を新設し、それぞれ活動内容を掲載しております。

また、【講義・講演】では、2016年5月から同年7月までの期間中に、当部で行った講義・講演を掲載しました。

いずれも、当部の法制度整備支援活動の最新状況を簡潔かつ的確にお伝えする内容となっております。

岸田国際協力専門官による「専門官の眼」では、当部専門官の業務内容や、ご自身の経験談が丁寧に綴られています。実際に経験したからこそその気付きや楽しみが詰まっている大変興味深い記事となっております。

最後になりましたが、ご多忙の中ご寄稿くださいました皆様に厚く御礼申し上げます。関係者の皆様におかれましては、今後とも当部の事業に対し更なるご協力を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

法務事務官 鎌田真梨子